

して無盡藏なるを二禪師は全然藏經の權化、行者たるを識る也。

○希玄 道元禪師自筆明全戒牒識語

越前 永平寺 所藏

先師諱明全。貞應癸未二月廿二日出建仁寺。赴大宋國。見年四十歲、本是比叡山首楞嚴院僧也、本房下相井房也、本師明瑤阿闍梨也、參建仁寺榮西僧正。禮爲參學師。已入唐投天童山。入了然寮。于時堂頭無際了派禪師住持也、首座智明、都寺師廣、全公在天童。經三年、四十二歲、五月廿七日辰時、圓寂于了然。于時大宋寶慶元年乙酉載也、于時堂頭和尚如淨禪師、全公入宋之時、乃大宋嘉定十六年癸未也、初到明州景福寺、于時講師妙雲講師、爲堂頭、全公本授天台山延曆寺菩薩戒、然而宋朝、用比丘戒、故臨入宋時、書持此具足戒牒也、宋朝之風、雖習學大乘教、僧皆先受大僧戒也。只受菩薩戒之僧、未嘗聞者也。先受比丘戒、後受菩薩戒也。受菩薩戒而爲爲夏、未嘗聞也、明全入宋之時、後堀川院在位之後、高倉院爲太上皇、全公、太上天皇奉授菩薩戒。

○榮西僧正 明全 道元禪師 (法系)

貞應二年、明全、道元等を伴ひ、具足戒の牒狀を携へて入宋し嘉祿元疾を得て天童山了然寮に寂せり。道元、其の遺骨

を收めて東歸し建仁寺に葬る。識語は即ち道元が明全の戒牒の奥に加筆せるものにして、明全の傳とその戒牒を携へたる所以とを記せり。明全の傳は諸書に參見すれども、本書はその最も信據し得べきものなるのみならず。また實に道元

筆蹟の基準なるべきものとす書中いふところの、大宋寶慶元年は我が嘉祿元年にして嘉定十六年は貞應二年なり。

何れにせよ、其在世年代に於て榮西は一八〇一—一八七五。道元は一八六〇—一九一三なれば建保三年一八七五道元

十六歳の時榮西七十五歳を以て入滅す、されば道元は生前の榮西よりも滅後の榮西に受くる所の感化更に深大なるもの

ありしならん歟。

〔榮西禪師の尊皇護國、事蹟及其後代に及ぼせる影響〕

興禪護國論。建立支目門第八に禪院の中一廻の行事十六を擧ぐ其中の。

- 一に聖道場。謂く今上皇帝降誕の日以前三十日の間毎日不斷に大般若仁王法華最勝等の經を讀み奉りて聖壽無疆を禱り奉る。
- 二に念誦。謂く毎月初三、十三、二十三、初八、十八、廿八の六箇日儀式あり十佛名を念じて皇風遠く扇ぎ帝道久しく潤ひ佛法永く弘まり利生廣大ならん事を祝し奉り兼ねて一草一葉の施主の恩に報す。
- 四に報恩。謂く毎月朔日、今上皇帝の爲にし奉て般若經を講す。十五日は先皇の爲めにし奉りて大涅槃經を講す。祈請(聖壽萬歳)の句あり。

興禪護國論。鎮護國家門第二、

仁王經に曰く「佛般若を以て、現在未來世の諸の小國王等に付屬して以て護國の秘寶と爲す文」と其の般若とは禪宗なり、謂く境内に若し持戒の人あらば即ち諸天其國を守護す云云。

禪院恒に此修するは此れ是白傘蓋の法なり、國家を鎮護するの儀明かなり。智證大師の表に云く「慈覺大師在唐の日

發願して曰く吾遙に蒼波を涉りて遠く白法を求む、儻し本朝に歸ることを得ば必ず禪院を建立せんと其意専ら國家を

護じ衆生を利せんが爲の故なり云々と、愚も亦弘めんと欲するものは蓋し是れ其聖行に従ふなり、仍て鎮護國家門を

立つ。

同書世人決疑門第三に

或人難じて曰く何故ぞ禪宗獨り鎮護國家の法たるや」と答へて曰く「四十二章經に曰く爾時に世尊既に成道し已りて

是思惟を作したまふ、離欲靜寂、是を最も勝れたりと爲し、大禪定に住して諸の魔道を降し令法輪を轉じて衆生を度

す。文」と遺教經に曰く「此の戒に依因すれば諸の禪定及苦を滅するの智慧を生ずることを得、文と是に知りぬ。禪力

に非ずんば一切の惡破し難きことを。仍て此宗を以て鎮護の大要と爲るのみ」

【參考】元亨釋書の著者は其の序説志に最澄・空海・榮西の三人を一體として之を眞佛教即ち日本佛教の骨子とせり、

曰く「澄海榮西、相繼高踏、自茲此方、競鬪眞語」また榮西傳の贊に「初志雖補傳教之遺意、後世皆推禪門之祖」とあり、以て榮西の傳教、弘法に關する關係を知ると同時にその日本佛教（眞語）に於ける位置を明かにし得べし。更に天台・眞言二教の尊皇護國及大日本國精神の事實を列記して榮西の所承を明かにす。

△天台宗 最澄 一四二七一—一四八二五六才。38入唐 48年分縁起 52守護國家章九卷 53血脈譜 55顯戒論 56歿。

○弘仁五年九月廿一日最澄自筆「天台法華宗年分縁起」云。48

伏惟弘仁元聖文武皇帝陛下德合乾坤、明並日月、忠孝空古禮樂新今、山邑同心、竭護國忠。云云

○弘仁九年守護國界章九卷 他宗ノ誹謗ヲ論駁ス52

○弘仁十年十二月五日、内證佛法相承血脈譜、撰上53

達磨大師付法相承師師血脈譜一首、大日本國大安寺ノ行表和上

大日本國比叡山前ノ入唐受法沙門最澄

天台法華宗相承師師血脈譜一首ニ 大日本國比叡山前ノ入唐受法沙門最澄

天台圓教菩薩戒相承師師血脈譜一首ニ 大日本國比叡山前ノ入唐受法沙門最澄

結文ニ 大日本國弘仁十年歲次己亥十二月朔乙巳五日己酉撰上

○弘仁十二年55上顯戒論表ニ

先帝ノ傳法ハ古今無比、護國利生 鹿劫ニモ豈ニ朽ンヤ云々

△眞言宗 空海 一四二四—一四九五62才。24三教指歸 31入唐 33歸 55綜藝種智院 62三月廿一日寂

○三教指歸24三卷 釋孔老ノ三教モ至理ハ一致スル所以ヲ論セシモノ

上卷、龜毛先生論 中卷、虛亡隱士論 下卷、假名乞兒論

延曆十六年24自序ニ

聖者驅人、教綱三種、所謂釋李孔、雖淺深有隔、並皆聖說、若入一羅、何乖一忠孝ト以テ本書ノ一斑ヲ知ルベシ。

○綜藝種智院式並序 天長五年十二月十五日大僧都空海記55

心住慈悲、心存忠孝。不論貴賤、不看貧富、隨宜提撕、誨人不倦、

○御遺告(廿五條) 62

大日本國高市郡久米ノ道場ノ東塔ノ下(大毘盧遮那經ヲ尋ネ得タリ)

東ハ大日本國ヲ限リ云々(高野山ヲ開キシコト)

今大日本國沙門有テ來テ聖教ヲ求ムルコト皆所學ニシテ寫瓶ノ如クナルベシ(吳殷ノ纂)

能作性ノ如意寶珠ハ頂戴シテ大日本國ニ渡ル、云々

因に天台僧善惠大師の著、參天台五臺山記に見ゆる「大日本國」の文字の出所を示さん。

善惠大師成尋 一六七—一七四一 71

參天台五臺山記 八卷 又云 善惠大師賜紫成尋記(國民的自主觀念(祖國愛ノ精神)充溢)

釋成尋 延久四年壬子62(神宗熙寧五)三月十五日乙未寅時肥前松浦郡壁島發

もろこしも天か下にそありとさく照る日の本を忘れさらなむ。(成尋母)

聖延久五癸丑63六月十二日(熙寧六)迄ノ日記

大日本國 十四ヶ所(全篇 國民的自主觀念：尊皇祖國愛ノ精神滿載)

十月十五日神宗皇帝日本風俗ニ關スル問答中ニ

本國世系神代七代第一國常立尊、第二伊弉諾、伊弉册尊、第三大日靈貴亦名天照大神日天子、始生爲三帝王、

後登高天、照天下。故名大日本國。云々(卷四)

第三編 近古

熙寧五年五月十六日 大日本國延曆寺阿闍梨寺主 云云 (第一) 六六〇頁

熙寧五年六月 日 大日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主 云云 (第一) 六六七

覺虎上^三 大日本國師^一 十三日 (第二) 六八二

大日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主傳燈大法師位大宋國賜紫僧成尋 (第五) 七三八

大日本國皇太后宮降來先帝御書經卷云々 (第五) 七三八

大日本國先皇帝 (第五) 七三八

大日本國故右丞相從一位藤原朝臣云々 (第五) 七三九

熙寧六年正月七日 大日本國延曆寺阿闍梨傳燈大法師紫某 (第六) 七五二

大日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主云々 (第六) 七五五

大日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主傳燈大法師位賜紫成尋 (第六) 七五六

以上

善惠大師成尋は入宋の前年延久三年十二月備中新山に在りしこと本書新山寺の章に明記す。その渡宋の後僧侶の入宋しばらく絶えたりしが九十八年を経て仁安三年四月、榮西の渡宋を見るに至れり。(第三十七章・善惠大師と新山寺)

榮西の懐抱したる大日本精神、佛法は王法の寶にして王法は佛法の主なりと云ふ信條、戒律の復興を志して小比丘之を愁ひ之を悲み早歳より今の老年に至る迄會て間斷なしと云ひ百万之れが振張に竭せし功著れて。今秘密灌頂血脉譜を案するに日本國沙門小比丘榮西、門徒二千人に及び乃至孫葉一萬餘衆各廣大の菩提心を住め、清淨梵行を修めしむべき者どありて其の未來記に 予世を去るの後五十年此宗最も興るべしと特筆せしに違はず建仁十一世大覺禪師道隆に至りて持戒尤も嚴重にして王法永固の決心益々熱烈となり、其語録中に「永扶帝祚」「永作皇室之砥柱」「永作皇支柱石」と大書し榮西の滅後七十六年弘安四年蒙古來の大國難を繞りて禪徒の間に驚くべき國家的大勇猛心を興して以て此の非常時を打開し得たり、そは宏覺禪師西向法師及眞阿尼の事蹟に徴し得べし。

宏覺禪師慧安は京都上加正茂傳禪寺の住僧なるが、會文永六年蒙古二度目の牒狀に對しては朝廷より返牒を興へんとの思召にて菅原長成に命じて其の書案を書かしめ給ふとの風聞を耳にして大に悲み、せめては神佛の加護に頼りて之を止め奉らんとて同年十二月廿七日より翌七年三月朔日まで六十三日間の御祈禱を致し、其の次第を書したる文永八年九月十五日附の宏覺禪師蒙古降伏祈願文なるものは現に國寶として正傳寺に保存せらる。其一節に「重ネテ乞フラクハ、神道雲トナリ、風トナリ雷トナリ雨トナリ國敵ヲ摧破シ天下太平、諸人快樂、伏シテ乞フラクハ、八幡三所權現百王鎮護ノ誓約ヲ廢スルコトナク大光明ヲ放テ加持護念シ云云」トアリ、尙其卷物ノ終ノ軸ニ當ル所ニ小サキ文字ニテ「末ノ世ノ末ノ末マデ我が國ハヨロゾノ國ニスグレタル國」ト書カレタリ讀人不明ナルモ禪宗ヲ通シテ當代ノ大日本精神、強大ナル自主觀念ノ顯現ヲ觀ルベキモノナリ。

西向法師井芹彌二郎に就いては建治二年の異國征伐すなはち蒙古反擊に方り鎮西奉行より人員注進の命に對する志願書に、

肥後國御家人井芹彌二郎藤原秀重法師法名西向謹註進言上

一、人勢弓箭兵仗乘馬事 西向年八十五、仍不能行歩

嫡子越前房永秀年六十五、在弓箭兵仗 同子息彌五郎經秀年三十八、弓箭兵仗、腹卷一領、乘馬一疋。

親類又二郎秀南年十九、弓箭兵仗、所從二人。一孫二郎高秀年四十 弓箭兵仗、腹卷一領、乘馬一疋、所從一人。

右任御下知狀、可致忠勤也、仍粗注進狀言上如件、

建治二年閏三月七日

沙彌 西向(裏判)

其勇氣勃々六百歳の下懦夫をして起たしむるの慨あり。

眞阿尼に至りては北山室といふ所の地頭・寡婦の身にして同時に志願書を提出せり曰く

建治二年三月廿五日御書下、昨日閏三月二日到來畏拜見仕候了。抑被仰下候、爲異國征伐、人數交名並乘馬、

物具員數等事、子息三郎光重、掣久保二郎公保、以夜繼日、企參上候へは令申上候以、此旨且可有御披露候、恐惶謹言、

婦人すら猶ほ此の意氣込あり當時に於ける士氣勃興の概を想見すべし。以て禪宗の一代に及ぼせる影響の偉大を徴するに足らん。

○閻浮界裏至治之域

元亨釋書の著者虎關禪師鍊は其の第十七卷に於て天皇及臣下の篤信者を傳して「王臣篇」と名け其の序及後序に於て彼我比較論證の末、我が國體の優秀なる所以を闡明して我が國を以て閻浮界裏至治之域と斷定せり。而して師鍊は建仁寺第十世聖一國師圓爾の法弟、寶覺禪師東山湛照の秘藏弟子なり。師鍊才學高瞻にして和漢の書該覽せざるはなし、年三十鎌倉建長寺に往きて宋僧寧一山に會す。談たまゝ、日本名僧の事に及ぶ師鍊僧傳に闕くして能く答うる事能はず。茲に於て大に發憤する所あり、僧傳評論年表等載せ漏さず凡そ卅卷一書の舛裁之を春秋史記に擬す是れ元亨釋書なり。實に我が佛教歴史の始めなり。我邦を以て閻浮界裏至治之域と斷する所以、遠く之を古史に徴すると同時に近く之を元寇擊滅の壯舉に證徴檢覈したるに外ならざる也。略に曰く

經（修多羅）に曰く富貴は道を學ふこと難し、士大夫すら猶ほ諸を病ふ。況や王公をや。我國家、聖君賢臣相次で間出す。皆能く我法を欽す。予博く印度支那之諸籍を見るに、未だ此方之醇淑なるもの有らざる也、何となれば神世一百七十九萬二千四百七十餘歳人皇二千年一利利種系聯禪讓し未だ曾て移革せず、相胤亦然り、閻浮界裏豈是の如き至治之域あらん乎。故を以て佛乘繁茂し率土和治し君臣崇奉、歲曆綿邈、亦我真宗之助化か（中略）我竺支の事を見るに、我國之渾厚なる如き者未だ之れ有らざる矣。是區域之靈勝、祖宗之聖武、而して亦吾佛乘之資輔也、我至治之域と言ふ者其れ然らず乎。（本書・一四〇三—一四〇六頁・釋書王臣篇・序並跋・參照）

と、宜なる哉、北畠親房の神皇正統記を著して「大日本は神國なり」と喝破する所以のもの。因に親房は、虎關禪師師鍊の俗弟女慧法師に就いて資治通鑑を受け通鑑に精通せしこと。又後醍醐天皇女慧法師を召して程朱學を講せしめられしこと、共に尺素往來に見ゆれば、親房の神皇正統記と師鍊の王臣篇と其の間一脈の精神相通する敢て異しむに足らざるなり。正統記開卷第一に。

大日本は神國なり、天祖初めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ我が國のみ此の事あり、異朝には其の類なし此故に神國と云ふなり。

と。「神世一百七十九萬二千四百七十餘歳人皇二千年一利利種系聯禪讓して未だ曾て移革せず閻浮界裏、豈是の如き至治之域あらん乎」全然符合の大文字と謂ふべし。

新井白石の讀史餘論卷一、劈頭に「神皇正統記に光孝より上つ方は一向上古なり云々」とあり其正統記に受くる所大なるを知るべし。頼山陽の日本外史は讀史餘論の漢文直譯にして明治維新の原動力となりたりと云はる。果して然らば釋書王臣論、神皇正統記、讀史餘論、日本外史の關係深きを知るべく。元寇擊滅と明治維新との關係を明かにし得べく又禪宗が我武士道精神に影響して如何に明治新維に貢献せるかを察するに足らん。

〔喫茶養生記〕

喫茶養生記は一八七四、建保二年甲戌、榮西の著作に係り、人體養生に關して茶の機能を説示したるものなり。上下二卷より成る、上卷を五臟和合門とし、茶の功能、釋名、形狀、採時、焙茶等を説き。下卷を遣除鬼魅門として、飲水病、中風、不食病、瘡病、脚氣病等を擧げて之に對する茶の功德を述べ盡せり。凡て漢文にて記せり。（群書類從卷第三百六十八、飲食部に喫茶養生記上下二卷を收む）

茶也、養生之仙藥也、延齡之妙術也、山谷生之、其地神靈也、人倫採之、其人長命也、天竺唐土同貴重之、我朝日本曾嗜愛矣、古今奇特仙藥也、不可不摘乎、謂劫初人與天人同、今人漸下漸弱、四大五臟如朽、然針灸並傷、湯治又不應乎、若如此治方者漸弱漸竭、不可不怕者歟、昔醫方不添削、而治今人斟酌寡者歟、伏惟天造萬像、造人以爲貴也、人保

一期、守命以爲賢也、其保一期之源、在于養生、其示養生之術、可安五臟、五臟中、心臟爲主乎。建立心臟之方、喫茶是妙術也、厥心臟弱、則五臟皆生病、寔印土耆婆往而二千餘年、末世之血脈誰診乎、漢家農神隱而三千餘歲、近代之藥味詭理乎。然則無人于詢病相、徒患徒危也、有悞于請治方、空灸空損也、偷聞今世之醫術則含藥而損心地、病與藥乖故也、帶灸而夭身命、脈與灸戰故也、不如訪大國之風、示近代治方乎。仍立二門、示末世病相、留賜後昆、共利群生矣。于時建保二甲戌春正月日。謹叙。(養生記、序文)

【附】茶の傳來及茶の湯の流行

茶は支那より傳來したるものなりと雖も、其時代詳かならず。和事始、茶事談、煎茶綺言、茶經詳説等に聖武天皇の天平元年(一三八九)に百人の僧を内裏に召し般若經を講ぜしめ第二日に行茶の儀ありし事を載せたれども、後世の著述たるを以て信據し難し。尋で同天皇の時、僧行基、茶の木を植えたること東大寺要略に見え。平城天皇の大同年(空海歸朝の時、持ち歸りしこと喫茶餘録に。延暦廿四年の最澄歸朝の時、持ち歸り近江坂本に栽えたること、同書所引の日本莊記に見えたれどもまた確かならず。正しく正史に見えたるは類聚國史に弘仁六年(一四七五)四月嵯峨天皇近江滋賀に幸せる時、崇福寺の僧永忠が手づから茶を煎じて献りたることあるを始と爲す。尙此外にも性靈集、凌雲集等にも散見せるを以て考ふれば、光仁、桓武の朝、既に傳來し居たりしこと疑ふべからず。又類聚國史に依れば弘仁六年六月に畿内并に近江、丹波、播磨等の國をして茶を植え、毎年之を献せしめられたり。此頃よりして茶を喫すること漸く流行し、朝廷にては殊に茶園を設け遣茶使を置きて之を監せしめられたり。爾來茶の需要増加するに及びて、私に茶園を設くるに至り。風土記、本朝文粹等を按ずるに、當時甲斐國八代郡、參河國八名郡、碧海國、及但馬國等より多く茶を産出したる由見えたり。降りて鎌倉時代に至り僧榮西は宋より茶子を持來りて筑前の脊振山及博多聖徳寺の山内に植え、又梅尾の明惠上人は宇治と梅尾とに之を栽培せり。下りて南北朝時代には女慧の作と傳へられたる、庭訓往來に茶の事を云へる條に、「我朝名山者以梅尾爲第一也、仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺是爲輔佐、

此外、大和、寶尾、伊賀、八島、伊勢、河居、駿河、清見、武藏、川越、茶皆是天下所_二指言_一也」と見えたり、以て當時茶の産地の重なるものを伺ふべし。室町時代に及びては茶の湯の流行盛大となりしより、其製法また大に進歩を呈したり。江戸時代には殊に宇治の産を喜び茶司上林兩家を代官に補し。年々新茶を幕府に上らしめたるのみならず。一般の日常の飲用となしたるも蓋し此時代よりの事なるべし。安政以來外人本邦の茶を好むに至りて、は主要なる貿易品となり年々輸出品の首位を占むるに至り。其栽培日を逐うて盛となれり(類聚國史、喫茶遺芳、鳥鼠同穴集、本邦茶史、喫茶資料、煎茶綺言、國史大辭典)

茶の湯の起原詳かならず。弘仁六年四月、嵯峨天皇、近江國唐崎に行幸し給ひし時、梵釋寺の僧永忠茶を煎じて献りしこと類聚國史に見えたり。是れ煎茶の史に見えたる濫觴なるべし。然れども抹茶を用ひしは建久二年僧榮西宋より持來りし茶子の繁殖後に在り。即ち鎌倉時代の中頃萌せるなるべし。文永四年大應國師紹明宋より歸朝の時、臺子一具を將來せしを後に大徳寺に傳へたりと云ふ。因て抹茶は禪僧等が用ひ始めしこと明かなり。南北朝時代關東武士等抹茶を玩びて茶會の催しあり。茶禮と云ふことも此頃より聞えたり。天龍寺の夢窓茶の式を定めたりといへば此頃より茶の法式始りしなり。此時代の茶會は盛大なるものにて喫茶の亭を設け室内の裝飾を華麗にし賓客を請して茶を進めたり。又四種十服茶とて茶を品評し賭物をなして勝負を決せり。七十服茶、百服茶などありき。されば足利尊氏その部下の茶寄合を制止したれども益盛に行はるゝに至れり。足利義政に至り、茶を好み、南都の人村田珠光を聘して茶の法式を學び東山に茶寮東求堂を造り、日夜茶事に耽る。東求堂は維摩詰が方丈に倣ひて造れるものにて四疊半茶室の濫觴なりと云ふ、而して珠光は眞行臺子の法、茶室の構造、茶器の種類等を撰定し、始めて一の法式を制定せり。因て茶道傳統の元祖と稱せらる、是より茶道は益隆盛に赴き、天正年間に至るまで百餘年間珍器佳什の世に出でたるもの最多し。珠光より茶道の傳統始まり、志野道耳、松本宗悟を経て武野紹鷗に傳へ、紹鷗は千利休に傳ふ。利休豊臣秀吉に仕へ、命を奉じて古法を改良し、茶式を大成せしかば茶道の大本こと定まる。是より茶事の流行海内に普し。利休の孫宗旦、質素

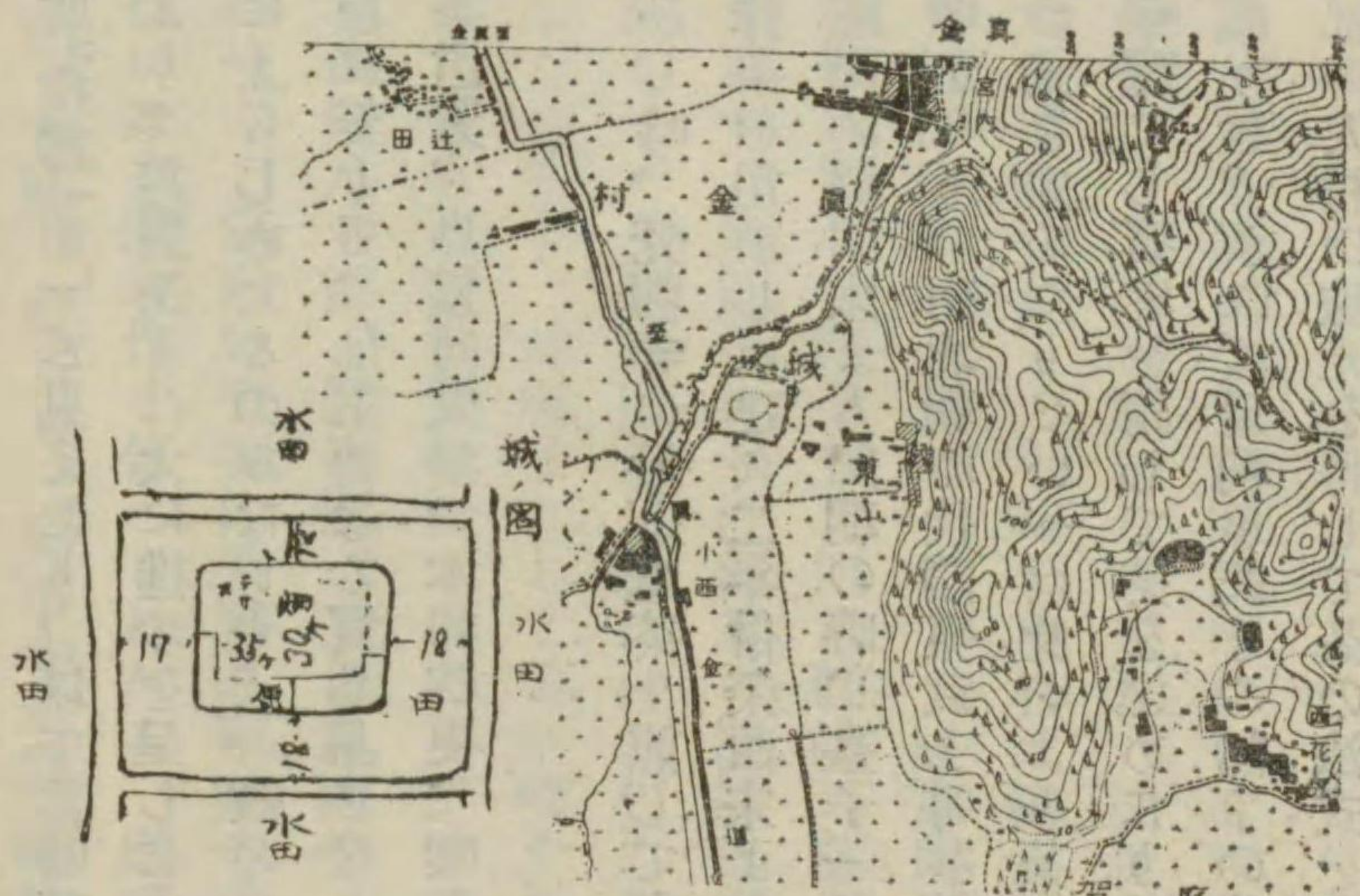
を主として「わび」といふ事を始めて茶事はすべて清寂を喜ぶ風となりしかば、貴賤上下の別なく是を賞玩し以て今日に至りぬ。

流派。千家流、利休の創めたるもの、其孫宗旦の子三家に分れ、一は江岑宗佐にて宗旦の後を承け俗に表流と稱す。二を俗に裏流と稱す、専ら質素を主とせり。三を俗に武者小路流と稱す。織部流、古田織部の創めたるもの。藪内流、藪内紹智之を創む。遠州流、古田織部の門人小堀遠州之を創む。石州流、片桐貞昌之を創む。宗徧流、山田宗徧之を創む。有樂流、織田有樂齋之を創む。

調度。茶湯に用ゆる道具に爐（夏向は風爐）釜、香合、茶入（棗とも云ふ）茶入袋、茶碗、茶筌、茶杓、柄杓、水壺、建水、釜居、羽箒、炭斗、火箸、灰土鍋、灰杓子、鑊、前土器、袱紗、茶巾、蓋置、火入等あり、此外、燭手燈臺、十能、自在がき等も随時に用ふ。（喫茶往來、夏山雜談、茶廳問話、舊儀裝束十六式圖譜解説、嬉遊笑覽、國史大辞典）

〔榮西禪師誕生地としての賀陽邸址〕

(一)榮西禪師の誕生地（賀陽屋敷址）は吉備郡庭瀬町大字川入字城廻りに在り。山陽線庭瀬驛を下車し北すること數町にして眞金道に出づれば。更に北方十餘町に百餘株の松竝木と荒涼たる一大廢墟とを望見すべし。松竝木は東山吉備津新宮の參道にして鬱々たる老松晚翠を含みて亭々天を摩するものなり。廢墟は榮西禪師の生誕地たる賀陽氏の邸址にして今尙ほ殘壘塹壕の跡歷々徴すべく禾黍油々人をして低徊去る能はざらしむるものあり。之に加ふるに吉備津の舊別當坊たる東林山、明仙童寺眞如院の古梵宇の一郭を以てす。



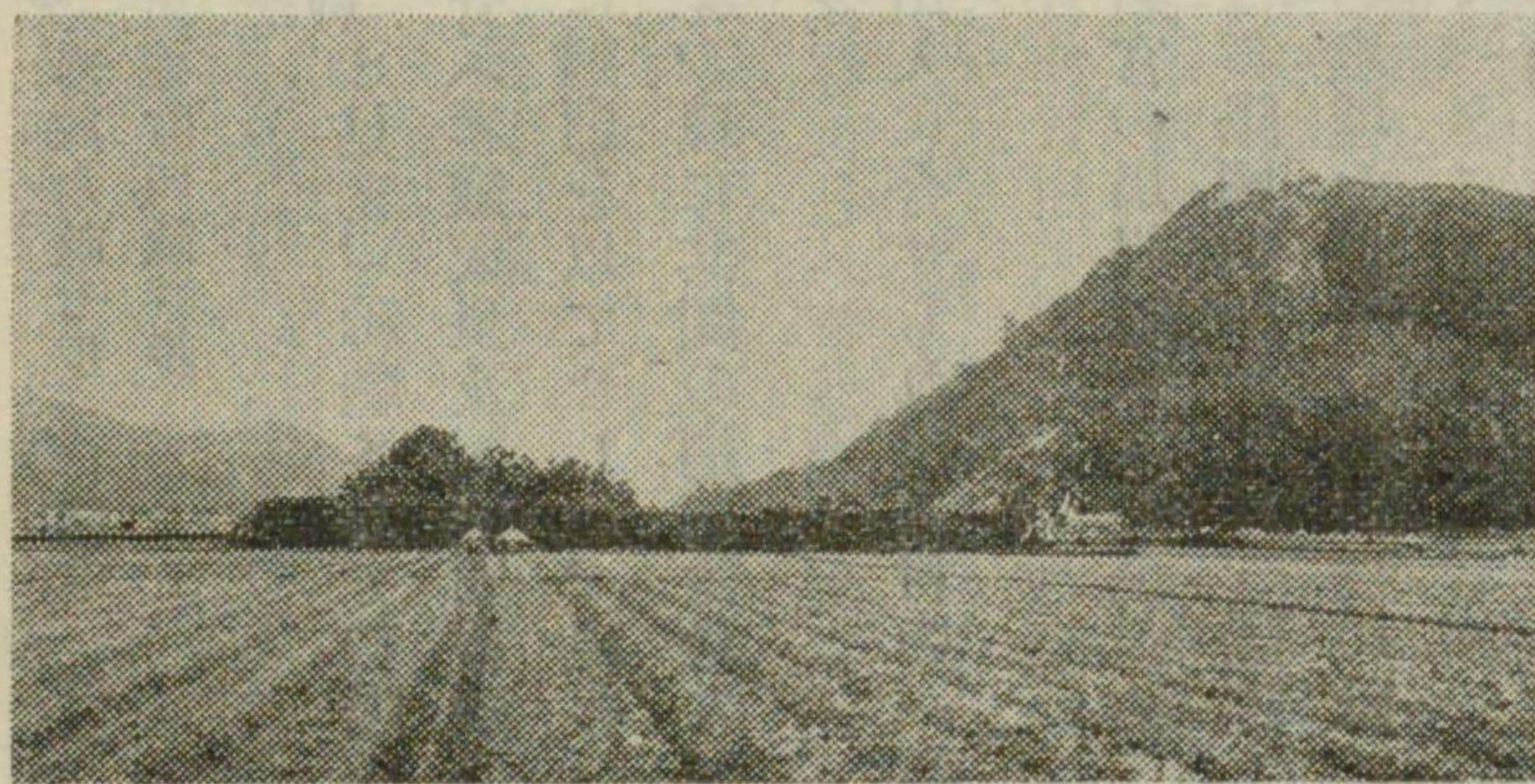
賀陽氏邸址附近

是れ賀陽氏の舊址なり。蓋し東山一帯の地は古色蒼然、地方稀に觀る風致にして又附近第一の偉觀と稱するも溢美にあらずべし。

賀陽氏邸址は、今城と呼ばれ附近一帯の地を城廻りと稱す。邸址、南北三十間、東西三十五間、長方形、北面して道路（長十二間）を通す。四邊もと土壘を繞せしが、今は南邊全部、東西二邊各一部分を存するに過ぎず。南邊土壘、北半高二間幅四間許、南半高十尺幅五間許。西邊、南半を存し高一間幅二間許。東邊、南一部分高一間幅二間を存するに過ぎず。地域は畑となり西一半は桐を植う、西北隅に齊墩樹の大木あり。

周湟。今水田となる。東西七十間、南北六十間、其幅員北湟十二間、西湟十七間、南湟十八間、東湟十八間。是は周圍の地面より低きこと三尺、邸址より低きこと六尺許なり。更に切圖に依りて之を詳記すれば。

邸址	字名	地番	地目	段別	所有者氏名	桐畑、チサノキアリ
計	城廻り	六〇一	畑	九畝廿八步	脇本 吟藏	
		六〇二	畑	貳畝五步	脇本 吟藏	
		六〇三	原野	壹畝拾五步	脇本 誠一	
		六〇四ノ一	畑	壹畝拾九步	脇本 恒三郎	
		六〇四ノ二	畑	壹畝拾九步	脇本 翁	
		六〇五	畑	五畝九步	大賀増太郎	
		六〇六	畑	貳畝拾四步	脇本富三郎	
		六〇七	畑	壹畝廿八步	森安五三郎	
		六〇八	畑	五畝九步	脇本 房三	
		六〇九	畑	貳畝拾六步	脇本 住治	
				參段四畝廿三步		



賀陽氏邸址

周湟ノ部

城廻リ	五八七	田	參段四畝廿九步	脇本 誠一	城廻リ	六〇〇	田	參段六畝七步	脇本 誠一
城廻リ	六一〇	田	參段貳畝廿七步	脇本 猛	計			壹町四畝參步	
合計			壹町參段八畝廿六步						

官幣中社吉備津神社は其の草創最も古く、延喜式にも備中國賀陽郡、吉備津彦神社名神と見え、神職として賀陽氏の世々奉仕する所に係り。正宮(大吉備津彦命又云五十狹芹彦命)黒山宮(健日方別命)本宮(孝靈天皇及妃倭國香姬命)内宮(吉備大井比賣命)新宮(吉備武彦命)の五社より成り、各本殿ありて之を連ぬるに廻廊を以てせしが、現存廻廊は正宮より本宮に至る三丁許のみ、新宮より本宮に至る五丁許の廻廊は現存の古圖に見え、現に其間の廻廊敷地は歴然徴し得べし。

而して新宮及同別當坊眞如院の所在地たる東山部落はモト宮内の内なりしが後割きて川入に合せられ川入村の一部分となりしが川入村も亦庭瀬と合併して庭瀬町となりて今日に及べり。

賀陽氏の邸は新宮の西方稍北に振れて相距ること二町半、又新宮の西方稍南に振れて新宮の馬場竝木(長東西約二丁許)其の西端の石鳥居より北方約一丁餘にあり。是即ち吉備津宮祭神の後裔にして曾ては賀陽國造やがては賀陽郡大領賀陽豊仲等を始め郡司兼祖廟吉備津の宮人たる賀陽家の邸趾たり。而して此の城廻り城の廢墟を以て賀陽屋敷の趾とする根據二。曰く古老の口碑傳説之を以て賀陽屋敷とすること。曰く其規模形式當代に徴すべきこと。以上二者相一致すること是なり。

因みに内に土壘を外に塹濠(周湟)を繞らせる、此の種、舊族邸宅の規模形式は平安以降源平鎌倉吉野朝時代の間に行はれたることは之を源平鎌倉時代に於ける武藏相模乃至關東武士の邸第の趾に徴すべく。更に當地方に此の類例を求めれば都窪郡常盤村大字溝口の藥師寺氏の邸趾。吉備郡蘭村大字市場字見瀬櫻喜右衛門邸趾。同郡大和村大字野山伊達氏の邸趾。小田郡川面村大字西川面小田氏の邸趾(小田郡大領、小田津津また小田豊郷等の邸趾にやは先年輕便鐵道敷に當りて破壊され今原狀を留めず)等是なり。而して是等は皆城の名を以て呼ばるゝを普通とす。

〔禪師を繞ぐる賀陽氏の一門〕

元亨釋書の榮西傳に「釋榮西、號明菴、備之中州吉備津宮人、其先、賀陽氏薩州刺史貞政曾孫也」とありて其の父祖の名を擧げず。賀陽氏も「カヤ」と訓み加夜、香屋、蚊屋、伽伽、賀夜、賀陽と書く。孝靈天皇の皇子若日子建吉備津彦命、其子武彦命、其子御友別、御友別の子、仲彦命の後なり。香屋臣、和名鈔に備中國賀陽郡。舒明紀に蚊屋。延喜式に賀陽郡吉備津彦神社。國造本紀に加夜國造。輕島豐明宮朝御世上道國造同祖、元封中彦命、次定國造。應神天皇紀に。以上道郡一封中子仲彦、是上道臣、香屋臣之始祖也とあり。氏は吉備津宮神主に賀夜氏あり。賀夜郡古郡神社中彦命を祭るとも云へり。紀天平神護元年六月備中賀陽郡人外從五位下賀陽臣小玉女等十一人賜姓朝臣。文德實錄天安元年春正月丁未賀陽朝臣始子等授外從五位下。三代實錄貞觀四年春三月四日壬申備中國賀陽郡人左大史正六位上賀陽朝臣宗成、從六位下備中權博士賀陽朝臣眞宗等二人改隸左京職。同六年春正月七日甲午詔曰諸社乃禰宜祝等爾給位階一位云々。授左大史正六位上賀陽朝臣宗成外從五位下。同夏六月廿八日癸未以外從五位下賀陽朝臣宗成爲安房守。同七年夏五月十六日丙申以外從五位下行安房守賀陽朝臣宗成爲備後介。同九年丁亥春正月八日己酉賀陽朝臣乙三野授外從五位下。仁和三年春正月八日壬午授外從五位下賀陽朝臣乙三野從五位下。扶桑略記、宇多天皇加夜郡大領賀陽豊仲弟統領豐蔭、吉備津禰宜豐恒。

と見ゆ。而して賀陽系圖を案するに前出の宗成、眞宗、豊仲等は皆榮西の尊屬親なり。(通史上編七二六―七二九頁賀陽氏系圖參照)

扶桑略記廿二、寛平八年九月廿二日條に、善家秘記云。余寛平五年出爲備中介、時有賀夜郡人賀陽良藤者云々良藤兄大領豊仲、弟統領豐蔭、吉備津彦神宮禰宜豐恒及良藤男左兵衛志忠貞等皆豪富之人也云々と見ゆ。此事は今昔物語語十六の十七にも「今昔、備中國賀陽郡葦守ノ郷ニ賀陽ノ良藤ト云フ人有ケリ、良藤ノ兄大領豊仲、良藤カ弟統領豐蔭

吉備津彦神宮、彌宜豐恒、良藤カ子忠貞、皆家富ル者也」とあり。以て其富盛を察すべし。

尚ほ賀陽家が鎌倉時代を通じて富盛を維持したることは左の文書之を證するに足る。

(一) 建久四年正月日神主賀陽朝臣花押支配狀

(賀陽貞則氏藏)

(中略 十六行)

畠 二丁二段册代

(中略 三十九行)

右處分如斯但於此田畠者各不可令沽却於他人、若令沽却者一家中隨器量可沽却也或無子息号養子有讓渡於他人者雖何子息早附本名可令押領知仍支配如件

建久四年正月 日

神主賀陽朝臣花押

(二) 寬元參年十月日 沙彌花押 讓狀

(賀陽貞則氏藏)

(中略 廿五行)

不日 七郎 干手

庭妖郷田一丁反

大勾三條三丁二反 中川四條五丁三反

葦本三條四丁廿步

五條三丁二反五 鍋倉五條六丁二反

六條三丁半

(中略 十二行)

万壽御前分

田畠壹町肆段拾伍代

(此間廿七行略ス)

所從等 男拾人

國恒 重正 清貞 忍延 平玉冠者 秦六 小楠太 國平

吉國 黒法師冠者 女三人

□處分大略如此且嫡男貞頼死去之間以次男光貞□子依讓與神主職賜領家御下文之事明鏡也然者同所領久成名田畠所從屋敷等讓與光貞畢又別讓□之間連□明白也將以光貞於惣名主此任讓狀各令□不可有後日之違亂者也、但田畠所從等不可沽却他人□沽却之思者于一家家中隨器量可沽却也或又於無□号養子有讓與他人之事者可押領知名主光貞也於板倉庭妖之後家領者役後之時可令領家光貞留後日之違亂讓狀如件

寬元參年十月

沙 彌 花 押

(三) 正安參年己丑二月沙彌順阿花押處分狀

(賀陽貞則氏藏)

讓與

久成名田畠屋敷住宅并所職以下所從處分事

一、寢殿壹字五間三面 在中門 板庇

一、雜舍壹字、副屋壹字、倉壹字

一、神主職 田

一、庭妖郷(此次九行略ス)

一、戶見保肆町田二月御供田也但貳拾六ヶ日

一、西蓮寺

一、堂敷畠貳段無圖 修理田貳段 新堂辰巳

一、檀供田壹段 荒墓里二條三町一反半内反也

一、但此檀供田者爲合勸化公方御事

一、課役所入下地於肥田女房讓内也

一、所從等

一、肥田女房分(此次七行略ス)

一、鼻壹段半内(此次三行略ス)

一、所從等(此次一行略ス)

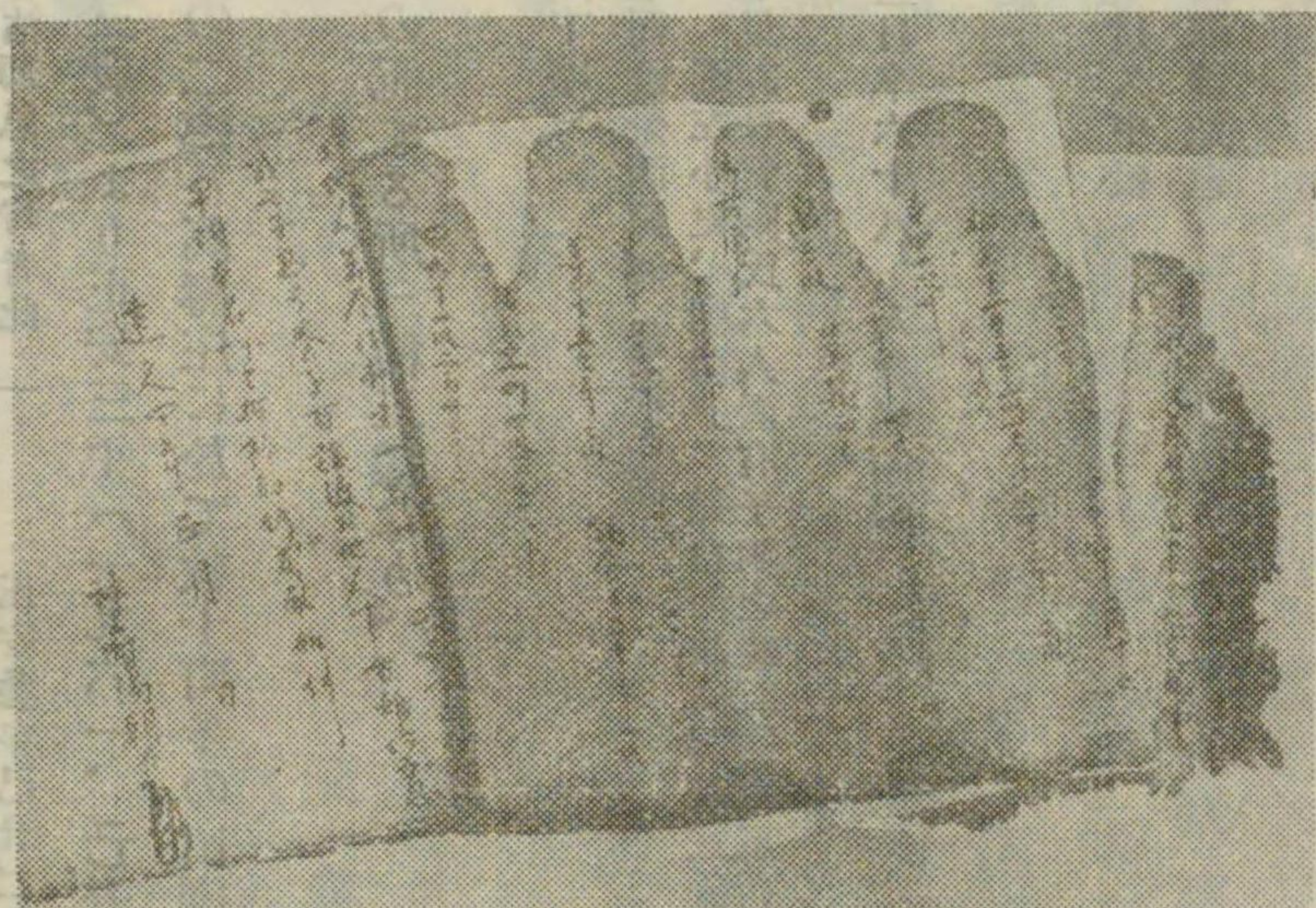
一、孫女松鶴分

一、庭妖郷 机田壹段肆拾代丸田 土作伊豆里一條二丁貳段拾代

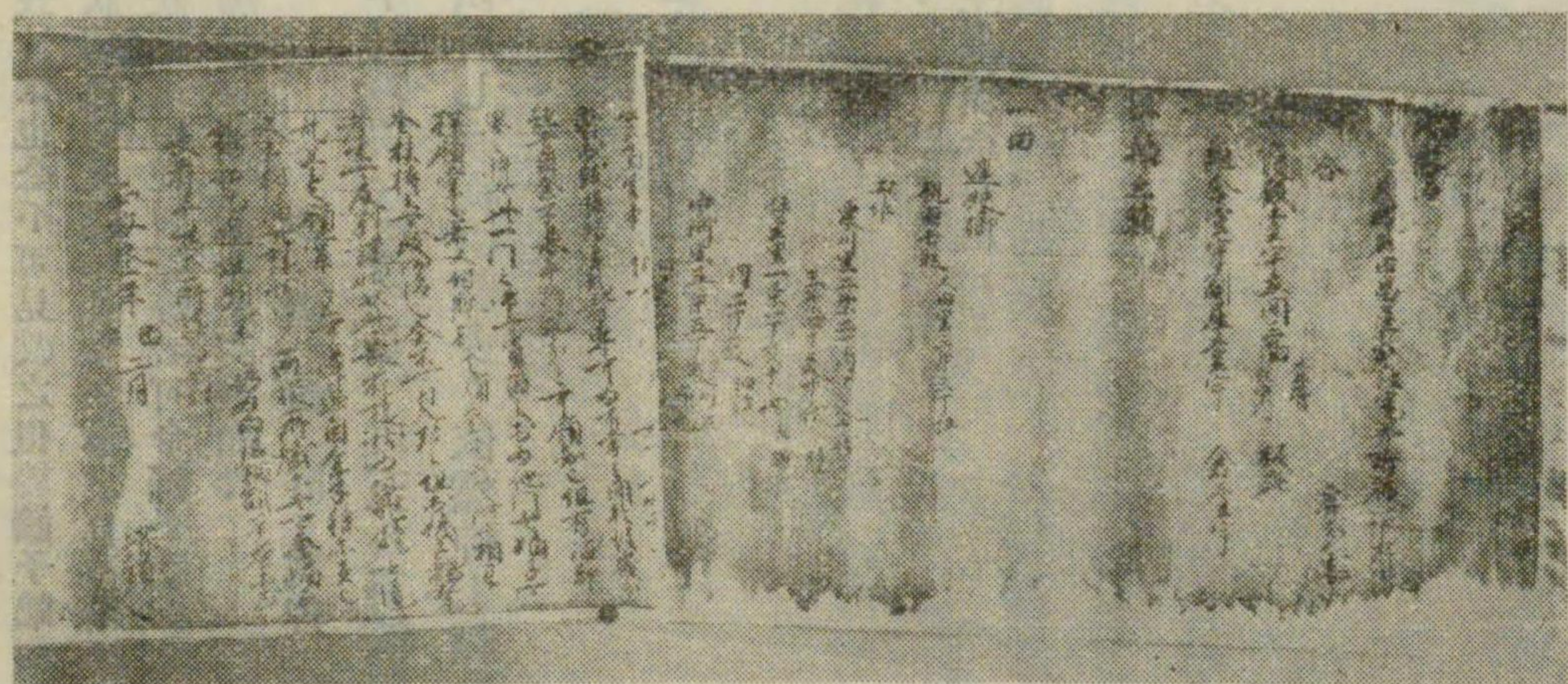
一、板倉郷 長日貳段四拾代

一、畠肆拾代 無圖畠

一、所從等 夫藤五郎入道前



賀陽朝臣支配狀



沙彌順阿讓與狀

一、萬壽東庄、吉正名之内新給五段貳貫五百文
 右件田畠以下所職屋敷以下所從等順阿相傳之私領也而息男八郎
 貞繼不慮令早世之間以孫童鶴松丸爲嫡子所讓與於兩女子等明白
 也雖後々末代更無違亂相互如魚水相思天就公私無向背錙楮之儀
 可令領掌也若背此狀雖一聊事於致濫妨違亂者專可爲不幸之間於
 彼處分□者自餘子息平均配分之可領知也、但有沾却思之時者此
 以上三通は建久四年（一人五三、榮西五十三歳）より正安三年（一九六一、己丑は辛丑の誤なるべし）に至る百餘年に
 亘るものにして、賀陽氏は此間庭瀬、板倉の二郷及萬壽庄に於て數十町歩の田園を領有し家從臣隸多く依然神主職を世
 襲して頗る富盛なりしを想察するに足る。

一門之中可買留之於爲他門者嫡子可押領掌也若又付総別其煩歎出
 來之時者相互令扶持之可致沙汰也全不可見改之但於嫡子鶴松丸者
 不可及別讓狀以此長苻讓狀爲龜鏡無違亂且令領掌之且可憐愍自余
 子孫等□也又於相漏此讓狀田畠所從所職等者可令嫡子鶴松丸進退
 領掌也仍爲向後相副本券等於長苻手繼等所讓與如件
 正安參年己丑二月 沙彌 須阿 花押

貞政と榮西との間に就いては賀陽氏系圖の記する所三種三様なり。

(其一)

○貞政——貞家——貞村——貞勝——貞末（下略）

竹千代丸 出家而號榮西禪師 建保三寂

貞家 無位右近太郎 拜正六位下守任府生 遷左小史、應德中 從白河法皇賜院宣於貞家、其文云、備中國吉備津宮社人者有由緒之間永代位官令免許殊賀陽氏六人者有子細之條冠裝束風折鳥帽子袴衣令着用云々。

貞村 正六位下云々、正治二年任右馬介。

貞勝 從六位下、府生、建保七年卯九月三日卒六十八 入道順阿彌。

(其二)

○貞政——貞家——貞繼——貞西禪師

貞依 從六下、建久中歿

○貞政——貞村——貞遠——竹千代丸 榮西禪師是也

大禰宜 從六下

從五下 保安頃 仁平中歿

薩摩守 長治中歿

眞僞未だ知るべからざれば、姑らく此の程度に保留して、會祖貞政に就きて記さんに、賀陽家略譜に「貞政、正六位上行左小史、拜外從五位下任安房守叙從五位下遷任薩摩守、任中至正五位下卒、或從四位下」と見ゆ。

續左丞抄第一、延久二年の條に。備中國吉備津彦社氏人等解、中請本官裁事

請下特任先例神主賀陽貞政朝臣在京間以氏人致貞暫被補中神主代官上狀

右氏人等。謹檢故實。諸社神主。在京之時。暫置代官。令勤神事之例。古今多存。爰件貞政。當社會舍移却舊跡。改造他所之由。依有被問之事。去正月之比。其身上道。而件事未令辨決之間。重灸斂害伴氏之由依被告言。有其沙汰。空以稽留。然間。毎月恒例之勤。闕怠甚多。近則去季御祭。依無代官。已致懈怠。情案物情。無止神事。有恐闕乏。况乎九月御祭。旁失恒例之勤。輒違如在之禮。因茲又十一月御祭已近近也。早被下代官。令勤彼恒例之事而已。望請任先例。以氏人致貞。爲當社代官。件貞政在京間。被執行神事。將仰道理之貴矣。仍注事狀。以解。

延久二年十月廿八日

氏人正六位上賀陽朝臣致貞

正六位上 賀陽朝臣清任

陰子正六位上賀陽朝臣貞經

此二行銘
神祇官

内給春宮大夫。右少辨給左大史小槻宿禰孝信 同日

依レ請。

神祇官解 申請天裁事

請被殊蒙天裁、因准傍例以正六位上賀陽朝臣致貞令勤申仕坐

吉備津彦社神主代官上狀

第三編 近古

右得_レ彼社氏人等解狀_一備。謹檢_レ故實_一。諸社神主。在京之時。暫置_レ代官_一。令_レ勤_レ神事_一之例。古今多存。爰件_レ貞政。當社倉舍等。移_レ却舊跡_一。改_レ造他所_一之由。依_レ有_レ被_レ問事_一。有_レ其沙汰_一。空_レ以稽留_一。然間。每月恒例之勤。闕怠甚多。近則去_レ二季御祭_一。依_レ無_レ代官_一。已致_レ懈怠_一。情案_レ物情_一。無_レ止神事_一。有_レ恐_レ闕之_一。况乎九月御祭。旁失_レ恒例之勤_一。輒違_レ如在之禮_一。因_レ茲又十一月御祭已近々也。早被_レ下_レ代官_一。令_レ勤_レ彼恒例之事_一而已。望請任_レ先例_一。以_レ氏人致貞_一。爲當社代官_一。件_レ貞政在京之間。被_レ令_レ執行神事_一者。將_レ仰_レ道理之貴_一者。官加_レ覆審_一。氏人等所_レ申可_レ然。望請_レ天裁_一。因_レ准_レ傍例_一。以_レ件致貞_一。爲_レ彼代官_一。被_レ令_レ勤_レ仕神事_一。仍勤_レ任狀_一謹解。

延久二年十一月七日

- 從四位上行伯兼備前權守康資王
- 從四位下行大副大中臣朝臣
- 權大副從五位下卜部宿禰兼親
- 正五位下行少副大中臣朝臣
- 從五位下行權少副大中臣朝臣
- 正六位上行權少史卜部宿禰
- 外從五位下行大祐兼宮主卜部宿禰
- 正六位上行權大祐大中臣朝臣
- 正六位上行少祐津守宿禰得重
- 正六位上少祐大中臣朝臣
- 正六位上行大史齋部宿禰
- 小史 闕

(國史大系第拾貳卷)

【附】 良 祐 (一八一—一八九)

良祐。吉備郡真金町宮内の人、賀陽氏、千光國師榮西の俗弟なり。號は安覺又色定と云ふ。筑前、香正寺の學僧なり甫めて七歳佛門に歸し、良印學頭に就いて習業し二十歳に充たずして諸經に精通す、文治三年廿九歳にして法華四功德の文を讀み、初めて大藏書寫の大願を發し、華嚴經より初む、其尾に書して曰ふ、昔釋尊以三七日口之今弟子以九十日筆之說之與書難異開悟得脫是同、と、筑の吉澤觀音、香椎、箱崎、豊の彦山、淡路の武島等に遊歴し、宋に渡りて居る

こと十餘年、大藏を暗記して東歸す、筑前田島香正寺に住す、承元初年漸く一筆にて經論六百三十八部二千七百四十五卷二百五十八帙書寫の功を終ふ、大願を發してより四十二年の間、廬下船底も業を廢せず、每卷尾に其地名を記し一切經一筆書行人良祐とあり、大宮司宗像氏と交り深く、財を捨て堂を建て、神祠の傍に置く、師自ら像を彫み大藏を守護す寛喜三年寂す、壽七十三(本朝高僧傳、小雲棲稿)

高僧筑前香正寺沙門良祐傳云。釋良祐、號安覺一名色定即建仁榮西禪師之弟也甫七歳歸釋氏云云雖行程必具筆硯筑之吉澤觀音香椎箱崎豊之彦山淡之武島等地遊歴踏遍踰海在宋餘十寒懷暗記一藏不舍寸陰還止筑前田島佳香正寺云云承元初年云云大宮司宗像氏國與祐雅好捨財建堂度神祠側祐自彫像守護眞典鎮西奔瞻香華稽禮焉以某年仲春祐告徒曰望日吾行實至期持念珠安坐念佛諸徒圍繞及日亭午瑞雲覆院音樂聞天 祐忽曰時至矣又手當胸辭衆而逝顏容如生葬於高天陵歲七十三臘若干夏矣。贊曰宋羅大經鶴林玉露載祐公之事云余少年時於鐘陸邂逅日本一僧名安覺自言離其國已十年欲盡記一部藏經乃歸念誦甚苦不舍晝夜每有遺忘則叩頭佛前祈佛陰相是時已記藏經一半矣嗚呼無邊南州佛涅槃後或有記一二經自書三五部金文一藏暗記暗書者我未聞之古今一人而已矣吾國東噉之初浴所瀛海混漾之氣象人鐘其神秀而斯環奇偉詭產焉以爲扶桑萬世之盛美也。

第五十三章 吉備郡と禪宗、寶福寺

吉備郡は禪祖榮西發祥の地にして又中國に於ける禪宗興隆の所たり。左に辻善之助博士著、禪宗と他宗との軋轢。拙稿、東福寺と寶福寺、の二篇を収載す。

一、禪宗と他宗との軋轢

道璿や義空の昔は、今其詳細を知ることもむつかしいが、鎌倉時代に入り、禪宗が榮西によりて傳へられてからは、暫くの間に非常な勢を以て國內に傳播したのである。然れどもその初めに於ては、方々で種々の妨害をうけ、殊に天台宗との軋轢は頗るはげしく、その弘通は中々容易の事ではなかつた。今その事蹟のうち、予の目についたものを左にのべてみようと思ふ。

(一) 榮西と建仁寺

榮西禪師は文治三年三月再度の入宋を企て、建久二年に歸朝し、禪宗の弘通につとめた。建久五年の頃、筑前宮崎に良辨といふものが居て榮西の禪行を嫉み、山徒を誘うて朝廷に訴へた。是より先き大日能忍、夙く禪宗を唱へ、弟子練中、勝辨の二人を、宋の育王山山德光禪師の下に遣して、悟所を呈し、その證明を得、益々その宗を演ぶるにつとめた。こゝに於て同年七月五日、朝廷命じて榮西、能忍等の禪宗を弘むるを停められた。(百鍊抄)そして翌年榮西を太宰府に召して訊問せられた。榮西の曰く、我禪門は特に今始むるに非ず。昔叡山の傳教大師、嘗て内法血脈一卷を製す、其初は即ち我達磨西來の禪法である。彼の良辨の昏愚無知なる、台徒を引いて我を誣ふ、禪宗若し非ならば傳教亦非なり傳教若し非ならば台教立たじ、台教立たずんば、台徒豈我を拒むを得んや。甚だしいかな、其徒の其祖意に闇きやと。(元亨釋書)この榮西の答辯について考へてみるに、榮西は禪宗を開くについて傳教を楯にとつたのである。榮西が後日三教併置の一派を開いたのは、蓋しこの頃からその下心があつて、大師祖述といふ名に於て、舊佛教を併せるつもり

でゐたのかも知れぬ。

この頃、榮西は、出家大綱、興禪護國論を撰述した。出家大綱は、建久六年の自序あり、台徒の迷執を破して、傳教の正意を明かにせんが爲めのもので、終りに、たゞへ人の妨害を蒙るの時と雖も、人をして戒を破らざらしめん爲め、其謗家を化し、或は會釋を致し、我は妨を怨むの心を以て、其人の過失を出すべからず、榮西此頃種々の妨害に會ふ云々である。以て其主意の邪邊に存するかを知るに足るものである。興禪護國論は、諸宗の謗難を排せんが爲に、禪の由來及び諸法の國家に缺ぐべからざる所以を論じたもので、一部三卷十門に分ち、第二鎮護國家門に於て、經中、佛、般若を以て現在未來世の諸の小國王に付囑して、以て護國の秘寶となすといへる、其般若は即禪宗なることを述べ、また慈覺大師が禪院を立てんとするの願のあつたことを引いて、今弘めんとする禪宗は、慈覺大師の意に従ふのであると論じ、台徒に對して、一矢を酬ひて居る。第三世人決疑門に於て、問答を設くること二十一、南都北嶺の抗議を排し、第四古德證誠門に於ては、古德殊に南岳、智者、道璿、行表、慈覺、智證、安然等何れも天台の先德が、此宗を行ぜられたことを證明して居る。

榮西はまた、直ちに京都に於て新宗を開くことの困難なるを感じたのであらう、乃ち先づ鎌倉にゆいて幕府に取入つた。かくて幕府は壽福寺を建て、之を榮西に寄せた。

鎌倉に於て信任を得たる榮西は、こゝに立脚地を定め、其の勢を以て京都に上つた。まもなく建仁寺は創められた。その創立の當時には、純然たる禪宗の寺ではなく、天台眞言禪の三つをまぜて、眞言止觀二院を合せ置いたのであつた。それは畢竟叡山からの妨害を恐れたのと、また在來弘通して居る處の宗派に混和して、自ら禪宗皇張の便に資せようと思つたによることであらう。即在來ひろまつて居つた處の顯密の間にわりこんで、其間に地歩を占め、漸次に勢力を得ようと思ふ考から、出たのであらうかとも思ふ。此趣はなほ、次の項に於て述ぶべき行勇の事蹟について見ても、知らるゝであらう。沙石集に「國ノ風儀ニソムカズシテ、教門ヲヒカヘテ、戒律天台眞言ナントアヒカネテ、一向ノ唐様

ヲ行セラレズ、時ヲ待テユヘニヤ、又西天モ昔ハ經論アリ兼タリ、漢土モ上代ハ三學ヘダテナカリケレバ深キ心アルベシ殊ニ眞言ヲ面トシテ禪門ハ内行也ケリ。」とある。榮西は建永元年勅によりて、東大寺大勸進職に補せられたことがある。(圓照上人行狀)此頃の東大寺は、何宗とて、一つに定まつた宗派ではなく、多分、いろ／＼の宗を兼學して居たものであらうが、平安朝を通じては、此寺は、密教の勢力に支配されて居たのであるから、此頃と雖も、まだ、其分子は多かつたこととおもはれる。榮西が、此東大寺に入つたことについても、亦、如上の趣意を窺ふことができると思ふ。康永四年七月二十日、叡山の衆徒が、朝廷に來つて訴へた言葉によると、此建仁寺は右の三宗を並べ置いた上に、なほ山門の末寺として建てられたと云つて居る。同年八月叡山から東大寺への牒にも、亦天台の別院として、建仁寺が建てられたといふことを云つて居る。其事は「山門訴申」といふ書に見えて居ることである。其天台の別院といひ、山門の末寺といふことは、如何であつたか、もとより其確實を保證することはできぬけれども、とにかく、其建立が頗る面倒であつて、純粹の禪寺として建てることのできなかつたものと見える。

建仁寺が恐らくできて後の事であらう、元久二年三月に畿内に大風があつた。都人謠言すらく、比來、榮西が新に禪宗を唱へ、其徒の衣服が異制で、伽梨幅ひろく、直撥大袖、道を行く時多く風を含む、今の風災は恐らく榮西が基となつたことであらうと。朝廷乃ち使を遣して榮西を都外に逐はしめようとした。西いはく、風は天地の氣、人の作る所に非ず、其神の名を飛廉といふ。豈西の能くする所ならんや。若しまた人にして能く風を作すものあらば、其人尤も靈、凡たらず云々と、使歸りて此事を奏し、天皇その言を嘉せられ、ついに望みにまかせて建仁寺を官寺に上せられたといふ。(元亨釋書)事實はごままでたしかであるかわからぬが、とにかくこの新宗は初は多く舊宗の人に嫌はれたものらしい。

【附記】

(一) 行勇と金剛三昧院

榮西が、建仁寺を建て、三宗を並立せしめた如く、其弟子行勇も、それと同趣意によつて、高野山に入りこみ、金剛三昧院を開いて、教律禪の三つを興行したのである。紀伊續風土記の中にせてある行勇の傳は、最もよく、其要を得てゐると思はれる。それによれば、行勇は、榮西の弟子で、東山建仁寺、鎌倉壽福寺、筑前聖福寺等に居り、後、貞應の頃より、金剛三昧院を開き、天福二年に長老となつたのである。風土記には、院譜の文を引いて、開山の初、衆議して、建仁寺本願僧正の素意に任せ、教律禪の三教を興行したのである。本朝高僧傳によれば、尼眞如(平政子だといふ)が、此の金剛三昧院を建て、明菴榮西を請じて、落慶供養の導師たらしめた。建保三年、榮西遷化の後、將軍實朝は、行勇を以て、第二世としたとある。之によると、金剛三昧院は、榮西を開山とし、行勇を第二世とすることゝ見える。之に就いて、紀伊續風土記の編者の考に、「按ずるに、建曆の初め、草房建立の時、明菴落慶供養を修し、暫く斯院に住する歟、然れども、本院の繁興、法門の興隆は、貞應年際、秋田入道堂塔建立の砌り、行勇住務の際なる故に、院譜には、行勇を以て、開基とす、本朝高僧傳等は、最初に約して、明菴を開祖とせしこと、古文書舊記等に見る處なし。抑、行勇長老は教律禪の三教を通徹し、密教を道範阿遮梨に傳へ、惠業群に抽て、道德朝野に高し、鎌倉將軍家護持僧として、數々効驗あり、故に十五箇の庄園を賜りて、院家を興隆し、門下の學徒三千に餘れり」とある。いづれにすも、榮西及び行勇が密教と併せて禪宗皇張に資したあとを見るに足るものである。高野山文書の中に、權律師行勇と署名したる文書が一通ある。之は、承久元年のころ、高野山と吉野と境論のあつたとき、東寺長者の御教書に答へたものである。これで見ると、行勇は、關東に居つて、幕府と高野山との間に立つて、斡旋して居た様子が見える。詳しいことは、大日本古文書の家わけ第一高野山文書の二を參看すればわかる。之によつて、行勇が、高野山に於ける位置勢力を推察できるであらうと思ふ。

そも、榮西なり行勇なりが、かやうに高野山にわりこんでいつたのは、何によるかといふに、蓋し、經濟上の理由のあることであらうと思ふ。禪宗は、今新に開いたのであつて、別に寺を建てるとても其經濟維持には、大なる困難

を感ずるであらうし、よし、相應の寺領をつけられるとして、豊富といふわけにはゆくまいから、其爲めに古來密教の中心として、領地も多く、富強を以て聞へたるこの寺にわりこんだのであらう。かくて漸次禪宗の勢力を扶植したのであらうと思ふ。

(二) 圓爾と東福寺

東福寺は、九條道家が願によつて、寛元のころより建てはじめ、建長七年に落慶せられたのであるが、これもまた、其創立の際に於ては、建仁寺と同じく、純粹なる禪寺ではなかつたのである。その趣は「光明峯寺入道前關白道家公處分狀」といふものに見える。これは、建長四年、道家が薨する前二年、建長二年十一月に、道家が、財産の處分をかきのこしたものであつて、随分長い文書で、寫しによつて見て凡そ三十餘枚もある。その中に東福寺の條下に左のやうな記事が見える。

東西廻廊各二十六箇間 合五十六箇間

東西壁奉圖繪、西天廿八祖、震旦六祖、并眞言八祖、天台六祖等行狀 (中略)

灌頂堂一字 五間四面南在禮堂

奉安置兩界曼荼羅各一鋪 八祖師像各一鋪 (中略)

寶藏二字 各三間二面 瓦葺

一字 密宗章疏并寶物等 一字 顯宗章疏并俗書等 (中略)

供僧三口 天台宗 密宗

公界人百人 長老一人 侍者五人

知事 都寺一人 監寺一人 副寺一人 維那一人 殿主一人 典座也 直歲一人

頭首 首座二人 書記一人 藏主二人 知客一人 浴主一人

修造司

行者并中間人力都合百人 (中略)

檢校前僧正慈源 供僧三人山 三綱三人 執行在 (中略)

供僧十八口 以東寺門人補之 (中略) 交名在別

右當寺者、戀慕釋尊在世之遺跡、欣求如來滅後之值遇、奉顯五丈之聖容、建立數箇之堂宇也、是以偏橫天竺震旦叢林開堂之風俗、殊定置一食長齋之稱僧、可令受學戒定惠之三門、以大小顯密戒律爲物體、以眞言止觀宗門爲專宗、是傳教大師素願也、所謂安然和尚教時諍論云、夫我日本國有九宗教、揚已貶他、未謂弘道、今依佛說、八宗皆道、檢傳教大師所承血脈內證佛法、乃有三譜、一達磨付法、二天台相承、三眞言血脈、寶林傳列禪門付法次第、以加八宗、今爲九宗、禪門、天台、眞言、備此三法、唯我一山、印度斯那未聞斯盛者也、已上加之、於禪宗者、慈覺智證門人、尤可習學者歟、即山王院大師教相同異云、問、彼禪門宗、爲是何家、答、自有其宗、非八宗攝也、問、宗教相如何、答、未見立教相者、唯以金剛般若經、維摩經而爲所依、以即心是佛而爲宗、以心無所着爲業、以諸法空爲義、始自佛世、衣鉢授受、師々相承、更無異途、具出傳記者也、問、此宗誰將來之、答、山上先々入唐求法大師等、親承此道而歸朝也、唯有安國禪院大唐義空和尚、自其宗人也、彼入室弟子源諳禪師、面受得之也、已上、而近來稱入理之輩、粗聞於天下、以惡無禪教之諸宗、驚成毀、誠以不可也、如師子身中虫喰師子、立自宗損自宗、何爲々々、古德云、乃有束教者、不知佛之微旨妙在乎、言外語禪者、不諒佛之所詮、槩見乎教內、雖一圓顯方服之屬、而紛然、自相是非、如此者、古今嘗稍息、已上、誠哉此言、莫言々々、兼又不可受十方檀那之施利、永可絕綱位公請之希望、只以發心修行菩提涅槃可爲望、僧中規式、委在別紙、然則以箇一庄園、永以施入之、雖家之長者、不可自專、雖寺之檢校、不可相交、唯可在長老之管領、於此地者、不可宛催大嘗會造內裏役夫工以下勅事、家之長者、奏請公家、早可令免除、亦不可有守護地頭之煩、前亞相誠子孫、必可停止之、後代執柄雖誰人、爲老僧之末葉者、不可背此制、

當時將軍雖未來、爲亞相之後胤者、不可違此誠、抑以三奈木庄地利、可宛住侶之資糧、於恒例佛事者、可省宛家領傳領之人、殊可尋沙汰歟、以上得地保祐可宛修理料、但猶未作事等甚多、爲家長人、仰合圓爾上人、漸々可被勵土木、及子孫營父願、是舊規也、於衣服者、可爲長老之最、是宋朝之風俗也、於瓦者、木津辨海所領、關東沒官、即寄附當寺、仍每年可燒進瓦二千枚云々、隨到來運置、可宛修理、凡一寺之事、長老掌行之外、有奉行家訴關東子細者、申長者、可請彼處分、以此寺、先奉朝廷、爲鎮護國家之道場也、次家長者以下子孫、可守護之、譬如守眼精、此寺興復者、我家可繁昌、此寺衰微者、一門可凌遲歟、更莫違犯、三寶諸天可垂證明者也。

これで見ると、東福寺の中に、眞言天台の兩宗が並べ置かれた有様はよくわかるので、その堂内の莊嚴から、經籍、供僧、寺の役員各皆天台と密とを合せ設けてある。その文中にある慈源といふのは、道家の子であつて、天台の座主となつた人である。この人が、檢校になつてゐるのを見ても、その三教併置の狀況の一斑を知る事ができよう。

かくの如く、東福寺における三教併置の因由については、やはり、之を聖一國師が策略の巧なるに歸せなければならぬ。道家處分狀中にもある通り、一寺のことは、長老が之を掌る。寺領の如きも、その進退は、すべて長老の權利に屬すといふ様に、三宗の中において、禪宗が最も實權を握つて居たのである。處分狀の文中に、三教併置のことをのべて、傳教大師の素願なりといひ、また、教時諍論を引用して居るあたりの如き、或は「禪宗者、慈覺智證門人尤可習學者歟」といひ、「近來稱入理之輩、粗聞於天下、以惡無礙教之諸宗、驚成毀、誠以不可也、如師子身中虫喰師子、立自宗、損自宗」云々といふが如きは、道家の口を假りて、聖一國師が、天台宗に對して、辨するものゝ如く見えて、甚だ面白く感ずるのである。

また考ふるに聖一國師圓爾は、榮西の弟子なる榮朝の弟子である。そして、榮西は前にもある通り、高野山にまで首をつきこんだ人である。その弟子の榮朝は、特に密に精しかつたといはるゝ人であるから、聖一國師もまた自ら、その流を汲んで、密に近よつたものと見える。その勅によつて、東大寺の事を幹したのも、やはり、榮西におけること、同

の意味に出たことであらうと思はれる。圓爾の著に大日經見聞といふものがあるが、それで見ると、文永の頃圓爾は密教を講じてゐたことがわかる。圓爾の頃には寺ばかりでなく、宗旨そのものが密教分子を多く含んでゐたらしい。

(文學博士辻善之助、鎌倉時代に於ける禪宗と他宗との軋轢：日本佛教史の研究、參照)

二、東福寺と寶福寺

洛東東福寺は皇紀一八九六、四條天皇嘉禎二年藤原道家の經始に係り、鎌倉將軍賴朝父子之を助け廿年を経て建長七年之を落成し聖一國師を開山とす。道家は忠通兼實等父祖の積威を承け六男一女を擧ぐ三子教實、良實、實經は九條、二條、一條の三攝家を成し。一女尊子後堀河天皇の皇后となりて四條天皇を生み奉り一子賴經、鎌倉將軍たり。二子慈源僧正は天台座主、准后法助は仁和寺門主として顯密に大徳たり一門の炬赫勢朝野を傾く其の全盛時代に當り、規模を東大の洪基と興福の盛業に取りて東大興福・東福寺を經始して新大佛と稱す。釋書に「宏構巨材爲三都下之冠」とあるもの是也。實に東福寺は、鎌倉時代に於ける藤原氏が、外戚・攝政・將軍、顯密の座主、門主之を一門に集めて貴

教實(九條)
良實(二條)
良經(一條)
賴經(將軍)
慈源(天台座主)
法助(仁和寺門主)
尊子(後堀河皇后)

榮の絶頂に達したる時に於て其の全力を傾けて構營する所に係り名實共に我邦第一の巨利たり、而して第一の大徳、聖一國師圓爾之を董して禪風未曾有の盛運を呈せり。

井山寶福寺は其の建立や舊く皇紀一八九二、貞永元年鈍菴慧聰禪師の草創に成るものなるが寶福と東福とは本末一體の關係を有し、塔頭子院五十五宇末流三百餘寺、寺邑三千石を領し備作臨濟禪宗の本山となれり。且つ碩學大徳彬々として輩出し凡そ寶福に住持たしものは、又東福に住持となり。或は東福・南禪寺に住持たりしもの寶福に住持となる。此の如く去來行住融通自在にして洵に中國教化の中心たり。

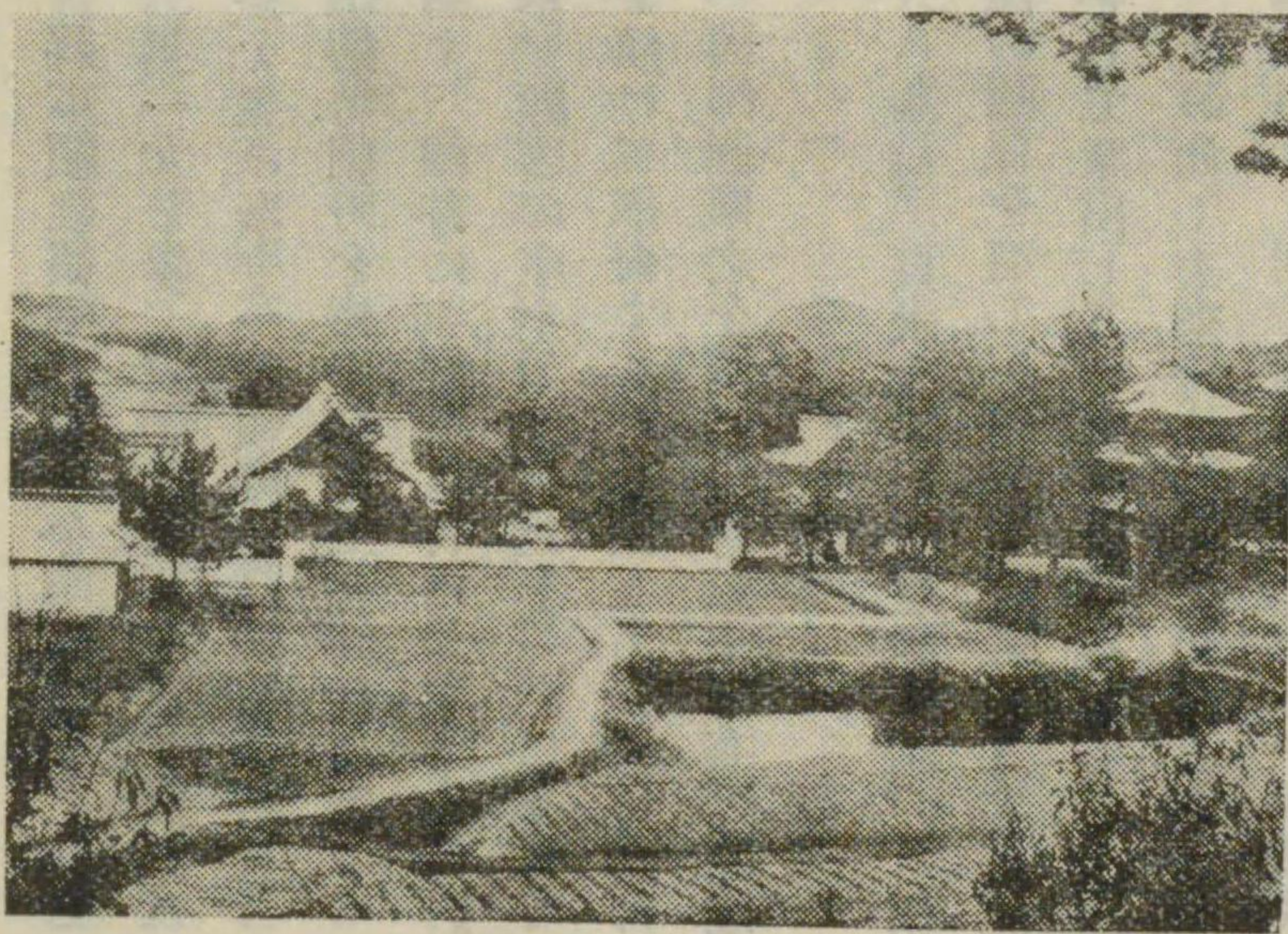
左に中國に於ける臨濟禪宗の代表として井山寶福寺を記述せん。

○寶福寺

岡山縣吉備郡總社町大字井尻野千九百六拾八番地
臨濟宗東福寺派中本寺 井山 寶福護國禪寺

〔沿革〕 當山は舊と天台宗の古刹にして一千有餘年の古道場なり。創立の始祖を日輪大阿闍梨と云ふ。然れども年代邈として其の人の傳記及古代の事歴等得て考ふべからず。

人皇第八十六代、後堀河天皇の御世、貞永元年に至り、鈍菴和尚新に伽藍を建立す寶福寺是なり。實に七堂伽藍具足の巨刹にして、大殿には本尊虚空藏菩薩、三重の寶塔には本尊大日如來、脇侍四天王の像を安置し奉る。殊に本尊虚空藏菩薩は俗に藥師寺次郎左衛門力乞の虚空藏と稱し靈驗赫々たる靈佛なり。塔頭子院、五十五宇。山外末寺三百餘宇と傳へらる、鈍菴和尚、諱は慧聰。俗姓、藥師寺氏、備中眞壁の人なり。天台宗の高僧にして顯密二教の碩學たり。四條天皇の御宇、客星崇をなし。天皇不豫に渡らせ給ひ。鈍菴に勅して加持せしめ給ふ。鈍菴詔を奉し新に壇を築きて懇祈懇禱すること一七日。滿願の曉に至り。客星雷の如く鳴りはためきて壇前の池中に墜つ。因て壇を禮星壇と名づけ池を千尺井と呼ぶ。遺跡今尙は存して共に井山名勝十境の一に算へらる。是に於て天皇御惱頓に御平癒まします。叡感斜ならず。即ち近郷に於て庄園三千石を賜はる。上津江庄、澁江ノ庄、子位庄、刑部郷、妹尾郷、眞壁郷、生石郷、八田部郷、高松郷、服部郷、三和郷、以上の十一莊郷にして永く寺領とし、寶福寺を擧げて勅願寺とし、特に護國の二字を加へ、寶福護國禪寺と號し。國家鎮護を祈るべき宣旨を下し給ふ。時に洛東東福寺の開山聖一國師辨圓、



井山寶福寺全景

宋より歸朝して盛に禪法を唱ふ。鈍菴又就いて教外別傳の旨を得たり。因て發願して、國師に謂て曰く。予師に隨て法を得と雖も。固より台教傳法の身なれば、宗を易ふべからず、我か後。井山を禪林に改め、禪法を弘通せん、御弟子一人を賜はり禪宗の開祖とせんと。即ち國師の弟子、玉溪慧璿を請して寶福寺に住せしめ、自ら滿足菴を創建して此に老す。永仁五年九月六日入寂す。鈍菴曾て玉溪に附囑の和歌あり。「蘿かゝる、谷の埋れ木、年を経て、若葉ならねど、紅葉する哉」と是は我が宗派ならねど年久しく榮へんと云ふ讖なりと云傳へたり。是に由て玉溪は禪宗の第一祖なれども、本を忘れざるか爲に、鈍菴を開山と仰ぎ、自ら第二世に居る。玉溪亦聖一國師の弟子、無夢一清を請して當山第三世と爲し、自ら靈照菴を建て、之に老す、無夢一清、後般若院を建て、此に老す。玉溪、無夢の二人は共に續扶桑禪林僧實傳に載せられたる碩學にして、實に一代の大徳たり。就中無夢は宋國に在ること三十年。宗乘の要旨を究めて歸朝し。禪林の僧規を定め大に宗風を振ふ故に推されて準開山となれり。中國禪法の興隆。蓋し此の二師の際を以て全盛黃金時代とす。忝くも龜山法皇の叡聞に達し御感の餘。寶福寺を擧げて諸山の列に置き給ふ。

人皇第九十代、龜山天皇、弘長二年、北條時頼入道最明寺道崇巡國の砌當山に來て三重塔婆を營建し、麥の草村百石の地を寄せて長く塔婆修補の料に充つ。大野忠意禪門も亦遠州内田の庄を捨て、寺に納む。畫聖雪舟は幼時當寺に學び早くも悟道の域に進み、専ら繪畫を事とし豪溪の風景を寫生して大に素養を得たり。長して京都鎌倉の大徳に就て修業し應仁二年便船を求めて明に入り、廣く各地を探り、山水風景をうつして其技大に進む、居ること五年にして歸朝す。雪舟は禪に通じ詩を善くし又造園に長ず。特に畫に於ては古今獨歩の稱あり。毛利氏中國を領するに至り、護法の檀越となる。境内東西十町餘南北二十餘町にして、林檎向背、清池澹澹、蒼翠寺を圍み、水光樓に映す。七堂完備し、諸宇輪奐、僧規嚴密にして、晨香夕燈、懈ることなし。實に中國の大禪林なり。亦以て其の法道の隆盛を看るべし。然るに天正三年備中の兵亂に方り、石川源左衛門尉久式の居城、幸山落城の夜、兵火一山を燒却す。是より寺莊亦納所なし。唯佛殿、三重塔、方丈、庫裏、開山塔、滿足菴、般若菴を残すのみ。斯くて宗勢大に衰頽し、堂塔、伽藍荒廢を極め。久

しく無住に屬し、爲に、當山第六世復圭以下六十餘世の世牌、記録文献等散佚して又事蹟の徴すべきものなきに至れり、第二十四世大機和尚惠雄は備中下道郡久代村に生れ。初め同村天福寺に居り、後、井山満足院に入て剃髮し、更に京都東福寺天徳院に住す。天正九年二月廿四日織田信長の爲に備中經山城主中島大炊介に使せり。豊臣秀吉征韓の企あるや惠雄命を受け粉して朝鮮に入り、其の風土人情を視察し録して之を進む。秀吉の作戦上便益する所頗る多しと云ふ。文祿中、井山に歸て當山を董す又一代の大徳たり。第七十世立岩惠久、百方苦心して遂に伽藍を再興し、慶長六年十一月元和二年八月、兩度に於て備前國主池田侯より下道郡上原村の内にて寺領百石、慶長十年六月廿七日淺尾藩主蒔田權佐より井山谷の内にて高二十二石一斗二升を寄進せられ、寛永七年十月八日、徳川氏より上原村寺領百石永代知行の朱印を受領し、舊例に依て、國家鎮護の官寺となり、以て明治維新に及べり。境内及末寺に關しては享保六年九月幕府へ進達したる井山本末改簿現存せるが其の記載によれば「境内古者東西十町餘、南北二十町餘、只今者東西二百間餘、南北二百七十間餘」と見え、井山十境、塔頭五十五字の名を擧ぐ。而して末寺につきては、現存三十七箇寺、廢寺三十一、改宗十。所在不明にして名を存するもの七。外三箇寺。通計八拾八箇寺を列叙し。最後に「已上寶福寺、塔頭末寺又末寺或、現在、或、敗壞、或、離散、或、改宗、都合百五十八箇寺也此外百九十箇寺餘者、以歳月遠隔、失却寺號遺蹟舊記、故、闕記録」と記せり衰へたりと雖も又以て當時の榮を觀るに足る。

後七十三世逸堂慧光、七十八世妙峰玄實、八十一世眞翁慧遂、相次で殿堂を復興す。八十二世九峰一精、又大に伽藍を修理す、固より往時の隆盛に比すべきに非すと雖も、山内幽邃、規模宏大、堂宇輪奐、優に中國に於ける一大禪林たるの偉觀を保有せり。

近世又碩學大徳輩出し當山に住持たりしものは皆出て本山東福寺に管長たるを例とするに至れり、就中七十二世象海慧湛（佛眼大觀禪師）第七十四世大休慧肪（大悲妙行禪師）二人の如きは畏くも勅諭禪師號を拜受し。妙峰玄實は東福寺又南禪寺に管長となり。九峰定度は銳意東福寺の伽藍を興隆して山内の面目を一新するに至れり嗚呼亦盛なりと謂つ

べし。

かしこくも、たましひをさへ、うつし繪の、ねすみ名高き、ふる寺をこれ

藤井高尙

〔古記〕

其一 備中寶福寺之覺 (寛文十三丑五月廿八日)

一、寛文二年九月、井上河内守爲御意、寶福寺領之高、並、山林迄、御尋被成候間、古者、壹萬石餘も、御座候處ニ備中、高松陣之時分より、寺領、數寄と落申候、其後小堀新助殿、御代官之砌、何も寺社領の高下御改直シ被成候節、寶福寺には、住持無御座候て先規之様子具ニ申上候ものも無御座故彌先代、寺領は數寄と被召上候而備前領之入組、上原村と申所にて、漸惡所高百石御付被下候事。

一、河内守様より、寶福寺には、代々之御朱印共有之候哉と被仰候間、如何にも御朱印并小堀新助殿、黒印も御座候處に寶福寺兩度炎燒仕、殊ニ其節無住故、諸事致燒失候由申上候へ、御朱印無之寺より公方様へ獨禮仕儀ハ、天下御壁署之旨、堅御法度之間、相調間敷様ニ被仰出候處ニ、寶福寺之先例迄、申上殊ニ權佐様、并金地院和尚より御斷被仰上候而無相違於御城一首尾能、獨禮如先例相調申候、然上は、進而御朱印、御改之節、拙僧等も罷下、金地院和尚、同權佐様迄、先例之様子可申上事。

一、寶福寺末寺、四拾五ヶ寺御座候
内

六ヶ寺ハ彦坂平九郎殿御代官所ニ御座候、此内壹ヶ寺地藏院ト申ニハ代々從御公儀高拾石之御朱印所、則小堀新助殿、黒印モ御座候。其上新助殿、備中國御檢地之砌者、此地藏院ニ、前後御宿被成候、其外ノ末寺者松平少將様之御領内ニ六ヶ寺。水谷左京様領ニ四ヶ寺。木下淡路様領ニ拾七ヶ寺。伊藤信濃様領ニ五ヶ寺。蒔田權佐様領ニ四ヶ寺。寶福寺領ニ壹ヶ寺。同寺内ニ兩坊。御座候。右之外ニ八拾寺餘モ御座候處ニ、只今ハ皆他派ニ罷成、又ハ大形斷絶仕候。

寶福寺申上口上之覺

一、寶福寺、繼目ノ御禮申上度由、寛文貳年十月六日、井上河内守殿、加々瓜甲斐守殿迄、申達候得者、御兩人被_レ仰候者。御朱印地ニ而も、中絶仕候へ者、獨禮難_レ成、殊寶福寺者、御代々御朱印モ無_レ之、獨禮之訴訟仕候難_レ心得_レ間、子細於_レ有_レ之者、可_レ申上_レ旨、被_レ仰候故、拙僧申候者、寶福寺、先住代々、獨禮申上候、寶福寺者、諸山之位、開山者、東福寺聖一國師之直弟、玉溪和尚ニ而、中古雪舟モ住持被_レ仕、寺領三千石餘付候而有_レ之。七堂、伽藍并寺中三十二ヶ寺、且備前備中兩國之内ニ未_レ寺百貳拾ヶ寺餘有_レ之、權現様御代迄ハ、寶福寺ニ而、僧官モ、仕來候由、申上候、其上金地院も、右之旨被_レ申上候、寶福寺寺領者、秀吉公備中高松陣ノ時分ヨリ減少仕、權現様爲_レ御代官一小堀遠江守殿、備中御檢地之時分御改下道郡之内、上原村ト申所ニテ、高百石餘于_レ、今寺領仕候事。

一、御奉行衆被_レ仰候者、寶福寺ハ、山林境内も廣く、其上、百石餘之寺領在_レ之上者、御代々之御朱印頂戴仕、御年禮ニも可_レ罷下一處ニ、左様成儀も無_レ之段其子細可_レ申上_レ之由被_レ仰候、拙僧申上候者、寶福寺大地故、百石之寺領之分ニ而ハ伽藍修覆も難_レ勤ニ付、久敷無住就_レ夫御朱印頂戴仕義も不_レ罷成一相過申候事。

一、御奉行衆右之旨被_レ聞召届_レ如_レ先例、寛文貳年十月廿八日ニ、獨禮被_レ仰付、同霜月八日、御暇被_レ下候節、御服拜領仕候、其以後御當地ニ相詰、御朱印之訴訟、仕度、由、御奉行衆へ申上候へハ、尤_レ者被_レ思召_レ候得共、左様ニ彼是一度ニ者如何ニ候間御朱印之訴訟者重而申上可_レ然由、被_レ仰候故、左候者重而、御朱印之訴訟可_レ申上_レ候間、其節奉_レ頼由申上事右之趣ニ而御座候間、御朱印頂戴仕候様ニ奉_レ願候以上。

寛文十三年丑五月廿八日

備中寶福寺住持

立

岩

其二 寶福寺略由緒 (寶永六年記)

一、備中國井山寶福寺者、諸山之位、勅願之地、古者、七堂伽藍にて御座候、佛殿之本尊者、虚空藏菩薩、三重之塔、本尊者、大日如來、開山者、鈍菴慧聰禪師也。始者天台宗ニ而、御座候、四條院御惱、被_レ爲_レ遊候、節。御祈禱可_レ仕旨、勅命御座

候故、則虚空藏菩薩ヲ本尊ニ仕被_レ致_レ御祈禱候。至第七日惡星佛殿之後ニ御座候、池中ニ落、御惱早速被_レ爲_レ遊_レ御平癒、依_レ之勅願所被_レ爲_レ仰付候其池千尺井與中候、祈禱之壇場、禮星壇與申候、兩所之舊跡、今以御座候、此本尊之儀、又者藥師寺次郎左衛門力乞之虚空藏共申候、其後於東福寺開山聖一國師之席下禪法會得機縁相應仕被_レ致_レ改宗一則聖一國師之法嗣、玉溪慧瑤、禪師、被_レ致_レ補席一、第二世ノ禪法興起仕、第三世無夢一清師、在唐三十年之間、道德被_レ致_レ究明一、歸朝之後法門廣大ニ罷成候、愈法孫、繁榮、仕、秀岩和尚、曇瑞和尚、雪舟和尚、等之歷々被_レ致_レ住持候。古者伽藍全備、塔頭五拾參箇寺、其外諸末寺、百貳拾箇寺、在_レ之候而、禪宗之法式不_レ及_レ申僧官之執行、迄仕候、寺領者、開山祖ノ時分ヨリ三千石御座候。其後最明寺殿時頼公、由緒御座候而、爲_レ塔修理料一百石之加増被_レ爲_レ下置一、都合、三千百石所領仕候、其後中國被_レ領候、毛利右馬頭輝元卿之時、迄、相續仕、法式無_レ懈怠、執行仕候。秀吉公高松兵亂ニ付、伽藍茂兵火ニ逢申故、塔頭等悉燒失仕候、佛殿、三重塔、方丈、並、塔頭、般若菴、満足菴、計、殘申候、右之通故、山中衰微、仕、知行茂減少仕候、然共、寶福寺者、右之通之山柄、國土、鎮護之伽藍ニ而、御座候故。東照宮、大權現様、御代。備中國御檢地被_レ爲_レ仰付、候節、御代官小堀作介殿、境内被_レ致_レ見分_レ有増之由緒、御聞候而、被_レ達_レ上聞_レ依_レ上意_レ於_レ同國下道郡上原村一高百石被_レ下置_レ之。庄屋百姓茂寶福寺分者、別段ニ御座候、其外、山林境内御檢地ニ而所領仕候。唯今、以、佛殿、塔并本尊、開山塔、方丈、兩塔頭、先規之通ニ御座候、其外僧官之法式今以執行仕候、右之通從_レ先代_レ御朱印之地、御禮茂申上來候間。先規ノ通、拙僧儀茂、寶永六年九月朔日、於_レ御白書院_レ如_レ先例_レ御目見被_レ爲_レ仰付候、同五日於_レ御柳間_レ御暇並、時服拜領仕候。寶福寺十境、北高峯、南溟池、三級塔、千尺井、禮星壇、聚園宮、白蓮池、碧柳塘獨木橋、千松徑。境内、東西貳百間餘、南北貳百七十間餘。

備中國賀夜郡井山寶福寺、住持、象海慧湛

湛慧

其三 寶福寺由緒書

一、井山寶福寺領、慶長六年者、高四拾四石八斗八升九夕之定也則、其時之地詰之古帳にて、所持仕候、寶福寺領者、備中之

内、池田宰相殿領地、下道郡上原村之内ニ而有之ニ付、至元和二年、當住七代以前、空山與中沙門宰相殿へ申達、再檢被_レ仰付_レ被_レ下高百石ニ罷成候。則其時之備前奉行、大西五郎左衛門、猪子五左衛門、兩人ニ而地詰之帳、有_レ之于今所持仕候、其以後、早速、右之趣、御公儀工御斷可申上處、遠國故好序而無_レ之延引申漸至、寛永七年、小堀作介殿迄空山御願申上候處ニ被_レ聞召届、則公儀工被_レ仰達、小堀作介殿御證判被_レ下于今所持仕候、其以來至正保年中、備中鄉村御改之節者、井山久敷無住ニ而、罷有候故、右百石ニ罷成候、證文茂不_レ指出、與相見其時之奉行衆、先代之四拾四石八斗八升九夕ヲ其儘書記被_レ申様ニ被_レ存候依之、御朱印御訴訟之儀者、寛文拾參年癸丑五月廿八日、先住立岩、當住拙僧師弟共ニ、江府ニ罷下御願申上候處、被_レ遂_レ聞召、則、御帳ニ被_レ留置、御朱印者重而御序之砌、可_レ被_レ下儀相極候、則其時之寺社御奉行衆ヨリ、地頭蒔田權佐殿工被_レ仰達、從_レ權佐殿御請相之書狀、井山寶福寺、塔頭、満足菴、般若菴、其外天仲菴工被_レ遣于今所持仕者也、其節之寺社御奉行者、戸田伊賀守殿、小笠原山城守殿、本田長門守殿也。

一、井山寶福寺繼目御禮之事、先住立岩者、寛文二年壬寅十月廿八日、繼目之獨禮申上、霜月八日ニ御暇被_レ下御服拜領仕候其節之寺社御奉行者井上河内守殿、加賀爪甲斐守殿也。

一、當住、拙僧繼目之御禮者、延寶八年庚申極月朔日、獨禮申上、同十日ニ御暇被_レ下先規之通、御服拜領申候、其節之寺社、御奉行者松平山城守殿、阿部美作守殿也。

一、寶福寺、境内、山林共ニ御除地也、寺領者至_レ唯今_レ松平少將殿御領分、備中下道郡上原村ニ而、高百石於_レ于今御除地ニ被_レ仰付_レ庄屋百姓迄支配仕候。

元祿十一戊寅年七月晦日

備中賀屋郡井山 寶 福 寺

石 惠

安藤對馬守様 御役人中
木下肥後守様 御役人中

其四 寶福寺記 (享保六年六月廿一日撰)

備中賀陽郡東北、有_レ寶福僧伽藍、貞永初、聰鈍菴建初祝祚也、殿安_レ虚空藏像、俗稱藥師寺次郎左衛門力乞虚空藏、備中帝四條、弗_レ豫舉ニ一時碩彦、攘焉不_レ効矣。敕下_レ聰公、聰公結_レ壇、禮星禱、雨、七日而震電、星隕、井_レ千尺、遂帝疾愈、帝大悅、賜采邑三千石、崇奉寡_レ匹、朝野響合、副元帥北條時頼、道宗微行巡郡爲構_レ三層塔、捨_レ地地當_レ百石、備_レ修造_レ也、大野氏_{忠意}亞_レ之加_レ崇納_レ遠州地_{中田}支_ニ於常住_ニ至_ニ於毛利家略_ニ於山陽_歸心爲_レ檀度_ニ凡叢林所_レ有隨_レ地森列、山中創五十五箇院、網紀無_レ弛、頽風斯張、以降天正之亂、石川_{幸山城}據_レ干郡之、宵潰、兵燹波及、唯餘_レ佛殿、大塔、二支院、般若此猶不_レ支、僉日毀_レ諸已乎、憲廟、紀運賜_レ地一百石、名曰_レ上原邑、隸於護國道場例_レ也。其斯境也、去_レ市牛鳴、溪廻路絡、溪口民屋、雞犬時聞、列樹數百步、蔭翳清淺、一帶峰巒、擁_レ寺右則_レ北蒼翠入_レ雲、神秀鍾化、左則_南南溟淼漫、浩吞_レ鵬天、空翠一徑、蟠松漸入_レ蔗境、獨木橋、木橋梁、溪、衝折彩虹、曉霧將_レ歌、柳碧柳、柳眼鮮開、玉簪凝露、白蓮芬澤易_レ流、三級湧出、三層寶網漫_レ空、千尺沸騰、井白石磷々、肅闔靈廟、聚經緯文、聚園蘇封上壇垂麗天象、禮星此盛衰有_レ數、金湯更進、蓋牛王之力也。
(享保六年六月廿一日象海慧湛撰)

〔井山十境〕 井山十境其の由來古し、明室和尚の書幅に井山十境存すること。及同和尚の慶安元年遺文に「十境探幽」の句あるに徴すべし。左に略説せん。

(一) 北高峯。寺の北方七町にして山下に達し更に登ること八町に在り標高二四七・七米にして附近第一の高峯たり。頂上古松蔚蒼として遠近の目標となり頗る展望に富む。東北、京山(三六九米)、新山(四四三・七米)を仰ぎ北方、見延保木の峯(四〇三米)、西北方、高尾山(二八四米)、西西南方、正木山(三八一・二米)を望み、北半は概して山々相望めども南方は近く吉備都窪の平野を一眸に收め、高梁川一條の白布を囁す、福山、王公山の諸嶺を越えて遠く渺茫たる内海を望む、山上に秋葉、金毘羅の二神を祭る。是寶曆十一年大休和尚の勸請せし所にして井山寶福寺の鎮守神たりしが、明治の初、神佛引分に依て神道に屬す。社西約一町に巨大なる毘舍門天の石像を安置す。相俟て遠近賓客多し。秋葉宮勸請當初の文書。寶福寺に存す、左の如し。

高露地	雪湯	湯殿	湯殿	木屋	長屋	長屋	鐘樓	同殿	秋宮	辨財社	同社	鎮守社	地藏堂	衆寮	衆寮	士藏	士藏
堀門	隱殿	殿	殿	屋	屋	屋	堂	殿	宮	社	殿	社	堂	寮	寮	藏	藏
		二間	壹間五尺	二間半	三間半	三間半	二間	二間	一間半	四尺	七尺	八尺	一間	二間半	二間半	二間半	二間半
		二間半	二間半	四間	十一間	八間	二間	四間	一間半	四尺	二間四尺	八尺	一間	三間半	四間半	三間半	三間半
		瓦葺	瓦葺	茅葺	茅葺	瓦葺	瓦葺	瓦葺	茅葺	瓦葺	瓦葺	瓦葺	瓦葺	茅葺	茅葺	瓦葺	瓦葺
		八ヶ所	六ヶ所						箱棟造、北高峰ニ在リ					且過寮也	二間ニ三尺押入、疊十六疊半、古ハ天真軒ト云塔中也當時衆寮ニ用ユ寺ノ後山也		
		總長、百五十二間二尺															

境内坪數 敷地總坪數 凡五千四百坪、但東西二百間餘、南北二百七拾間餘 建物總坪數 凡七百七坪四分貳厘

〔現存建物〕 現存建物概要左の如し。

山門 四足の樓門なり。東面して十級石磴の上に建つ樓上に等身十六羅漢木像の内八體を安んず。

松林及雙杉 山門を入りて進めば左右兩側に蔚蒼たる松樹林を成して幽邃の仙境たり。行くこと數十歩、雙杉周廻各一丈五寸矗立天を摩せんとす。其の間を出でて佛殿の前に達す。

佛殿 桁行五間（四十八尺）梁間五面（三十八尺五寸）の堂宇にして重層屋根入母屋、本瓦葺。軒二重極上層二手先下層一手先にして組物精細を極む上層正面に「祈禱」の扁額を掲ぐ。内部は瓦敷にして正面に須彌壇を設け。天井には鰲山筆の盤龍直徑二十尺。頗る雄渾を極む。俗に水香の龍と稱し、夜々出で、白蓮池の水を飲む人皆恐怖せしを以て眼睛に釘して之を止むと云ふ。「寛延二己巳晚冬中旬現住光西堂代、奉先師遺命、前松林顯鰲山圖畫寫」と誌す。本尊、虚空藏菩薩を安置す。傳云、藥師寺次郎左衛門力乞の虚空藏なりと。後方佛壇、左方祖堂内に達磨大士祠堂内に阿彌陀如來。右方祠堂内に大現大士、徳川歴代將軍及大檀那の位牌を安置す。

禮星壇 佛殿の後方一段高き所、今の雪舟碑の邊に在り開山禮星の遺蹟なり。

千尺井 又星の井戸と云ふ。佛殿の後方に在り開山和尙禮星に方り客星隕ちたる遺跡なり。

白蓮池 佛殿の北方に在りしが、今其の東に移せり、直徑八間許の圓形池水なり。

開山塔 佛殿の前を南すれば、開山塔前に出づ。門（桁行七尺、梁行五尺八寸五分）を入れれば兩側に白檀の老木二株あり、塔は三間三面桁行梁間各十八尺八寸直方形の平面より成り。單層屋根寶形造茅葺にして稍輕快の趣を呈す。組物三手先。軒二重繁極なり、正面に逸堂筆「祥光」の額を掲ぐ、内部は瓦敷にして正面に須彌壇を設く。正面中央に

開山鈍菴和尚の木像（一三八八頁）を安置す。左側に無夢禪師、右側に大觀禪師の木像を安置す。

滿足菴址 開山塔の西方一反歩許の平地。今竹林となれる所にして是れ開山鈍菴和尚老後の住院たりし所なり。

墳墓 開山塔の後方丘陵には蔚々數株の古松あり。其下に當山歴代住持の墓石あり。

般若菴 開山塔の西方半町に在り。當山準開山無夢禪師老柄の所にして本尊千手觀音の靈佛を安置す。

寶塔 般若菴の北に聳立す、山内第一の古建築にして塔内に須彌壇を設け大日如來及四天王を安置す。天井に

鰲山の天人繪あり、寶曆三年三月補修に方りて描く所たり。塔の構造及來歴左の如し。
構。造。本塔婆は三層塔にして各層共に三間、三面、總未塗、屋根上一層は銅葺中下二層は本瓦葺屋頂青銅製の相輪を載せ、斗拱は各層共に三手先斗拱にして各層共に廻縁と勾欄とを設く。各層各面中央は唐戸なり其他の詳細に至ては口繪に譲りて之を贅せず。

寺傳によれば弘長二年（一九二二）北條時頼の創建に係り屢々修理を加へしも原との形式を傳へて今日に至れるものとせり。而して専門家の鑑定によれば、其の手法に於て室町中期の特色を有する代表的建造物と云はる。

法。塔の全高六丈貳尺。露盤下礎石まで四丈貳尺壹寸五分。上層壹負より礎石まで三丈貳尺九寸五分。中層壹負より礎石まで貳丈貳尺四寸五分。下層、同、壹丈參尺參寸五分。上層桁行八尺九寸、梁行八尺九寸。中層、桁行壹丈七寸、梁行壹丈七寸。下層、桁行壹丈貳尺、梁行壹丈貳尺。

來歴、寺傳によれば龜山天皇弘長二年北條時頼入道崇居士。巡國（増鏡に時頼諸國修行の事を載す）に方り會々當山に來て此塔を建設し、麥草村百石の地を寄せて塔の修補に充てしか爾來四百九十二年寶曆三年當山第七十三世逸堂慧光の大修繕を加ふるに至るまで當山屢兵燹に罹りしも幸にして此の寶塔のみは原形の儘を存し唯數次の修理ありしのみなりと云ふ。此の間建立再興又修理に關する棟札存するもの唯寶曆三年六月五日修理の棟札一枚のみ其全文寫左の如し。

寶曆三年、寶塔重修棟札寫

挿香 寶曆三癸酉仲夏初五日慶讚三級寶塔拈香云此香從無欲中流出微塵利界薰發來薰向爐中恭爲 今上皇帝征夷大將軍功德主最明寺道崇居士及修塔大小檀越佛舍利喜捨主供養本地法身法界塔婆釋迦如來眞身舍利中央大日如來三世十方諸佛菩薩常住賢聖衆次祝貢塔內十八尊天四大天王及扶桑大小神祇護伽藍神伏願洪慈保任增長施主願力諸障消殞伽藍鞏固二輪撥轉圓此勝利就座素話問答了乃云含識本有諸聖眞際諸佛證之則標三摩耶形衆生味之則執五取纏體拔出乾坤遏塞十虛迥然獨露萬法不俱群雄基確乎大地不載起國師指出無縫轉增瑕類道吾遭遷露靈難爲把定層落々忘明暗於筌蹄影團々泯色空於當

處育王徒造八萬四千甚爲擬髣髴優慎只雕三十一相豈墮梵音涌出難辨離婁黜其明鑽仰匪盡滿慈喪其辨即今落成功版那邊壁起披云跛龍盲龜過別山今日法筵只爲慶讚此塔婆而已夫塔婆者梵語此云高顯處亦名功德聚且就外相內蘊強名之乃至乎大地山河草芥人著牆壁瓦礫亦悉受其形器所以謂之法界塔婆伏惟吾山開榛經數百年仁治頃副元帥平時賴道崇居士微行巡狩適經由道於吾山相攸靈區建初三級九輪塔塔內安中央大日如來像左右圖十八尊天塑四大天王像木天貼諸天翻覆圖永鎮家國也綿歷星霜屢罹兵燹不燼蓋加修治三四次厥後頽廢殆猶不支毀諸已也塔樣詭呀恰如魯殿高喙見者擊蹙世故有數今茲四百有餘歲後近邑士庶慨然仍舊貫而促修諸方檀信響應景從去春鳩工勿亟不日從頭改作特地新條近項京兆三條住世繼氏向道志稔家秘襲的授難遭之佛舍利數粒飯命不愛頭目髓腦一旦乃聞吾支提之不具輒約道友遂新雕飾小塔金銀銅鐵極工千里播然惠來而奉安三級之中央矣翹塔婆一新地變八祥瑞現六殊得能住與所住輪圓完具永標幟群生之大福田矣因記得教中說正法住正法滅須以塔波與廢觀焉既塔婆一新得時且云以幻修幻區々土木業喚爲正法住得耶好各々內自猛省下得一轉語諦當豈何管正法之滅與不滅遶塔三匝乃說偈曰。

不須耶舍放光明法界塔婆隨處成金剛彩無遺照大地踏毘盧頂行 喝一喝

見 井 山 逸 堂 慧 光 百 拜

以上當山寺記、寶曆三年重修棟札及各種の文獻に徴すれば、三重塔婆は皆龜山天皇弘長二年北條時頼の創建に係り爾來數回の修理を経たるもの原形を傳へて今日に至れるものなることに一致せり。而して建築専門家の鑑定によれば、其手法、様式に於て室町中期の特色を有する代表的建造物として又地方的特色を帶ふる點に於て相一致す。要するに當山三級塔は山内に現存する第一の古建築にして宗教上美術上殊に建築史上の逸品なりとす。（昭和二・四・五特別保護建造物指定）
雪。舟。碑。塔の前面左に雪舟碑あり。碑は仙臺石を以て之を作り。高さ一丈五尺、幅四尺八寸、厚一尺二寸にして臺石、方九尺、高貳尺餘の上に建てらる。碑面を上中下の三區に分ち上區圓相内に雪舟自畫像。中區に雪舟筆、宋育王山の全景。下區に藤井高尙撰文頼山陽書雪舟禪師碑文を刻す。而して雪舟自畫像は井上公爵家の所藏。育王山全景は淺

野侯爵家の所藏。雪舟禪師の碑文は當山の所藏に係るものなり。以上三種の原本に據りて東京美術學校長正木直彦。帝室博物館評議員今泉雄作。内務省囑託白石村治諸氏の考案監修の下に天下の三逸を一石に集めて當代の大家田鶴年、石川豊次郎苦心の彫刻に成れるものなり。碑の全文左の如し。

井山乃雪舟禪師乃碑波毛余。龜山道本伊心乎起志天吉備能國中乃人諸登事謀里且。造立多流爾那母有祁類。許例爾其人能有都流事杼毛書天止。彼道本能云奈留方。見類人乃永世爾語續言繼將往多爾之阿禮婆。知事母無久拙久劣伎高尙波敢末之時止爲且。辭備都禮杼。一二遍能味爾不在遍麻年久乞世流麻爾加久那母。禪師波此吉備乃道乃中能赤濱村止云處乃民乃布勢屋能小屋乃内爾安禮出且。天雲之向伏限乃畫可伎登所云志人今母所許爾親族乃未能家在利登叙。小田氏爾且。名乎婆等楊登云計利。雪舟止聞延志波漢佐麻乃號登云母能。亦備溪齋登母。米元山主止母。漁樵齋登母。雲谷軒止毛云返留波。是母故有天可里會米爾都那多留號爾許蘇。幼時爾此寶福寺爾來入利乎里且弟子止奈里努禮杼。畫可久和射遠乃美好味且。佛書讀事乎母能字久世之可婆。師僧怒里天。馬自物繩取附柱爾結且。其日乃暮行爾。行天見禮婆。阿多利爾鼠走留奈里。追返杼毛不去。都々良々見流爾。落流淚遠墨爾可返天足能於與備斯天。板敷爾畫加祁流鼠爾奈母在家留。師僧感且畫可久事乎免志都。曾母曾母此人乃畫可久和射爾。異久妙爾有都流事波。諸越能遠境爾至利天母麻佐留倍支人那久且。米豆良加爾見流山川本草叙我師爾在祁流登云比。彼國乃王母愛美貴美。禮部院登云殿乃壁爾畫可加勢。又富士山田子浦能加多遠可伎多流乎。曾許乃物知人杼毛能詩作里天痛久保米都流爾天毛志良延多利。可久畫爾余會利且波善名乎遠世爾流佐比奴例杼。佛道爾勤之美字牟賀斯。悟利深久有志事乎知人無支波。禪師乃多米慨久伊伎杼保呂之。幼時爾許會畫乎能美可伎都禮。人止奈理出且方。佛學毛緩忘事無久。相國寺乃洪德禪師建長寺乃玉隱禪師何登爾從比學備得天。寶福寺乃僧主登奈理且波。諸能劣家武僧等乎。教伊邪奈比。諸越爾且母佛乃法乎釋明良米。高支貴支行爾依天。安麻多能僧乃上乃座爾居且。稱乎致之都留波。慶之伎事爾安良受也毛。文明乃始能年爾。諸越由利歸且波。周防國山口乃雲谷寺爾乎利。後爾又石見國益田能大喜菴爾移里住美天。文龜能二年登云年爾。身亡。

努。年八十三。墓波其菴能垣内爾在里登那母。

文化十四年九月十七日、中山宮宮司長門守從五位下藤井宿禰高尙撰、安藝頼襄書。

此の碑文は當時和文學の泰斗たる藤井高尙の撰文。漢文學の白眉たる頼山陽の揮毫。而して文中の主人公は東方の畫聖たる雪舟なれば所謂、三絶の碑と稱すべし。唯惜むらくは其の記事を本朝畫史に取りし爲に漁樵齋を雪舟の別號とせしこと。歿年を文龜二年とせしこと。雪舟修道の後再び寶福寺住持となりしことの三項は誤謬として白璧の微瑕なりとす。(後出雪舟傳參照)

【附】

頼山陽 年四十、文政二年六月廿日備前國西大寺に滯留中。備中井山(總社町)の寶福寺へ建設の藤井高尙撰文雪舟碑の書を依頼せられたる頼山陽の返書左の如し。他人の假名文を書くこと云ふことは山陽には苦痛なりしかど旅稼ぎの身なれば致方なきも「鄙姓名は何ぞ御省き被下」たしと云ひし也。

北翁(六十一歳)は高尙の門人にして山陽との交情は、山陽の文に。

「歳已卯(文政二年)初秋。客備中。相好最深者爲北翁。翁與余同遊松山。留旬餘。遂北行出作州。下曠水(旭川)還(岡山)……(岡山、赤木格堂氏藏)

とあるにて知らる。

雪舟碑の書丹

(小原)梅坡迄被下候書狀、西大寺へ達來、拜見仕候。昨日御來賁之御積の處、止に相成候由承知仕候。西大寺より岡山へ歸候義、いつと中事難計。いづれ隙入は致まじくと存候。態人上候も如何、何方へ書狀出候へは直に相達候と申所書、梅坡方迄御知らせ可被下候。廿二日頃迄には何とぞ歸可申と存候へども少々延引も難計候。雪舟事蹟漢文、私行李中に有之、返上。川魚一苞、遠路被掛御心、忝拜受仕候。宿禰(藤井高尙)の二字、書入之紙御越、直にそれ

へ認候へ共、本紙の字に大小相類候や難し知候。御見合可被下、年號月日の處、ちゞめ不申とも、本のまゝに而、御入可被成候。鄙姓名は何とぞ御省き被下候方、大慶に御座候。御察可被下候。頓首。

六月廿日

鄙姓名、必入ねばならぬなれば、下へ次第下りに下げて不苦候。

惣社

北翁 大人

西大寺に而
山 陽

復

(東京、西村益三氏所藏)

經藏 佛殿の西北方、雪舟副碑の側にあり。一丈四尺四方、土藏造の建物なり、經藏内部の壇上に文珠菩薩の木像を安置し、兩側に大藏經一部を納む。

鐘堂 白蓮池の北方一段高き所にあり、古鐘一口を懸く、其の清音掬すべし。梵鐘寸法左の如し。

全高三尺八寸五分、口徑一尺九寸七分、同内法一尺五寸七分厚(駒の爪)二寸、鐘身高三尺一寸、龍頭(蒲牢)高七寸五分、幅六寸五分、笠形徑一尺六寸、高三寸、撞座(鏡)八葉より成る、乳一區内四段四列にして四區合せて乳六十四個を有す。(別出金石文の部)

鐘銘「奉鐘鑄備州熊山靈山寺、大工左衛門尉、應仁貳天戊子十一月十五日。新田庄内寺見村大檀那祐長」由來詳ならず。方丈及庫裏 佛殿の北方、廣庭を隔て、數棟の大夏高屋、連亘せる一廓あり、禪堂、方丈、女關、食堂、庫裏、書院倉庫、納屋等より成る就中方丈及庫裏を最宏大なりとす。

方丈 又客殿とも云ふ、桁行七間(東西十三間)、梁行五面(南北九間)南面の大殿にして山内第一の大建築なり。庫裏は女關、食堂に依りて方丈の東に連りて之と矩形を成す。桁行十二間(南北十六間)梁行五面(東西六間)、妻入の大屋なり。此一郭壘七百餘を敷くと云ふ以て其廣大なるを知るべし。禪堂 方丈の西北方に在り、三間六面瓦葺妻入造にして坐禪修行の道場たり。

秋葉宮 方丈の西北一丁餘、金龜嶺の山頂にあり、一山の鎮守にして秋葉、金毘羅の兩權現を祀る。社の後方に五社明神の石殿五基を安んず。

五社神社 山門の南方小丘に在り舊と當山の鎮守神なりしが明治の初、神佛混淆引分に依り、神道に屬し、現に無格社として井山部落の氏神となれり、モト聚園宮と稱し十境の一たり。

辨天祠 山門の東南に在りて一山風門の鎮守たり。方十六間の池中に在りしが池は今水田となる。

〔寺領〕

一、莊田三千石也。

寶福寺略縁記云。四條天皇客星成、崇不豫、求法救諸伽藍、無驗勅鎮菴、加持、在于山、承詔新築壇、懇祈一七日到于滿筵曉、客星如雷鳴墮壇前池中、壇名禮星壇、池名三千石、病乃愈、上大悅賜莊田三千石、上津江庄澁江、子位庄。刑部郷、妹尾、眞壁郷、生石郷、八田部郷、高松郷、服部郷、三和郷、永爲寺産。

案するに十一郷庄廣きに過ぐるかの感あるも高三千石は多きに過ぎず蓋し十一郷に亘りて高三千石を領すと解すべき歟因に、寛文十三年立岩和尚撰「寶福寺覺」に寺領古者壹萬石餘とあるも原據明かならず。天正四年子十一月廿三日井山領古文書を存す。拾ヶ郷庄高貳百卅四貫參百卅文を記す全文左の如し。

井山領

(藝州代云々)

參拾九貫四百八拾五文目	刑部郷 河 滿 存	貳拾貫文目	眞壁郷 國 隱 存
拾貫文目	八田部郷 河 滿 存	參貫文目	服部郷 井 彌 左 存
七貫四百文目	三和郷 同 人 存	參拾五貫貳百文目	澁 江 同 人 存
七拾壹貫百六拾六文目	子位庄 同 人 存	六貫五百文目	妹 尾 井 右 存
貳拾貳貫文目	生石庄 井 彌 左 存	十九貫五百八十六文目	高松郷 黨 東 存

以上 貳百卅四貫參百卅文
是ハ寺納之辻也

右之外境之内立除無御檢地也

貳拾壹貫文目 報恩寺 中太分

六貫九百文目

蒼陀寺 同人分

御究張如此也

國松隱岐守(花押)

天正四年十一月廿三日

檢使中

井山 御納所

清七郎(花押)
太(花押)

是は天正二年十二月より翌三年六月に亘れる備中の兵亂僅に靜まり翌四年十一月廿三日秋收に方り毛利氏の代官國松隱岐守井山領十ヶ所を整理して其納所を命令したるものなり。

案に。多門院日記天正三年二月十三日條に「米二石五斗、代一貫二百五十文」と見ゆ、米壹石時價五百文に當る、されば前記拾箇郷庄、貳百卅四貫三百三拾文は換算して、四百六拾八石六斗六升となる舊領荒廢の結果此に至れる歟。

〔末 寺〕

參考年表

- 一八九二 貞永元年 備中眞壁郷の人、鈍菴和尚、井山寶福寺を再興す。
- 一八九六 嘉禎二年 藤原道家東福寺を建立し、此歳工を起す。
- 一九〇一 仁治二年 聖一國師宋より歸朝す。聖一國師博多に、崇福寺を創めて第一祖となる。
- 一九〇二 仁治三年 聖一國師博多に承天寺を創め第一祖となる。
- 一九〇三 寛元元年 聖一國師京に歸る、一代の高僧公卿繪紳貴夫人就て法要を問ふ。

- 一九〇九 建長元年 時頼鎌倉建長寺を建立し、蘭溪道隆を開山とす。
- 一九一四 建長六年 聖一國師、時頼の請に應じて鎌倉壽福寺に於て授戒說法す。
- 一九一五 建長七年 聖一國師、京都東福寺を慶す。
- 一九一七 正嘉元年 聖一國師、京都建仁寺を領す。
- 一九二一 弘長元年 聖一國師、鎌倉に至る。駿州清見寺を慶す。寶覺禪師(備中二万郷の人)京都万壽禪寺を開く。
- 一九二二 弘長二年 聖一國師、備中朝原塔(安養寺)を慶す。同最明寺入道井山三級塔を建立す(寺傳)
- 一九四〇 弘安三年 寶覺禪師東福寺第二世となる。

以上聖一國師歸朝前後に亘る半百年間の年表は國師の九州、京都、鎌倉、と東奔西走、臨濟禪興隆の大法輪を轉せるものなり。而して此の間、年月未詳なれども、備中眞壁郷の人鈍菴禪師慧聰が井山一山を擧げて臨濟禪に改宗せしこと備中二万郷の人寶覺禪師東山、湛照が洛東万壽寺を擧げて臨濟禪に改宗しやがて三聖禪寺の開祖、東福寺の第二世となりしこと。是固より臨濟祖師千光國師榮西發祥の地たる備中に於ては當然過ぎる程當然の事ならんも。亦榮西入洛以來寂寥たりし備中に於ては、又晴天霹靂の感なき能はず。而して弘長二年聖一國師の備中淺原の朝原塔を慶し北條時頼の井山三層寶塔を建立せしは、地方の禪法弘通に重大關係を有したりならん。斯て聖一國師の囑目したる吉備は、古來九州近畿東國と共に、四大文化發祥地の一にして、鈍菴和尚に依て改宗せられたる寶福護國禪寺は、慧日山東福寺と本末一体の關係を有し一山塔頭子院五十五宇、末派三百餘寺と註せられ、恐らく備作四州に於ける臨濟禪寺を統一したりしならん歟、爾來安國禪寺及利生塔の建立さては戰國武將の禪刹建立によりて、漸く其の勢力範圍を侵蝕せられ、江戸幕府の初期に至りては、僅々八九十の末寺を有するに過ぎざるに至れり、左に享保以來の末寺表を示さん。

寶福寺末寺一覽 (享保六年調、△印弘化三年五月調、廿四ヶ寺ヲ存ス、○印昭和二年調)

寺名	建立	開基	所在
秋雲山天仲菴	永祿年間	貨谷惠財	賀陽郡井尻野村
大法山善根寺	文永年間	玉溪慧瑠	賀陽郡門田村
金剛山法城寺	不詳	勸請開山玉溪慧瑠	賀陽郡小寺村
二階山報恩寺	慶長年間	惟仲	賀陽郡小寺村
自性山本源寺	延元年間	勸請開山玉溪慧瑠	賀陽郡窪木村
妙見山有財寺	不詳	勸請開山玉溪慧瑠	賀陽郡長良村
威德山眞福寺	天文年間	久岩永	賀陽郡三手村
一祐山遍照寺	不詳	中興伯翁宗順	賀陽郡大崎村
寶萊山蓮花寺	康永年間	春山祖永	賀陽郡門前村
龍雲山報恩寺	永正中再興	勸請開山無夢一清	賀陽郡門前村
報法山長應寺	永祿年間	惠	賀陽郡門前村
常福山眞如寺	長享年間	勸請開山無夢一清	賀陽郡小山村
寶戒山守福寺	天正十年	權	賀陽郡下足守村
明見山田上寺	寬永中改宗	勸請開山無夢一清	賀陽郡足守村
溪雲山洞泉菴	不詳	玉仲惠桂	賀陽郡足守村
巖尾山滿願寺	弘長三年	勸請開山玉溪慧瑠	賀陽郡大井村
岩神山慶久院	不詳	中興洞岩惠達	賀陽郡吉尾村
金剛山瑞光寺	不詳	勸請開山鈍菴惠聰	賀陽郡黑尾村
別所山正滿寺	不詳	玉溪慧瑠	賀陽郡栗栗村
如意山安樂寺	不詳	鈍菴惠聰無夢一清	賀陽郡日羽村
一宗山歡喜寺	不詳	勸請開山鈍菴惠聰	賀陽郡草田村
萬安山禪休菴	慶長年間	月峯惠仲	下道郡上原村

○ 檀那、二階堂山城守政行
 ○ 檀那、江田左京ノ進光信
 ○ 延享元年改稱妙見山神護寺
 ○ 寬永年中再興
 △ 檀那、生石中務殿
 △ 末寺二、眞觀寺、釋法寺
 △ 眞和中再興、中興檀那、貝原縫殿亮安宗

萬壽山報恩寺	應安年間	閑谷中興鏡山餅	下道郡西園村
寶光山瑞昌院	延文年間	陽翁劫春	下道郡西園村
安禪寺佛光山	康安年間	無夢一清	下道郡市場村
如意山稻實寺	永德年間	空蘊全宰	下道郡水內村
安住山天福寺	曆應年間	開山桃津	下道郡久代村
大寶山地藏院	應永年間	松雲閑	淺口郡連島村
龍吟山梅雲寺	寶德年間	玉淵龍	淺口郡連島村
天澤山德壽菴	享德年間	興雲慶	淺口郡連島村
大江山潮音寺	寬正年間	和岳順	淺口郡大江村
善福寺	文安年間	長榮士長	淺口郡連島村
遲春菴	大永年間	開山靈加	淺口郡連島村
文殊寺	不詳	不詳	淺口郡連島村
長命寺	不詳	不詳	淺口郡連島村
龍護山定光寺	不詳	江浦祖春	淺口郡西阿知村
安樂院	不詳	不詳	賀陽郡門田村
妙善寺	不詳	不詳	賀陽郡井尻野村
正藏寺	不詳	不詳	賀陽郡井尻野村
光聚寺	不詳	不詳	賀陽郡井尻野村
福德寺	不詳	不詳	賀陽郡井尻野村
明藏寺	不詳	不詳	賀陽郡井尻野村
善久菴	不詳	不詳	賀陽郡門田村
大雲山觀藏寺	不詳	不詳	賀陽郡門田村

以上三拾八箇寺 享保六年九月調査當時現存ノモノ也。

△ 檀那、木村山城主上野肥前守
 △ 檀那二、安息菴棲雲菴。末寺常福寺
 △ 檀那休菴自天居士、櫻木右工門寄附田千石
 △ 且那、水内領主上田氏
 △ 塔頭四、西之菴、慶勝菴、福重菴、寶泉寺、末寺二、報正寺、正光寺
 △ 末寺二、清心菴、善性寺
 △ 末寺二、向陽菴、興福寺

應應寺 不圓光國師 賀陽郡庭瀨村 全上
神應寺 應安年間 開基 芝丘 義陽 哲多郡神代村 今從三本山惠日支配

以上三箇寺 享保六年九月調査當時既ニ他支配トナレルモノ也。

以上寶福寺塔頭五ヶ寺、末寺八拾九ヶ寺、又末寺拾五ヶ寺、計百五拾九ヶ寺、此外百九拾ヶ寺餘ハ歲月遠隔寺號遺跡舊記を失却し、記録を闕くものなり。(享保六辛丑年九月備中賀屋郡井山寶福寺現住象海記)

〔住持〕 開山鈍菴以來八十三世、而して第七世以下第六十九世迄往々不明のものあり左表の如し。

歷代住持表

世代	名號	本姓	生地	示寂時	行年	備	考
初祖	日輪阿闍梨					台家時代ノ祖師年月日未詳	
開山	鈍菴慧聰	藥師寺氏	備中	永仁五年九月六日		禪家ノ始祖	
二世	玉溪慧瑋			觀應三年二月廿三日		聖一國師法弟	
三世	無夢一清			應安元年五月廿四日		聖一國師法弟東福寺第三十世	
四世	曇瑞道慧					聖一國師法嗣	
五世	高菴芝丘	雅樂氏	備後	(年不明)十月五日		東福寺第四十二世	
六世	秀巖九穎					永享三年雪舟(十二歳)入門	
十一世	真牧						
十九世	心傳						
廿一世	節巖						
廿二世	春溪						
廿五世	宗岳						
廿八世	林岳						
卅四世	茂岳						

世代	名號	本姓	生地	示寂時	行年	備	考
四十三世	太化						
四十四世	徹啓						
四十九世	惟仲						
五十世	統之						
五十一世	希遠						
五十六世	太宗						
五十八世	季芳						
六十一世	常父						
六十二世	南英						
	雪舟等	小田氏	備中	永正三年八月八日	八十七		
	大機惠雄		備中	寬永十九年十月五日			
中興	雲山						
	明室清德						
	乾外清享						
七十世	立巖慧久			元祿八年正月廿八日		當山中興東福第一座立岩久禪師	
七十二世	鐵堂慧石			寶永六年十月七日		前任當山東福第一座鉄當石禪師	
七十三世	象海慧洪	米谷氏	讃岐	享保六年七月十二日	五十二	勅諭佛眼大觀禪師	
七十四世	逸堂慧光			明和四年十一月四日		當山再中興前眞如逸堂	
七十五世	大休慧昉		山城	安永三年六月三日	六十	勅諭大悲妙行禪師	
七十六世	嵩山慧安			寬政七朔四月廿九日		前任當山特位大雲和尚	
七十七世	龍雲慧潛			寬政元酉正月十一日		前任當山嵩山和尚禪師	
				文政五年三月廿九日		東福特位前任當山龍雲和尚	

伊勢

文政十二年四月九日 六十六

前南禪東福第二七一世當山再中興妙峰實大和尚

天保五年八月十二日

前真如關嶺和尚禪師

天保九戌四月十八日

前住當山牧州和尚禪師

元治元子九月廿九日

前住東福當山中興真翁和尚大禪師

大正五年二月十日

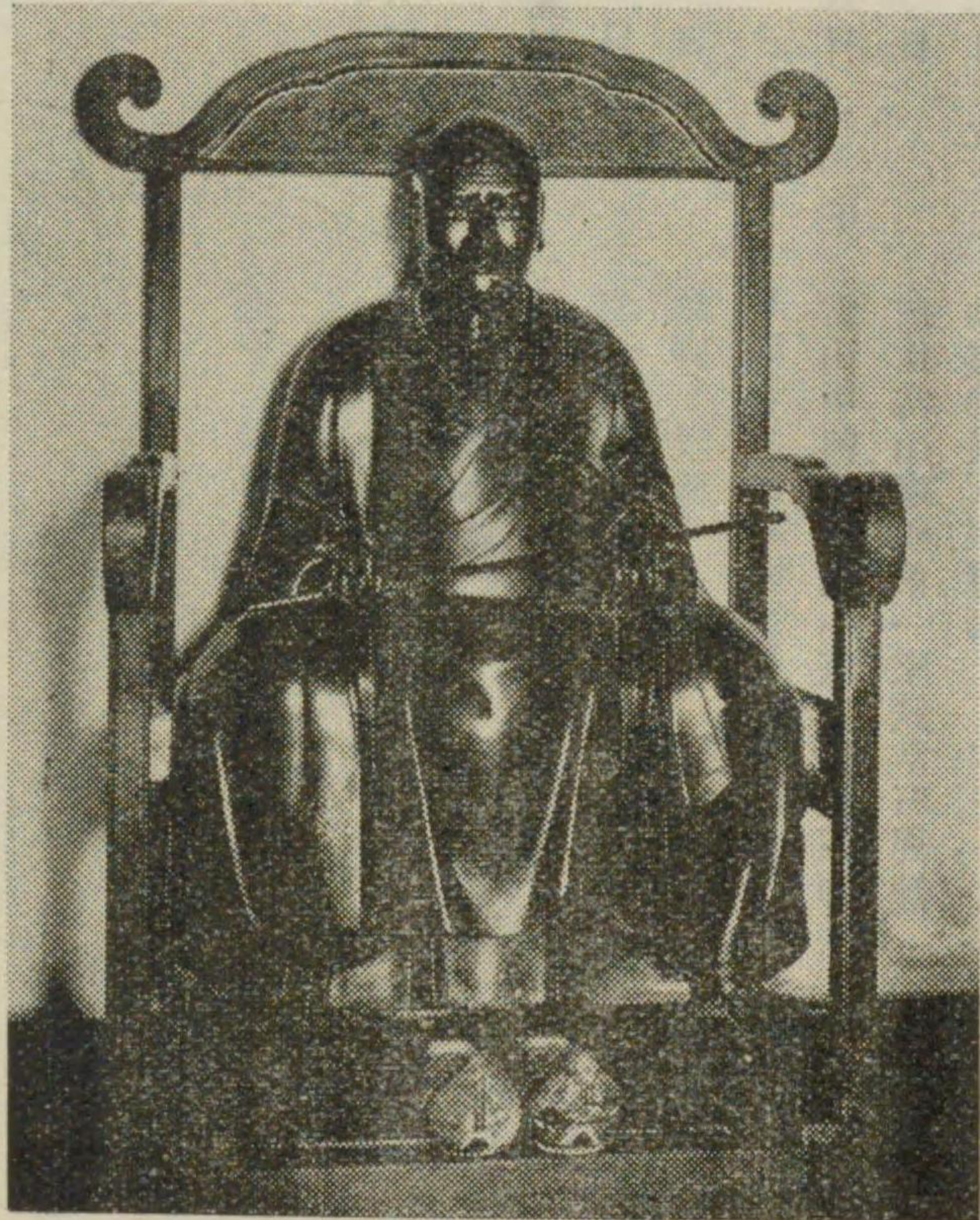
四住東福第二九三世前住當山九峰精大和尚

七十八世 妙峰 玄實
 七十九世 關嶺 玄守
 八十世 牧洲 慧仙
 八十一世 真卿 慧遠
 八十二世 九峰 一精
 八十三世 雪巖 慧友

〔略傳〕

一、鈍菴 惠聰 (一一九五七)

姓は藥師寺氏、備中眞壁(今常盤村大字溝口)の人なり、初め台教を究め、兼て密乘に通じ座主と爲る。貞永元年、伽藍を賀陽郡に建立し、井山寶福禪寺と號す、四條天皇、不豫に依て勅して加持せしめ給ふ、師懇念すること、一七日にして御惱平癒す仍、て莊田若干を賜はり、永く官寺に列す、會々聖一國師辨圓歸朝し禪法を演ふ、師其の風を聞て席下に宗要を扣き、忽ち諸佛の本源を見徹するを得たり、即ち法喜の和歌を詠して曰く。「露かゝる谷の埋れ木時を得て若葉ならねど、もみぢするかな」井山に歸り、聖一國師の弟子玉溪慧瑋を請して寶福寺二世禪法の開祖と爲す。師は満足菴を創建し、老を投し、永仁五年酉九月六日寂す。



寺福寶 像肖聰慧菴鈍

二、玉溪 慧瑋 (一一〇二二)

姓氏不詳、法を東福寺聖一國師に得て、攝州普門寺に住す。鈍菴の請に應じて寶福寺の二世となり、慧日の法燈を挑

くと云ふ、聖一國師年譜に、玉溪慧瑋は瑜伽の教を備中井山に傳ふとあるもの是なり。門下無夢一清。師の頂相を携へて元に渡り、徑山の古鼎銘禪師に贊を請ふ。禪銘師讚を作り其の徳を稱揚す。塔頭靈照菴を創建す。觀應三年壬辰二月廿三日示寂す。(本朝高僧傳)

三、無夢 一清 (一一〇二八)

姓氏不詳。普門寺玉溪慧瑋の法を嗣ぐ。奈良に遊びて教門を講究す。嘉元中、元に航して滞在三十年、廬山の龍巖眞、雪峯の樵隱逸、百丈の東陽輝等數十人の善智識に、歴參して宗乘の要旨を究め、歸朝して法を玉溪慧瑋に嗣きて、備中の寶福寺に住して井山の僧規(古記の部參照)を定め以て大に宗風を振興す。故に準開山と號す。

延文四年東福寺に移りて第三十世住持となる。詩あり。世間誰管事紛紛、靜坐茅簷到夕曛、白髮重添今歲雪。青山猶帶去年雪。後天德菴に退休し。應安元年五月二十四日寂す。遺偈あり。一顆寶珠、人秘我山、今日擊碎、地濶天寬。大道和尚作、無夢和尚下火、文あり。覺天雲駛月何運、性海舟行岸不移、昨夜一人發眞去、杜鵑啼斷杜鵑枝。恭惟、前住當山無夢清禪師、大和尚、識得、大唐國裡無禪師、信受、日本國裡有知識、流通玉溪正脉、而激曹溪波浪、運出寶福家財、而助東福寂寥、長篇短篇、語言有味、橫說豎說、辨才無窮、至其末後一句。驚人非我舌頭三嘆、所及。一顆寶珠、照曜江湖。秘入我山。饒益世間。今日擊碎、遊戲三昧。地寬天寬、佛祖肺肝。正無夢時仲夏漸熱、且居清涼樹下。一句作麼生「打圓相云」五月榴花照眼紅、應安元年五月廿四日示寂。

四、高菴 芝丘 ()

芝丘字は高菴、俗姓は雅樂氏、備後の人なり、出家して聖一國師の法嗣なる、曇瑤慧に參して省あり。初め備中、井山寶福寺に住し、備中神應寺を開く、後京都東福寺に移り第四十二世の住持たり。某年十月五日寂す。壽缺く。天應菴に塔す。(延寶傳燈錄)

五、雪舟 等揚 (二〇八〇—二一六六)

畫聖雪舟、名は等揚、備溪齋又米元山主と號す。俗姓小田氏備中赤濱（今都窪郡三須村大字）の人なり。幼時井山寶福寺に入て僧となる天性畫を好み、經卷を事とせず、師僧之を戒むること數度に及ぶも、聞き入れざりしかば遂に其の意に任すに至れり。幾ならずして其の畫乍ら妙境に達せり壯年に及んで京都に至り相國寺に入て洪徳禪師の弟子となり又鎌倉に至り建長寺に入り玉隠永嶼に就て學ぶ、永嶼雪舟の爲に漁樵齋記を作て之に與ふ、爾來之を以て其の別號となせり。雪舟の號は好て古賢の墨蹟を集めし中に楚石老人の書せし雪舟の二大字ありしを愛し遂に其の號と定めたりと云ふ、應仁二年、年四十九、足利氏の遣明船に便乗して明に入り、廣く名山大川を探て、大に氣宇を闢き、特に四明山に登りて天童第一座となれり。四明天童第一座雪舟と署する所以なり、雪舟の明に在るや、當時の能畫を求めて師とせんごせしが、遂に意に適するものなかりしかば、明國名勝の地、山川草木を以て我が師とし精勵怠らず、其の技大に進むことを得たり。明の君臣大に其の畫を賞し、遂に勅を受けて禮部院の壁に描く、以て如何に雪舟の畫が彼の國に於て用ゐられしかを知るに足らん。又明人の請に應じて本朝の富士、三保、清見の三絶景を描きしに、當時の鴻儒、詹仲和贊して曰く、巨嶂稜層鎮海涯、扶桑堪作上天梯、岩寒六月常留雪、勢似青蓮直過氏、名利雲連清建古、虛堂塵遠老禪柄、乘風吾欲東遊去、特至三松原竊羽衣。と而して圖二幅あり一は明に留め、一は雪舟携て歸朝せり。此の幅もと京都の妙心寺にありしが、其の後熊本の細川家に移れり、又雪舟此の圖を作る時、何心なく寺山列樹の間に塔を描けり。歸りて清見寺を過ぐるに塔なし。雪舟其の畫の虚談に成れるを惜しみ、遂に資を集めて、寺より十八町許隔りたる所に塔を建立し嘗て描きたる位置に善く協ひたりと云ふ。此の塔天明中燒失せり。雪舟の繪筆に熱心なる槃ね此の類なり、雪舟明に留まること三年にして歸朝し、豊後府中の北郊上ノ原に一小樓を起し、名けて天開圖書樓と云ふ、東福寺の僧了菴桂悟に請うて其の記を作らしむ、其の後周防の山口なる天花山下の雲谷寺に住し雲谷又雲谷軒（雲谷派）と號す。後山口を去て、石見國美濃郡益田村万福寺の大喜庵に住し、永正三年八月八日此の地に遷化す、年八十七、雪舟は常に顔秋月、常牧溪の跡を慕ひしと雖も、其の畫の妙所に至ては之を天性に得、古人の蹤跡を踏まずして優に一家を成

せり、歸朝後は殊に水墨を好み、専ら風致を尙ひ意を寫して形似を求めず、筆力豪放にして思至らぬ隈なきが如し。雪舟の門より秋月、宗淵、周耕、楊月、周徳、楊門、雪洞の徒出づ、されど皆桑門にして俗人にあらず、さは云へ雪舟の畫法は甚だ當代人士の嗜好に適せしかば、其の畫風を學ぶもの多くして遂に雲谷派と稱するに至れり。（沼田頼輔著・畫聖雪舟）

六、大機 惠雄

大機和尙、名は惠雄。備中國下道郡久代村に生る。幼にして久代村天福寺に入り、桃菴一駿首座に就て僧と爲り、後井山満足院に住し、更に東福寺天徳院に住す、天正九年二月、織田信長の使僧として、備中經山城主二階堂大炊助に來り。豊太閤征韓の企あるや、惠雄命を受け、粉して朝鮮に入り、其の風土人情を視察し録して之を進む、征韓役の作戰上に便益する所頗る多大なりき、後秀頼の傳となりしが幾くならずして辭して井山に歸り、般若院（又云満足菴）に住す。淺尾藩祖蒔田玄蕃は豊太閤の侍臣となり、一萬石を領せしが、惠雄の執成に依て七萬石に至る、關ヶ原役後玄蕃發心して高野山に入りしが、子左衛門佐又惠雄の執成に依て東照公に召出され本知一萬石を受く、井山寶福寺と蒔田家との親密なる關係は此に始まると云ふ。（備中誌）

大機和尙に關する史料左の二を附記して參考とす。

一、大機和尙朝鮮渡海之事
和尙者生國備中國下道郡久代村産、則同村天福寺に住し給ふ、剃髮は井山塔中満足菴なり、後、京都本寺惠日山東福寺中天徳庵に住す。此庵は、井山第三世無夢禪師の開基也、かくて太閤秀吉公、朝鮮陣の思召立有しかと、彼地見分の上ならでは叶ふまじと、五山の僧大機和尙は、博學多才なる故に召出され、渡海の事を命し給ふを、再三辭し申されけれども、許容なく、終に朝鮮に渡り外國の僧と成、國中の様子文術を以て聞合、記録して本朝に歸り給ひ、扱こそ朝鮮征伐は有ける也。其後、和尙を秀頼公の師範と成し給ふ。誠に學才道德正敷僧也ければ、世俗の交りを遁れ度

思ひ、建仁寺中韓長老を弟子分として、秀頼公の師範と成し。和尚は井山へ歸り満足菴に住し給ふ。此の庵は別して普請美を盡せりと也。(備中誌)

一、大機和尚、舊師天福寺、桃菴一駿首座_三與へタル文及詩

桃菴

、翁一駿首座、一日得々來述_三予朝鮮歸駕之祝儀、嗚呼翁、吾師也、不可_三不_三敬拜_一矣、自_三予_三提孩之日_一、施_三舐_三犢_一之愛_三勝_三於_三父祖_一、其恩_三高大_三ナル_一須彌_三猶卑_三其慈_三深厚_三ナル_一滄海_三淺_三。語話之次、求_三予_三舉_三秉炬_三語_三以_三充_三預修之功_一德_三不_三耐_三辭讓_一、欽_三焚香_三炊_三巾_三百拜_三寫_三桃菴之_三二字_一、係_三祥詩_三一篇_三於_三其下_一云。武陵溪畔幾春風、白鳥銜_三花無_三路_三通_一、欲_三問_三靈雲_一不_レ疑處、拳頭豎起主人翁。于時文祿第二龍集癸巳閏九月廿四日、前眞如見住寶福大機叟。惠雄書于般若西廂室中。

(天福寺所藏文書)

三、「無夢和尚下火 大道和尚製文」(無夢一清の條參照) 奥書云、

皆文祿第三龍集甲午五月廿四日寫之。

井山寶福住山不肖末孫大機叟惠雄當菴昇建、

(寶福寺所藏文書)

七、象海 慧湛(二三四二—二三九三)

慧湛字は象海、俗姓は米谷氏讚岐豊田郡の人なり、早年寶福寺、立巖久禪師の下に投し侍童と爲る、十七歳自ら發奮し、誓て云ふ、此の生に道業成らずは他日何を以て群迷を度せんかと、出遊して諸宗匠に歷謁し、參究功を積めり二十八歳寶福寺に歸る、同寺の住持鐵堂石禪師危篤なり、師擢てられて住持となる、享保元年三十五歳にして江戸に遊ぶ、攝津の路上脚指石に蹶き忽然省覺す、同十四年東福開山忌に衆請により後版となり、選佛道場に坐す。僧錄某師の請により、南禪寺に寓すること半夏にして法化盛なり、十七年十月東福寺に結制す、滿堂一千七百餘人なり、十八年六月微恙あり七月十二日泊然として寂す、壽五十二、臘三十九、寛保三年勅諡佛眼大觀禪師と云ふ。(續日本高僧傳)

○佛眼大觀禪師徽號

勅慧日灑徑場之法雨靈照揭正續之宗燈雷霆餘四百霜光彩滿六十國爰象海和尚慧日的裔靈照眞孫善財參五十三師於百城途轍同跡大慧接千七百衆乎萬壽人物盛今獅子林中發哮吼瑞龍山頭激辯瀾人天推穀遜稱禪狀元于一時龍象繞床重關選佛場乎千古巨利規復古五嶽命維新名譽動紫宸以加褒章諡曰佛眼大觀禪師。寛保三年六月十二日。

口 宣 案

上卿大炊御門大納言

寛保三年六月十二日

宣旨

象 海

宣諡號佛眼大觀禪師

藏人權右中辨 藤原清胤奉

(井山寶福寺文書)

八、大休 慧昉(二三六九—二四二八)

慧昉字は大休。山城國愛宕郡北岩倉村の人なり。六歳郡の木野村正福庵竺傳應の下に沙彌となる。十六歳東福寺象海慧湛を問ひて掛搭し侍者となる、平素工夫を事として茫然自失せることあり、夢中侍者と稱せらる、二十三歳日向に下り古月材禪師を問ひ所見を呈す、二十七歳紀伊熊野に行脚し、偶駿河白隱鶴の宗風を聞きて東下し、一調して深く心服し、掛搭を請ふも許されず、乃ち隣里に假居し、漸次に近附して教示を受く、遂に許されて侍者となり、參究功あり、法印を傳ふ、井山に住して法化盛なり、六十歳疾あり、大雲説に祖系を附し、幾もなく示寂す、實に安永三年六月三日なり、壽六十、法臘五十五、嗣法者十一人なり、安永八年七月五日勅諡大悲妙行禪師と云ふ。(續日本高僧傳、大休禪師行狀)

大悲妙行禪師徽號。勅宗風振起類綱等調惠日輝騰諸闇頓除爰大休和尚者一代德業萬世模範早歲而吃著父母未生前話頭寢食俱廢既長而發明佛祖不傳底妙訣辛酸幾年非慎其始焉得克終於是龍淵波瀾永激象海餘烈遠揚鍊佛鍛祖久開爐鞴於井山

中接物應機遙飛道譽於鳳池上宜垂寵章用加褒崇諡曰大悲妙行禪師

安永八年七月五日

口宣案

上卿久我大納言

安永八年七月五日

宣旨

大休

宣謚大悲妙行禪師

九、妙峰立實(二四二四—二四八九)

藏人頭右大辨 藤原篤長奉

(井山寶福寺所藏文書)

立實名は妙峰、伊勢の人なり。初龍雲和尚に師事し後、周防山口常榮寺の性堂に侍して其の印記を受け、三ひ東福寺に住し、次に南禪寺に住し次に備中の寶福寺に住す、其の寶福寺に住すること、二十六年の久しきに及び諸伽藍の廢れたるを修め、よく中興の功を成す、嘗て高野山に在ること三年密教を兼學して其の蘊奥を極め、旁ら諸宗に亘る其の郷伊勢にありし時、阿彌陀經を眞宗の某寺に講し、又備前の岡山に在りて法華經を松琴寺に講す、文政十二年四月九日寂す、壽六十六。(近世禪林僧寶傳)

〔寶物〕 目録

種類	品目	員數	員質形狀	寸法	作者	備考
彫刻	虚空藏菩薩	壹	金箔塗木坐像	三尺壹寸五分	不詳	佛殿本尊傳云藥師寺次郎左衛門力乞ノ虚空藏
同	釋迦佛像	壹	金箔塗木坐像	壹尺	同	方丈安置
同	阿彌陀如來	壹	白木立像	五尺	同	佛殿内祠堂安置
同	文殊菩薩	壹	金箔塗木像	五尺七寸二分	同	經藏安置
同	大日如來	壹	金箔塗木像	三尺四寸二分	同	三級塔安置

種類	品目	員數	員質形狀	寸法	作者	備考
同	四天像	四	着色木像	三尺三寸	同	同 安置
同	開山像	壹	漆塗木像	三尺三寸	同	開山堂安置
同	祖師像	壹	絹本着色	豎二尺五寸二分 横壹尺一寸五分	同	山門樓上安置
同	十六羅漢像	八	絹本着色	豎四尺六寸六分 横四尺七寸八分	同	
同	涅槃像	壹	絹本着色	豎三尺六寸六分 横一尺九寸三分	善月大師	國寶
同	地藏尊	壹	絹本着色	豎三尺二寸五分 横一尺三寸七分	傳周東村	國寶
同	冥官十王	拾	絹本着色	豎四尺五分 横二尺一寸八分	傳周東村	不詳
同	孔雀	壹	紙本着色	豎二尺八寸七分 横壹尺	不詳	鈍菴和尚贊
同	達磨	壹	紙本着色	豎二尺八寸 横一尺四寸	雪舟筆	
同	文殊雁	三幅對	紙本破墨	豎三尺七寸 横壹尺八寸六分	傳雪舟	
同	雲龍	壹	紙本破墨	豎五尺七寸五分 横二尺七寸一分	傳雪舟	
同	達磨	壹	紙本破墨	豎三尺七寸五分 横一尺五寸	不詳	
同	釋迦文殊普賢	三幅對	絹本破墨	豎三尺二寸 横一尺三寸五分	牧心齋	
同	薄二鹿	壹	絹本破墨	豎三尺九寸五分 横一尺七寸三分	友松	
同	雁	壹	紙本破墨	豎四尺七寸三分 横二尺四寸六分	不詳	
同	季札懸劍圖	壹	絹本着色	豎七尺二寸一分 横四尺一寸三分	不詳	
同	聖一國師	壹	絹本着色	豎四尺 横一尺五寸	不詳	
同	十六羅漢像	拾六幅	紙本着色	豎七尺 横四尺	不詳	
同	蝦蟇仙人	貳	紙本着色	豎三尺一寸五分 横四尺一寸八分	鰲山	
同	寒山拾得	壹	紙本破墨	豎二尺九寸一分 横一尺七寸五分	鰲山	
同	出山佛	壹	紙本破墨	豎壹尺四寸五分 横壹尺七寸八分	傳雪舟筆	
同	竹圖	壹	紙本	豎二尺八寸八分 横壹尺	不詳	
同	竹圖	壹	紙本		不詳	
第三編 近古						

(、、、、、、引弓、中突々々、風颯々)

涅槃像、地藏尊、冥官十王圖。拾二幅は唐畫にして藏幅中の逸品たり。(第五十五章・鎌倉時代の文化・繪畫の部)
 鈍菴和尚贊達磨は開山の筆蹟を偲ふべき珍品たり。
 雪舟筆、文珠雁鳩の三幅對、又貴寶たるを失はず。
 聖一國師像を始とし十六羅漢像、蝦蟇仙人、寒山拾得に至るまで皆本山東福寺藏兆殿司の原本を模し更に佛殿天井の龍
 寶塔天井の天人等を描きし熬山は逸堂慧光和尚の弟子にして庭瀨の松林寺に住す。畫を善くし望月派の大家たり。
 十六羅漢像二軸は天明二年、備前天城藩主池田政喬の描く所にして、左の裏書あり。
 備前國天城大守、池田政喬公者、備前國守大炊頭入道空山公之息男也、天賦仁恕見聞之人、無不伏從公志兼在
 佛乘矣。予應於四衆之貴望而開菩薩戒會於同國岡府少林禪刹矣、加行七日之中普爲四衆敷演戒法要津、
 政喬公、數々來趣法筵乃發願而請授與八齋戒及道號矣。因名之以德芳院天眞有隣大居士、而爲授與八戒
 畢。于時天明三癸卯四月三日也。公一日手書十六應眞肖像兩軸見酬報恩。於此乎予喜捨淨財修飾表相、
 而以寄附井山室中了天明七丁未九月前住井山大雲林說謹記(花押)

三、文書の部

(一) 後水尾天皇御宸筆、和歌

この頃のみなみの風にうきみるのよるくすしあしのやの里。

由來記

この頃のみなみの和歌

後水尾院宸翰無疑者也、爲後鑑添一書畢

享和二季冬

清水谷少將(花押)

(二) 後西院天皇御宸筆、佛名

釋迦牟尼佛 壹軸

由來記一卷、寫左の如し。

住持大休長老適應于 惠日冬制之請次、

光照院宮法親王大雄尊乘尼大和尚屢召延接於殿上廉前屈、

尊拜請親沐法誨乃寵遇之餘即席手賜、

後西院太上皇帝之宸毫、

釋迦牟尼佛寶號、一軸別幅自染彩管草、

後西院勅筆六大字證之實足徵叡感之忱也矣、

叢社之珍襲莫孰大焉伏庶永鎮山門而護信根於無窮云爾、

明和二年乙酉仲夏

井山寶福禪寺前住光逸堂謹記 印

(三) 大現禪師筆「寶福寺疏文」

筆者名は義亨(一九五五—二〇二九)徹翁と號す、俗姓、頗氏、出雲の人なり、建武四年宗峰妙超の遺命を受けて大
 德寺第二世となり、晩年德禪寺に居る、貞治六年將軍義詮の執奏に因り、大德、德禪、兩寺の交代皆師の法孫の住
 持すべき旨を命せらる、後天龍寺出世の命ありしも固辭して立たず、應安二年五月十五日、疾を示し偈を書して曰
 く、觀面當機、佛祖吞氣、一機轉處虛空、落地」と筆を投じて寂す、壽七十五、臘五十六、大永八年三月勅して大祖
 正眼禪師と諡す、著作語錄二卷あり、寛永十五年十一月澤菴宗彭の奏請に因り、勅して天應大現禪師の號を加賜す。
 (四) 延文六年三月廿三日、寶福寺式目、及應安元年三月十六日天得菴條々、二卷は準開山無夢禪師、高菴芝丘、住持復
 圭、當時の古文書にして、歴代住持畫像、開山堂木像等と共に當山開山當初に於ける大徳の眞蹟を通じて當代を仿
 彿し得るを覺ゆ。

四、工藝の部

應仁二年の古鐘は、古金石文としても趣味津々たるを覺ゆ、寶塔の古建築、唐畫の國寶と相並べて當山の三絶と云べし。

〔寄進〕

其一 一條家よりの寄進

一條御殿、金藤御紋附御挾箱寄附狀、一通
寫左の如し。

一、金藤御紋附御挾箱、壹對

右者、御先代格別之御由緒茂有之候寺門ニ付今度願之通御寄附被ニ成下ニ候條、大切ニ心得猥ニ被相用間敷者也仍而執達如件

文化十一甲戌五月

備中國寶福寺實首座御房

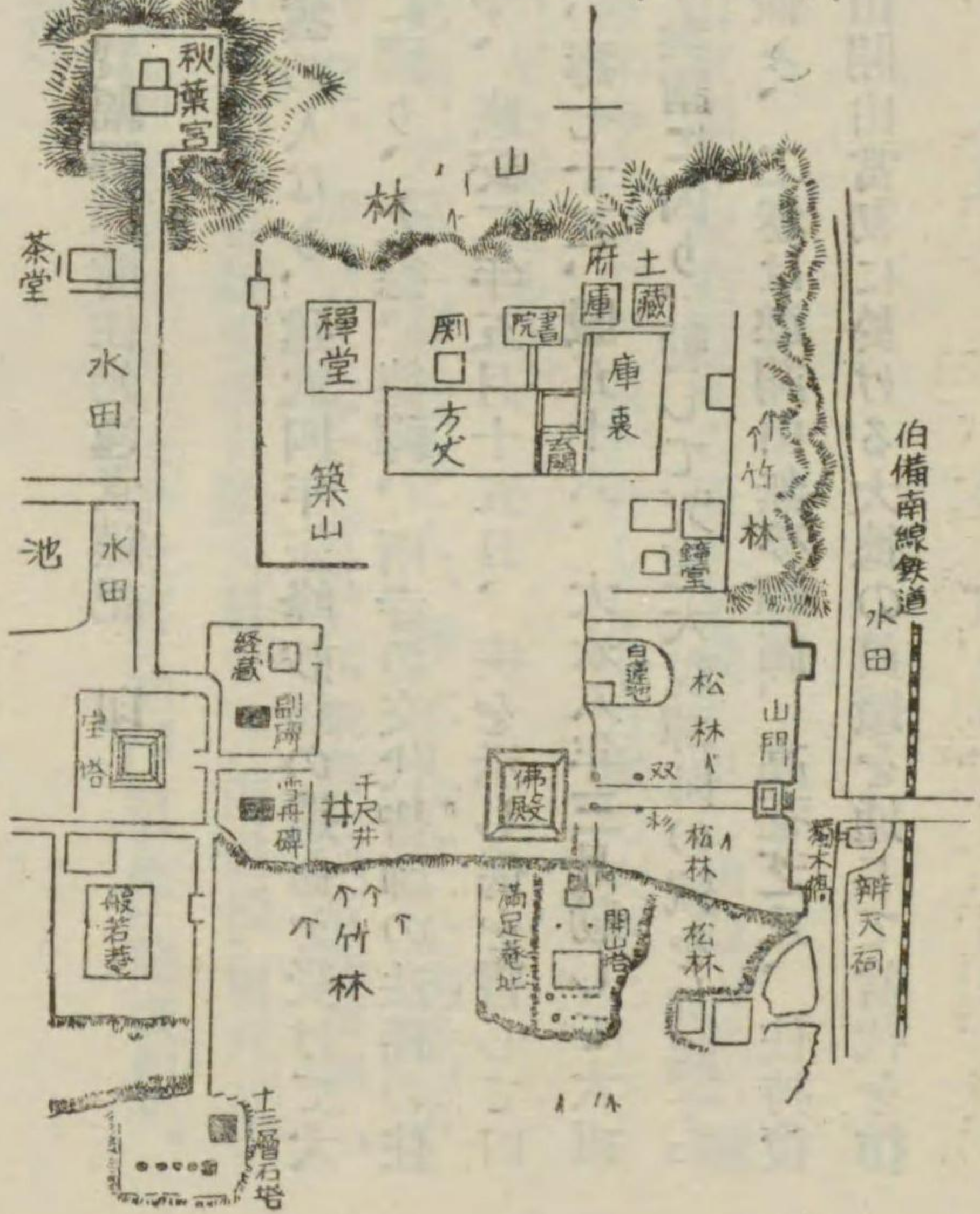
其二 一條殿筋築地之御寄附之帖

御殿地内ニ有之候灰筋築地今度其院江御寄附有之條仍執達如件

文政七甲申年七月

備中國井山寶福寺實長老御房

寶福寺境内略圖



堀川近江守 弘 花押
難波備前守 愛敬 花押

入江民部少輔 則 花押
保田兵部少輔 利 花押
難波宮内權大輔 愛敬 花押

第五十四章 寶覺禪師と虎關禪師

寶覺禪師（一八九一—一九五一）湛照和尚、東山と號す。後堀河天皇寛喜三年吉備郡二萬村に生まる。學、淨土、臨濟を兼ね、東福寺の開山聖一國師辨圓に就いて學び、三聖寺の開山と爲り此に居る。弘長元年十一月十四日万壽寺の開山となる、弘安三年聖一國師寂す、遺命して東福寺の二世とす固辭して受けず。時の關白攝政太政大臣藤原兼平の懇請に依り遂に二世として居ること九旬にして退隱せり。特に伏見上皇の尊信を蒙る。正應四年八月八日寂す。年六十一。
〔古川古松軒、吉備之志多道〕 東福寺二世寶覺禪師の事蹟、元亨釋書に云。

元亨釋書に云、東福寺二世寶覺禪師は三聖寺の湛照と稱し、又東山と號す。備中の人なりとあり。又東福寺舊記に湛照は吉備の中國二萬の郷に産れ、其里の寺にて出家すとあり。是に由て近頃東福寺より、當國寶福寺に尋來りて、二萬の郷に事跡ありやと搜索せしに知れず。然共釋書の作者は、東福寺三世虎關にして、寶覺禪師の弟子なり。此人の書に寶覺は備中の人とあれば、違ひなき事なり。其事跡の知れざるも亦なげかはしき事なり。

〔元亨釋書〕 釋湛照。號東山。備中之中州人。浮遊講肆。聞慧日之熾化。更衣調之。日許入室。弘安三年。日歸寂。願命領東福。照避于諸徒。四年藤丞相以三日之託懇請。照不得已爲二世。然勇退纒圓法歲而已。照鄉開三聖之禪苑。乃移焉。正應帝。詔入宮問道。照權萬壽帝賜寺產。四年秋八月。八盜伺籌室。委順而化。闍維收骨。第七之朝。其徒有乞分骨者。開函。舍利粲然不可數也。初念大休訃至。或曰。大休火浴流舍利。奇哉。照曰。然。我又他時費子之奇哉一詞耳。至此世欽照之先知焉。塔于圓通寺。賜諡寶覺禪師。

〔備中誌〕 寶覺禪師湛照和尚東福寺二世也。始三聖寺の湛照と稱し又東山と申。備中國二萬村の産也。嘗て其地に僧と成て毎に學問を好みて後諸國を經歷す、然るに聖一國師入唐して禪法を授り歸朝し給ひしより其教化殊に盛成しかは頓て是を師とし事ふ、弘安三年國師寂し寺を湛照に讓らる。されど固辭して受けず。藤原丞相頻りに請ふに依て遂に東

福寺に入て二世と爲る。幾程もなく退て又三聖寺に歸り正應四年八月八日遷化す。年六十一、勅諡して寶覺禪師と云。
〔三才圖會〕 京城山萬壽寺は東福寺の院内に在龜山院、文安九年寶覺禪師の開基なりはじめ五條高倉に在り其の舊跡今も萬壽寺通と稱して民家と爲る。

〔京城萬壽禪寺記〕 前略、正嘉中十地上人又曰爾上人與寶覺修淨土教。慈一聞東福國師道風。往扣其室、針芥相投、十地亦見覺空禪師也。遂領二師棄教入禪、扁六條御堂曰萬壽禪師、蓋嘉曆三年相模守朝臣狀云、萬壽之題額、起最明寺之素意、弘長元年十一月二十四日、寶覺禪師、旌禪苑開堂之儀。翌日東福有賀狀、其略云、昨日無風雨難開堂、道德之至。隨喜無極於是寶覺禪師、覺空禪師爲兩開山、文永九年壬申十一月二十四日供養（下略）

萬壽寺は北朝曆應三年幕府命して十刹の一とし貞治二年五山の一に列したるも遵行せざりしが應安五年九月諭して之を遷せしむ、至徳三年七月五山の第五に列す永享六年二月十四日火け尋て再建す、天正中三聖寺に合併し兩寺號を並へ立てたれとも明治以後單に萬壽寺と稱す。

是に特記すべきは寶覺の秘藏弟子とも云ふべき虎關禪師、師鍊なりとす。師鍊、才學富瞻にして和漢の書該覽せざるはなし。年三十、鎌倉の建長寺に往き唐僧寧一山に會し談たま、日本名僧の事に及ぶ、師鍊僧傳に闕くして能く答ふること能はず茲に於て大に發憤する所あり、推古天皇より元亨中に至る七百餘年間釋教に關係あることは悉く之を記す僧侶の實傳及概評より外教傳來の有様等載せて洩らさす一書の休其意、春秋史記に擬すと云ふ。我佛敎歴史の始め也、後三百年元豐公出て、延寶傳燈錄、本朝高僧傳を著はし、後更に二百年慶應三年美作の傑僧道契續日本高僧傳を著はす。蓋し皆之を紹述する也。

就中、元亨釋書、王臣篇を立て其の序及び跋に於て虎關の虎關たる所、寶覺の秘藏弟子たる本領、顯はる。左に全文を轉載して諸君子の一讀を煩はす所以也、後の蠻公又道契其の流亞にして共に本朝に於ける傑僧、畢竟、和魂にして

佛才なるもの也。

釋書、王臣篇 序並跋。

〔序〕 修多羅曰。富貴學道難。士大夫猶病諸。况王公乎。我國家。聖君賢臣相次間出。皆能欽欽我法。予博見印度支那之諸籍。未。有。此。方。之。醇。淑。也。何。物。神。世。一。百。七。十。九。萬。二。千。四。百。七。十。餘。歲。人。皇。二。千。年。一。利。利。種。系。聯。禪。讓。未。嘗。移。革。一。相。胤。亦。然。閻。浮。界。裏。豈。有。如。是。至。治。之。域。乎。以。故。佛。乘。繁。茂。奉。土。和。治。君。臣。崇。奉。歲。曆。綿。邈。亦。我。真。宗。之。助。化。與。予。取。居。世。相。而。契。實。相。者。作。王。臣。編。一。
〔跋〕 論曰。或言。子謂。此土。爲。大。乘。之。國。且。從。之。而。又。言。閻。浮。界。至。治。域。恐。亦。有。黨。乎。余。曰。隨。哉。子。之。問。乎。是。余。之。公。言。之。秋。也。君。子。之。言。豈。苟。哉。若。涉。阿。黨。爲。經。世。乎。若。又。不。經。不。如。默。矣。夫。物。之。自。然。也。天。下。皆。貴。之。其。造。作。也。世。未。重。之。矣。吾。讀。國。史。一。邦。家。之。根。基。於。自。然。也。支。那。之。諸。國。未。嘗。有。一。矣。所。謂。是。吾。稱。吾。國。也。其。所。謂。自。在。天。宮。也。召。其。孫。瓊。杵。尊。曰。葦。原。中。國。者。吾。孫。胤。統。御。之。地。也。寶。祚。之。隆。當。與。天。壤。無。窮。也。即。以。八。咫。鏡。八。坂。瓊。草。瓊。劍。授。之。及。天。兒。屋。根。命。等。五。神。爲。陪。從。告。曰。吾。爾。從。三。器。五。神。一。降。下。土。照。臨。斯。氏。今。爾。離。索。故。付。此。鏡。此。鏡。是。吾。照。面。之。具。也。我。面。常。在。中。焉。吾。爾。持。此。鏡。常。面。我。也。未。嘗。須。與。離。矣。今。我。付。汝。汝。其。置。斯。鏡。汝。居。焉。斯。鏡。又。能。鎮。汝。國。祚。其。鏡。之。與。瓊。皆。然。汝。其。往。矣。慎。之。哉。以。是。言。之。我。國。雖。東。方。海。極。之。域。其。統。御。之。靈。也。與。天。地。之。開。闢。同。兆。乎。不。然。三。般。神。器。何。出。於。鑄。刻。之。先。而。降。於。天。乎。是。我。國。運。之。自。然。者。也。彼。支。那。者。葱。嶺。之。東。數。十。之。邦。咸。取。法。度。推。稱。中。國。又。言。文。物。國。然。五。帝。之。世。猶。無。傳。國。之。信。器。况。三。皇。乎。又。况。遠。古。乎。至。夏。禹。始。鑄。九。鼎。立。爲。國。器。殷。周。相。傳。遷。移。寶。之。及。秦。奪。周。鼎。沒。泗。水。故。始。皇。刻。十。壁。以。爲。國。璽。漢。又。以。高。祖。斬。白。蛇。劍。爲。傳。國。寶。爾。來。劍。璽。爲。二。國。器。魏。晉。以。來。至。趙。宋。承。傳。之。耳。故。唐。李。白。詩。曰。一。朝。讓。寶。位。劍。璽。傳。無。窮。彼。支。那。號。大。邦。者。雖。土。地。曠。遠。而。受。命。之。符。皆。人。工。也。非。天。造。也。我。國。雖。小。開。基。之。神。也。傳。器。之。靈。也。不。可。同。日。而。語。矣。又。劍。璽。之。事。兩。朝。不。相。待。而。偶。合。者。何。寧。天。子。之。運。彼。此。相。同。乎。然。支。那。雖。傳。劍。璽。更。十。數。姓。者。豈。其。寶。器。所。以。爲。人。工。乎。我。國。一。種。系。連。綿。邈。無。窮。者。天。造。自。然。之。器。之。所。致。乎。因。是。而。言。雖。千。萬。世。後。不。有。擾。奪。之。虞。矣。豈。其。天。造。神。器。者。佗。氏。異。胄。之。所。玩。弄。乎。又。支。那。之。三。皇。五。帝。三。代。者。我。鷗。草。一。神。之。季。世。也。視。天。日。神。皇。古。遠。邇。不。可。爲。比。也。昌。哉。我。國。皇。裔。五。十。餘。世。年。曆。二。百。萬。載。一。種。遞。代。四。夷。無。擾。其。間。或。有。戎。羯。之。覬。闚。皆。盡。糜。爛。於。西。鄙。無。乃。近。帝。畿。乎。夫。有。國。以。來。不。嬰。變。夷。之。攘。奪。者。未。有。如。吾。國。之。純。全。矣。余。閱。大。藏。奈。女。者。域。經。曰。摩。竭。陀。國。婆。婆。羅。王。承。制。遠。夷。而。遣。者。域。故。有。二。八。千。里。疾。象。之。事。如。來。在。世。尚。如。斯。况。滅。後。乎。非。三。藏。在。印。度。有。戒。日。王。者。而。非。利。利。種。只是。雄。武。信。賢。之。主。也。其。餘。僭。尊。率。見。西。方。諸。籍。天。竺。者。閻。浮。之。本。邦。也。猶。有。此。等。篡。亂。况。諸。夷。乎。又。見。虞。夏。之。書。殷。周。之。詩。有。獫。狁。獯。粥。之。厄。自。漢。以。降。尤。甚。矣。吾。

今相舉^二歷代之夷虞^一。春秋之時趙簡子起^二長城^一。備胡。七國之世。燕秦亦築^二長城^一。至始皇益遠漢高帝之威武也。尙受^二平城之艱^一。故婁敬建^二和議^一。歲輸^二美女金帛^一。猶^二諸侯稅^二天子^一。賈誼疏曰。匈奴侵掠。歲致^二金綵^一。張璠書曰。高祖嘗^二平城之圍^一。太宗屈^二供奉之耻^一。魏晉之間。羌狄跋扈不堪。言也楊隋丁^二統南北^一。然北虜轉輸過^二於漢魏^一矣。李唐武德九年。頡利自將^二二十萬騎^一。進至^二渭水^一。房玄齡等六騎。隔^二水語^一。斬^二白馬^一與盟^二便橋上^一。故太宗踐祚。李靖取^二定襄^一。太宗曰。足^二深^一我渭水之耻^一矣。代宗朝。吐蕃陷^二京師^一。唐書突厥傳曰。漢至^二昭宣^一。猶襲^二秦春之過^一。傾^二府藏^一給^二西北^一。歲二億七十萬。皇室淑女嬪^二於穹廬^一。掖庭良人降^二於沙漠^一。夫賈^二子女方物^一。臣妾之職也。中國異^二蠻夷^一者。有^二父子男女之別^一也。婉治之容。毀^二節異類^一。垢辱甚矣。漢之君臣莫^二之耻^一也。魏晉羌狄居^二塞垣^一。資奉^二輪^一。昔。百人之餉。千口之長。賜^二金印紫綬^一。食^二王侯之俸^一。牧馬之童。乘^二羊之隸^一。齋^二醜陋^一邀^二利者^一。相^二錯於路^一。耒耨之利。絲枲所^二生^一。散^二於數萬里之外^一。胡夷歲驕。華夏日蹙。病則受^二養^一。疆則內攻。中國爲^二羌胡服役^一且千載可^二不悲哉^一。迄^二五代^一石晉出帝。爲^二耶律德光^一所^二禽^一。后妃親戚多被^二係累^一。趙宋時。益^二邁^一前代。靖康之役。二帝附^二虜^一。讀^二其史^一者。含^二淚而不終^一卷。南渡之後。割^二地服事^一。漸至^二德祐^一。覆滅無^二遺^一。我見^二支之事^一。如^二我國之渾厚^一者未^二有^一之矣。是^二區域之艱勝^一。祖宗之聖武。而亦^二吾佛乘之資輔^一也。我言^二至治之域^一者。其不^二然乎^一。

修多羅に曰く富貴は道を學ぶこと難し、士大夫すら猶ほ諸を病ふ。況や王公をや。我國家聖君賢臣相次て問出す。皆能く我法を欽す。予博く印度支那之諸籍を見るに、未だ此方之醇淑なるもの有らざる也。何となれば神世一百七十九萬二千四百七十餘歲、人皇二千年、一利利種系聯禪讓し、未だ嘗て移革せず、相胤亦然り、閻浮界裏、豈是の如き至治之域あらん乎。故を以て佛乘繁茂し、率土和洽し、君臣崇奉、歲曆綿邈、亦我真宗之助化か、予世相に居て而して實相に契ふ者を取り、王臣篇を作る。

論に曰く、或は言ふ、予此土を謂て、大乘之國と爲すは、且く之に従ふ。而して又閻浮界至治域と言ふは、恐くは亦黨あらん乎、余曰く、趣なる哉子の問乎、是余の公言の秋也。君子之言豈苟もせん哉、若阿黨に涉らば經世と爲さん乎、若し又不經ならば默するに如かず矣、夫れ物之自然なる也、天下皆之を貴ぶ、其造作する也、世未だ之を重せず矣、吾國史を讀むに、邦家之基自然に根する也、支那之諸國未だ嘗て有らず矣、是吾が吾國を稱する所以也。其所謂の自然と者、三神器也、三器は神鏡也、神劍也、神璽也。此三は皆な自然天成に出る也、初天照太神の天宮に在るや、其孫瓊杵尊を召して曰、葦原中國は吾孫胤統御之地也、寶祚之隆なる當さに天壤と窮り無かるべし。即ち八咫鏡八坂瓊草瓊瓊杵を以て之に授け、及び天兒屋根命等五神を陪從と爲す、告げて曰、吾爾ち三器五神を從へ、下土に降り、斯民に照臨せよ。今爾離索す、故に此鏡を付す、此鏡は是れ吾面を照す具也、我面常に中に在り焉、吾爾此鏡を持って常に我に面する也、未だ嘗て須臾も離れず矣。今我れ汝に付す、汝其れ斯鏡を汝の居に置けよ焉、斯鏡又能く汝の國祚を鎮めん、其劍と瓊と

皆然り、汝其れ往け矣、之を鎮めよ哉と、是を以て之を言はば、我國東方海極之域と雖も、其統御之靈なるや、天地之開闢と此を同じうする乎、然らずば三般神器、何ぞ鐫刻之先に出で、而して天に降らん乎、是我國運之自然なる者也、彼支那者葱嶺之東、數十之邦咸な法度を取り、推して中國と稱し又文物國と言ふ。然るに五帝之世、猶傳國之信器無し。況や三皇を乎、又況や遠古を乎、夏禹に至り、始九鼎を鑄、立て^二國器とす^一、殷周相傳へ、遷移之を實とす、秦の周を奪ふに及び、鼎泗水に没す、故に始皇玉璽を刻し、以て國璽と爲す、漢之高祖白蛇を斬る劍を以て、傳國の寶と爲し、爾來劍璽を二國器と爲す、魏晉以來趙宋に至り、之を承傳する耳、故に唐の李白の詩に曰く、一朝讓寶位、劍璽傳無窮と、彼支那の大邦と號する者、土地曠遠なりと雖も、而も受命之符皆人工也、天造に非る也、我國小と雖も、開基之れ神也、傳器之れ靈也。日を同じうして而して語るべからず矣、又劍璽之事、兩朝相待たずして、而して偶合する者何ぞや、寧ろ天子之運彼此相同からん乎、然るに支那劍璽を傳ふと雖も、十數姓を更ふる者、豈其寶器の人工たる所以乎、我國一種系連綿邈として窮り無き者、天造自然之器の致す所乎、是に因て而して言へば、千萬世の後と雖も、擾攘の虞有らず矣、豈其天造神器なる者、佗氏異胄之玩弄する所ならん乎、又支那之三皇五帝三代者、我鷓草一神之季世也、天日神を視るに、皇古遼邇比を爲すべからざる也、昌んなる哉我國皇裔五十餘世、年曆二百萬載、一種代を迎へ、四夷擾無し。其間或は戎羯之觀闢有るも、皆盡く西鄙に糜爛し、帝畿に乃近する無きを乎、夫れ有國以來、蠻夷の攘奪に嬰らざる者、未吾國之如き純然なる者あらす矣、余大藏奈女者城經を閱するに、曰く摩羯陀國頻婆娑羅王、制を遠夷に承けて、者域に遣す、故に八千里疾象之事有り、如來の在世尙斯の如し。況や滅後を乎、樊三藏印度に在り、戒日王といへる者有り、而して利利種に非ず、只是れ雄武信賢之主也、其餘の僭奪率ね西方諸籍に見ゆ、天竺は閻浮之本邦也、猶此等の篡亂有り、況んや諸夷を乎、又虞夏之書殷周之詩を見るに、猶猶獵粥の厄有り、漢より以降尤甚し矣、吾今粗は歷代の夷虞を擧げん。春秋之時、趙簡子長城を起して胡に備へ、七國之世、燕秦亦長城を築き、始皇に至て益遠し、漢高帝之威武や、尙ほ平城之艱を受く、故に婁敬和議を建て、歲毎に美女金帛を輸す、猶諸侯の天子に稅するが如し、賈誼疏して曰、匈奴の侵掠歲毎に金綵を致す。張璠の書に曰く、高祖平城之圍に窘み、太宗供奉之耻に屈し、魏晉之間、羌狄の跋扈言ふに堪へざる也、楊隋南北を一統す、然れども北虜の轉輸漢魏に過ぐ矣、李唐武德九年、頡利自ら十萬騎に將さして、進んで渭水に至る房玄齡等六騎水を隔て、語り、白馬を斬り、與に便橋の上に盟ふ、故に太宗踐祚し、李靖定襄を取る、太宗曰く、我渭水の恥を深ぐに足る矣、代宗の朝、吐蕃京師を陷る、唐書突厥傳曰く、漢昭宣に至り、猶秦春之過を襲ふ、府藏を傾けて西北に給す。歲二億七十萬、皇室の淑女、穹廬に嬪し、掖庭の良人沙漠に降る、夫子女方物を貢するは、臣妾之職也、中國の蠻夷と異なる者父子男女之別あれば也、婉治之容、節を異類に毀る、垢辱甚し矣漢之君臣之を恥る莫き也、魏晉羌狄塞垣に居り、資奉昔に踰え、白人之餉、千口之長、金印紫綬を賜ひ、王侯之俸を食し、

牧馬之童、乘羊之隸、毳毼を齎して利を邀ふる者、路に相錯り、來擗之利、絲桌の生ずる所、數萬里之外に散ず、胡夷歳に驕り、華夏日に覺る、病んでは則ち養を受け、彊ければ内に攻む、中國羌胡の服役を爲る、且つ千載悲まざるべけん哉、五代に迫り、石晉出帝、耶律德光の禽にする所となり、后妃親戚多く係累せらる、趙宋の時、益前代に邁ぐ、靖康之役、二帝虜に附く。其史を讀む者、涙を含んで而して卷を終へず。南渡之後、地を割いて服事し漸く徳祐に至りて、覆滅遺す無し、我竺支の事を見るに、我國之渾厚なる如き者未だ之れ有らず矣、是區域之靈勝、祖宗之聖武、而して亦吾佛乘之資輔也、我至治之域と言ふ者、其れ然らず乎。

この論の如きは、國民の自主觀念が、事に觸れて自ら發したるとは異りて、堂々たる一篇の國體論として、特に著者の頭によりて組み立てられたるものなり。かくの如きは、たゞ當代に於てその類例罕なるのみならず、江戸時代以前にありては多く其の比を見るを得ざる一大雄篇と稱すべきものなり。蓋し平安朝以來發達し來りたる思想の、漸く凝りてこゝにこの論と成れるものならん。

〔附〕 虎關師鍊。(一九三八—二〇〇八)

京都南禪寺の學僧なり。俗姓は藤原氏、京都の人、父は左金吾校尉、母は源氏の出にして共に佛乘に歸す。五子あり師は其の第三男也。弘安元年四月十六日生る。甫めて七歳僧本證に就きて書を讀む。八歳にして三聖寺の寶覺和尚に依り十歳祝髮して比叡山延曆寺の戒壇に上り具足戒を受く。正應二年、十二歳腹疾を患ふ幾もなくして夢に奇瑞を感じて癒ゆ。同三年寶覺病あり。因て時に青伽梨一頂を侍僧に托して後年を待ちて之を師に附與せしむ。蓋し師年尚ほ幼なれば也。正應四年(師十四歳)八月八日寶覺寂せしかは師閉居す。正應五年南禪寺に入り規菴圓禪師に謁して參究して大に重んぜらる。龜山上皇屢々宮に召して師を寵し給ふ。永仁元年十六歳鎌倉に赴き圓覺寺桃溪悟に依る、徳治二年鎌倉巨福山建長寺に至り一山寧に従ふ、文保元年四十歳の三月伊勢太神宮に詣て靈應を感ず。伊勢の檀越某本覺菴を創して師を請す。一日楞嚴經を閲し、生滅去來本如來藏云々の條に至りて豁然大悟す。元亨二年八月元亨釋書三十卷既に成り同十六日天皇に奉る。(六〇八年前)

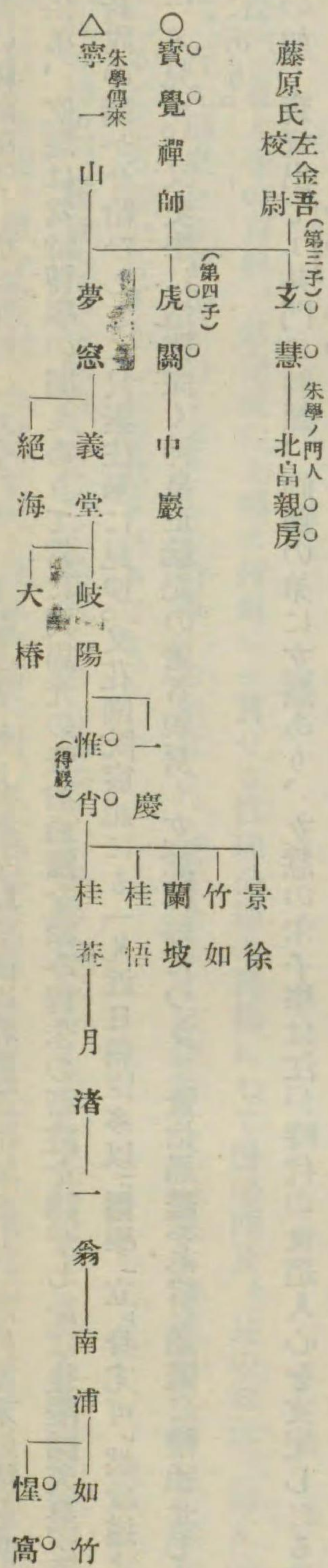
嘉曆元年三聖寺に出世す正慶元年五月再び釋書を新帝に奉る。秋九月大政大臣藤原氏師を請して東福寺に住せしむ。

翌年法を宮中に説く。師東福三聖兩寺に住すること各二回。蓋し先師寶覺、青伽梨附與を實現せしものか康永元年後村上天皇より國師號を賜ふ。貞和元年尊氏師を建長寺に補せしめんとせしも老病を以て辞して就かず。貞和二年七月廿四日寂す。壽六十九。臘六十。著書元亨釋書三十卷、濟北集二十卷、佛語心論十八卷、聚分韻略五卷、十禪支錄三卷、禪餘或問、禪儀外文各二卷、正修論、禪戒規、各一卷あり、師生來多病にして常に著作を事とす。平生作る所の詩偈文章等極めて多しと云ふ。(海藏和尚紀年録。延寶傳燈錄。本朝高僧傳)

立 慧 一九四—二〇二〇

比叡山延曆寺の學僧なり。字は健叟號は健軒、一に獨清軒といひ別に洗心子と稱す。虎關師鍊の俗弟なり。師亦出家して比叡山に天台宗を學び、後、意を臨濟宗に傾く。京師北小路に寓居して儒佛の書を讀む。殊に儒書は宋の新注を用ひ、後醍醐天皇に召されて侍讀となり宮中に宋の新註を講ず。一寧一山虎關禪師等宋の新註を用ひたるも其の之を宮中に講じたるは師を以て始とす。後幕府に召されて文筆を以て重用せらる。建武式目、新加制式二十一條等は師が是圓等と幕府の命を受けて制定したるものもと云ふ。正平五年三月二日寂す。著作、庭訓往來、十七憲法註、各一卷ありと云ふ。(天台霞標、先哲叢談、漢學起源)

朱子學起原略系



寶覺の秘藏弟子、虎關師鍊は元亨釋書三十卷を著し、我邦を以て閻浮界裏至治域とし、内外本末の辨を明かにす。師鍊の俗弟、女慧は當時博學の聞えありて常に司馬光の資治通鑑を讀み程朱の新註を講ぜしかば後醍醐天皇之を召して宋儒の新説の聽かせ給ひしこと尺素往來に見ゆ。又花園院宸記にも「凡近日朝臣多以儒學立身尤可然政道之中興又因茲歟」と見ゆ。又史學に造詣深く神皇正統記の著者親房も女慧禪師につきて資治通鑑を受け通鑑に精通せしこと又尺素往來にあり。

斯の如く寶覺出て其門に師鍊、師鍊の弟に女慧あり、女慧の朱子學は江戸時代の世道人心を支配したる道學の權威たり。是に至りて榮西、寶覺の出現は營に吉備郡の誇のみならんや。

第五十五章 鎌倉時代の文化

一、概説。鎌倉時代に於ける思想信念は之を奈良東大寺の再興と禪、淨土、日蓮三宗派の新唱との二者に徴し得べく。復興と改新の精神大に勃興し實現せられたり。

何をか復興といふ。奈良平安時代の復興なり。詳言すれば桓武、聖武、聖徳の御人格と事業を通して建國創業に復活したる也。何をか改新と云ふ建國創業の雄圖に則りて公家文弱の弊竇を矯め質實剛健、元氣生動の本然に還原したる也。

されば東大寺も新宗派も新しきものにあらず。既に寧樂、平安時代に於て是ありし也。而も亦全然舊きものにもあらず建久の東大寺は宋代の天竺様式にして天平の踏襲にあらず。一新生氣の鬱勃たる精神氣魄の溢漲せるものありて所謂新和様なるもの也。禪、淨土、法華の三教義は夙に天台宗に於て之を觀るを得べし。聖徳太子夙に法華經を講し其の義疏を筆し給ひ最澄亦盛に之を唱へたり。而して鎌倉時代に至りて唐様より新和様の一新生面を開けり。

而して此の興隆復興は岡山縣人たる源空、榮西に因る。殊に源空は淨土宗を唱ふると共に其の弟子俊承坊重源を推舉して東大寺の再興を成就す。重源は曾て榮西と共に天台に詣り又共に船を同うして歸朝したる者なり。重源は東大寺再興の大勸進となり同時に備前周防兩國を以て之が造營の料とせり。木を周防に取り瓦を備前に取る、又奇縁と謂ふべし。

要之、東大寺の再興、新宗派の主唱は新舊に一貫せる眞理公道の發揚にして僧榮西及、其の知己、師友の参加せしことは、吾人郡史を草するもの、誇として特筆する所なり。讀者希はくは鎌倉文化の根本精神を把握して郡人の此間に貢獻したるころからざりしに留意すべきなり。

文化の特色。鎌倉時代は政治上に於て從來と全く異なる新時代なると共に文化の上にも一新時代を畫せり。政治上に於て前期の律令政治、公家政治、貴族政治に對して幕府政治、武家政治、中流政治となる如く文化に於ても彼

は隋唐文化の影響を受け都に於ける少數貴族間の文化なりしに對して。鎌倉以後は從來の文化に新に宋元文化の影響を受けたるのみならず特に我が國獨特の發達を主として全國に亘れる多數剛健の武士を加へたる文化となれり其範圍に於ても從前の近畿中國の文化圏に加へて關東、奥羽の舞臺を加へたるものとなれり。其の實質に於ても彼の優美平靜にして情趣本位の女性的浮華文弱を去りて雄渾なる氣力に滿ちたる活動的、實際的、宗教的、道德的、男性的質實剛健にして新進氣鋭なる特色を發揮するに至れり。是等の特色は當時の宗教、文學、美術等あらゆる方面に現はれ、就中、道德的傾向は武士道の作興を以て中心勢力と爲せり。當時の武士が忠孝、仁義、廉潔、儉素を以て旨とし、名を重んじ死を輕んじたる事は一般社會の廓清に大効果を齎せしは勿論。女子の如きも放縱の風を脱して我が國固有の貞淑烈操の美風を發揮するに至れり。

二、新宗派と吉備郡。淨土、禪の二宗は岡山縣を發祥地とし、就中、禪宗は吉備郡を以て其の發祥地とす。禪宗の開祖榮西は眞金町吉備津の神官賀陽氏に出づ。抑も佛教に於て平安以來の舊佛教は漸く高尚に失し徒らに形式に流れて萎微振はざるに至り、生氣潑刺たる新佛教崛起して一代を支配せしこと恰も政界に於ける實力ある武士が公家を壓倒して之に代りしに比すべし。東大寺、延曆寺、圓城寺を中心としたる舊佛教は多くの寺領を擁し皇族及攝家を座主門跡に迎へて益々貴族の特色を發揮し徒らに殿堂を華麗にし、加持、祈禱を莊嚴にし形式に流れて現世の利益を欲求するに過ぎざりしが。源平の兵亂により社會上、政治上の激變に遭ひて祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり娑羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯はす、奢れる人も久しからず、只春の夜の夢の如し、猛き者も遂には滅びぬ。偏に風の前の塵に同じの感更に深きを加へ、彼等が黄金樂土と頼みし帝都さへ修羅の巷と化し、平家の一代を初め眼前盛衰興亡の激しきに直面して現世を果敢なむ心の切實となり現世を穢土と觀じ彌陀の悲願に依て未來の極樂往生を教ゆる淨土教の發達を見るに至りしこと自然の數なり而してこの淨土教の大發展を見しは法然、親鸞以來のこと也。淨土宗の發展と時を同うして榮西禪宗を傳來す。禪宗は達磨宗また佛心宗と稱す。禪宗は經論を以て眞如の月をさす指に過ぎずとなし、不立文字教外

別傳と稱し以心傳心、佛の心を祖師より祖師に傳ふるものにして唯禪すなはち靜慮に依りて正知見を開き自己の本來有する眞性、佛心の妙用を發露するに至る。由來禪は佛教の修行法として一般に各宗の門に行はれしが他の戒定慧（戒律と禪定と智慧即ち經論）の三學相對並行なるに對して禪を以て佛教の全部を解せるものは是れ禪宗なり。支那にては南北朝時代に菩提達磨に依りて傳へられたりと稱す。

叡山の學僧榮西は天台眞言を修めし後再度の入宋に依りて、天童山の虛菴禪師より臨濟宗を受け建久二年歸朝して興禪護國論を著し以て臨濟の宗風を興さんとせしが。延曆寺の抗議によりて建久五年達磨宗禁止せられしを以て彼は去りて鎌倉に至りて幕府の歸依を受け、政子の壽福寺、頼家の建仁寺の開祖となり建保三年七十五歳を以て寂す。虎關師鍊の元亨釋書卷三十、序說志に「澄海榮西、相繼高踏、自レ茲此方、競嚮眞語」と記せり以て日本佛教に於ける榮西の位置重要なを知るに足らん。榮西の時は建仁寺も延曆寺の末寺として圓密禪兼修の道場として禪宗の獨立興隆は不完全なりしが、東福寺の開山聖一國師圓爾、南禪寺の開山無關、普門等、此の流より出て漸く盛となり。同時に蒙古より壓迫せられたる禪僧、蘭溪道隆、佛光祖元、歸化するや時頼は道隆を招して建長寺の開祖とし弘安元年その寂後、普寧元菴を請じて第二世とす。時宗は祖元を請じて圓覺寺の開祖とし又寧一山を第二祖とす。斯くて榮西の臨濟宗は幕府の保護の下に獨立の地位を得たり。於是乎、舊佛教は公家佛教となり、禪宗は武家佛教、淨土宗は平民佛教の觀を呈するに至れり。榮西の俗弟、良祐又禪宗に歸依す。

天台の學僧、道元は榮西及其法嗣明全に就いて禪を學び後入宋して天童山の如淨禪師に曹洞法を受け歸りて越前の永平寺を創む。以て榮西、道元の師資關係を知るに足る。

要するに禪祖明庵榮西、博多に海東第一の禪窟として聖福寺を創め、京都に建仁寺、鎌倉に壽福寺を建て、東西五山の先鞭を着け其高足に行勇、榮朝、明全を出し、俗弟安覺良祐淨土宗に深く、寶覺禪師、二萬村に出で、京都に萬壽寺三聖寺を創め東福寺の第二祖となり、鈍庵慧聰井山寶福寺を創す。共に我が佛教界に於ける一大勢力たり。

是の新佛教の勃興に刺戟せられて舊佛教も亦復興の氣運に向ひ華嚴の明惠上人高辨、法相の解脱上人貞慶の如き高僧大徳鎌倉時代の初に輩出す又興禪護國の反響と謂ふべし。

法華宗。日蓮は比叡山に天台宗を學びしが其の衰頹を慨きて傳教大師の遺旨を宣揚せんとして生國安房に歸り釋尊の眞精神は法華經に在るを信じて、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊の四個格言を掲げて激しく他宗を排撃し立正安國論を著して法華の正法を信ぜざれば國土は忽ちにして滅亡すべきを絶叫したり。是れ所謂元寇の豫言也。彼は佛典に據りて邪法行はるゝ際に起ると説かれし三難は既に現はれたれば他の一難たる非常時國難來あらんと唱へしが是は偶然にも蒙古來豫言の的中と云はる。彼の主張の餘りに激烈なりしが爲に他宗との衝突を出し或は伊豫佐渡に流されたる等法難も屢々起りしが其の熱烈なる信仰と奮闘的宣傳は深く人心を動かし晩年には三大檀越の一人波木井實長の招によりて甲州身延山に久遠寺を開きて法華の大道場とし、弘安五年六十一歳を以て寂す。蓋し日蓮宗はもと天台宗に出で天台宗と同じく法華經に據れるが天台の教義に加ふるに眞言の事相と淨土の淨行等の長所を併用して新しき法華宗、即ち日蓮宗を開立し一切經六千卷の精粹は法華經八卷に在り。法華經八卷は妙法蓮華經の五字に歸すとし、南無妙法蓮華經、七字の題目を唱ふることに依りて即身成佛し娑婆即寂光淨土たることを教へたり。

岡山縣に於ける日蓮宗は日像及妙實に依りて宣布せられ日像は備前に蓮昌寺を創し妙實即ち大覺大僧正は濱野の松壽寺、牛窓の本蓮寺等二十餘宇の寺塔を興し又題目石を建て、弘教に力を致したり。吉備郡に於ける日蓮宗も亦日像及妙實に依りて弘布せられたり、即ち野山の妙本寺は日像に依りて興され、西身延の名を以て呼ばれ、箭田の大覺山法華寺は大覺僧正妙實に依りて創めらる。又隣接地なる清音村大字輕部の題目石。一宮村大字辛川の題目石は共に大覺僧正の題目石として地方信者隨喜渴仰の中心となれり。又其自筆に成ると傳へらるゝ題目曼荼羅も尠からざるなり。

【附】 妙 實

妙實、京都の人、大覺と號す。永仁五年を以て生る。幼名月光丸。(一に羅喉羅丸)と稱し十七歳にして出家し日像

に師事す。嘉曆年中備中竹ノ庄領主伊達朝直の請によりて同地に行化し領内眞言宗七箇寺をして日蓮に改宗せしめ、次いで和泉佐野に轉教し、淡輪六郎を教化して妙光寺を開創し。元弘年中播磨菩提城主赤松圓心を説き、美作小原に大聖寺及慈眼寺等を造建せしめ。又備前伊福に至り眞言宗福輪寺良遊を論伏す。時に檀越富山城主松田元國元喬父子改宗し寺を妙善寺と改む。元喬は別に又蓮昌寺を建て、師を請し後曆應二年居城を金川玉松に移すに及び、同地に道林寺を造營し、領内に令して悉く改宗せしむ、備前法華の稱はより起る。同四年七月師は日像より遺誡六條、康永元年十一月讓狀を受け京都妙顯寺の席を繼ぐ。貞和、觀應、文和年中、屢々幕府の命を受けて天下靜謐の祈禱を修し。延文二年八月後光嚴院より三萬部法華經を如説讀誦し一乘圓頓の宗旨を都鄙に弘むべき由の綸旨を拜し明年七月結願に際し卷數を捧ぐるや其賞として更に四海唱導の綸旨を下賜せらる。同年夏又勅を奉じて雨を祈り、忽ち靈驗あり、仍て奏請して日蓮、日朗、日像に菩薩號を贈り、自ら大僧正に任ぜられ特に大覺二大字の宸翰を賜ふ。貞治三年四月三日寂す。年六十八。弟子十三人あり。就中、微妙坊、妙覺坊、大法坊、千如坊、智賢成熟坊、正觀坊等著はる。但し師の事歴に關し。或は近衛忠經の子なりと云ひ。或は大覺寺門跡に列せられたりと云ひ。近時又兒島高德の後身となす者あるも。幼名羅喉羅丸の稱ありと云ふに依るに、恐らく僧の遺子ならんか。妙顯寺文書、龍華秘書。日像門家分散之由來記。本化別頭佛祖統記第十六。龍華歷代師承傳。覺師年譜。日本佛教史之研究續編。大覺大僧正、日蓮宗歷代等に出づ。(望月信亨編纂、佛教大辭典四七九〇頁に據る)

【附】 法華寺舊藏、大覺大僧正筆、法華題目、一幅。玉井伊三郎氏所藏。

是は延文四年の筆に係り、明治十四年以來塗抹、加筆等の爲に三變して現狀となれるものなり。

第一、原状のもの。

延文四巳亥八月十三日

南無妙法蓮華經

大覺 花押

授與之備中國八田邑建立主 大覺山 法華寺 日善二世。

是れ大覺大僧正の眞筆にして僧正の朗源への書翰に「八田之草堂供養の事申候間無見捨候て逗留候云々」とあるものにして、八田之草堂は現に箭田村大覺山法華寺（もと別府にありしを明治十九年桑之市に移轉改築す）の開堂供養當時を指すものにして大覺大僧正自ら開基となり二世建立主日善に授けしもの也。

第二、改書のもの。

于時明治十四巳二月吉日 爲土地替 再建立

南無妙法蓮華經 大覺 花押 大覺山 日圓 花押

授與之備前上道郡平井村江現安後善者也箭田邑 大覺山 日圓 花押 三十九世

是は吉備郡箭田村（舊八田邑）別府の大覺山法華寺を同村桑之市に移轉改築に方りて上道郡平井村の信徒より多額の寄附を受けたるに對して時の住職日圓より授與したるものにして實に再建落成の明治十九年七月八日より滿五年前の明治十四年二月の事なり。此時、日圓は群青にて塗抹し眞鍮粉を以て前の如く改装加筆したるなり。

第三、現状のもの (竪四尺餘の大幅物)

南無妙法蓮華經 大覺 花押

是は其後平井村信徒の手を離れ轉々して兒島郡八濱町骨董商人の手に入り此所にて又群青にて塗り潰され改書されて玉井氏の手に入りしものなり。

〔近古の佛寺一覽〕

名稱	宗派	本尊	開基	建立時代	所在	備考
----	----	----	----	------	----	----

万壽山報恩寺	臨濟	觀音	久 岩	天文二	生石村	もと高藏寺、都宇郡中ノ庄粟坂村にあり、延寶の頃今の名に改む
寶光山瑞昌院	臨濟	陽翁劫春	無夢一清	庚永中	生石村	中興伯翁宗順、寛永中再興
佛光山安禪寺	臨濟	無夢一清	康安中	蘭 村	生石村	往古天台宗、久岩一に久岩永、又、久山永に作る
安住山天福寺	臨濟	桃 津	曆應中	久代村	生石村	往古天台宗、報恩大師開基、永正中再興、生石中務建立
一宗山歡喜寺	臨濟	鈍庵惠聰	永徳中	下倉村	生石村	
如意山稻寶寺	臨濟	空蘊全宰		水内村	庭瀬町	
清水山松林寺	臨濟	別 峯		高松町	高松町	
一祐山通照寺	臨濟	觀音		庭瀬町	高松町	
威徳山眞福寺	臨濟	釋迦		高松町	高松町	
寶萊山蓮花寺	臨濟	彌陀		高松町	高松町	
龍雲山報恩寺	臨濟	觀音		高松町	高松町	
報法山長應寺	臨濟	達磨		高松町	高松町	
常福山眞如寺	臨濟	無夢一清		高松町	高松町	
溪雲山洞泉庵	臨濟	玉 仲		高松町	高松町	
白性山本源寺	臨濟	觀音		高松町	高松町	
妙見山有財寺	臨濟	玉溪慧琮		高松町	高松町	
金剛山瑞光寺	臨濟	鈍庵惠聰		高松町	高松町	
井山寶福寺	臨濟	觀音		高松町	高松町	
秋雲山天柱庵	臨濟	虛空藏		高松町	高松町	
大法山善根寺	臨濟	貨谷惠財		高松町	高松町	
金剛山法城寺	臨濟	玉溪慧琮		高松町	高松町	
別所山正滿寺	臨濟	玉溪慧琮		高松町	高松町	
如意山安樂寺	臨濟	鈍庵惠聰		高松町	高松町	

岩上山慶久院 臨濟 觀音 玉溪慧瑋 日近村 或云開山高首座元龜元年卒
 巖尾山滿願寺 臨濟 觀音 玉溪慧瑋 大井村
 寶戒山守福寺 臨濟 權寂 弘長三 足守町 もと天台宗、法燭山修福寺
 妙見山田上寺 臨濟 觀音 天正二〇 足守町 往古天台宗、つち日蓮宗蓮覺院となり中絶、田上山城主佐伯田上禪
 (再興) 正再建改宗

日蓮宗之部

名 稱	宗派	本尊	開基	建立時代	所在	備 考
大覺山法花寺	日蓮	大 覺	貞治中	箭田村		
有緣山妙傳寺	日蓮	長	天正中	箭田村		
廣榮山不變院	日蓮	典	天正二四 (改宗)	庭瀬町		もと天台宗廣榮山長國寺、岡豊前守の時移轉、慶長中戸川氏今の名に改む
雪舟山新福寺	日蓮	釋迦	永祿六	生石村		或云雪舟居住庵室の舊地
具足山妙本寺	日蓮	像	弘安四	大和村		
吉尾山法福寺	日蓮	傳	永祿頃	菅谷村		
道本山本乘寺	日蓮	養	永祿元	福谷村		龜石城主土師刑部少輔が男土師支蕃道本開基
淨慶山妙本寺	日蓮	相	天正頃	福谷村		開山荒木大藏
如意山法昌寺	日蓮	乘	天正中	大井村		もと禪宗、康正中道興開山、日相は堅石山城將長門右衛門尉景成の法名
妙喜山東光寺	日蓮	證	弘治中 (改宗)	足守町		もと禪宗、鍛冶山城主信原土佐守喜元建立、日乘宮磁山の麓より移す
隨喜山乘典寺	日蓮	證	永祿中	足守町		
三井山三仙寺	日蓮	證	永祿四	足守町		もと禪宗、田上寺の本尊を求めて安置す

〔美術〕 美術も亦社會の新氣運に應じて全然其の面目を一新せり。佛寺建築は殊に新舊兩様を存し互に相交渉せること亦時代思潮と一致せり。

優美なる前代の風を繼承するものを和様といひ、英田郡福本村大字眞神、眞木山長福寺の三重塔婆を以て代表的逸品とす。是は三間三層塔婆屋根柿葺なり但し現今下二重は茅葺なり。

之に對する新様式としては重源上人が東大寺再建に方り宋の工人を招きて試みしめたる天竺様式と、禪宗の傳來と共に入り來りし唐様とにして共に宋代に於ける寺院建築の直模なり。天竺様は東大寺南大門、正治元年落成五間三戸の樓門を代表的遺物とす、挿肘木や鼻線、大瓶束等を用ゐたるを特色とす、純粹の天竺様は程なく絶え細部の手法が和様建築に採用せられて新和様を生ず、東大寺法華堂の禮堂是なり。東大寺の南大門、及法華堂の禮堂は我が法然上人の推擧したる俊乗坊重源上人勸進の下に備前國を以て其營造の料に充てられたる點に於て特に親みを感じる也。

唐様は其の配置に於て三門佛殿、法堂、方丈等が一直線に並び鐘樓經藏等が左右に配せられて左右均齊を保つこと床の瓦敷なることは奈良朝以前の寺院と同じく支那風なるが、柱の下に礎盤、上に臺輪をつけ、蝦虹梁扇垂木、鏡天井を用ゐる等の技巧も唐様に依て傳へらる、而して大瓶束、鼻線等を用ゐることは天竺様に同じ。要するに曲線の部分著しく多くなり彩色を用ひざること共に洒脫の感を與へたり。唐様は當寺の主なる禪宗寺院には何れも用ゐられたるが現存のものは皆無なり、近年まで此の時代の唯一の遺構として圓覺寺の舍利殿ありしが關東の大震災に依て絶滅せり。但し此の様式は天竺様と異なり、後世まで禪宗寺院に行はれたり。

〔彫刻〕 この時代の初に定朝の玄孫康慶出で新様式の端を開きしが、彼の子に運慶弟子安阿彌。快慶、現はれて之を大成し。運慶の弟定覺、子、湛慶、定慶、康辨、康勝等亦當代の名手たり。其の特色は前代の平靜優美を主とせるに對して。活動的にして雄渾なる力に富み、寫生を基礎として個性を表はしたる點に在り。されば前代に佛菩薩の優作多きに反して仁王、四天王等の忿怒部や人物像を最得意とせり、材料は依然木彫を主とし彩色を施さず刀法を示さんとするものも亦少なからず。

代表作は運慶・快慶の合作に成れる東大寺南大門の仁王にして其の雄偉なる面相、躍動せる筋骨悉く寫生的にして長二丈六尺の巨像に溢るゝ許の力の盛らるゝを見る、是亦東大寺再興に關係深き岡山縣人否東大寺復興の完成者榮西禪師を出せし吉備郡人の默過すべからざる逸物なりとす。

一、毘舍門天立像 壹軀 山田村 善福寺 所藏

是は鎌倉時代の氣分を現はせる佳作なり。

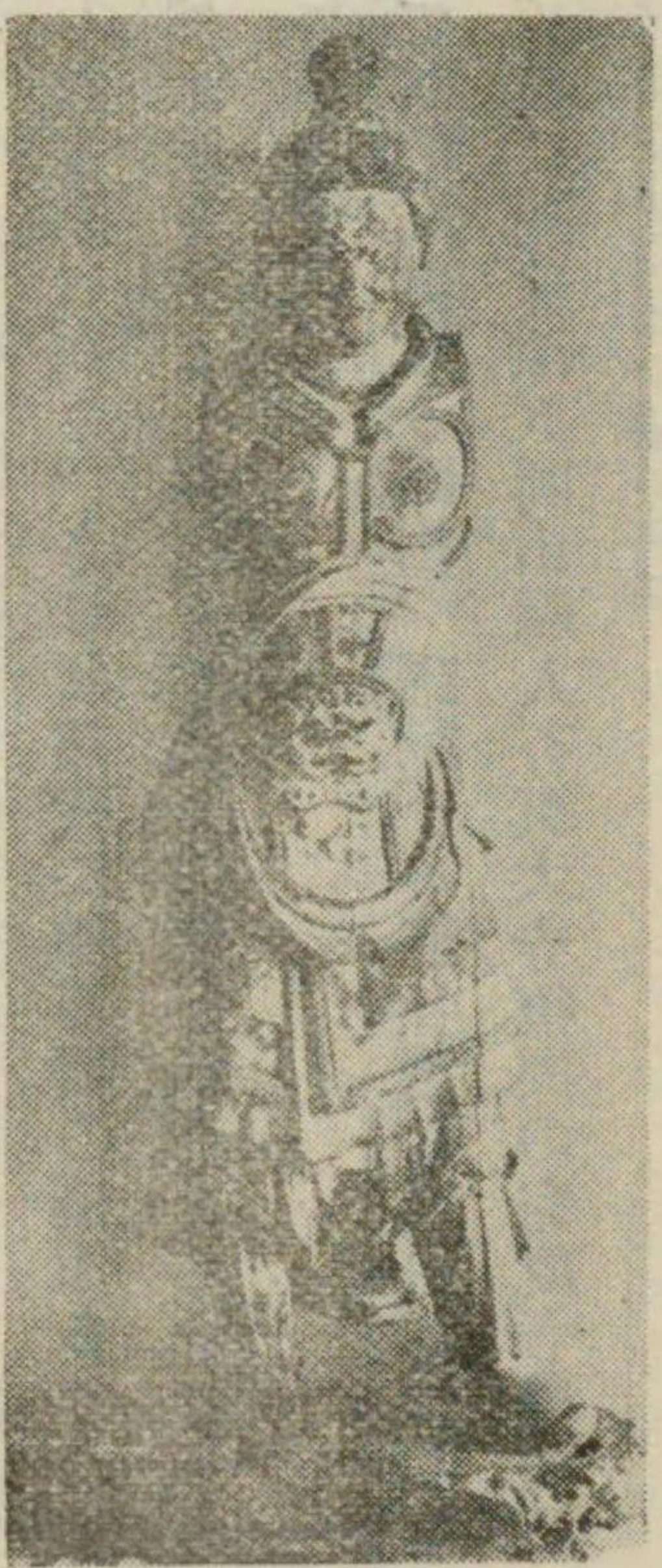
〔石彫佛像〕

一、寛元四年八月廿七日大日如來石佛

吳妹村大字尾崎東谷（後出）

〔繪畫〕 前代既に土佐派春日派に依て盛となりし大和繪は更に著しき發展を遂げ繪卷物肖像畫の全盛時代を現出せり。土

毘沙門天立像（鎌倉時代）



（村田山）藏寺福善

佐派の信實、慶忍、吉光、圓伊、春日派の長隆、隆兼等を代表作家とす。藤原信實は寫生に長じ後鳥羽上皇の御宸影。

繪卷には北野天神緣起繪卷草紙繪卷、三十六歌仙繪卷等皆其の筆と傳へらるるものにして圖樣磊落筆致氣品あり。住吉慶忍筆と傳ふる平治物語繪卷松平直亮伯、岩崎男、ハポストン博物館分藏は筆力遒健にして人馬最もよく活躍し戰畫の白眉なり。又御物高階隆兼の春日權現靈驗記廿卷は各卷其趣を異にして貴族の生活より庶民の風俗まで細密に寫生し色彩亦濃豊を極む。藤原吉

光の法然上人繪傳四十八卷は智恩院、當麻寺の所藏なるが上人の出身地として一段の興味を惹くもの也。

斯の如く繪卷物は戰物語や寺社の緣起、高僧の傳記等を主題とし寫生と活動とを最もよく表現せしものなるか。初は觀賞に重きを置きしが、後には布教にも利用せられたるもの如し。縣内に於ける現存品としては岡山市安住院所藏、

紙本着色、地獄繪卷一卷。上道郡富山村曹源寺所藏、紙本淡彩、餓鬼雙紙一卷。岡山市河本乙五郎氏藏、餓鬼雙紙一卷あり、地獄餓鬼の苦界慘狀を描きて教化勸懲に利用したるもの如し。

鎌倉時代に於ける繪畫として吉備郡内に現存するものは總社町井山寶福寺所藏の二種十一點及本郡に關係深き小田郡三谷村鷲峰山捧澤寺所藏の四種五點計六種十六點は皆國寶に指定せらるる左の如し。

記

一	總社町 井山	寶福寺藏	地藏菩薩像	一幅	絹本着色
二	總社町 井山	寶福寺藏	十王像	十幅	絹本着色
三	三谷村大字東三成	捧澤寺藏	愛染明王像	一幅	絹本着色
四	三谷村大字東三成	捧澤寺藏	地藏菩薩像	一幅	絹本着色
五	三谷村大字東三成	捧澤寺藏	愛染明王像	一幅	絹本着色
六	三谷村大字東三成	捧澤寺藏	五大尊像	一幅	絹本着色
七	三谷村大字東三成	捧澤寺藏	四所明神像	一幅	絹本着色

以上

寶福寺の地藏菩薩像一幅、十王像十幅は其の畫風、筆意結構より云へば南宋の畫工陸信仲の筆なり。陸信仲は寧波（明州）に住し時流に投じて大に描きしが日明貿易の行はるゝと共に盛に我が國に入り來れり。但し寶福寺の藏品は其の作品は同一なるも其の傳來の經路を異にし豊太閤文祿の征韓役の時、從軍者坂田某なる人の分捕品として携帶せしを或る事情の爲に末寺の定光寺より寶福寺に移り來りしもの也、その顛末載せて同寺の文書に明か也。左の如し。

繪畫 涅 槃 像 壹幅 絹本着色 豎四尺六寸六分 善月大師筆 壹軸

地 藏 尊 壹幅 絹本着色 豎三尺七寸三分 傳 周東村筆 壹軸

冥 官 十 王 拾幅 絹本着色 豎三尺二寸五分 傳 周東村筆 拾幅

内地藏尊と冥官十王計拾壹幅はその製作の優秀なるを以て明治三十四年八月國寶に指定せられたるもの也、其の傳來につきてはもと寶福寺末寺定光寺藏品を買取りたるものにして左の如き賣渡證文存す。

賣渡申一札之事

一金貳拾參兩也

右者定光寺借財年々相積り同寺所持之田畑少分之地利ニ而返辨之譯立難仕合依之私先祖同寺エ寄附仕置候唐畫之涅槃

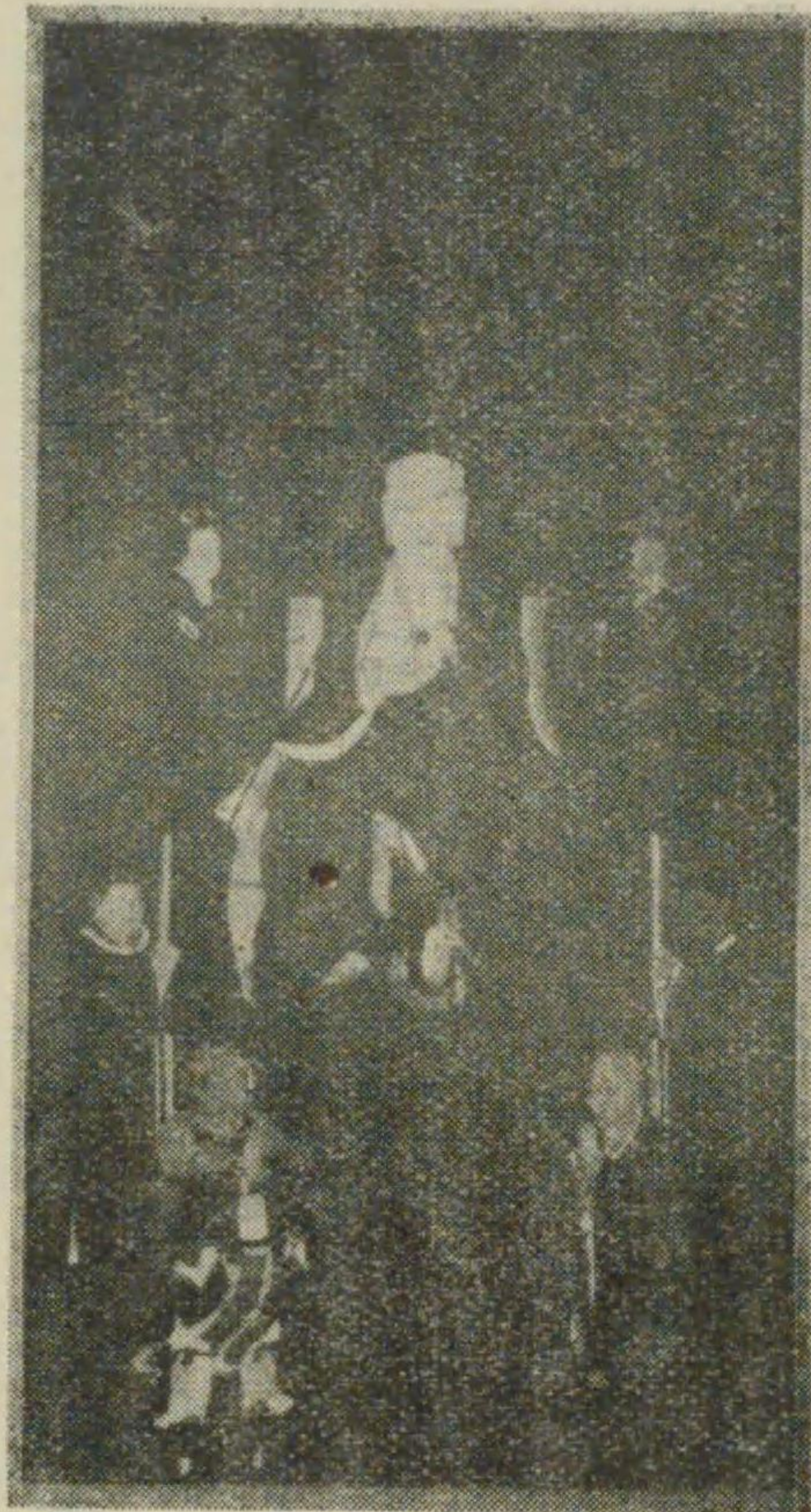
第三編 近古

像壹幅地藏尊像壹幅冥官十王之像十幅都合拾貳軸有之候是亦近年繪絹並裱莊ニ至ル迄余程及大破申候間同寺右之仕合

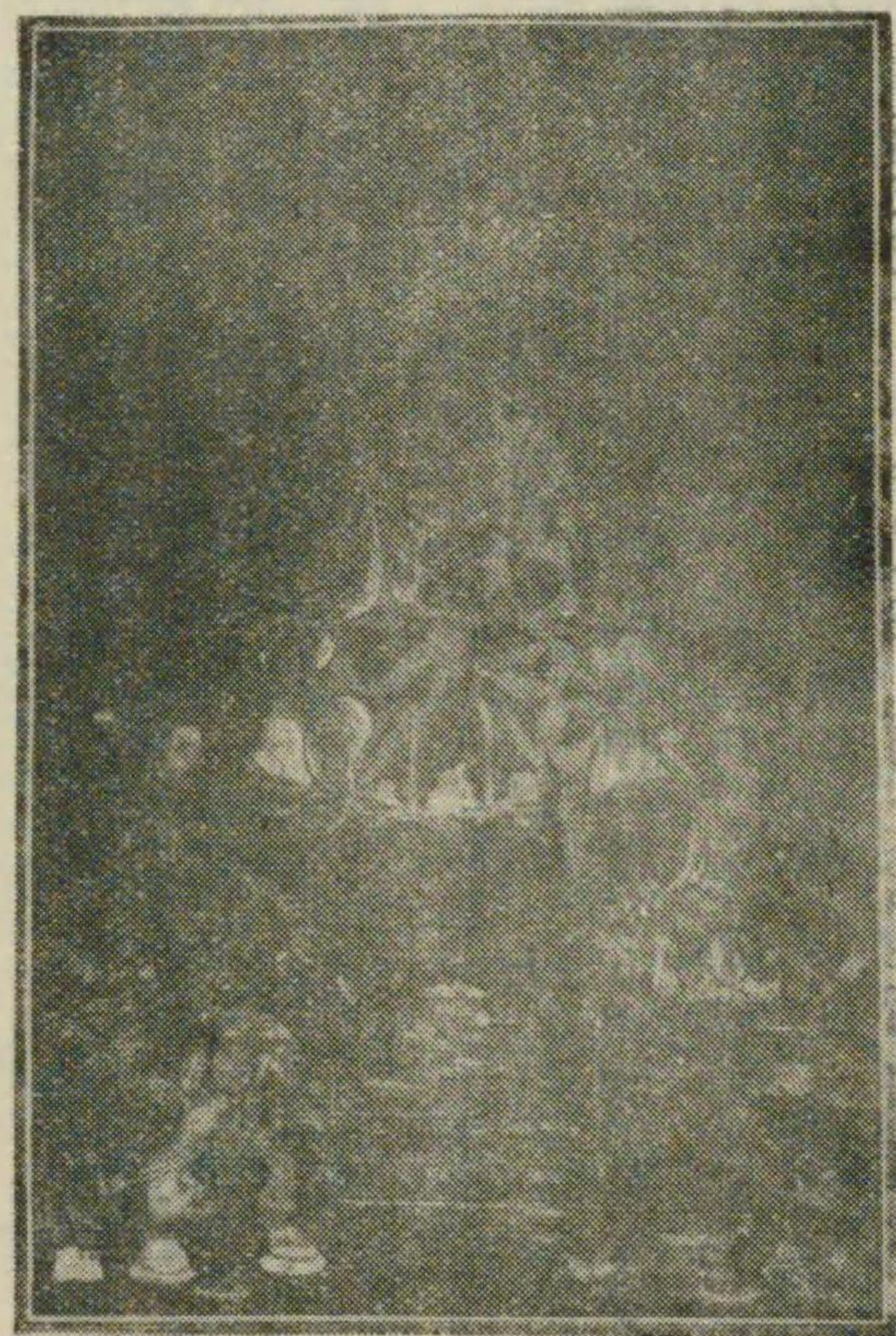


十王像 絹本着色 鎌倉時代(國寶) 井山寶福寺藏

ニ御座候故修補等茂難仕其儘捨置候而者破却微塵ニ相成候モ甚以歎敷奉存候ニ付右之拾貳幅御本山工御買上被成下同寺借財方譯付候様御願申上候處御許容被成下則只今右書面之金子髓ニ受取同寺借財相濟申處實正ニ御座候然ル上ハ向後御本山御什物ニ可被成候ニ付萬一故障申者御座候共御本山へ聊御役介ヲ掛ケ申間敷候爲後日加印證文仍而如件。



地藏菩薩像 絹本着色 鎌倉時代(國寶) 井山寶福寺藏



釋迦三尊像 絹本着色 鎌倉時代(國寶)

高梁賴久寺藏

文政十一戊子年十二月 日

井山御役者中様
本書之通相違無御座候 以上

案に是は坂田氏先祖丹波守が文祿征韓役に於ける分捕の品にして之を定光寺に寄進せしが、その大破に及び維持困難の爲に文政十一年十二月本山井山へ買上を頼み出でしに依り之を買取り寺寶となりしものなり。(第七十八章、豊太閤朝鮮陣と圖書の將來ノ條参照)

捧澤寺中之院所藏の愛染明王像一幅、四所明神像一幅、地藏菩薩像一幅、愛染明王像一幅、五大尊像一幅、以上五種五幅は皆、絹本着色にして皆妙巧なる作品の故を以て明治三十四年八月國寶甲種四等として指定せられたり。



地藏菩薩像



四所明神像



愛染明王像

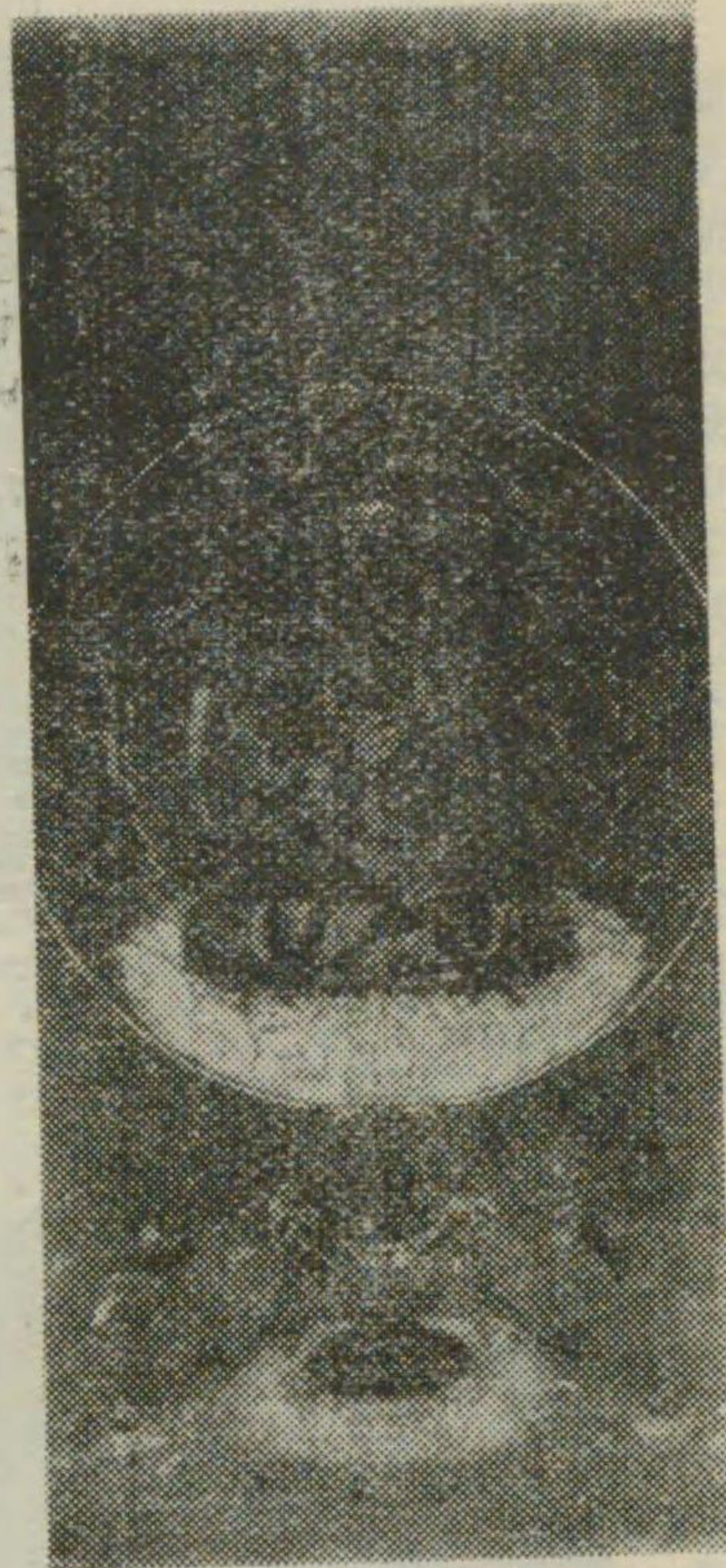
定光寺無住兼帶 地藏院 在判

德壽庵 在判

同寺檀那

定光寺 在判

坂田惣左衛門 在判



愛染明王像



五尊大像

〔附記〕 當代（鎌倉時代）より延命地藏なるもの繪畫に彫刻に現はるゝに至れり。延命地藏とは鎌倉以來現はれ來れる佛菩薩にして荷葉坐上にありて現世の利益を祈願する佛菩薩なり。モト平安末期までの地藏は、凡夫が現生の罪障に因りて未來地獄に落ちたるを救済して之を極樂に廻す役目を行ひし佛菩薩なり、地藏は阿彌陀に手渡して呉れる、彌陀は善人のみ救済す。地藏は善人も悪人も救済する。但し地藏の活動世界は本來後生にして現生にあらず、然るに鎌倉時代より現實的となりて現生に於て生命を延長する功德を與ふ即ち現世の利益幸福を祈願することとなりたり。足利尊氏が地藏を信仰して像畫を供養せしこと偶然にあらず、阿彌陀は女性を救はず、地藏は三障五惡の女性さへ救ふこととなりて地藏は遂に邪教淫祀に墮するに至れり。

第五十六章 鎌倉時代の金石文

保元元年より元弘三年に至る百七十七年は所謂鎌倉期にして吉備郡關係の金石文無慮十八點の多きを得たり。内、上房郡（舊賀夜郡）の六點、川上郡（舊下道郡）の二點は今は郡外なるも當代に於ては郡内の扱を受けたるものと云ふ理由により又爲貞塔は隣接地と云ふ理由にて共に之を收載せり。

〔金石文一覽表〕

番	皇紀	年月日	名稱	品目	所在
一	一八三一	承安元年辛卯	源三位賴政風月燈籠	鐵燈籠	眞金町吉備津神社所藏
二	一八五九	正治元年八月十五日	明通上人寶塔	寶塔	岡田村大字辻田字大松下（舊在）
三	一九〇六	寛元四年八月廿七日	大日如來石佛	石佛	吳妹村尾崎字東谷
四	一九一〇	建長四年十二月 日	備州金剛寺梵鐘	梵鐘	御津郡金川町妙覺寺所藏
五	一九六五	嘉元三年卯月 日	保月山高雲寺斷碑	斷碑	上房郡上有漢村字垣、大石、保月山
六	一九六五	嘉元三年乙巳二月十七日	二重九輪石塔婆	層塔	上房郡上有漢村字垣大石保月山
七	一九六五	嘉元三年五月廿五日	新大納言成親卿石塔	石塔	神奈川縣大磯町天王山安田氏別莊
八	一九六五	嘉元三年乙巳十一月十三日	願主柒眞時方柱碑	方柱碑	上房郡上有漢村垣、大石、高雲寺門前
九	一九六六	嘉元四年八月時正石塔	花園岩製石佛	石佛	上房郡有漢村字土井路傍
一〇	一九六六	嘉元四年十月廿四日	保月山高雲寺趾六面石塔	六面塔	上房郡上有漢村字垣、大石
一一	一九六七	德治二年七月廿日	笠神四十八ヶ瀬瀨文字石	磨崖碑	川上郡平川村字笠神成羽川中流
一二	一九七四	正和三年十月十二日	導應寺石塔	寶篋印石塔	岡田村大字辻田一五六七番地
一三	一九七六	正和五年丙辰二月三日	湯山清水寺梵鐘	梵鐘	上房郡下竹莊村湯山清水寺所藏
一四	一九七七	文保元丁巳仲冬廿七日	吉備山安國禪寺鐘銘	梵鐘銘	邑久郡大宮村安仁神社社務所藏
一五	一九八二	元亨二年八月 日	導應寺地藏堂古瓦	銘瓦	岡田村大字辻田池田暉雄所藏
一六	一九八四	元亨四年五月廿五日	龍泉寺供養石塔	方柱碑	川上郡成羽町下原龍泉寺趾

- 七 一九八五 正中二年正月廿日 清水寺敬主院梵鐘
- 八 一九八八 嘉曆三年九月八日 藤原爲貞石塔婆

梵鐘 日近村大字下高田醫王山上願寺
寶篋印石塔 遷窪郡清音村柿木大日堂

〔各説〕

一、一八三一、承安元年辛卯源三位頼政吊燈籠（参考品）

所在 眞金町吉備津神社本殿縁側に在り

質 鑄鐵、鑄造のもの

形式 所謂頼政燈籠又風月燈籠と稱するもの

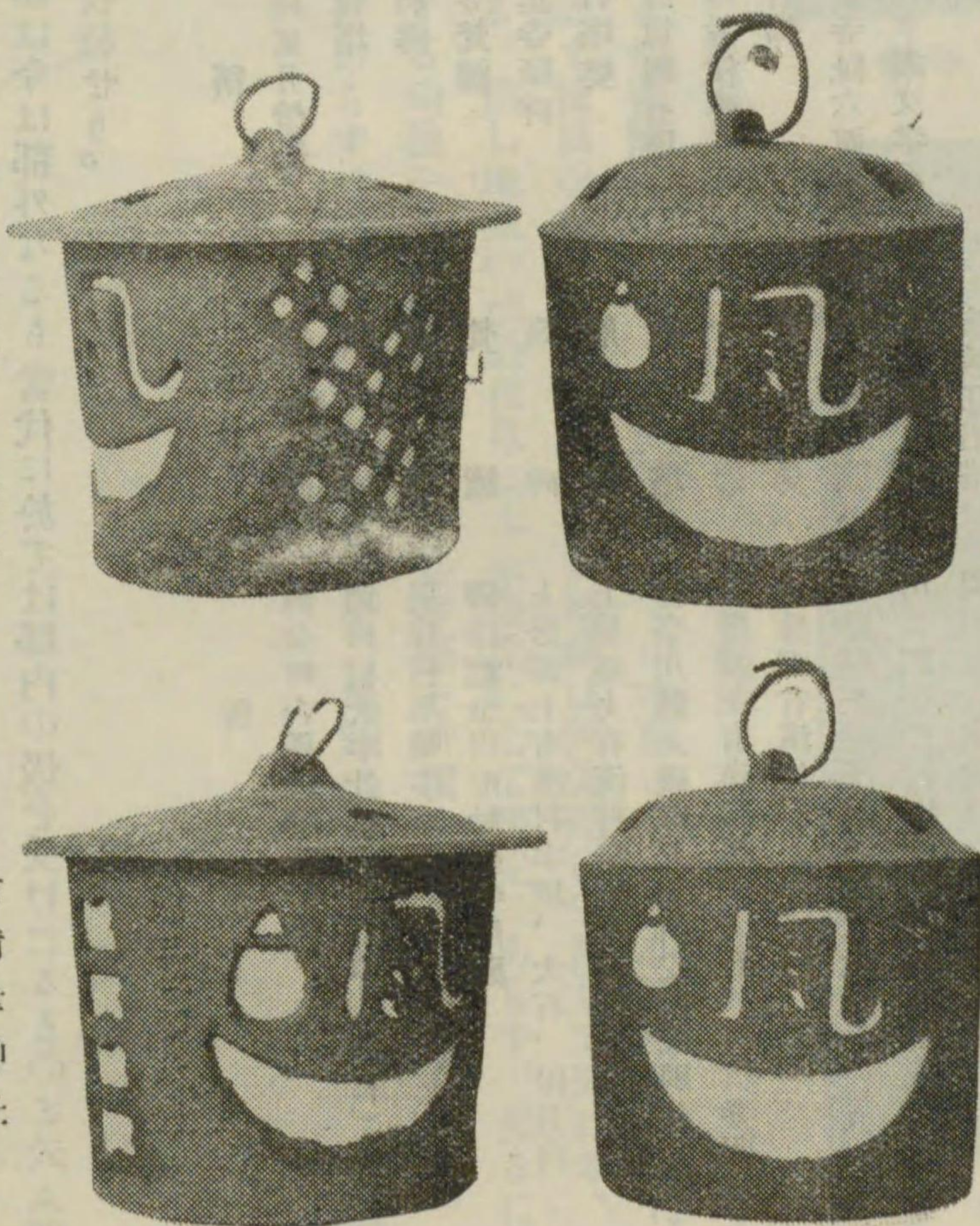
寸法

刻銘

承安元年辛卯

源三位頼政奉之

略説 現品は其の文字書體新しく江戶時代初期のもの也。但し原品は眞正の頼政奉納のものなりしか否か其の形式、風月の意匠の如き頗る面白きものなれば恐らくは原眞の品につき江戸時代の初期に於て模造せしものならん。而して承安元年頼政が特に之を奉納せし理由如何。今公卿補任に據りて頼政の補任年表を作る。但、頼政の享年は古今著聞集、之を七十七とし尊卑分脉七十六とす。承安二年藤原清輔尙齒會記の「頼政時年六十九」に依りて推算して古今著聞集の七十七歳説を取る。



源三位頼政風月燈籠

吉備津神社

頼政補任年表

皇紀 御代

摘

要

一七六四	堀河	長治元（一 歳）	頼政生まる。
一七九六	崇徳	保延二（三十三）	四月十七日藏人に補す六月十三日從五位下に叙す。
一八一三	近衛	仁平三（五 十）	二月美福門院昇殿を聽さる。
一八一五	後白河	久壽二（五十二）	十月二十二日兵庫頭に任す。
一八一八	後白河	保元三（五十五）	十二月二十日院昇殿を聽さる。
一八一九	二條	保元四（五十六）	正月二十八日從五位上に叙す。
一八二六	六條	仁安元（六十三）	十月二十一日正五位下に叙す十二月三十日内昇殿を聽さる。
一八二七	六條	仁安二（六十四）	正月三十日從四位下に叙す。
一八二八	高倉	仁安三（六十五）	十一月二十日從四位上に叙す。
一八三〇	高倉	嘉應二（六十七）	正月十四日右京大夫に任す。
一八三一	高倉	承安元（六十八）	十二月九日正四位下に叙す。（改元四月廿一日又作四月十一日）
一八三九	高倉	治承三（七十六）	十二月廿四日從三位に叙す。
一八四〇	安徳	治承四（七十七）	五月廿六日宇治平等院に自殺す。

以上に因りて之を観るに承安元年頼政が特に燈籠を吉備津大明神に奉納すべき一代の大事とも見るべきものなし。或は正四位下陞叙の奉養にや。尙嘉應三年四月二十一日を以て承安と改元せられしことなれば、承安元年辛卯奉之とある以上四月廿一日以後の奉納なることも明かなり。十二月九日陞叙以後に奉納せしと見るべき歟。

今一つ俗説に隨へば頼政鶴退治の御禮として奉納したるものとせんか。大日本史列傳第八十七、頼政傳に「高倉帝時有鶴夜鳴宮屋上。帝以爲不祥。侍臣推頼政、射之、頼政一發中レ之帝及侍臣莫不嘆賞、十訓」と見ゆ。由來鶴退治の事諸説紛々たるが、大日本史の記者の原據とする所左の如し。

按ずるに、頼政鵠を射ること、南都本、平家物語、之を二條帝の時と爲す、長門本之を鳥羽帝の時と爲す。其餘、諸本鵠を射る者、再、一は近衛帝の時と爲し一は二條帝の時と爲す。源平盛衰記亦二條帝の時と爲し。或は高倉帝の時と爲す。太平記は近衛帝の時と爲す。其説又異なり諸説紛紛たり。故に皆取らず。姑らく諸本の説に従ふ。則怪鳥夜鳴く、聲鵠に似たり宮闕を震驚し天皇之れが爲めに不豫、關白基實建議して頼政をして之を射しむと事既に此の如し、何ぞ當時諸家目錄一も載す所無き邪。然れども猪早太階下之舉措、郭公弦月之唱和。人口に膾炙す蓋し粗ば其の事あり敷衍張皇せるものなり。但本書の載する所差や平實に近し、故に今之に従ふ（原漢文）。

十訓鈔。第十、可庶幾才能事條に。

高倉院御時。御殿の上に鵠の鳴けるをあしき事なりとて。いかゞすべきといふ事にて有けるを、或人頼政に射させらるべきよし申ければ。さりなんとてめされて参りにけり。此由を仰らるるに畏て宣旨を承て、心中におもひけるは晝だにもちいさき鳥なれば得がたきを五月の空闇深く雨さへふりてはいふはかりなし。我すでに弓箭の冥加つきにけりとおもひて。八幡大井を念じ奉りて。聲を尋ねて矢をはなつ。こたふるやうに覺えければ。よりて見るに。あやまたすあたりけり。天氣より始て人々感歎云ばかりなし。後徳大寺左大臣（實定）そのとき中納言にて祿をかけられけるにかくなん。

郭公名をも雲井にあぐるかな。

頼政とりあへず

弓はり月のゐるにまかせて。

と付たりける。いみじかりけり。まかり出て後に。

昔養由雲外射雁。今頼政雨中得鵠

とぞ感ぜられける、頼政墓目の外に征矢を取具して持たりけるを、後に人の問ければ。もし不覺かきたらば申行ひた

りし人をぞ、いんがためなりとぞ答ける。

公卿補任を按ずるに。關白基實は

- 一八一八 保元三年八月十三日 十六歳關白に任じ、
- 一八二六 永萬二年七月廿六日 二十四歳癩を病で薨す。
- 一八二八、仁安三年二月十九日御受禪の高倉天皇以前に薨せしを以て大日本史「關白基實建議して之を射しむ」の記事と合はず。又後徳大寺左大臣（實定）は。
 - 一八二四 長寛二年閏十月二十三日 (二十六歳) 權大納言に任す。
 - 一八二五 永萬元年八月十七日 (二十七歳) 權大納言を辞す。
 - 一八三七 安元三年三月五日 (三十九歳) 大納言に任す。
 - 一八四三 壽永二年四月四日 (四十五歳) 内大臣に任す。
 - 一八四六 文治二年十月二十九日 (四十八歳) 右大臣に任す。
 - 一八四九 文治五年七月十日 (五十一歳) 左大臣に任す。
 - 一八五〇 文治六年七月十七日 (五十二歳) 左大臣を辞す。
- 一八二八、仁安三年二月十九日に始まる、高倉院の御時は既に前權大納言藤原實定、三十、皇后宮太夫となれり。是又「後徳大寺左大臣（實定）そのとき中納言にて云々」に合はず。

但し「十訓鈔」の記事を吟味する者の寧ろ野暮なるものにして大納言も中納言も等しく納言と見るべき程にて可ならん。果して然らば是は頼政の承安元年五月の鵠退治に當て八幡大菩薩始め吉備津大明神を祈念して其神助に依りて弓矢の名を揚げたることを感謝して此の燈籠（風月燈籠）を奉納せしならむ。又同時に陞叙の御禮をも兼ねて奉獻せしものならん歟。記して後考を俟つものなり。

二、一八五九、正治元年八月十五日建立明遍上人寶塔（今無）

所在 吉備郡岡田村大字辻田字大松ノ下

形質 寶塔

寸法 不詳

銘云 願主 明遍上人

正治元己未八月十五日建立之一結衆等

寶塔供養攘災會

〔略説〕 是は享保九年甲辰九月十五日大松焼けて其下より發掘したるものにして今其所在明かならず。

浦池潛の輯録に係る實相公（伊藤長丘侯）實錄享保九年甲辰九月條云。

同十五日酉上刻辻田村大松焼出ル大松之下寶塔之銘

願主 明遍上人

正治元己未八月十五日建立之一結衆等

寶塔供養攘災會

上欄外に

潛、按スルニ○「享保九年マデ五百廿六年 ○「文化九年マデ六百十四年

○「正治ハ土御門天皇ノ年號ナリ、正治二年頼朝公薨、

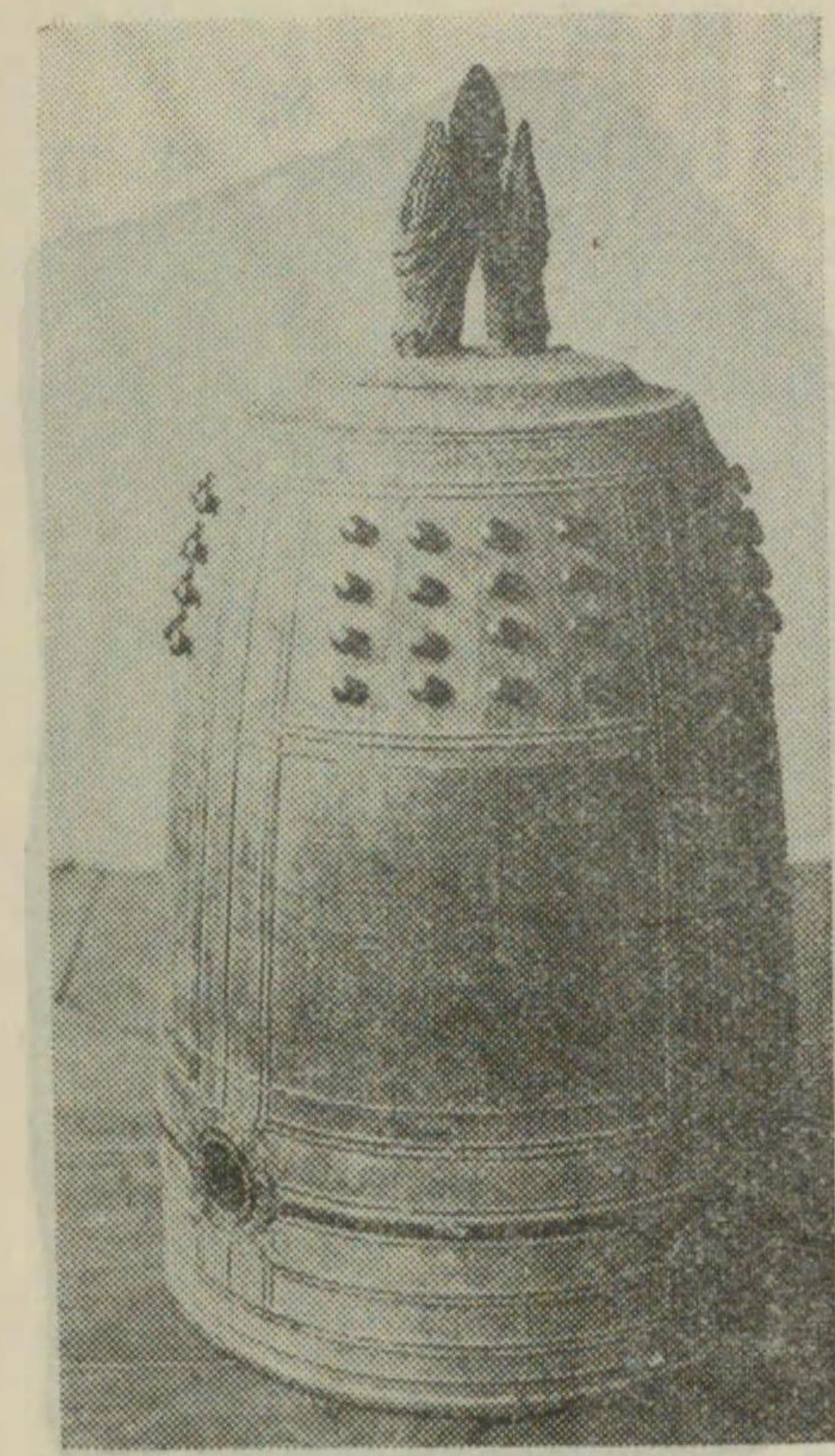
とあり著者浦池潛も驚異の目を見張り興味深きものありしならん。但し「正治二年頼朝公薨」は誤記にして源頼朝は正治元年正月十三日薨なりとす。

按に明遍上人何人なるを知らず。大日本史卷一百四十八、列傳、藤原通憲の諸子を記して。

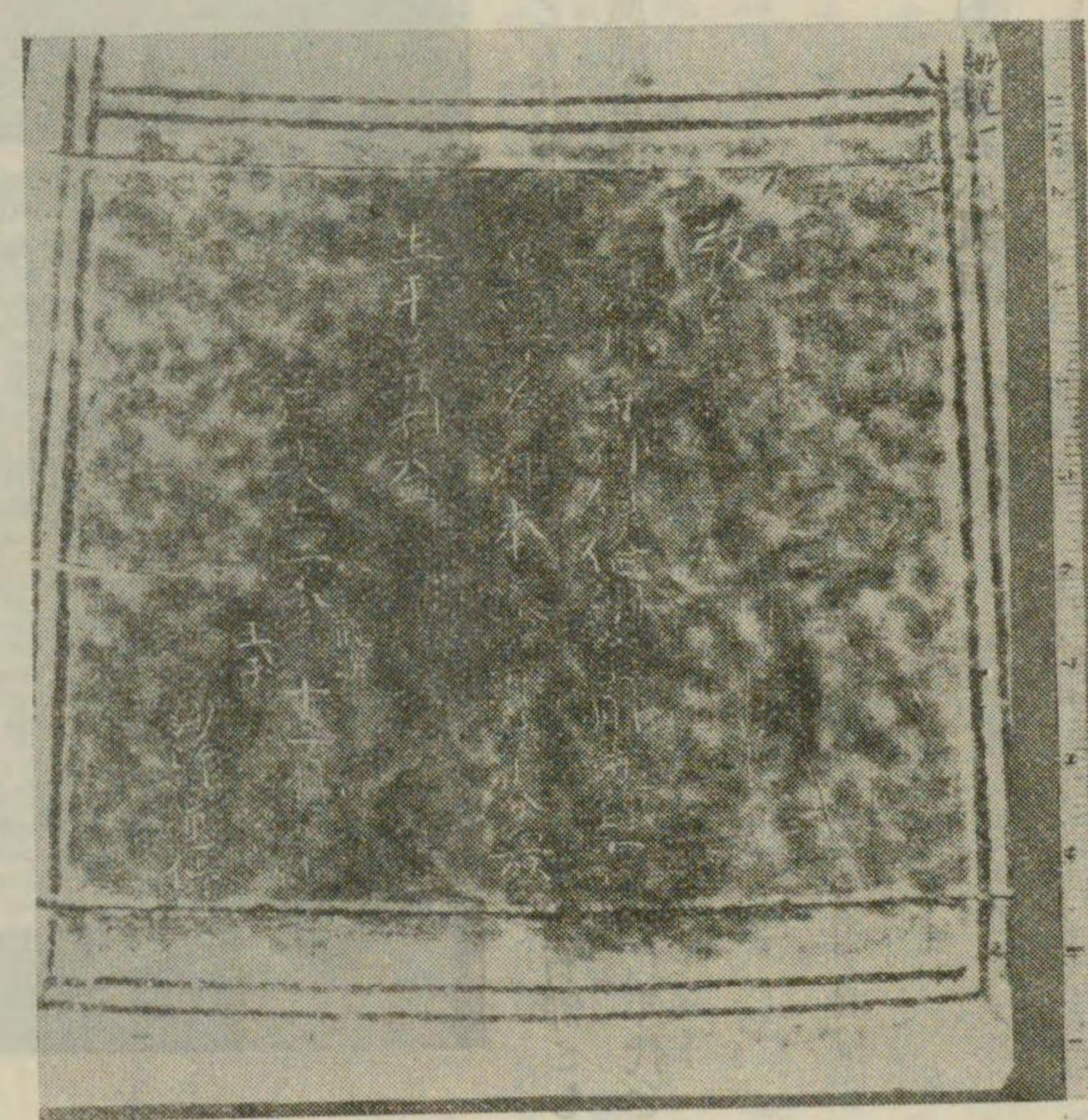
「子俊憲、貞憲、是憲、成範、修範、光憲、餘皆爲僧、靜賢、澄憲、寬敏、憲曜、覺憲、明遍、勝憲、行憲、憲俊、寬兼、憲慶、分脉（中略）貞憲亦坐流土佐、是憲佐渡、修範隱岐、靜賢安房、澄憲下野、寬敏上野、憲曜陸奥、覺憲伊豆、明遍越後、勝憲安藝、後皆召還、貞憲從四位下少納言、是憲從五位下少納言、修範參議正三位」とある明遍是歟。果して然らば釋明遍の傳、元亨釋書卷五に見ゆ、左の如し。

釋明遍。藤給事通憲之子也。才氣貫諸哥。給事死已十三年。一家縮素欲相會修八講。蓋國俗逢亡者十三廻之歲。營追薦者十二支。終而始。迎先支而寓追慕也。給事多子皆英特也。縮林尤茂。所謂靜賢、澄憲、勝覺、覺憲及遍也。諸子相議。以覺爲啓白師。充遍散道師。於時遍鄉樓紀州高野山。蓋疾名縮之官榮也。諸兄使使告事。遍對使者曰、我已逃世隱約此地。雖追孝不堪出也。使者復命。諸兄相語曰。遍才智被世。我等不若也。故胥議爲散師也。今言逃世之人不與法孝。豈遁世之士忘孝思乎。重使使者徵詰促歸。遍又曰。我非忘孝也。只怕入諸兄之隊耳。所以者何。夫遷世者吾棄世。世又棄吾。然而衆人不齒。是其遷之全者也。而世棄我。我不棄世者丐人也。我棄世。世不棄我者今之諸名德也。二者未爲真遷也。諸兄咸南北二都之高德也。我廁其間。効薄伎。慣狐鳴己失隱約之素也。又朝廷聞吾出召我。無地辭矣。我非忘孝思也。便以友慧智代法事入京。諸兄相語曰。遍弟稚時。議論屈我等。我等今又受屈耳。輦下相傳爲真遷之美談焉。臨亡之時。祥瑞尤多。論曰。甚矣士之不耳道也。苟耳於道。遍不發斯言矣。諸哥又不服矣。世復不爲美談矣。三者咸弗耳道之衍也。請揚推而陳之焉。夫遍及諸兄何爲者乎。皆縮徒也。縮徒者何爲者乎。逃世之士也。其逃世之標者。禿其頭也。縮其服也。練若其居也。多羅其器也。豈非遷之標乎。是以世貴其儀相。以爲福田。故歸而事。敬而饗。王公之者寵以僧官。祿以封戶。皆福田也。吾徒正當是時。應以法相交而不移心矣。然漢代人滿焉。受茲渥遇。換易本法。不見我身之縮禿與摺紳相比並。覬覦苟容。搖尾乞憐。嗟乎吾道衰者尙矣。是縮侶之所以有遷言也。遍愚則我不違誅矣。已稟高譽。曷例庸縮而容易發遁之言耶。又父母者天也。不受形已。受即不可發也。孝子之於親也。甚於水火矣。遍縱不縮而爲巢許之行。於此時不得不不出山也。况我徒乎。我佛設道也。先立孝矣。故修多羅曰。孝順父母。又夫吾門超卓之士。父母之在也。或有逃逸而逃命者。然拒追修者未聞矣。何也。逸逃者反常而合道也。若夫追修者曷反之有。遍何爲者乎。始闡大道乎。蓋遍糾於名。而暗於道乎。假令遍聞諸兄請。出山追薦而速歸者。出入爲有小體焉。而釣高名一意孝思。卻造語而言。朝廷召我無地辭者。皆

龍頭	高七寸	幅五寸三分
笠形	高一寸五分	徑一尺一寸二分
撞座	徑三寸四分	
紐及袈裟襷		
乳ノ間	高五寸九分	幅八寸七分
池ノ間	高九寸四分	幅一尺
唐草ノ間	高三寸四分	
上帶	高八分	
縱帶	幅左右共一寸五分	
中帶	高一寸五分	
下帶	高一寸二分	
駒爪	幅三分	
乳	高六分	數六十四



鐘梵寺剛金



藏寺覺妙川金 本拓鐘梵寺剛金

鐘銘 其二

備前州肩背郷徳王寺鐘

夫拔齒沈長夜之苦示諸行無常之理無若華鯨爰沙門淨詮、化十方檀越懸洪鐘於當寺銘曰、闍浮教體本在音聲聞鐘聲者速出火坑聲元無形從空而生空又無聲聞性相成如佛一音各破迷情聲遍十方隨扣而鳴佛法紹隆天下太平 幹緣淨詮 應永三十二年十月八日

〔附記〕此の梵鐘は屢々移轉せしと二種の銘文を刻せらるゝとに依て其の經歷に就ては諸説ありて明かならず、先づ之を紹介して後、愚見に及ばんとす。

【備中誌】賀陽郡高松、妙女寺條云。此寺の鐘は邑人道普請の時、土中より堀出すと云ふ。秀雄按するに是地は高松の舊地なれば、石川左衛門尉久智か又ハ清水長左衛門等陣鐘にせんとて金剛寺の鐘をうつせしが埋りしにや。其銘曰、

敬白、法勝寺御領備州金剛寺鐘也、右志者爲御本家并法界衆生平等利益 建長三季 壬子十二月沙彌蓮佛 右の文を彫し其次に又刻する文に曰、

備前州肩背郷徳王寺鐘也(下略)

【赤磐郡誌】瀉瀬村、徳王寺跡條云。徳王寺跡 大字肩背、字徳王寺、と稱する地に寺跡あり。今に小庫裏及藥師堂ありて藥師如來を祭れり。近郷の眼病患者、賽して平癒を禱るといふ、これ則ち徳王寺の遺跡なるべし、足利時代この瀉瀬村に徳王寺といへる寺院ありしことは、沼田氏著、吉備金石銘集に見えたり。

備前州肩背郷徳王寺鐘

夫拔齒沈長夜之苦。示諸行無常之理。無若華鯨爰沙門淨詮、化十方檀越懸洪鐘於當寺、銘曰闍浮教體本

在二音聲、聞二鐘聲、速出二火坑、聲元無形、從空而生、空又無聲、聞レ性相成如レ佛、一音各破迷情、聲遍二十方、隨レ控而鳴、佛法紹隆天下太平、

應永三十二年十月八日

幹 緣 淨 詮

この鐘建長の頃、もと金剛寺にありしを應永の頃、肩脊なる徳王寺の有に歸せしめしものゝ如し、そは此の鐘に又次の如き銘あるを以て知るべし。

敬白

法勝寺御領備州金剛寺鐘一口

右志者爲二御本縁并法界衆生平等利益一

建長三季^{壬子}歲次十二月日

沙彌 蓮佛

法勝寺は六勝寺の一なる山城、岡崎の法勝寺にして治承の頃、執行俊寛が藤原成親と共に鹿谷の會に參列して清盛の爲に鬼界島に流されしことは人の能く知る所なり、當時法勝寺は白河法皇の勅願所にして地方に幾多の莊園を有せしものなれば此の金剛寺も當時其の領地に建てられたるものにして、天台宗の寺院たりしなるべし、金剛寺其の所在を明かにせず、和氣郡本庄村大字大中山に金剛山善養寺あり、善養寺はもと金剛寺と稱し中古眞言に改宗し善養寺と改む、恐らくはこれなるか尙研究を俟つべし、(沼田氏調査)

徳王寺の廢絶は何づれの時代なりしか詳ならず、この梵鐘は慶長の頃、備中高松城附近の水田中より發掘せられ後久しく領主花房氏の庫中に藏せられしが、明治三十八年沼田氏は此を見て本縣稀有の古鐘たるを知り、當時所有主たりし花房職居氏に勧めて之を御津郡金川なる妙覺寺に寄進せしめければ寺主日正上人は其の好意を多とし二百金を贈てこれに酬むしと云ふ。

案に「法勝寺領備州金剛寺」果して何處にありしか。備前和氣郡に金剛川あれば、其沿岸流域に金剛寺ありしか。

沼田翁の説かれし如く和氣郡本庄村大字大中山金剛山善養寺の初名金剛寺に充つべきか。備中國吉備郡岡田村大字岡田字山ノ谷に金剛寺趾ありて現に奈良朝時代の古瓦及礎石を存す。岡田村は大字岡田及辻田を含みて鎌倉時代に備中蘭東莊と稱し花園法皇御領なりしを吉野朝時代に之を山城國長福寺に寄進されしことあれば、或は白河法皇以來法勝寺御領又皇室御領となりし蘭東莊は皇室領、法勝寺領、皇室領、長福寺領と轉替せしにはあらざる歟。左に關係金石文及文書を擧ぐ。

1、備中國吉備郡岡田村大字辻田、一五六七番地字堂應寺、石塔の銘文に「正和三年甲寅七月十二日勸進聖人覺圓起立之」とありて。其の敷地内より發掘したる文字瓦は現に池田輝雄氏の所藏に係るものにして其の彫文に「元亨二年壬戌八月日作、備中國蘭東莊、導應寺地藏堂瓦也。瓦大工和泉行」と見ゆ。(一四五九頁參照)

而して此の備中國蘭東莊は花園法皇の御領として、やがて山城國長福寺に寄進せらるゝに至り、そは大日本史料、長福寺文書に。

2、貞和元年十二月三日癸丑花園法皇山城長福寺に備中蘭東莊を寄附し給ふ。

備中國蘭東莊所有御寄附長福寺也。可被專興隆者御氣色如此、仍執達如件。

貞和元年十二月三日

勸 修 寺 經 顯 (花押)

月林上人御房(道皎)

3、貞和四年八月十一日光嚴上皇山城長福寺に花園法皇の備中國蘭東莊を御寄附あらせられたることを開食し給ふ。

備中國蘭東莊御寄附長福寺之由被開食畢。永代不可有相違之旨院御氣色所候也、仍執達如件。

貞和四年八月十一日

權 大 納 言 (四條隆蔭) 花押

月林上人(道皎)御房

長福寺は山城國葛野郡東梅津村字中村にありて臨濟宗南禪寺末に屬するが。天安四年眞理尼の開基に係り初め天台宗なりしが豊前左衛門清景といふもの深く僧月林に歸依し堂宇を増築し田園を附して遂に禪刹に改む、花園法皇月林に歸依し時に臨幸して法要を問ひ且つ勅願寺たるべき繪旨を賜ひし名刹なれば。長福寺領たりし蘭東莊はもと花園法皇領にして又白河法皇の法勝寺に寄進されし金剛寺所在の備中蘭東莊にはあらざる歟。予は備州即吉備三國に山城の法勝寺領とも思はるゝ金剛寺の正確なる遺趾を發見し得るまでは是を「法勝寺御領金剛寺」の趾と擬定せんとするものなり。

要之。此の「法勝寺御領、備州金剛寺鐘也」は由來旅行好と見えて、第一に建長四年十二月初めて「備州金剛寺鐘也」として現はれ。第二に應永三十四年十月八日備前州肩脊郷徳王寺鐘となり。第三、天正十年移されて高松水攻に從軍し苦戦して土中に埋没し。第四、慶長の頃高松城附近の水田中より發掘されて花房家の菩提寺なる妙女寺に掲げられ。第五、後再び花房家の庫中に閉ぢ籠められしを。第六、沼田頼輔博士の知遇を得て明治卅八年日宗不受不施の本山なる御津郡金川の妙覺寺に入山し得るまで春風秋雨實に六百五十有餘年の星霜を経たるものなり。

左に沼田博士の「妙覺寺の梵鐘」なる一文を轉載す。
 (前略) 備前御津郡金川町妙覺寺の梵鐘はもと備中高松村の人花房職居氏の所藏に係りしを、明治卅九年の頃、余始めてこれを見し、その古鐘たるを知りしかば、當時余の觀交ありし妙覺寺主釋目正氏の考古の癖あるを以て、この事を語りしに、上人は大にこれを喜び、余を介して花房氏に交渉し、遂にこれを妙覺寺に購入するに至りしなり。花房氏の語るを聞くに、この鐘も秀吉の水攻を以て知られたる高松城の遺跡より出土せしものなりといふ。又次に示せる銘文によりて、これを考ふるに、この鐘も鑿梨郡肩背村徳王寺の所藏なりしも、何時の頃にか轉じて備中にうつりしものなりとす。余の考ふる所に據れば、この鐘恐らく天正十年秀吉征西の砌、陣鐘として沒收せられ、遂にこの地に運ばれたりしを、天正十年高松城水攻の後、この地に取遺されたるもの如し、當時、秀吉の軍は本能寺の變報に接し、毛利氏と和を講じ、倉皇としてその軍を撤し東歸せしが、尙ほ毛利氏の追撃を危ぶみ、水攻のために築かれたる長堤を決壊せしが故に、梵鐘の如き比較的重くして容易に負荷に堪えざるものはその陣地に遺棄せられ、この氾濫を蒙り、遂に土中に埋没せしにはあらざるか。古來寺院の梵鐘が敵軍の侵犯に遭ひ、陣鐘として沒收せられ、以つてその場所を移轉せることは、岡山縣下についても、尙ほその例多ければ、序ながら之を後に示すべし。

敬白

法勝寺御領備州金剛寺鐘一口

右志者、爲御本家并法界衆生平等利益

建長三季 歲次 壬午 十一月日

沙彌蓮佛

備前肩脊郷徳王寺

夫拔函長夜之苦、示諸行無常之理、無若華鯨、爰沙門淨詮化十方檀越、懸洪鐘於當寺、銘曰、闍浮教體、本在音聲。聞鐘聲者、速出火坑。聲元無形。從空而生。空又無聲。聞性相成。如佛一音。各破迷情。聲遍十方。隨扣而鳴。佛法紹隆。天下太平。 幹緣淨詮

應永三十二年十月八日

右の銘文に據るときは、この鐘も法勝寺領たる備州金剛寺の梵鐘なりしを知るべし。然れども、單に備州とのみありて、備の前中・後そのいづれに屬するかを詳にせざるも、法勝寺領の備前に多かりしことは、中右記等に據りて明かなれば、先この鐘の備前金剛寺の所有なりしを知るべし。然らば、次にこの金剛寺は、備前の何處にありしかといふに、今日備前に金剛寺といへる寺院あるを聞かず。然るに備陽國志和氣縣廢寺の條に、神上山金剛寺といふものあり、この寺、野谷といふ所にあり、野谷は金谷ともにも、もと金剛庄といひし所なり、而してこの庄名は、云ふまでもなく、法勝寺の所屬たる金剛寺の私領たるより負へるものなれば、以て金剛寺の地にありしを證すべし。和氣郡を流るる吉井川の支流に、今も金剛川と呼べるあり、この名稱も、もとはこの寺の名に負へる名なるべし。法勝寺は謂はゆる京の六勝寺の一にして、百鍊抄に承暦二年六月十三日。被始白河御願事。法勝件所故宇治大相國累代別業也。左大臣師實傳領、獻公家とあつて、即ち白河天皇の御代に始まりしものなりとす。而して當時和氣郡金谷野谷の地は、この法勝寺の所領たりしと同時に、金剛寺の管掌に歸せしが故に、かく記せるものなりとす。

然るにこの金剛寺は、院政の衰退とともに衰微せしにや、應永の頃に至り、僧淨詮が十方檀那に勸化して、この鐘を求め、これを鑿梨郡肩背村なる徳王寺に懸くるを見るときは、これと同時に金剛寺の退轉若くは廢絶を證することを得べし、肩背村今赤磐郡湯瀨村大字肩背なるべきも、備陽國志に據るに、この地に徳王寺なし、こは思ふに同書の不備なるべければ地方有志の士に教を請はんとす。

(吉備談古・古鐘の由來)

五、一九六五、嘉元三年卯月日 斷碑

所在 上房郡上有漢村、垣、大石

名稱 保月山高雲寺齋院斷碑

石質 花崗岩

型式 如圖

寸法 長四尺一寸、幅八寸八分、厚四寸六分

第三編 近古

一四三七

刻銘云

五逆罪念地藏尊右爲養父笠四郎養母笠氏解脱

嘉元三年卯月 日

戲裕地獄 火宅代受苦乃至法界平等利益

附記

養父を笠四郎と云ひ養母を笠氏と云ふ 共に笠氏なり。

笠朝臣、備〔吉備氏族〕天武紀十三年條に笠臣云々賜姓曰朝臣、また天平神護元年六月紀に、山城國宇治郡少領外從五位下笠朝臣氣多磨賜姓朝臣と見ゆ。姓氏錄、右京皇別に收め、笠朝臣孝熾天皇皇子稚武彥命之後也。應神天皇巡幸吉備國、登加佐米山之時飄風吹放御笠、天皇怪之、鴨別命言「神祇欲奉天皇、故其狀爾、天皇欲知其眞僞、令獵其山、所得甚多、天皇大悅、賜名賀佐」と註せり。類聚三代格第一天平三年六月廿四日の勅に備中國笠朝臣と見ゆる其氏人なり。

嘉元二年、上房郡上有漢村に笠氏の墓表を存す。(補記)

附記

保月山高雲寺に就ては備中志上房郡垣村(今、上有漢村の字)塔寺の部に、高雲寺眞言宗長代村齋帶寺末也。本尊觀音。境内御除畑屋敷五畝五歩後、保月堂と稱する佛堂を他に移して公會堂とし寺廢址となる附近に尙ほ保月と稱する窠あり。垣の上有漢村役場より東方少し北に偏す、約十町許の丘陵地に在り。齋帶寺につきては、備中誌、上房郡、上村の部に、

「應安山齋帶寺 本尊子安觀音菩薩 安産の守奇瑞有と云 當寺は梶原平三景時の奉行して建立の寺也、今に四ツ堂の棟札は景時と有て殘れりと云 廣大山齋帶寺是は長代村に出す也」と見ゆ。傳云 齋帶寺モト細尾寺 ソノ子安觀音に因みて齋帶と稱するも四畦山の南麓細尾に在りしより起る名也 後今の地長代に移すと云ふ。

六、一九六五、嘉元三年乙巳二月十七日 二重九輪塔婆

所在 上房郡上有漢村、垣、大石

名稱 保月山高雲寺趾、二重九輪石塔婆

石質 花崗岩製

形式 寫眞参照

寸法 全高八尺三寸

刻銘云

嘉元三年乙巳二月十七日

願主 沙彌西信

大工 井野行恒

敬白

奉彫刻

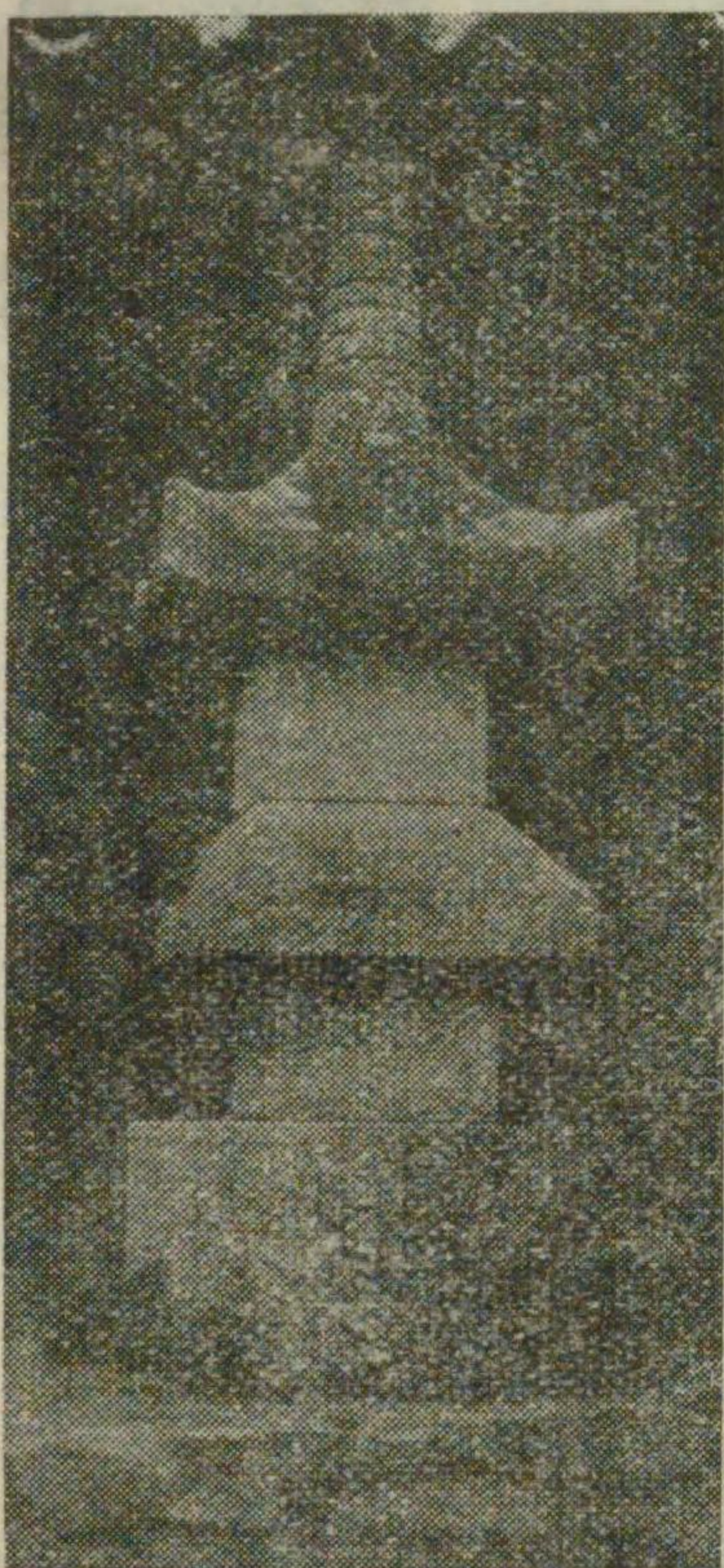
五輪塔婆一基

右爲先考先妣并結儀之

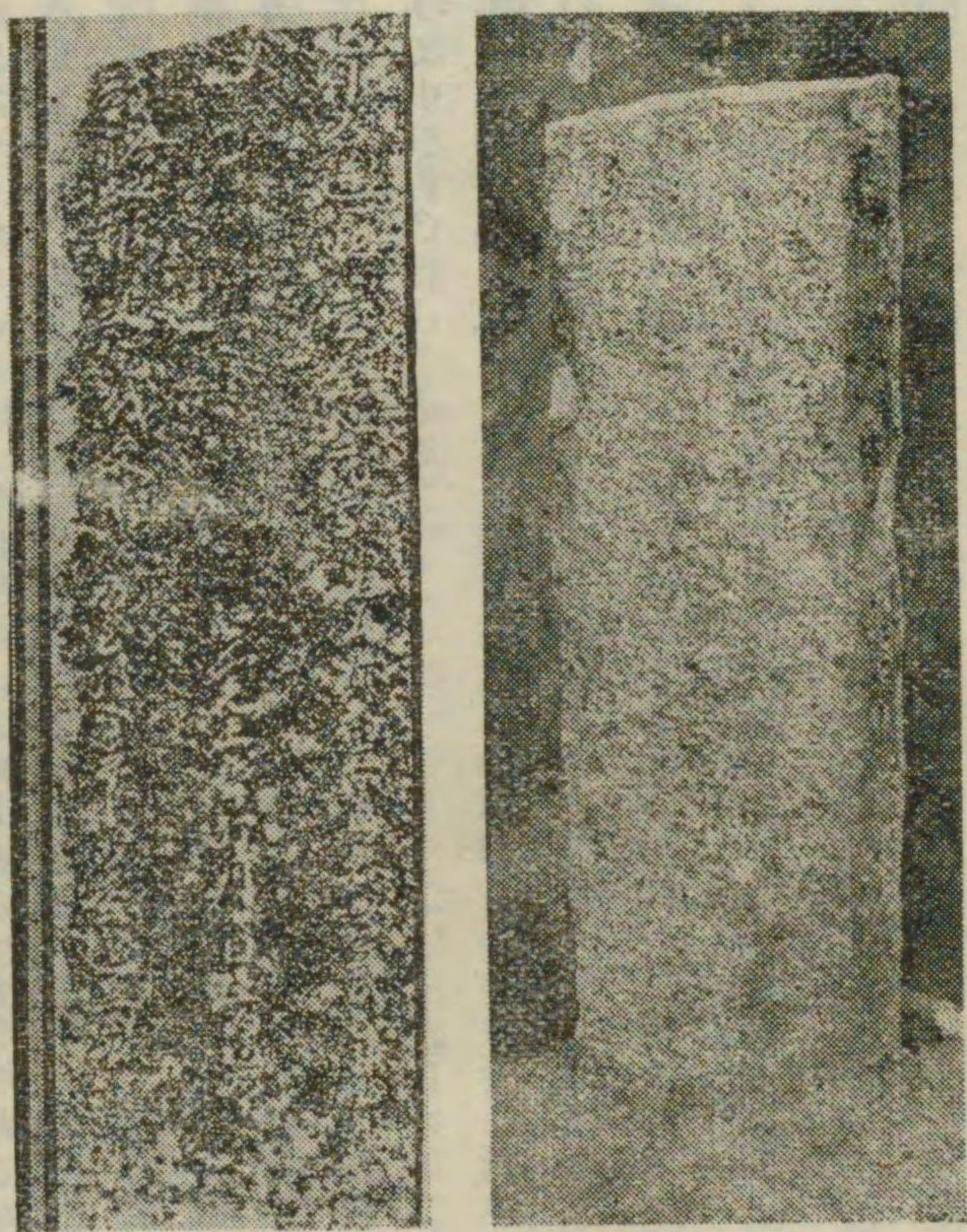
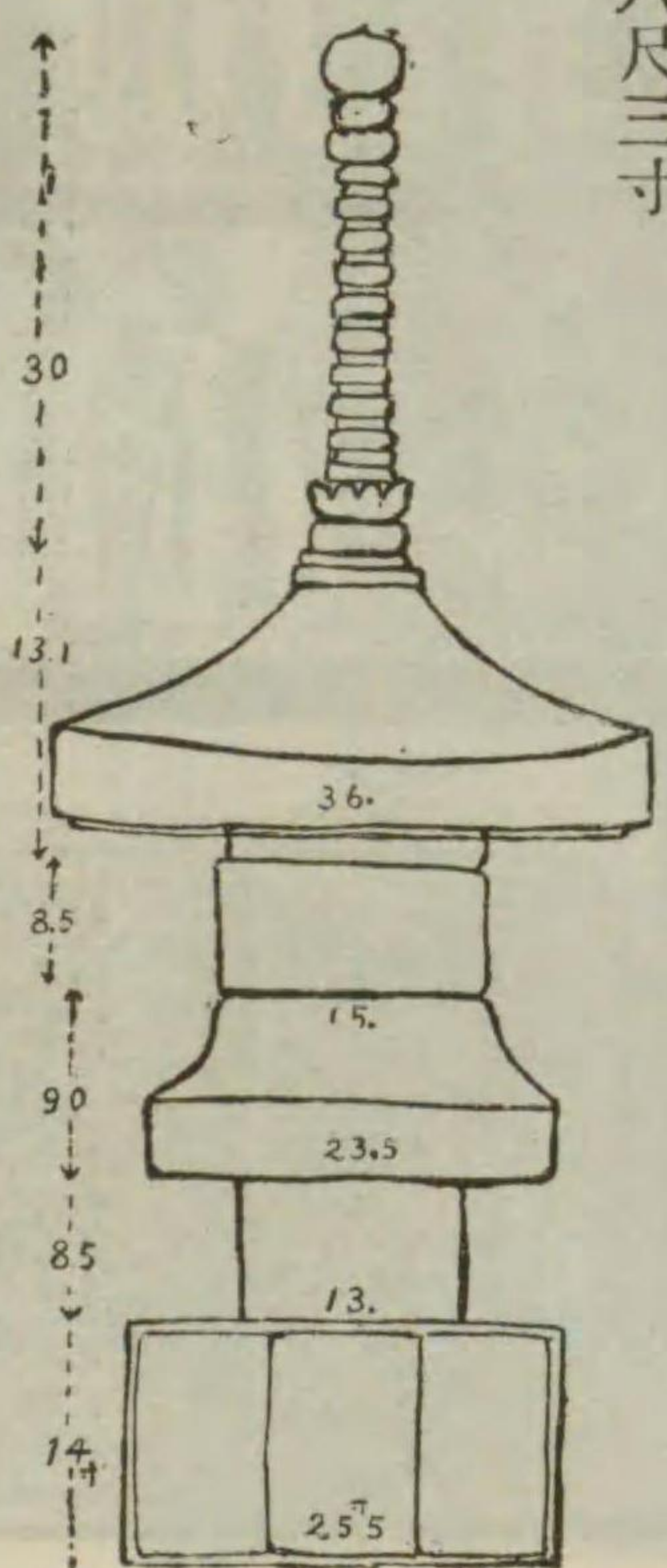
先妣等生死得脱造立如

斯乃至一切平等利益敬白

〔附記〕 願主、沙彌西信、大工、井野行恒、人物傳記詳ならず。



保月山層塔



保月山斷碑

七、一九六五、嘉元三年五月廿五日新大納言成親卿

供養石塔婆

所在 神奈川縣大磯町天王山安田善次郎別荘内

石質 花崗岩製

形式 十三重多層石塔婆

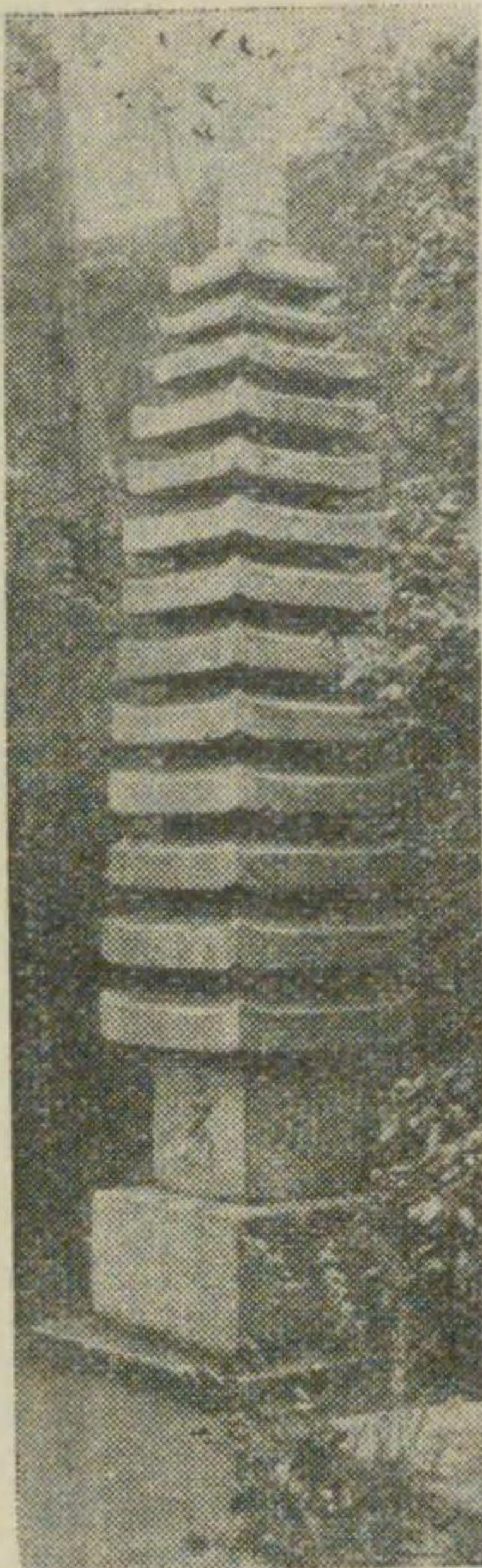
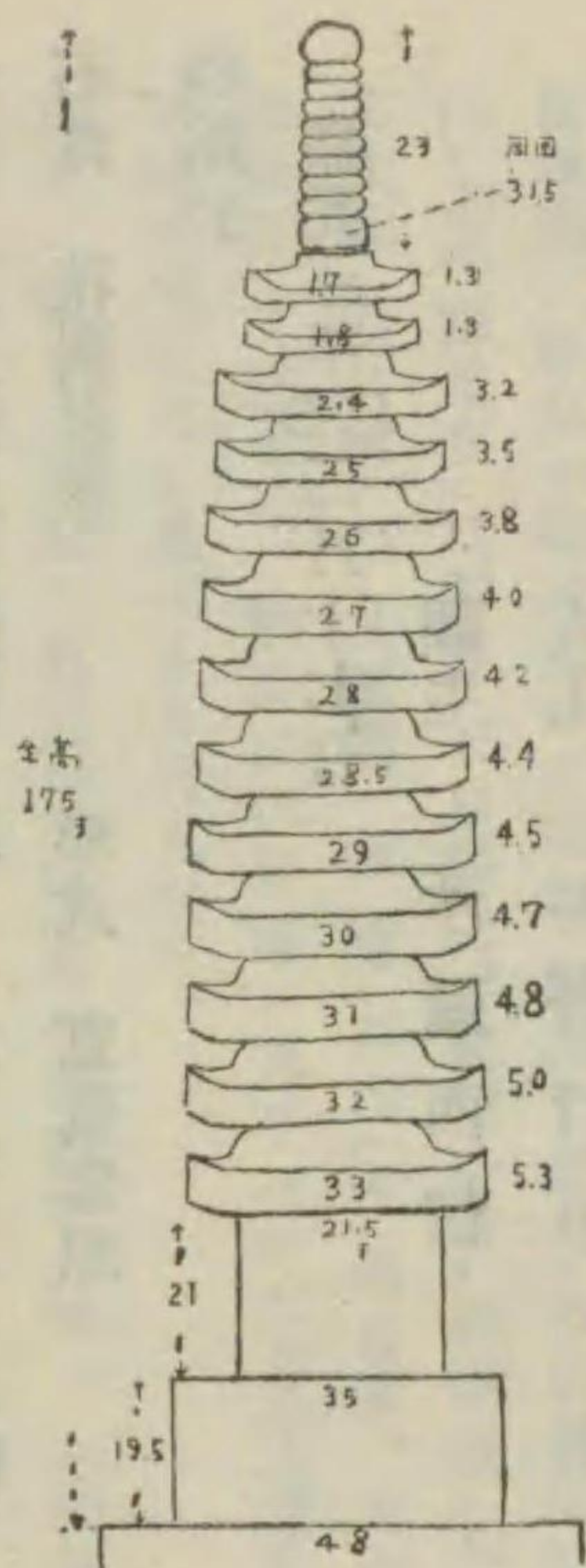
寸法 全高 十七尺五寸（各部分ハ見取圖ニ譲ル）

銘文 正面

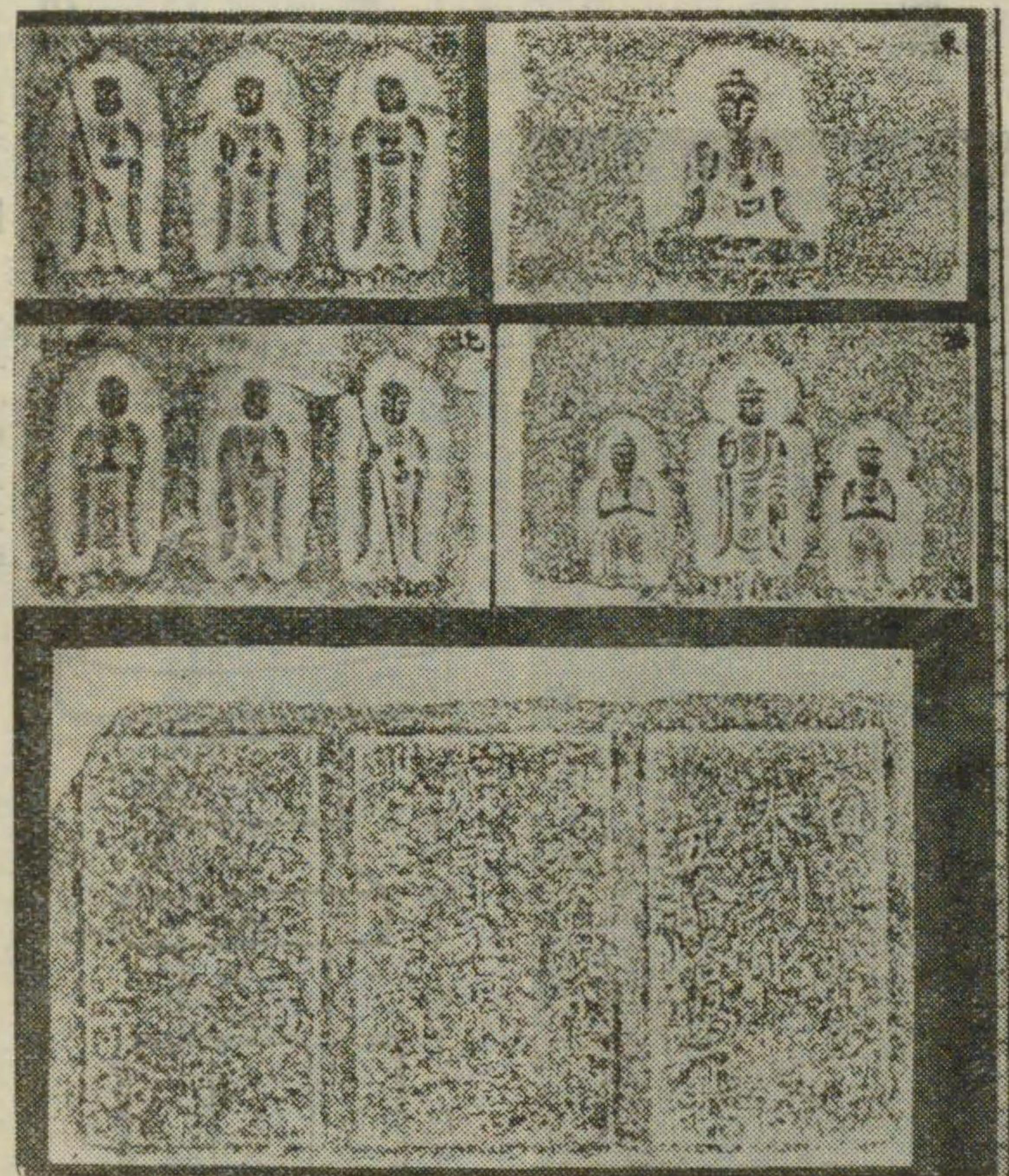
嘉元三年五月廿五日

勸進上人 是性

兩側に



新大納言成親卿供養石塔婆 大磯町 安田善次郎別荘内



保月山層塔拓本

〔附記〕此石塔婆は舊と備前有木別所高麗寺（青蓮寺）の上
方新大納言藤原成親卿墓地に建てられしが、明治の晩年之
を岡山市下田町杉山岩三郎庭園内に移し、後更に相州大磯
町天王山安田善次郎別荘地内に移し、建て、今日に及べる
ものなり。（犬養木堂翁所報）

建立年代 一九六五、嘉元三年五月廿五日は成親卿の備前流竄の年。

一八三七、治承元年。（六月二日流謫、廿三日出家、七月九

日殺害）を距る一二年すなはち百廿九周忌に相當せり。而

して勸進上人是性の何人なるか詳かならず。有木別所高麗寺

の住僧にや敢て後考を俟つ。

因に成親殺害の時日に就きて諸書記する所を比較せんに、

百鍊鈔 七月七日。又七月九日。

平家物語、一本七月十日。公家補任 七月十三日。

長門本 七月十九日。平家諸本並云、八月十九日。

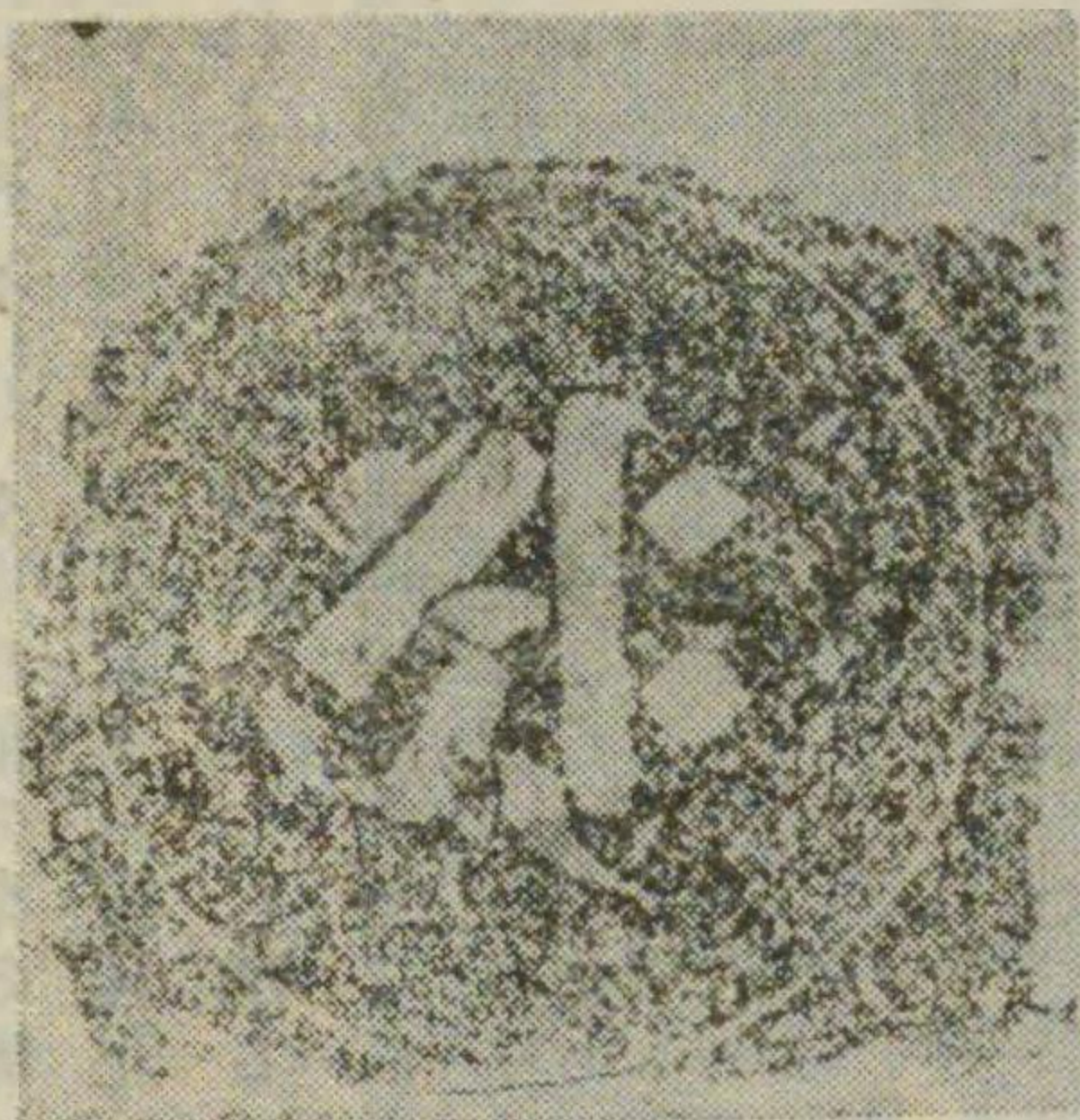
伊藤本 八月十七日。八坂本 八月二十二日

とす、孰れか是なるを知らず、姑しく記して後考を俟つ。

備前の碩學土肥經平著「新大納言成親卿墓」一篇あり左に轉載す。

新大納言成親卿墓

此成親卿は中納言藤原家成卿の三男にて今の阿野家、この大納言の遠孫なり、治承元年六月二日備前國へ配流、同く七月十三日難波に
薨すと補任に見へ平家物語には八月十九日失ひ奉るとあり、此成親卿の墓今兩所にあり一つは備前備中の境なる有木別所に有木寺と云
ふ小庵ありて其邊に少き墓あり今一つは備前一宮の本社よりは南なる所神宮寺といふ寺の前にあり是れは其方料も大きにて墓穴あり。
上に五輪建たり。源平盛衰記には大納言をば備前備中の境なる有木の別所といふ所に送捨形のごとく掘石を疊て奉納。難波が後見知明
といふ法師此奉行したりけるが其後大納言入道の死靈有りけるを恐れて、社を造りて怨靈を祝ひ奉る。知明が若宮とて今にありと見え
たれども此の若宮今はなし。同書に大納言の子少將成經鬼界島より歸京の時その配所に其墓等を尋ねられし時の詞に曰く御墓は何處や
らんと問給へば有木別所といふ山寺と申、是やこの備前備中の境なる吉備の中山打過て細谷川を分登りたまへばかの別所にて何處の程



（本 拓）

ぞと尋ればあれにはべる一村松の程と申ければ少將は萌出る若草を分入て見給へとも其驗もなければ卒塔婆の一本もみえず。たれかは立べきなれば只一村の松の本に八重葎ひき塞り苔深く土の少し高かりける所をそ、其驗とも思はれる(中畧)なく、舊苔を打拂つる墓を築て釘貫し廻て道すがら造られたりける卒塔婆墓の中に立たまひぬ。又参らん事も有難くて墓の前に蓬葎の道場しつらいて僧を請て少將と判官入道康頼と相ともに七日七夜の不断念佛申卒都婆經一部かき過去聖靈成等正覺とぞ祈給ふ(中畧)判官入道哀に思入て成親を有木の別所に送りたりけるにそへて釘貫の柱に

朽はてぬ其名計は有木にて身ははかなくも成ちかの卿

かくしるせしは皆有木の別所に有る墓にての事なるべし。又一宮の南にある墓を今按に吉部秘訓に曰、文治六年十一月十六日故成親卿の子息等備前國に下向、其骨を取て改葬有しと見へたり。此時改葬ありし墓なるべし此成親島より歸り再任ありて此六年には参議にも任せられければ此國にも下向改葬して法のごとく墓をも築かれし故流人などの墓とは見へず。大納言たるべき人の墓なりとなるべし又寂室和尚の成親卿墓にて

身亡玉事二只名存 悲看荒長藤痕 千古中山春寂寞 巖花香可通幽魂

語録に見えて中山とあれば有木に残れる墓にて作れる詩なるべきにぞ。

成親卿の配所は治承元年六月備前兒島に御座しけると平家物語に見ゆ(長門本には兒島田浦の柴の庵と云々)又曰是は猶舟著近て悪かりなんとして地へ渡し奉り備前備中の境庭瀬郷吉備の中山有木の別所といふ山寺に置奉る云々(盛衰記には高麗寺といふ。又後に成親の尋れ行かれし時の詞には兒島より飛彈如意尻といふ處へうつし奉り夫れより有木の別所へうつし奉ると見へたり)是を今按に兒島田浦に成親卿の配所の跡といふところ今もあり又如意尻と云ふ處は未詳。有木別所の配所の跡今そこに云傳ふるは則其墓の有所に今に庵ありて有木寺といふ是配所なりといふ。異本平家物語に其配所の跡といふより東へ十余町行て墓ありと云々此説によらば有木の墓の有所よりはるか西に配所ありと聞ゆいと覺束なし。

(寸箴の地理)

〔参考〕 類品

石蓮寺十三層石塔 赤磐郡可真村大字石蓮寺に在り、此寺は報恩大寺創立備前四十八寺の一なり。

因みに縣外の類品としては弘安七年二月二十七日山城宇治川浮島十三層石塔婆あり。

八、一九六五、嘉元三年乙巳十一月十三日願主深真時方柱碑

所在 上房郡上有漢村、垣、大石、高雲寺門前

名稱 保月山高雲寺參道路側ノ方柱碑

石質 花崗岩 形式 寫真参照

寸法 高一丈一寸 幅一尺四寸三分 厚九寸二分

刻銘 上方 日、月、左右一雙ニ懸リ 縦ニ三佛ヲ陽刻ス

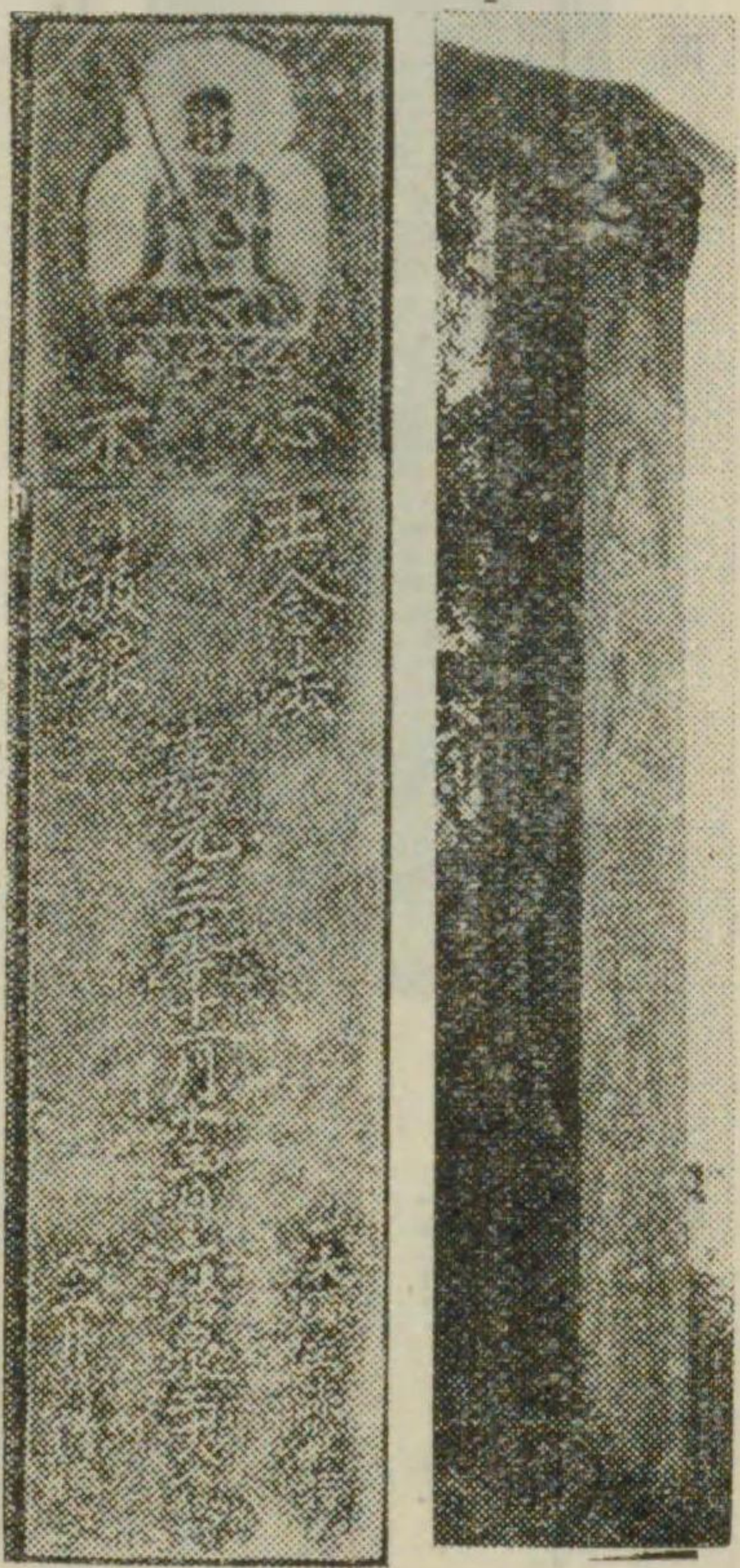
上ヨリ 藥師佛、彌陀佛、地藏菩薩、ヲ彫ム

彫佛ノ下ニ

願主 深真時

心王念法 嘉元三年乙巳十一月十三日一結衆二十八人敬白

不可破壞 大工 井野行恒



(本拓)

保月山方柱碑

〔附説〕

願主深真時、大工井野行恒、其傳詳かならず。但し行恒は五輪塔、及六角石塔の彫刻師なり。

深は深部。漆器を製するを職とする品部なり。以呂波字類抄に倭武皇子、遊菟宇陀阿貴山之時、以手牽折木枝、其木汁黒美、染皇子之手、愛召舎人床石足尼、曰、此木汁塗于而可厭之、床石塗于而厭之、皇子大悦取之令塗之翫好之物、以床石足尼一仕、漆部官一見ゆ。令義解に部廿人。別記云、漆部廿人之中伴造七人。倭國經年役、免造爲二伴部、漆部爲二品部。深部十戸經年毎戸役。免三調役也。云々、右三色人等爲二品部、取調免三番役、但深部、品部並得考。とあり。是は中古に於ける深部也。和名抄、宇陀郡に漆部郷あり、奴利部と註す、天武前紀に深部友背と云ふ者見ゆ。漆氏、備中に所見なし。美作に深氏あり、元亨釋書、僧源空傳に見ゆ。源空深氏にして其五世の祖元國は美作久米押領使なりと云ふ。深真時源空相距る百年のみその關係如何、後考に資す。

九、一九六六、嘉元四年八月時正、石佛石塔

所在 上房郡有漢村字土井正尺

石質 花崗岩

型式 柱形 平石位牌型、如圖

佐藤晋一郎所有

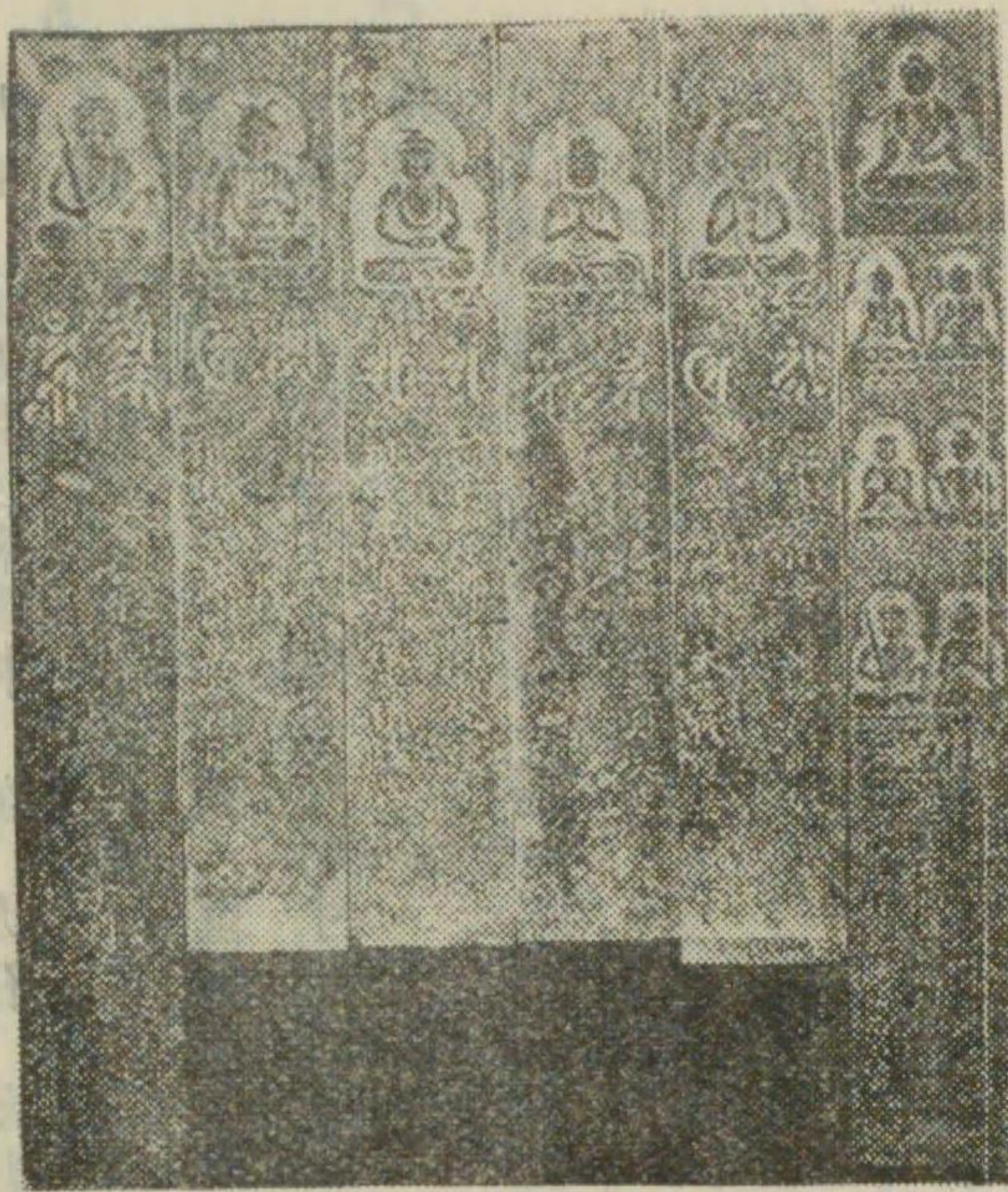
寸法 全長四尺五寸 幅上九寸五分、中一尺、下一尺一寸 厚上四寸、下六寸
刻字 上部ヲ三角形ニ尖ラシ相距ル一寸五分ノ二直線ヲ畫シ
堀窪メテ二體ノ佛像ヲ刻シ、
ソノ下ニ左ノ銘文

右志者爲父□十三年

嘉元四年八月時正

見在長□也

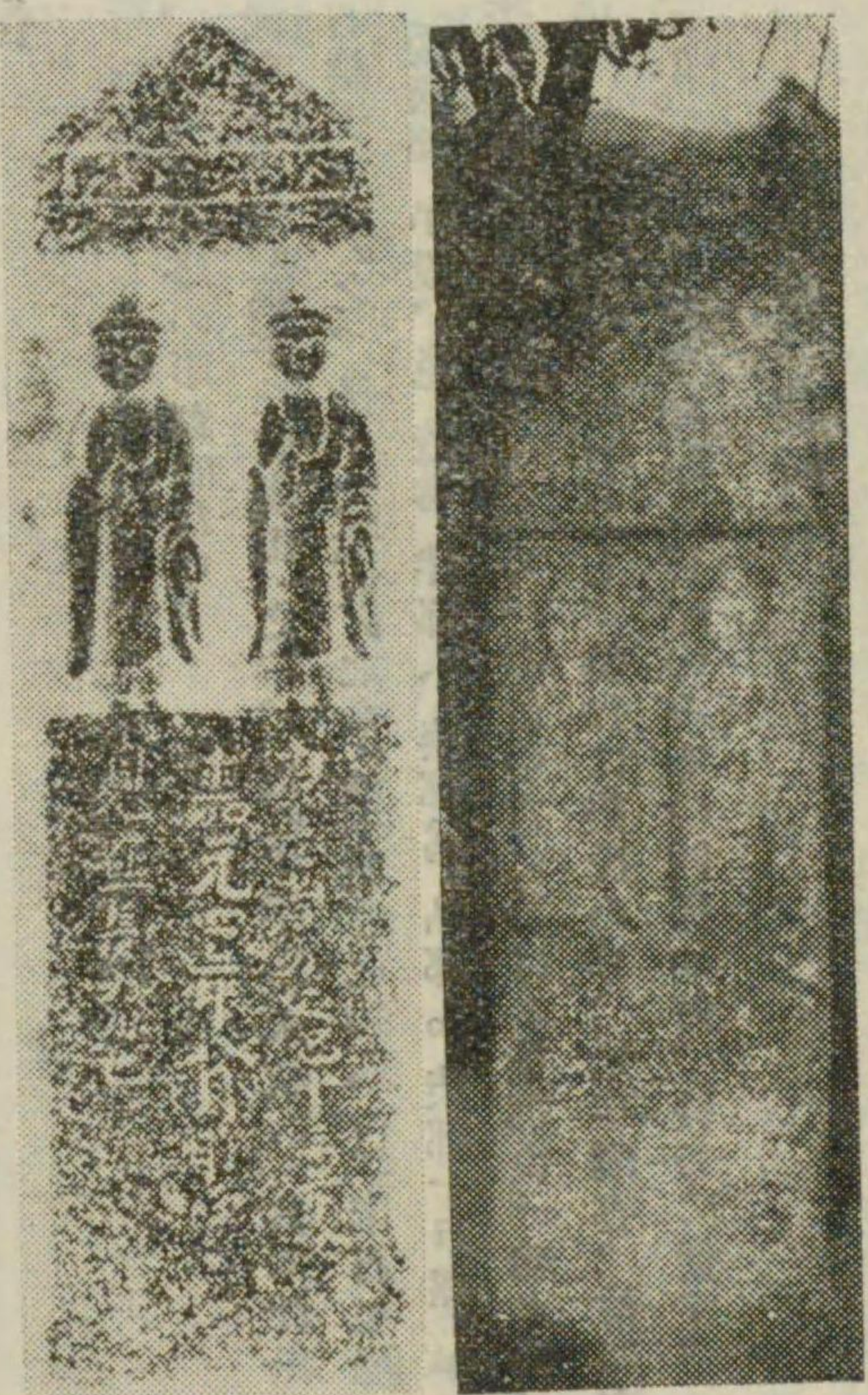
一〇、一九六六、嘉元四年十月廿四日六角石塔



(本拓)

名稱 保月山高雲寺趾六角石塔
所在 上房郡上有漢村字垣、大石
石質 花崗岩
形状 六角石塔(圖版參照)

土井路傍の石佛



(本拓)



保月山六面石

寸法
竿石 六角壘體
六面ヨリ成ル
高 七尺五寸
幅 八寸

銘曰

第一面 普賢菩薩

右沙彌西信并結儀西阿從初七日
至十三年相當遇彫刻佛菩薩
十二尊像爲證大菩提指南敬白

第二面 阿闍佛

衆生若聞名 離苦得解脫
或遊戯地獄 大悲代受苦

第三面 勢至菩薩

大勢至菩薩 示現月天子
普照四天下 成就衆生願

第四面 彌陀如來

一念彌陀佛 即滅无量罪
現受无比樂 後生清淨土

第五面 藥師如來

敬禮虚空藏 能滿諸勝願
獲得無盡藏 壽命俱恒劫

第六面 不動明王

奉仕修行者 願主沙彌西信結儀西阿
猶如薄伽梵 嘉元二年十月廿四日
大工 井野行恒敬白

〔附記〕

沙彌西信。結儀西阿。大工井野行恒その傳を明かにせず、但し大工井野行恒は保月山に三傑作を殘せる外に、嘉元四年〇十二月十四日改元、徳治、の翌年、徳治二年七月廿日川上郡平川村成羽川ノ河中に文字岩なる磨崖の碑を彫刻せり是亦稀世の傑作にして、井野行恒の手腕を觀るに足るべし。

一、一九六七、徳治二年丁未七月廿日笠神四十八ヶ瀬(文字石)

所在 川上郡平川村字笠神

文字石及歌石、

平川村成羽川の上流、成羽東條、街道の對岸字笠神、山陽水電發電所の上流十町許同第二の樋の口の北方河中に在

り、上中下大小
三個の巨巖あり
上の巖上に笠神
高竈神社の小祠
あり、中下二巖
は其の下流、近
く相隣接して殆
ど一所に在り、
中巖、即、文字
石にして下巖は
歌石なり。



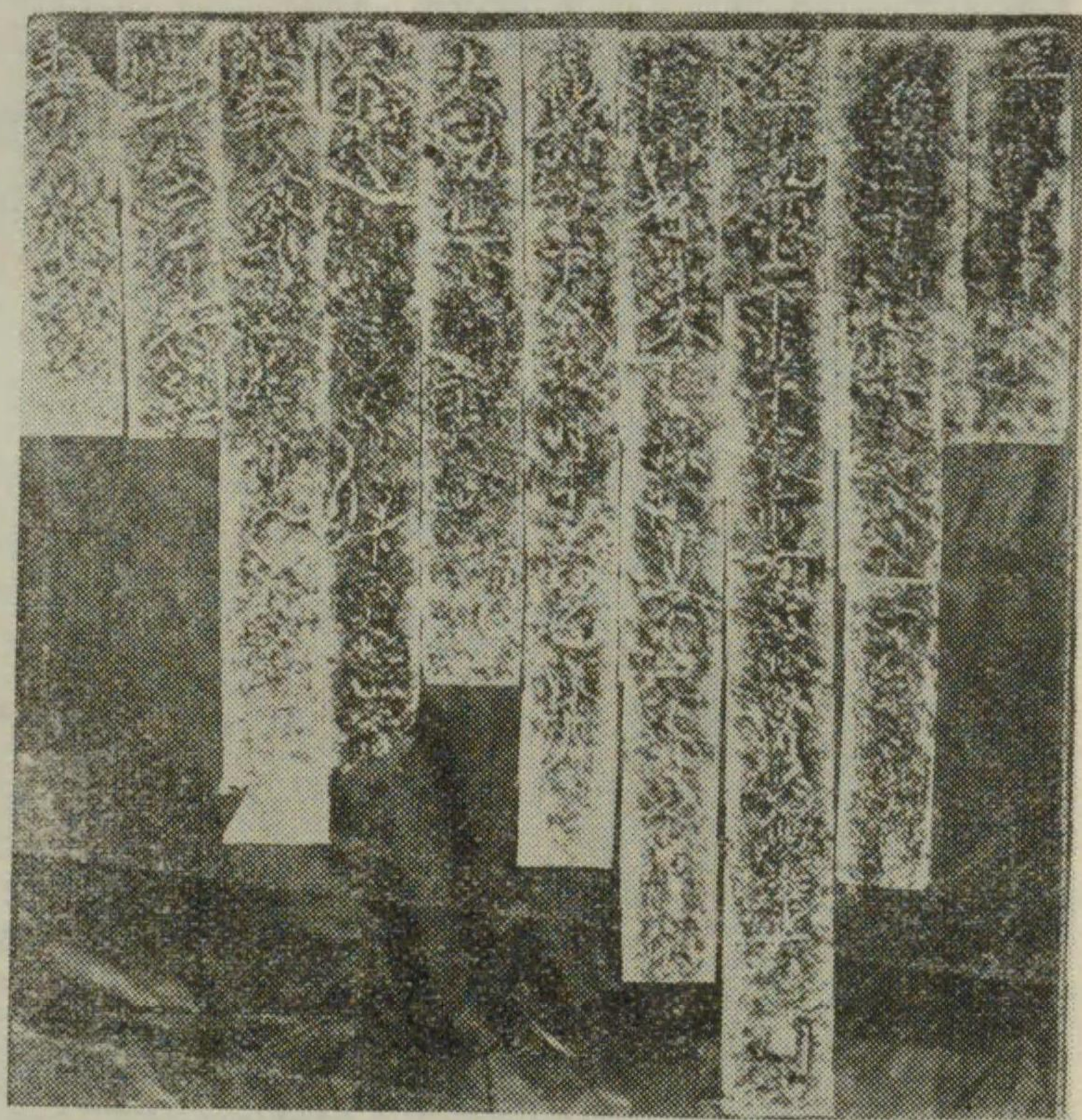
(本拓) 碑 崖 磨 神 笠

文字石は長徑二十七尺 短徑十五尺 高十五尺 亥(北北西方)に回してその中央部竪六尺 横八尺許の平面を作り之に十行の大字を刻す。所謂磨崖又磨巖の碑とも云ふべきものなるが惜矣哉、年所を経ること久しきが爲に碑面著しく破壊せられ、字形著しく磨滅して讀み難く到底その意味を解すること能はざるに至れり。唯、
第一行 笠神船…………… 第二行 徳治二年丁未七月廿日…………… 第三行 爲笠神龍頭上下瀬十余ヶ所……………
第四行 薩睡慈悲大…………… 第五行 ……方千人…………… 第六行 大勸進……………
第七行 奉…………… 第八行 發起…………… 第九行 大公……………行……………
第十行 午……………
等の文字辛うじて讀むことを得べし、但し何れも拳を容るゝに足るべき大文字なり。實に「徳治二年丁未七月廿日」

とあれば後二條天皇の御宇、皇紀一九六七、に相當する古碑として又磨崖の碑として珍重すべきものなるに磨滅の甚しく文字殆ど讀むに堪えざるは遺憾の極なりとす。因に第九行に「大公……………行」とあるは上房郡上有漢村保月山の六角石柱に「大工井野行恒」の其れにはあらざるか果して然らば井野行恒は此二所に傑作を残せるもの云ふべし。

附記

寛政九年皇紀二四五七、四月名代官早川八郎左衛門源^{マヤトシ}正紀^{マヤトシ}年五十九歳笠神ノ高竈神社ニ詣リ文字石ノ傍ナル大石ニ和歌一首ヲ題セリ 此巨巖亦河中ニ在リ長徑三十尺 短徑二十尺 高十五尺 西北ニ面スル中央部ニ左右幅八尺 天地竪六尺許ノ平斜面アリ即チ題歌ノ部面ナリ、刻シテ曰ク
寛政九年卯月末つかた。來りて笠神なる石ふみ見けるにかゝる川中に幾百年經にけむ日に晒水にうたれ文字の跡もわかれさりければ源正紀



石 字 文 の 神 笠

たき河に幾百せをへにけらし徳治の文字の殘る石ふみ
堂々タル大文字實ニ河中ノ偉觀タリ、頃日學者専門家ノ間ニ八釜シキ磨崖文字而モ相距ル四百九十年一雙ノ磨崖文字ヲ同時ニ同處ニ觀得ルコト、念々仁政徳治、理世安民ニ腐心セル早川正紀ノ至誠熱烈ナル精神信念ヲ偲ヒ得ルコト特ニ注意ニ値スルモノ也。(早川代官)
二、一九七四、正和三年十月十二日 導應寺石塔 (吉備郡岡田村大字辻田)
所在 吉備郡岡田村大字辻田一五六七番地附屬墓地 導應寺石塔

石質 花崗岩 形式 寶篋印塔

寸法 全高一丈〇六寸

銘云

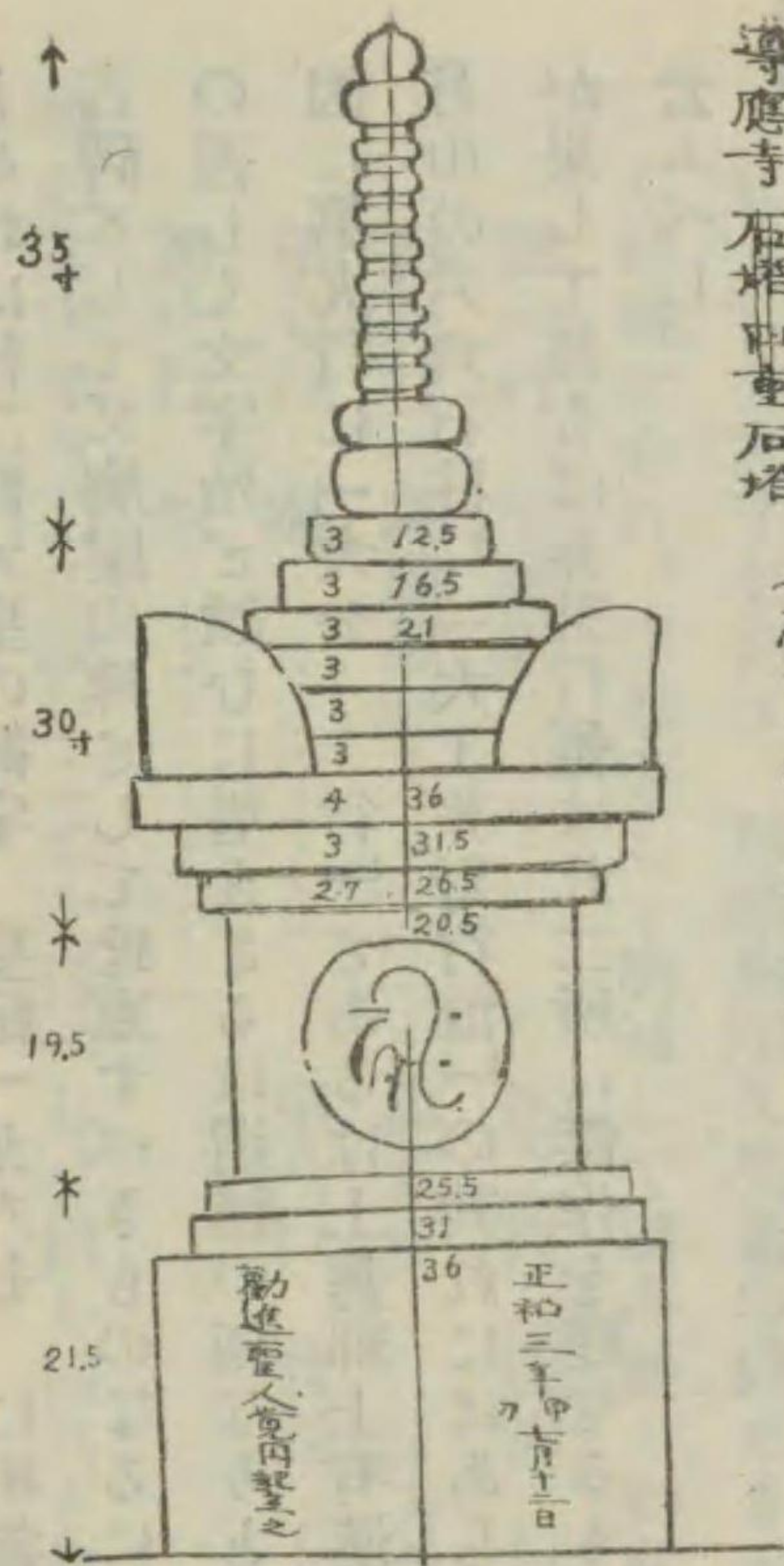
正和三年^甲十月十二日

勸進聖人 覺圓起立之

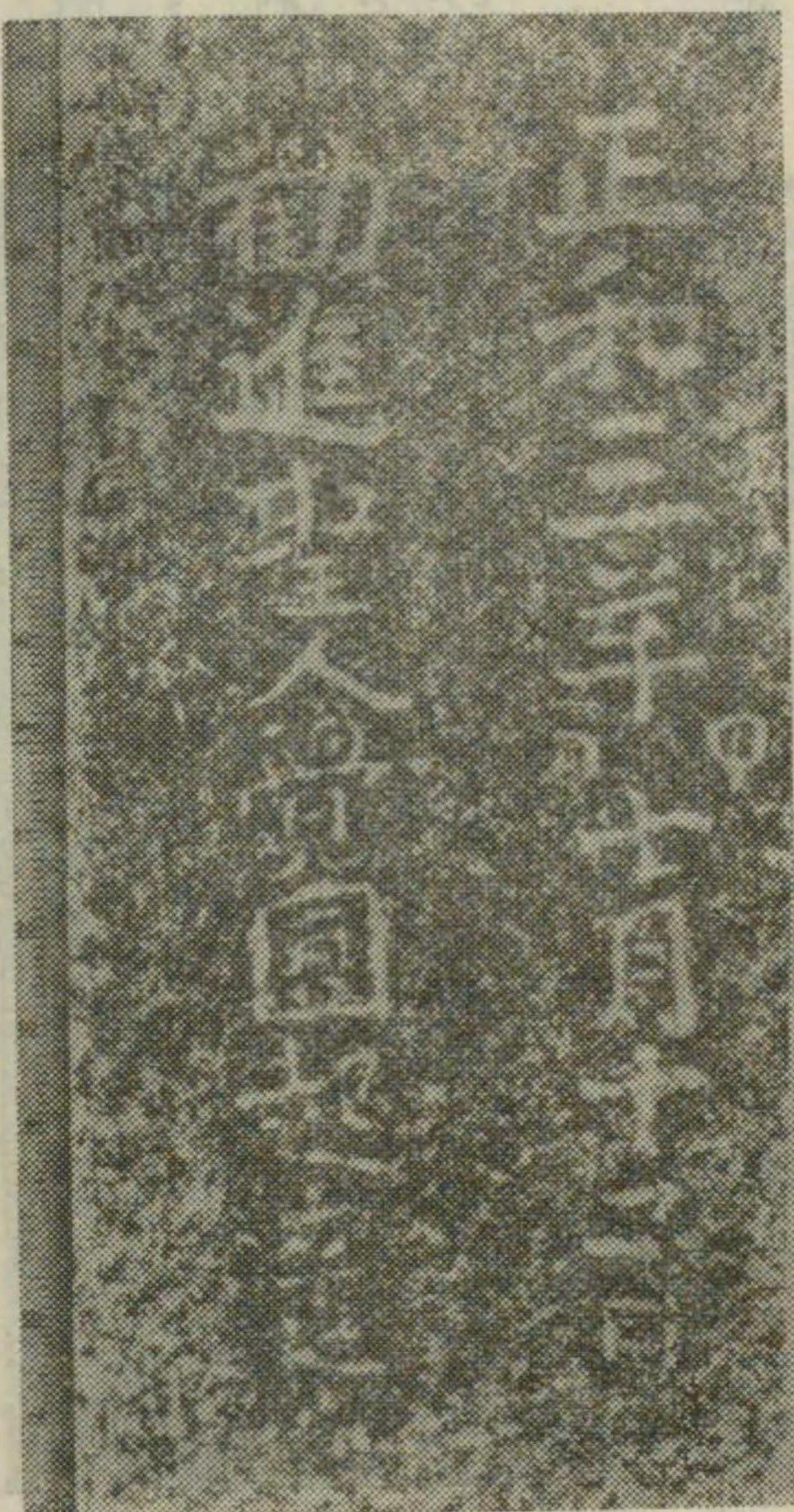
因に此石塔より正南六町を隔て、平地田圃中に満願寺の石塔あり、全高一丈〇三寸花崗岩製 堂應寺の同一型式なり 高三寸低し 刻文なけれども同一年代の製作なること疑なし。

参考 境内より「元亨二年壬戌八月日作備

導應寺^{宝篋印}石塔^{中堂}石塔 全高一丈六寸 花崗岩製



一四四八



本拓同 婆塔石印篋寶寺應導

中國蘭庄東庄導應寺地藏堂瓦也瓦大工和泉國行」の銘瓦出づ、後に詳説す。(一四五九頁)

寺址

石塔敷地 間口二間奥行三間地積六坪

寺址は石塔を境塚として上下二段に別つべし。

下ノ段 小西勝太郎外一人宅地となる

畑共六百八拾三坪 東西約三十間 南北約二十間

上ノ段 惣反別二段三畝十二歩許

又 下ノ段 宅地七百二十坪

上ノ段 畑地二反六畝七歩

参考 類品

満願寺寶篋印石塔婆、吉備郡岡田村大字辻田字森、國司宮の東方約三町の田畔に在り、其石質形式、大さ共に導應寺の寶篋印塔と酷似し作風堂々彼に比して遜色なきもの也。

〔参考〕 稍古き寶篋印石塔

郡内に存する寶篋印石塔婆にして鎌倉初期の形式を存するもの三基あり、但銘文なきを遺憾とす。

(一) 箭田村 吉備眞備墳墓 (二) 眞金町 妹尾兼康墓 (三) 岩田村 大字山ノ上、矢田ノ寶篋印石塔婆

各説

(一) 吉備公墳 箭田村、天神山に在り。

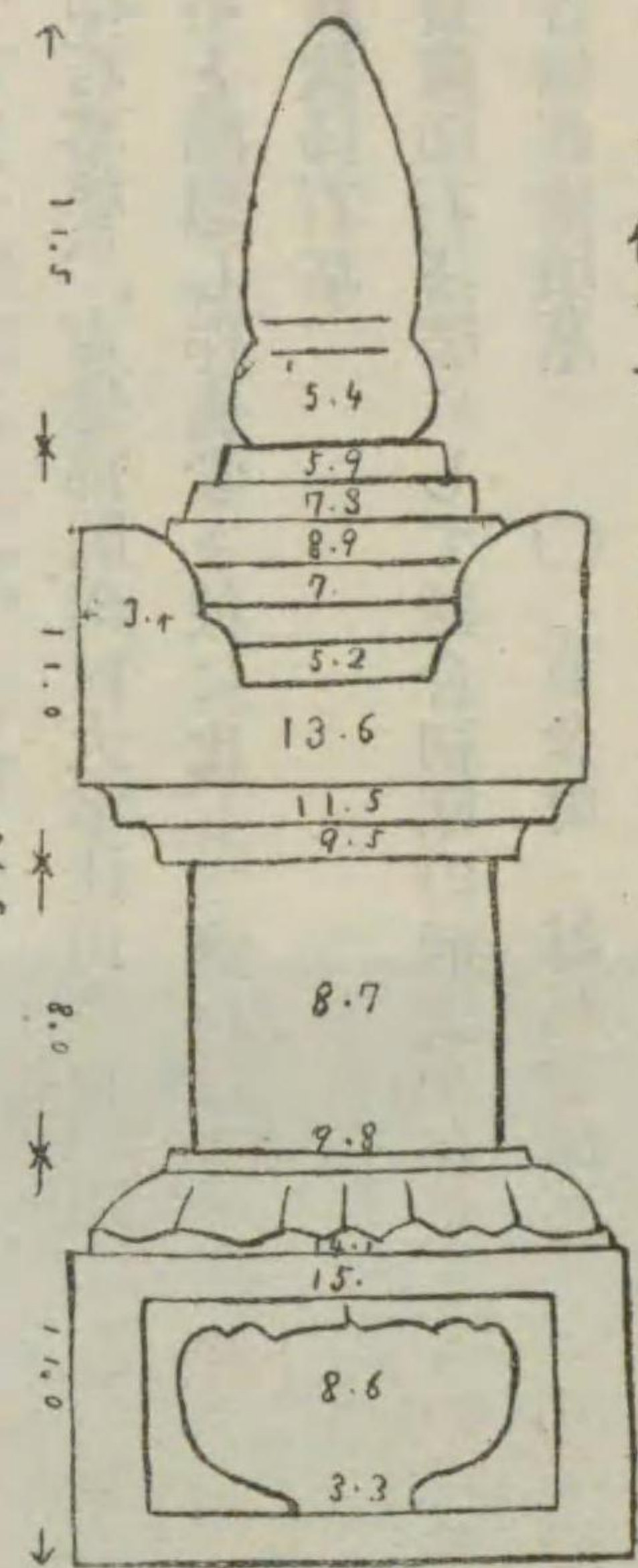
第三編 近古



(塔石印篋寶寺願滿 考參)

石質 花崗岩製

寸法 全高四尺一寸五分



備中誌に
吉備公墳 天神山に在り。
鷲峰文集

吉備 唐禮

林 道春

一葦遙航萬里行、錦施喜有任槐榮、李唐制度移吾國、經禮威儀習得成

謁 吉備公墓

西山 拙齋

備公東海表、明德輝華夷、文煥聘唐日、武揚鎮國時、采芹傳禮樂、補充盡規隨
鼎鼐三朝重、薰陶百世師、業居管相右、功豈海師比、奉祀殘僧老、空林夕鳥悲、雲仍無昨爵、桑梓有遺基、邈矣千年後、何人補斷碑。

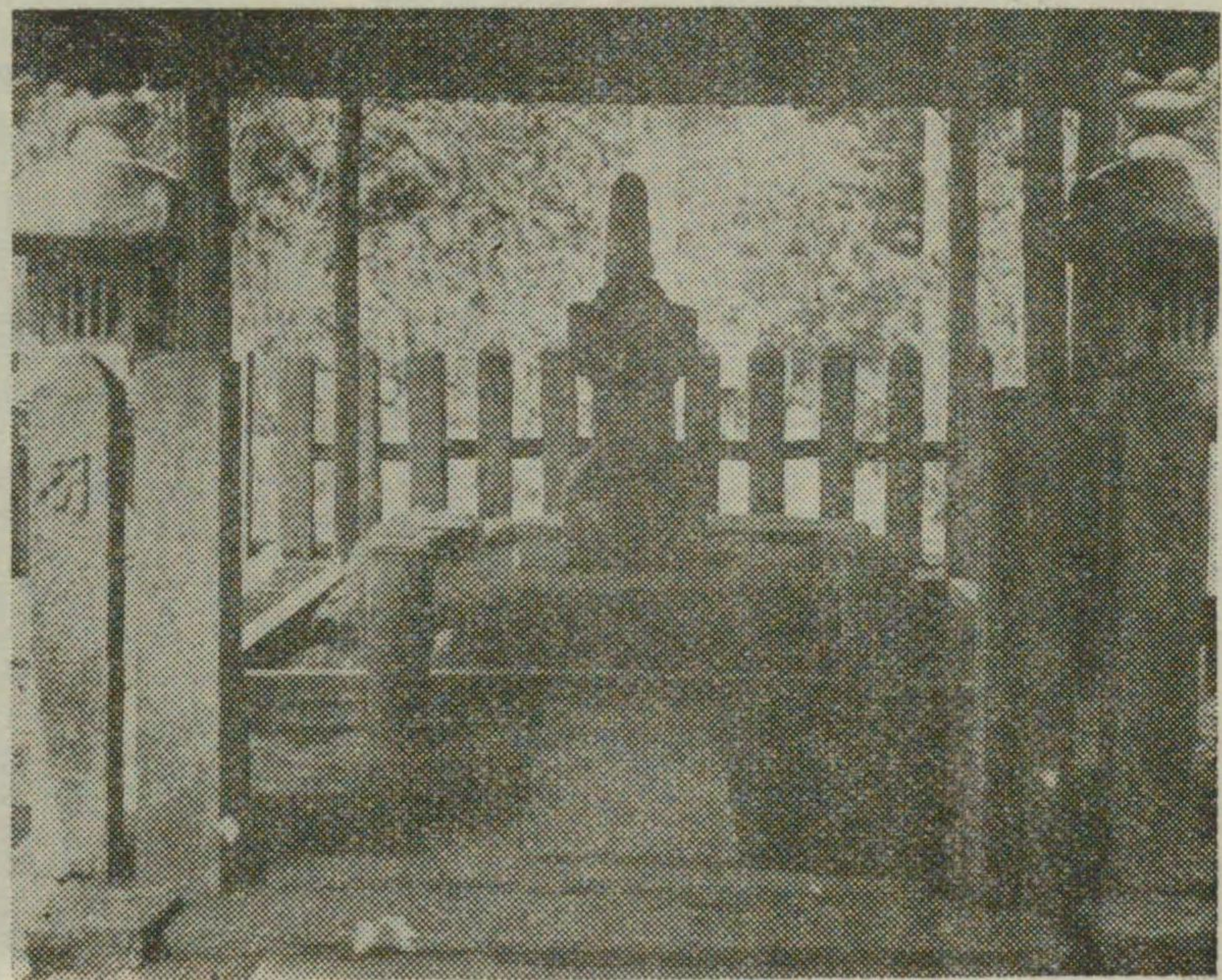
吉備 公廟

菅 晉 帥

公會懷壁泣京師、主聖連城早見知、北樂親傳周禮樂、東歸更制漢朝儀、爲能血食經千歲、轉口信和羹一時、近日書生秀樛散、薦將蘋藻淚先垂。

吉備公墓下作

廣 瀬 旭 莊



吉備眞備公墓墳

生播聲名到赤縣、死留邱墓在黃備、朝廷夢寐急求賢、中古天爲生國瑞、雖有斯才無斯智、遇與才智一身兼、在古人中亦一二、少年遠爲留學生、該草衆藝研典記、齋歸弓箭禮樂書、學成珍於所齋器、幾人能爲國家光、前後豈無遺唐使、創議耕戰策治安、此是賈誼董生志、諫臣一朝爲叛臣、謾指公名爲佞媚、滿朝卿相如發蒙、獨有長孺堪妬忌、公爲立祠薦蒸嘗、魂若有知應悔愧、晉陽之甲以叛書、此是劉琨勾協地、東宮學士即帝師、天寵優渥飽賞賜、揮鞭立成怡土城、儒生自能堪將帥、莫怪嘉猷不多傳、知是諫草焚皆棄使人美望使人欽、此是疏廣桓榮義、兇豎怙恩動干戈、誰不相視心肝墜、公獨指麾不失宜、擒虜逆黨殄族類、策無遺算眞大功、八陣九地元神異、小子速誅何速哉、此是敬暉彥範事、女主當朝垂冠衣、廢黜嗣皇還容易、賢臣放逐倖臣多、又見懷義威煥熾、一片忠愛不忘君、非苟嗜祿兼貪利、自甘名汚道乃亨、此是婁公狄公位、孤墳屹立官道傍、土花苔暈侵碑誌、寧無爾蕙吐芳芬、肯有狐狸託精崇、英靈宵渺觀無由、長雲綿霧雨四至、雲歸雨盡暮岑青、一痕鶴影點空翠、千秋公案如何定、青史褒貶多倒置、公豈張禹孔光流、長江一曲未爲累、畢竟休嗔塚中人、枯骨猶能致清議、微公當日訓典墳、今日誰弄此文字。

吉備公墓碑

備中國下道郡八田邨係我封內也、邨有吉備公墳焉、年紀綿邈、不知何人所置也、今茲弘化丁未、嚴君命長之曰、公之文學功勳照映古今、天下所知也、但此墳壘其久而湮滅、故欲碑而明之、汝其銘之、長之不能辭、謹案公諱眞備、父爲右衛士少尉下道朝臣國勝、其先出自吉備津彥命、世居吉備一蠶龜中、以從八位下爲遣唐留學生、時齡僅踰弱冠、通明經史、旁達衆技、我朝學生馳名于異朝者以公爲先焉。孝謙帝爲太子時、召爲學士、恩寵特渥、天平十八年十月賜吉備朝臣姓、累遷右大臣、初大學釋奠儀未備、公乃替禮典、器物始備、於是禮容燦然可觀、藤原仲麻呂之反也、公度其必走、遣兵邀之、其籌略指麾、皆合機宜、不經旬、賊已平、其有勳勞乎天下、如此。嗚乎公之文學功勳、赫然照映至今、不朽、固無假乎言、今嚴君之命其可不銘而表之乎、公以持統帝七年癸巳三月二十八日生、寶龜六年乙卯十月二日薨、年八十三、至於進退去就之義、則世自有公論、不復議、銘曰、尊崇王道、經緯禮樂、文運以昌、武功亦卓、維公之鄉、流風永存、爰勒貞珉、俾民弗諼、弘化四年歲次丁未十月領主伊東播磨守藤原朝臣長寬立石、男長之恭撰、長生敬書。

(二) 妹尾兼康墓

眞金町鯉山小學校敷地内に在り。

石質 花崗岩製

寸法

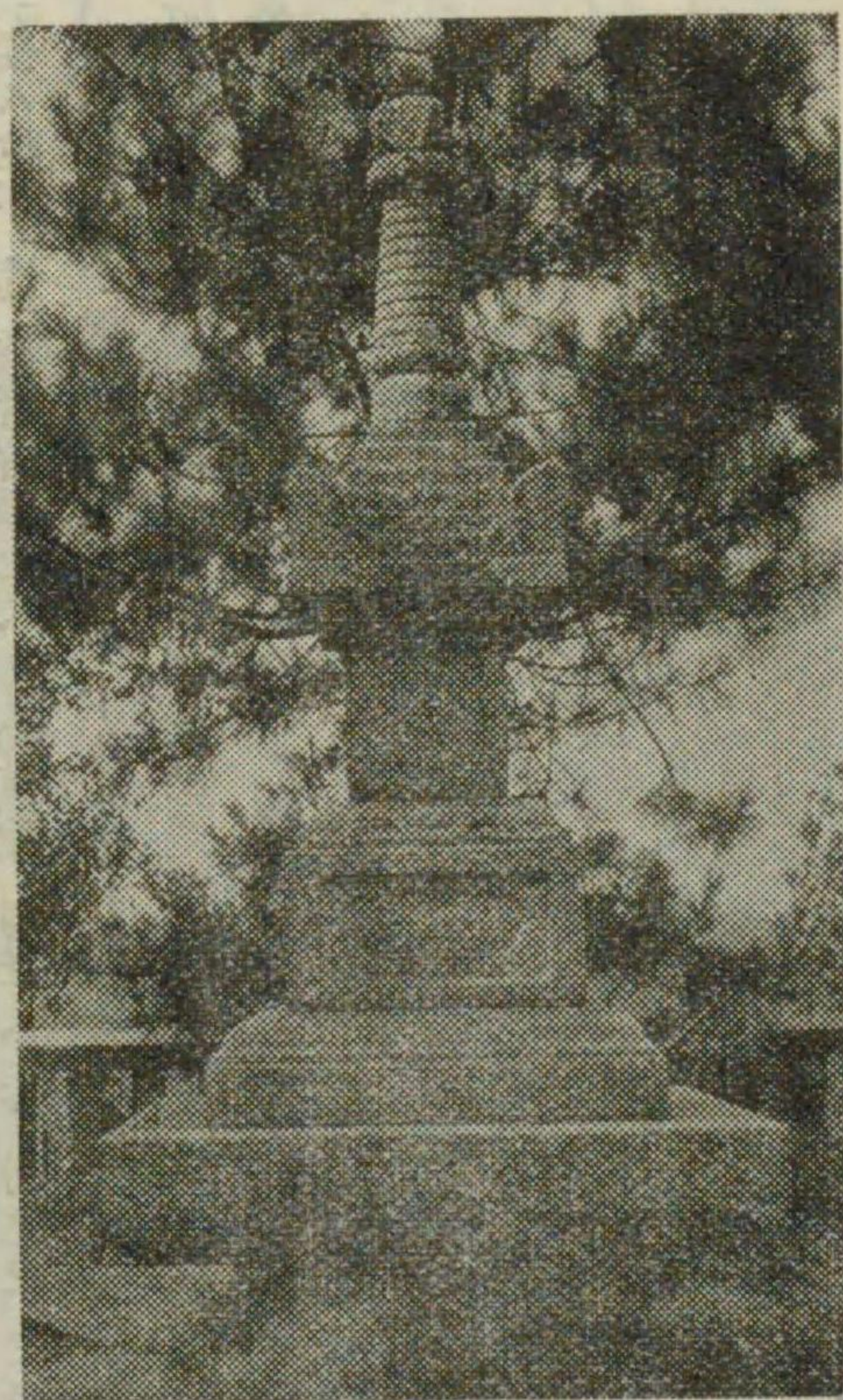
銘文 無

中誌云、

奥ノ御前墓、道勝寺に在り。
加陽爲徳ノ記には奥の御前社と見へたり是非不詳。奥御前墓之
圖畧之奥と云も御前と云も女の稱呼と聞ゆ。そは宛もあれ角も
あれ。いつの頃よりか妹尾兼康が墓也といへと元暦の古圖及新
開檢地帳など考ふるに此邊皆海にて源平盛衰記成經康頼の新大
納言殿の墓へ詣てける時も備前國へ漕出ぬと見ゆ、又備前と備
中の堺に御部川と云川有とも見ゆれば兼康が頃墓建つべき地に
あらず。

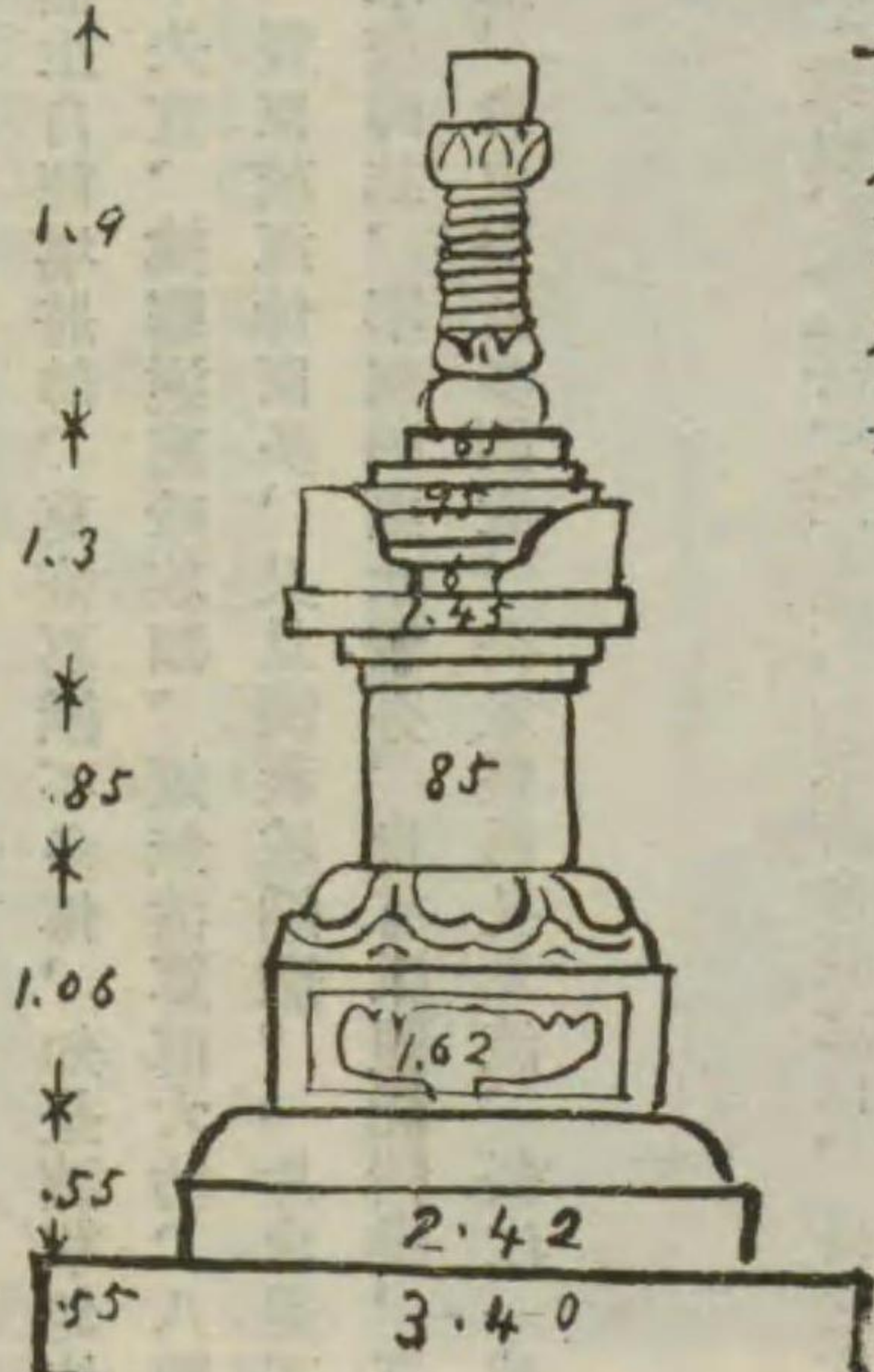
秀雄云。享保十八年吉備津宮論書を考ふるに道勝寺北の坊政貫

といひし住持の時抱畑の中に方五六間の芝畔有是を奥御前と云春秋神子祭り
來れりしが神齋を畑のさまたげと成よしにて享保三年のころ取捨小石など集
めて祭るべきと有に神子も心得ぬ事とはおもへどいなむもいかごとや右のか
わりに畑のほざりて小石をつみ祭りたりけるに豈計らんや、政貫崇りを受
て口ばしりさまさま祈禱なすつれど奥御前、納受なく終に政貫は狂ひ死にぞ
死したりぬと有。今墓石を見れば新しき石を交へて建つ。こは政貫が崇りを
恐れて此次の僧の道勝寺へ遷して造れるなり、又土民傳へて云道勝寺の邊を
掘て窺二ツを掘出しけり一ツは文字かはりの錢を入たり一ツは其中空し錢の
入たるかたなば庭瀨の吏持歸り殘れる一ツを好事者有て大海の茶壺也といひ
出しぬ此壺を持ものはたふりを得るとて人皆恐れて携へすこは死人の骨かめ
と見へて靈魂の祟りをなすも無有べし。又道勝寺住僧是よりして代々入寺なせば死せるにつけ其後ハ無住にて有ける也。云云。
由是觀之、享保三年頃までは道勝寺舊址に方五六間の芝畔墳丘と墓石ありしことは確なる事實なり。又附近より古錢



妹尾兼康墓

妹尾兼康墓



窆とも思はるべき發掘あり。此地が源平頃に於て海水また河底と云ふ確證もなし。兎に角此墓石は源平乃至鎌倉時代
の型式を保有し兼康の墓に擬定するも甚しき不都合なきものなるが故に姑らく参考品として茲に之を收めたり。

(三) 矢田ノ寶篋印石塔 (昭和六、五、一四實査)

石質 花崗岩 長信又夫氏所有山林内に在り。

寸法 全高 五尺四寸五分。臺石、高一尺三寸五分、幅

一尺七寸。方石、高八寸五分、幅九寸五分。

笠石、高一尺二寸、幅一尺六寸。九輪、高二尺五

分、徑五寸五分乃至三寸六分。下臺行二尺四寸

彫刻 文字ナシ

臺石、正面及左右兩側面 蓮花紋を刻す。

方石、正面(大日如來坐像) 右側面(地藏尊立像)

に佛像を刻す。

備考 石塔の上方一丁許に藥師堂、西南一丁許に十二神堂

あり各堂中に石灰岩質の佛像各一軀を存す共に四百

年以上の古佛とす。

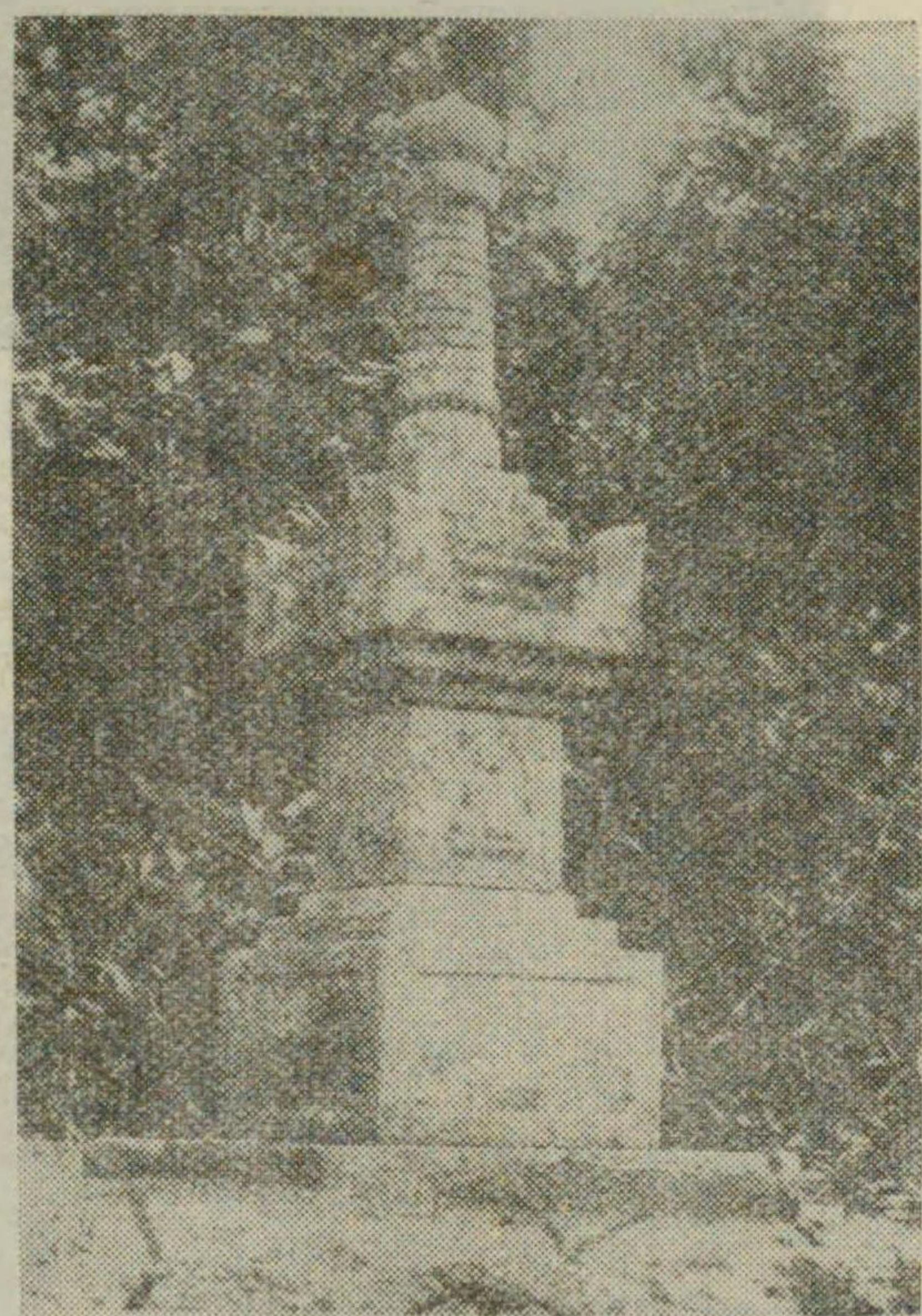
二三、一九七六、正和五年丙辰二月三日丹治是友作梵鐘

所在 上房郡下竹莊村、湯山、龍角山清水寺

質 青銅製梵鐘

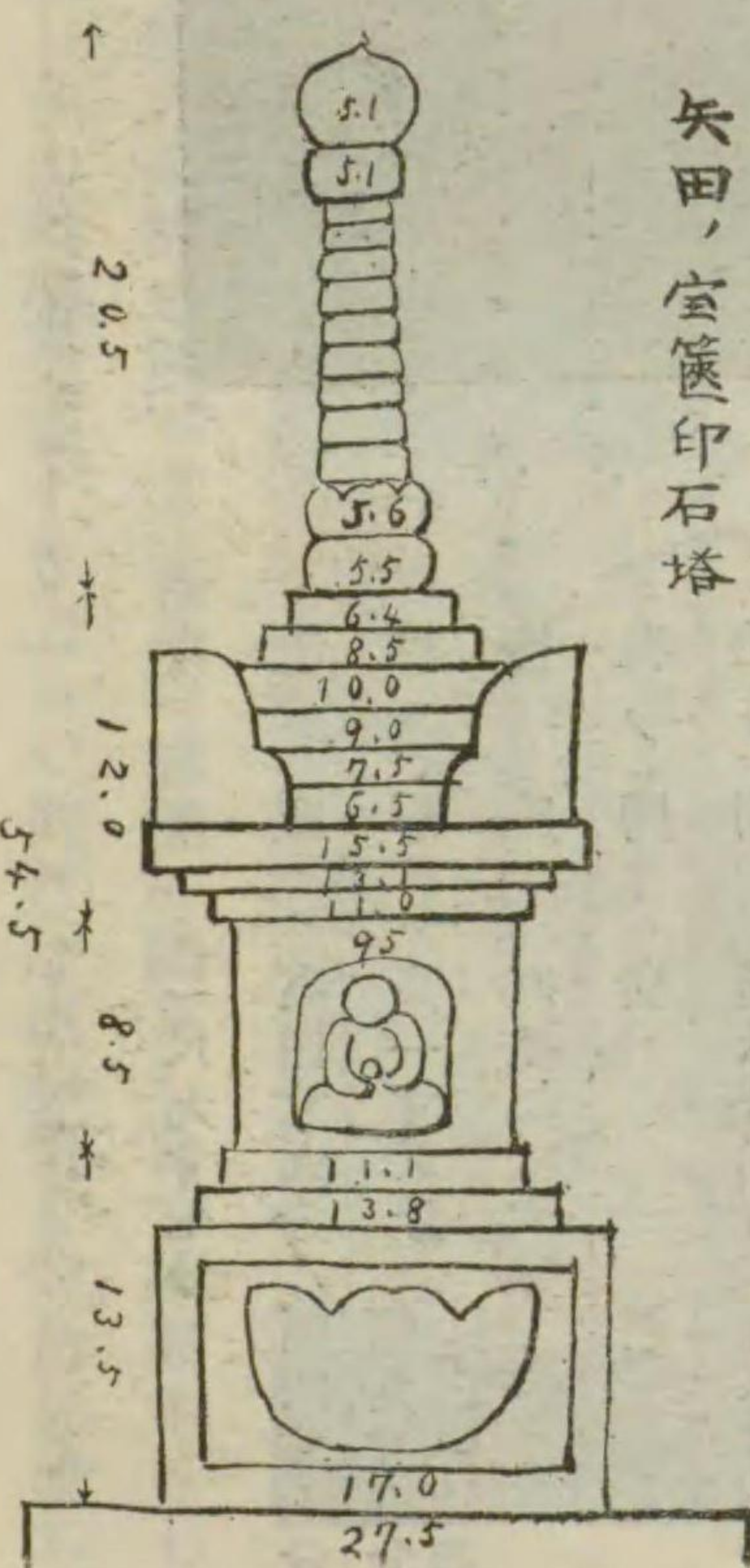
型式 寫眞参照

第三編 近古



矢田ノ寶篋印石塔

塔石ノ田矢 上ノ山村田岩



寸法 全高 二尺六寸一分 口徑 一尺五寸四分



(水清村庄竹下) 鐘 梵 寺 水 清

身 高	一尺九寸七分
龍 頭	高四寸九分 幅四寸七分
笠 形	高一寸五分 幅九寸五分 (直徑)
撞 座	直徑二寸六分
乳ノ間	橫
池ノ間	橫八寸二分 豎八寸四分
唐艸ノ間	幅九寸 (豎)
上 帶	幅 (豎) 一寸一分 周圍 三尺四寸
縱 帶	幅二寸五分 豎一尺二寸
中 帶	幅九寸二分 豎二寸五分
下 帶	豎七分 周圍四尺七寸
駒ノ爪	幅五分
乳ノ數	四四、十六個 計六十四個
一々ノ高	六分乃至七分

鐘銘 全文

池ノ間第一區

奉懸 備中國竹御庄清水寺推鐘

右所志者爲法界衆生平等利益敬白

正和五年丙辰二月三日

大勸進金剛佛子信尊

大工丹治是友

同 第二區

文殊菩薩眞言及大日如來(金剛界)眞言。

同 第三區

光明眞言

〔附記〕 清水寺緣起に據れば「本尊聖觀世音菩薩、脇侍大聖不動明王、護世多聞天王。一

山鎮守山王大權現一社。山内

鎮守御崎大明神一社、當山創

立大檀那平相國入道清盛碑一

基」二條天皇御宇永曆元年の

草創に係り天台宗比叡山延曆

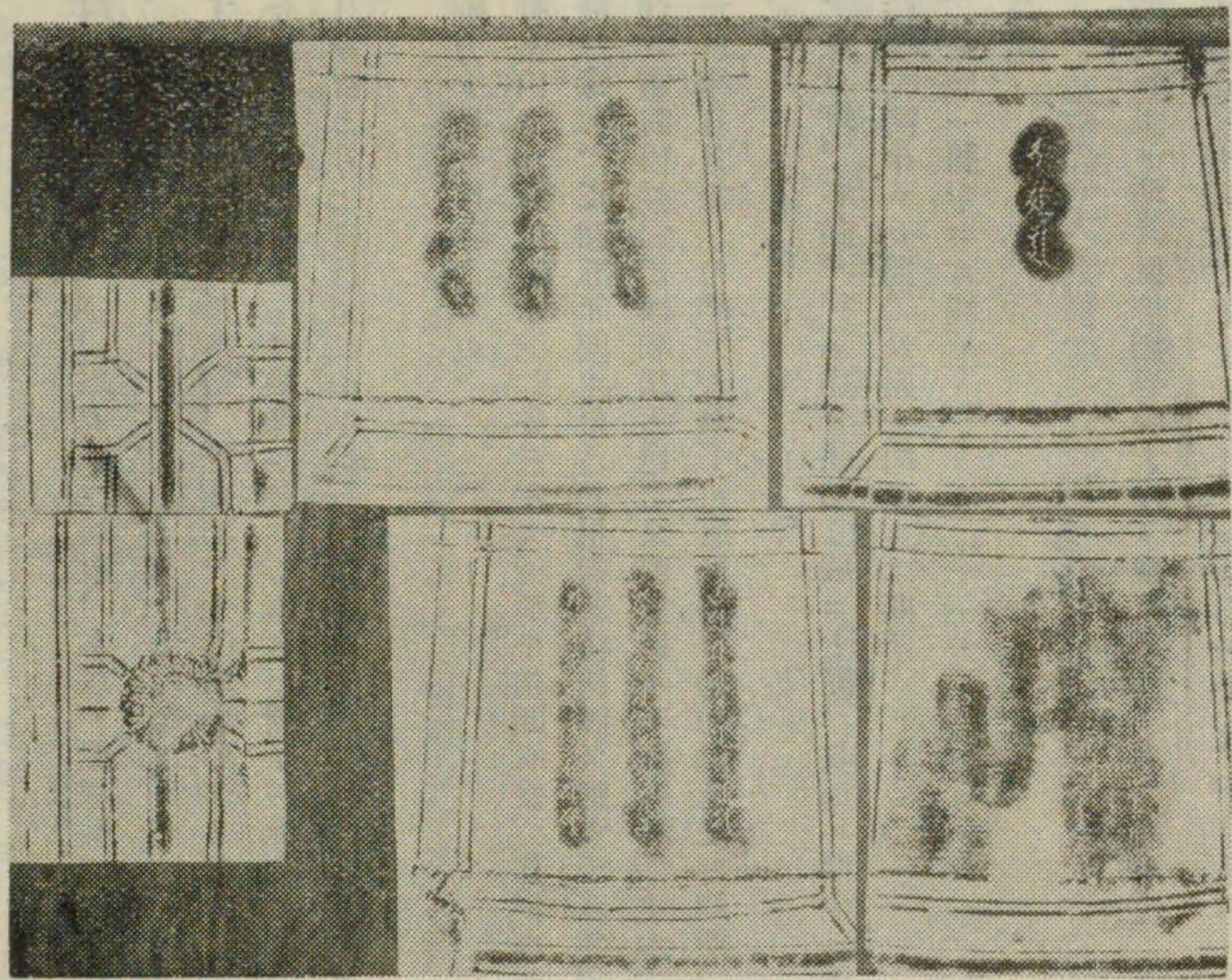
寺の法流を汲める巨利たり、

寺傳に依れば本尊聖觀音の像

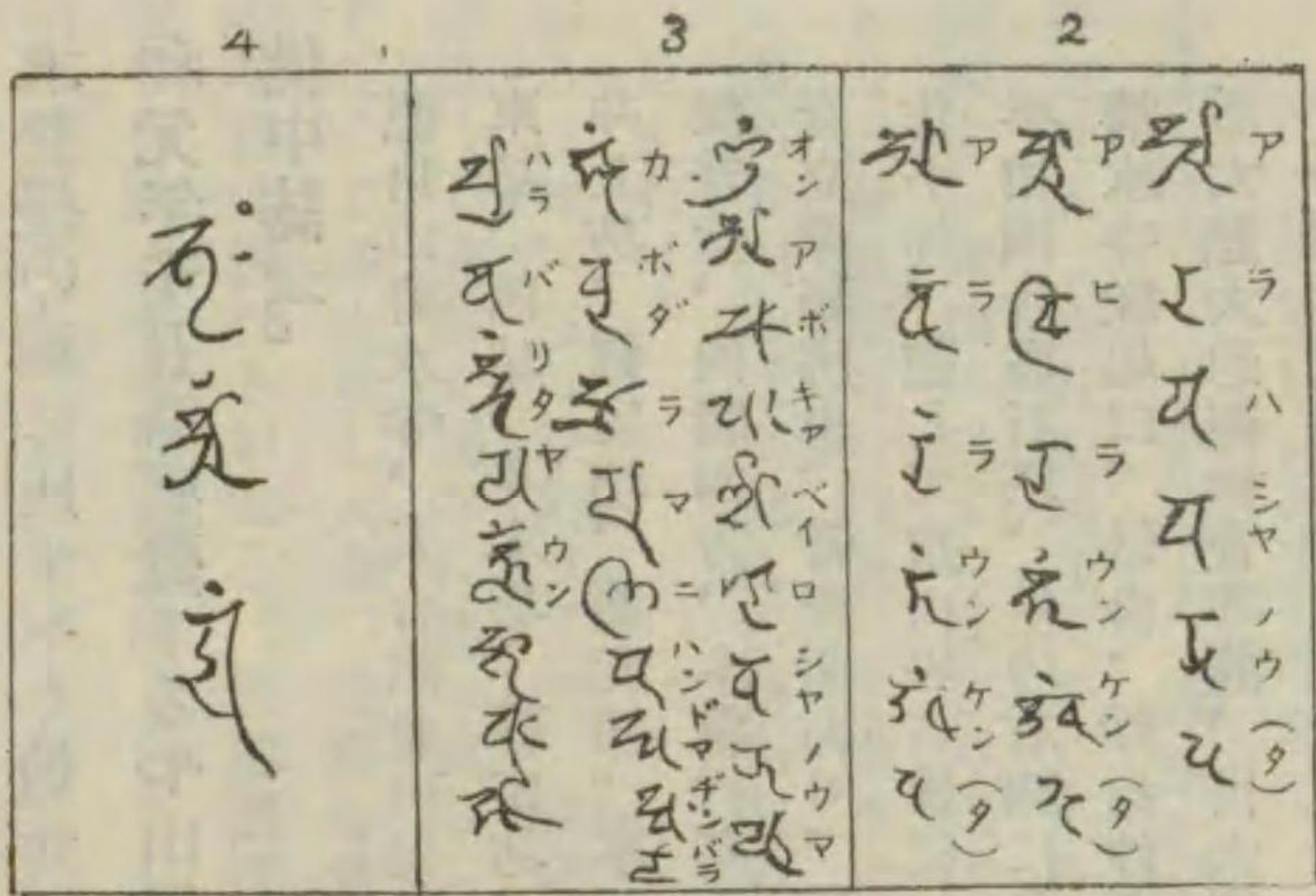
は遠く唐天台山玉泉寺より傳

來せしものにして靈驗顯著平相國入道清盛西下の途其の感應に隨喜し自ら本願主として

本堂坊舎を造營し仁安三年落成し一山結構全備すと云ふ、仰げば山勢恰も龍角を成し上



本 拓 鐘 梵 寺 水 清



求菩提の願に比すべく俯せば幽澗深く流れて清水盡きず下化衆生の誓を表すべし、龍角山清水寺の稱ある所以なり養和元年辛丑清盛薨するや山僧墓碑を立て、其冥福を修むと曰ふ（下略）

備中誌云。

龍角山清水寺、天台宗金山遍照院末也、開基仁安三年、平相國清盛卿創之云、觀音堂一字、塔中十二坊也、本坊、勸學院、井上坊、東坊、西坊、井本坊、禪定坊、善光坊、南坊、上坊、般若坊、杉本坊、此時寺領三百石と云、古帖に貞享二年六坊あり今は一勸學院井上坊、禪定坊、善光坊、享保十八年四ヶ寺残りて跡は亂世の時斷絶す云ふ。古帖ニ杉本坊、安樂坊、今は田地の名となる。觀音堂、四間四方、本尊行基作今世迄七百餘年余開扉をなすと云、今四坊住職の始、一度佛像を拜する事と厨子破風造の前立觀音立像新佛也、常燈明あり、護摩の具あり、堂中法華經局を置毎年七月朔日より七日行道法を勤行す又普賢像、毘舍門古佛あり、作不知、惣して當山の古佛はいつれも殊勝也。

平相國清盛石塔、堂の右側に在り五輪也、二王門八尺、一丈五尺、金剛力士長七尺許古佛也。

清水寺緣起曰、敬白、勸進沙門修造備中國上房郡龍角山清水寺本堂、抑當山者比叡山之末流仁安三年大檀那平相國清盛公草創也彼本尊大慈大悲觀世音菩薩、出大唐天台玉泉寺而鎮座於此地以來運歩人隆除三毒難、正和五年國主再造焉侶盤若坊法師又應安十八年安藝守沙彌掃部助修理之又天文十三年備前國小倉城主伊賀左衛門尉久隆公領首靈前因茲爲治國利民再建之又慶安四年辛卯蒙於領主木下淡州大守利當公命而神原治左衛門尉久益爲國家安全再興畢本願佛敎院自示以來日月來（中略）大利不可有疑者乎仍而勸進之趣如斯、

昔延寶八庚申歲素秋日、清水寺 勸學院

勸學院。屋敷高一石四斗一合、山林一町三反六畝

禪定坊。寺屋敷、高一斗八升二合、山林六反三畝

井上坊。寺地高一斗七升三合

善光坊。寺地高一斗九升五合

慶寺、安樂坊。寺地高一斗一升七合

同 杉本坊。寺地高二斗六升

右六ヶ寺屋敷高二石三斗二合 諸役共延寶元年より領主木下淡路守利貞侯より免除之。

本尊阿彌陀座像、惠心筆。不動、行基作。住坊三間二十間、長屋一間半ニ六間

本尊地藏坐像、住坊二間半ニ九間、長屋一間半ニ二間。

本尊阿彌陀立像、住坊二間半ニ八間、長屋一間半ニ六間。

本尊阿彌陀坐像、住坊二間半ニ八間、長屋一間半ニ六間。

井上坊 西ノ坊 今畑ト成ル。

善光坊ノ北ノ方ニテ畑ト成ル。

上ノ坊ノ陸モ勸學院ノ後ノ地ニテ畑ノ名ト成ル。

以上に據て之を觀れば清水寺は舊規一山十二坊の巨刹にして源平鎌倉の間に於て地方天台宗の信仰の中心たりしや疑なし。延寶の緣起、以て一山の沿革を觀るべく、正和五年の推鐘銘之を證して餘あるものと謂つべし。

一四、一九七七、文保元丁巳仲冬廿七日安國禪寺鐘銘（寫）

邑久郡大宮村安仁神社社務所所藏

備中州賀陽郡吉備山安國禪寺鐘銘

本寺有鐘所記文保丁巳仲冬廿七日 失可無銘乎住持順信示之以辭曰、

八音之器

用莫如鐘

革枚鼎新

亮氏是備

采銅而鑄

洪鏡以鎔

鐘鏗愈鳴

霜凜且濃

迎兎東聲

送鳥西春

昏夢開睫

幽愁豁智

千二百德

以耳包容

從耳返源

六用无封

圓通无礙

聲度恒重

斯銘不齊

峨峨備峰

應安庚戌翌日季冬

安國禪寺、土肥經平 安永七年春著 寸箴之塵に、

寂室語錄に備前安國寺に來り止ると云ふ事みえたれば、當國にも安國寺ありし事は明かなれども、何れの所に此の寺ありし事未詳、此安國寺を諸國に建てられし時代説々多くして一定ならず。高僧傳には曆應二年尊氏將軍民を利せんと爲に州に安國禪寺を立てられしと云ひ無徳和尚の行狀には康永元年州に安國禪寺を立てらるの由みえたり。

備前安國寺は高師直の舊臣なる藥師寺公義の開基せしこと上道郡古都村大字鐵の青雲山安國寺地藏院所藏の明應年間同時再興募疏に見えたり。

然るに如何なる故ありてや、當國安仁神社に備中安國禪寺の鐘残りてあるを見しに、其鐘銘に文保丁巳年とあり 按に丁巳は文保元年なり 又寂室語錄にも備前安國寺に姪の來るとし、志學に登らずと書たれども其の年はしれず、此の寂室は正應三年庚寅に生れて貞治六年丁未に七十八にて遷化せし人也、是等を會せ考ふれば、安國寺を建てられし事、尊氏將軍の時より前にありて、曆應と云ひ、康永と云ひ、建立の年記は誤れるが如し。又藤浪記に北條時頼武家執權の時、國々に安國寺を建られしと有り。此の説を得たりとすへきか。されども無徳の行狀はその世にて記したるものなれば、康永元年といふ事虚説とも爲難し。さらば時頼武家の執權たりし時に諸國に安國寺を建て始めけれども、その數多き事なれば、其功終らずして尊氏將軍たりし時迫て殘れる國々につきて建てられし事なるべし。又此の國の安

國寺を今案るに、寂室語録曰賢姪、繁茂林當初來備前安國、依止老拙、時歲未登志學、後十有二年邂逅遠江野部山中、執手話舊相得甚歡(下略)又曰

春日遊吉備中山韻、

勝地千年寺、房々竹樹間。落花埋古經、幽鳥叫空山。遊客凌晨到、歸程踏月還。留題誰耀壁、才拙愧追攀。

書曰實翁本韻、

三月三春盡、韶光一夢間。偶尋無事日、遠討有花山。路與巖高下、人和雲往還。雨天令我返、隱約再來攀。

と云ふ詩をも記したれば當國安國寺も、備中境吉備中山の邊にありしなるべし。備中安國寺は鐘の銘に記したれば吉備中山にありし事まかふべくもなし。さらば兩國の安國寺圖は別なれども吉備中山にならび建しならん。又案るに。もし安國寺を諸國に立らるる時、國ことに一寺を立事わすらはしければ。備前備中の安國寺をば兩國の境なる吉備の中山に一寺を建て兩國の爲に兼用て兩國の安國とせしこと有し故に備前の安國寺とも備中の安國寺とも稱してかくは語録にしるせしにや。

案に備中安國寺は曆應二年上房郡高梁に建てられたるものにして後上野備前守頼久の菩提所となる今の頼久寺是なり。同上寺號を天柱山頼久安國禪寺と云ふ寂室も寺主として此の寺に居りしなり。寂室語録に備前安國寺の詩の次に吉備中山の詩を載せたるの故を以て備前安國寺は備中安國寺と共に吉備の中山に相隣して建立せらるるとの説は速斷にして附會を免れず。備前國志に青雲山安國寺地藏院あり是は上道郡古都村鐵に在りて吉備中山ならざること前にも記せり。さりとて文保丁巳の備中國賀陽郡吉備山安國禪寺の鐘銘は之を疑ふべき點なし。而して賀陽郡は後の上房賀陽二郡を含むこと延喜式和名抄に賀陽郡ありて上房郡を載せざるに徴するも明かなり。而して寺名は吉備山安國禪寺にして吉備中山安國禪寺にあらず、されば吉備山安國禪寺は文保元年丁巳仲冬廿七日安國禪寺鐘銘の當時に在りては備中國賀夜郡巨勢莊(モト郷)今の高梁頼久寺の境内に在りしこと疑なく、現に「曆應第二、十二月勸進、沙彌、西念。」の刻文ある足利尊氏寄進の石燈籠を存せり。而して吉備山、後、天柱山と改められたり。

由是觀之。吉備山安國禪寺鐘銘は備前の青雲山安國禪寺とは遙に離れて今の備中國高梁町頼久寺にある備中の吉備山安國禪寺の存すること。又備中の安國寺は。曆應二年に於ける尊氏經始の安國寺に先つこと正に廿三年なる文保元年に於て既に吉備山安國禪寺の銘文ある梵鐘を有し其の建立は更に其の時又は其以前に屬することを明かにし得たり。

此梵鐘は幕末大砲鑄造の材料として千手山弘法寺の梵鐘と共に没收され鑄潰されたりと云ふ。

因云、この備中州賀陽郡吉備山安國禪寺の鐘銘に據れば。

文保元年頃迄は尙上方賀陽二郡に分れず同じく賀陽の一郡なりしを知る。

一五、一九八二、元亨二年八月日導應寺地藏堂古瓦

所在 吉備郡岡田村大字辻田、池田暉雄所藏

質 古瓦 丸瓦

寸法 長サ現存七寸五分、徑四寸。弧長六寸。目方三百廿五匁。

銘ニ云 元亨二年戊八月日作

備中國蘭莊東(庄カ)

導應寺地藏堂瓦(也カ)

瓦大工、和泉國行(一字不明)

是は吉備郡岡田村大字辻田一五六七番地附屬墓地字堂應寺の丘陵臺地より發掘せしものにして、現に「正和三年甲寅七月十二日勸進



(本 拓)

導應寺瓦

池田暉雄氏藏

聖園起立之」と刻せる大形の花崗岩製の寶篋印石塔あり、堂趾一帶は今小西某宅地と成れるが土地高燥にして展望に富む。(一四四八頁)

備中國蘭庄東庄は今の吉備郡岡田村の地に當り同蘭村は蘭西庄に當る、現に東蘭御崎神社、西蘭八幡神社ありて前者は岡田村大字岡田、辻田の氏神となり、後者は蘭村大字市場、有井の氏神たり。東西蘭莊即ち今の岡田、蘭二村を中心とする一帯の地に當る。

蘭又苑と記し共に曾能と訓む。日本書紀應神天皇二十二年九月十日條に「即以苑縣封三兄浦凝別是苑臣之始祖也」と見え。大日本史國郡志に「曾能 今蘭郷、有蘭 古稱苑縣、應神帝封浦凝別於此其裔曰苑直 日本書紀後曰蘭莊日記」とあるものも是也。苑臣又園臣は應神の朝彼の蝦夷征伐の副將として大功ありし吉備武彥命の長子浦凝別命御友別に此地を賜はりしに始まる。後、園臣の文獻に見ゆるものは、

(一) 萬葉集、持統天皇の朝「園臣生羽」。(二) 備前風土記、聖武の朝「賀夜郡少領蘭臣五百園」。(三) 仙覺鈔引、備中風土記、賀夜郡司少領從七位下勳十二等蘭臣五百園天平六年。(四) 唐招提寺文書、寶龜七年十二月十七日津高郡大領外正六位上蘭臣。(五) 類聚符宣鈔、除目大成鈔、村上天皇ノ朝宮内少錄蘭臣五種あり。

備中國蘭東莊の文獻に見ゆる主なるものは、山城國長福寺文書に。左の二通の古文書見ゆ。(四十八章室町女院領・蘭東西庄參照)

(一) 貞和元年十二月三日花園上皇山城長福寺に備中國蘭東莊を寄附し給ふ。
備中國蘭東莊所有御寄附長福寺也、可被專興隆者御氣色如此仍執達如件。
貞和元年十二月三日
月林上人(道峻)御房

勸修寺經顯(花押)

(二) 貞和四年八月十一日、光嚴上皇山城長福寺に花園法皇の備中國蘭東莊を御寄附あらせられたることを開食し給ふ。
備中國蘭東莊御寄附長福寺之由被開召畢。永代不可有相違之旨院御氣色所候也、仍執達如件。
貞和四年八月十一日
月林上人(道峻)御房

權大納言(四條隆盛)花押

由是之を觀れば蘭東莊は鎌倉時代に於て花園上皇の御料所たりしを貞和元年之を山城國長福寺領として之を御寄附になり貞和四年光嚴上皇より重ねて之を山城國長福寺領として永代寄進の旨仰出されたるものなり。
蘭東莊導應寺と山城國長福寺とが如何なる關係を有するかは不明に屬す、今は記して以て後考に資するに止めぬ。

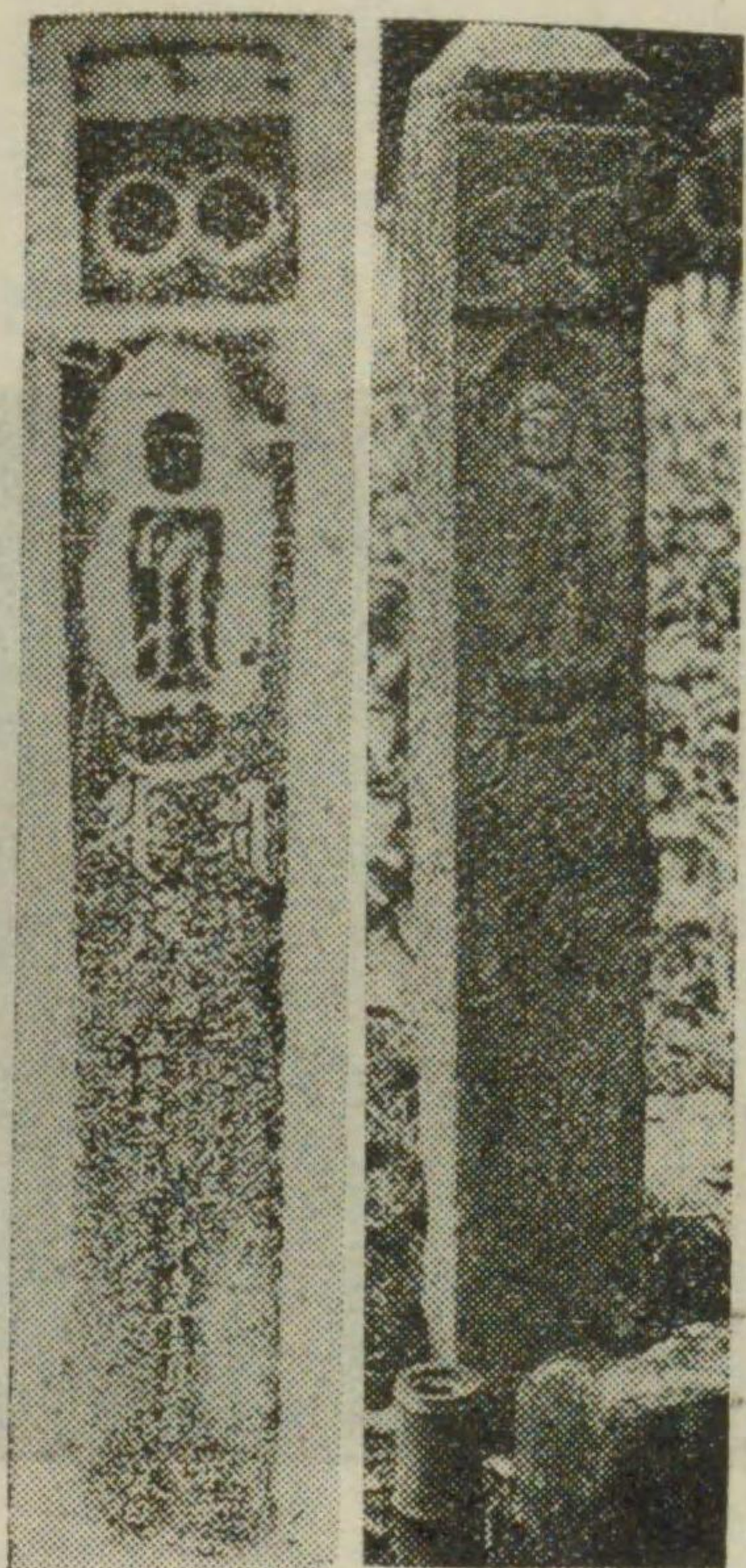
一六、九八四、元亨四年五月廿五日供養石塔
所在 川上郡成羽町大字下原龍泉寺舊趾、燒香場の一側に在り。

質 花崗岩製 型式 長方形(方柱碑)

寸法 長四尺五寸、幅七寸、厚五寸乃至七寸

銘云

阿彌陀如來像 觀音菩薩 種字にして彌陀三尊を表はす。
勢至菩薩



(本拓)

龍泉寺供養石塔

石佛 右志者爲 二親得脫乃至 元亨四年五月廿五日 孝子 敬白
法界平等利益

備考

龍泉寺に就いては何等文獻の徵すべきものなし、備中誌川上郡卷三に「眞言宗、柄隆山龍泉寺、本尊正觀音」、また「眞言宗、大聖庵。龍泉寺、隱居寺なり」、とあるのみ。川上郡誌亦「龍泉寺、成羽町大字下原に在り、眞言宗、仁和寺末にして本尊は聖觀世音なり、境内坪數、千六坪あり」、
寺傳云、當院開基は天平四壬申行基、現在過去帳により世代年時等分明のものは中興泉仁入寺正慶二癸酉、文和四乙未二日去と云ふ。何等徵すべき文獻なし。(住職、竹内明照師報)

一七、一九八五、正中二年正月廿日清水寺敬主院梵鐘

所在 吉備郡日近村大字下高田醫王山上願寺鐘樓に掲ぐ。

質 青銅鐘 形式 梵鐘

寸法 全高二尺五寸七分、口徑一尺五寸四分、周四尺六寸五分

龍頭 高五寸七分、足巾三寸四分、頭巾四寸六分

上願寺所報の寸法左の如し。

龍 頭 高五寸五分 幅四寸五分

笠 形 高壹寸 徑一尺寸分

撞 座 徑三寸

紐及袈裟磔

乳ノ間 高 四段 幅 上下四列

池ノ間 高八寸 幅九寸

唐草ノ間 高一寸二分 上帶高 一寸四分

縱 帶 幅二寸五分 中 帶 高一寸七分

下 帶 高八分 駒 爪 幅一寸

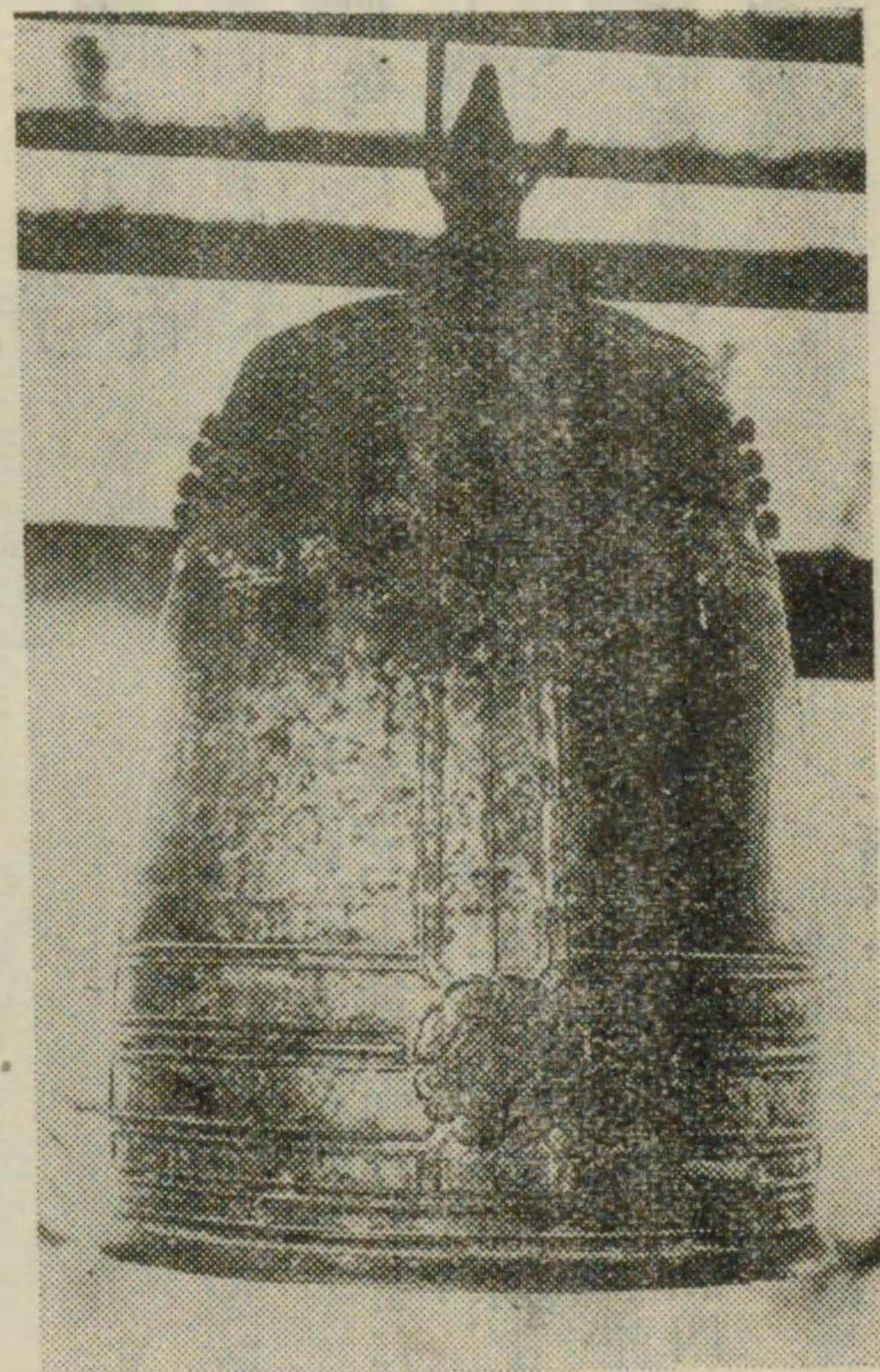
乳 高五分 數四四、十六個ッ、四面計六十四個

銘云 備中國大井御庄

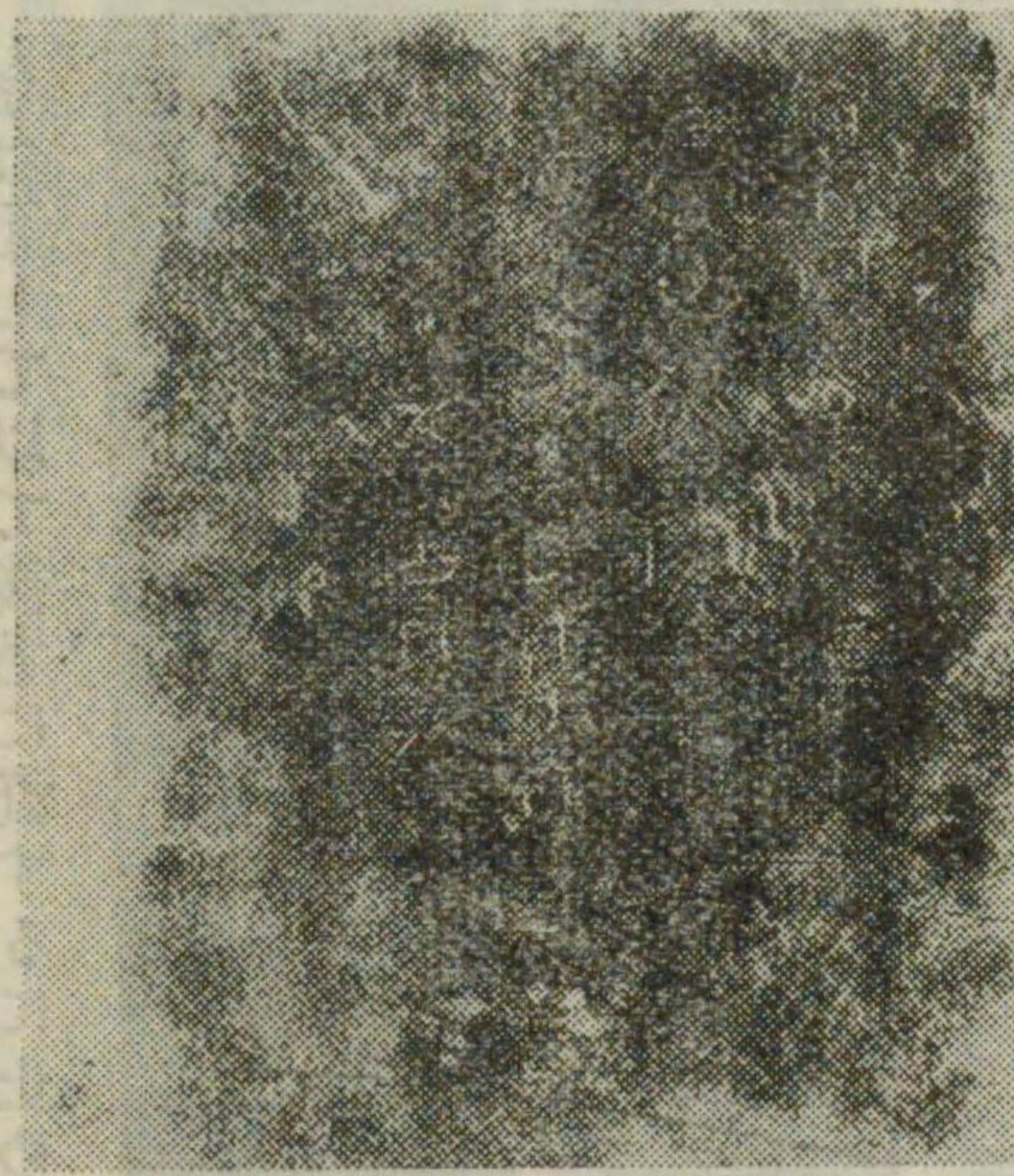
清水寺敬主院主幸円

正中二乙丑天正月廿日

大公 吉村弘眞



一四六二



清水寺敬主院梵鐘

上願寺藏

(本 拓)

鐘銘中の清水寺敬主院につきては、備中誌賀陽郡上高田村の條に。

清水山清水寺敬主院。本尊千手觀音立像 探慶作云云不詳

阿彌陀堂・鐘樓、堂百來は堂塔十二棟有と云、平相國清盛造立の舊地也、此寺の鐘何人が盜取けん今は醫王山上願

寺に在り其の銘に曰

上高田村清水寺鐘銘、今上願寺ニ有、

備中國大井乃庄 清水寺敬主院主幸圓

正中元丑天二月十日 大工 吉村弘眞 此字讀ガタシ

備中國大井庄清水寺敬主院

正中元丑天二月十日、大工吉村弘眞

と見ゆ。鐘銘の誤寫は前に正しきものを掲げたれば今正さず、又、清水寺につきては、同書に

「元龜四年八月廿八日宇喜多直家の隊將岡信濃守下高田忍山ノ城に楯籠りしを毛利の勢押寄攻戦ひて落城す、依之清

水寺の伽藍此時焦土と成もと十二坊有も僅に金藏坊南臺坊の二坊の

み残り。今金藏坊觀音院と號して本堂一山の舊地を奪ひ彼側に坊を

移して住せり。」とあり。

一八、一九八八、嘉曆三年九月八日藤原爲貞石塔

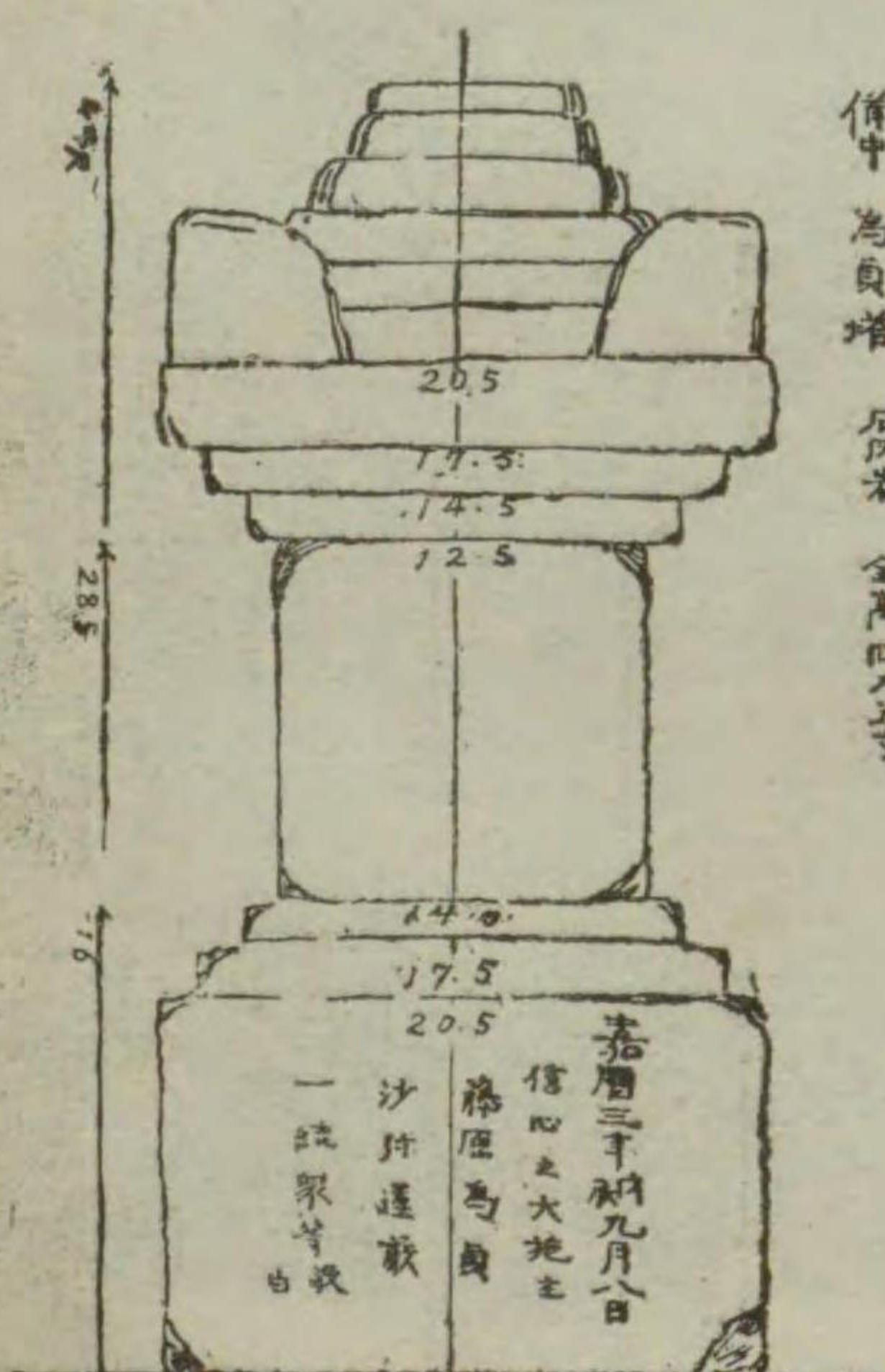
所在 都窪郡清音村大字柿木字大日堂

もと現位置の東北方字宇津輪共同墓地内に在りしを此に移し立

てし也。

寸法 圖ノ如シ 全高四尺五寸

第三編 近古



一四六三

銘云

嘉曆三年戊辰九月八日

信心之大施主

藤原爲貞

沙彌蓮嚴

一結衆等敬白

元文四年編著 備陽國志卷十云

墳墓 藤原爲貞墓

柿木村ニ在リ碑石ニ曆應三年辰九月

八日ト記ス其外石ノ三方ニ文字アレ

トモ磨滅シテ見エズ何人ト云コトヲ

知ラズ云々

立石云。嘉曆にして曆應にあらず、爲

貞にして爲定にあらず。

因みに、寶篋印塔の原形は第一二及二三

を正式とす、是は破壊磨滅亦笠石混入せ

り。

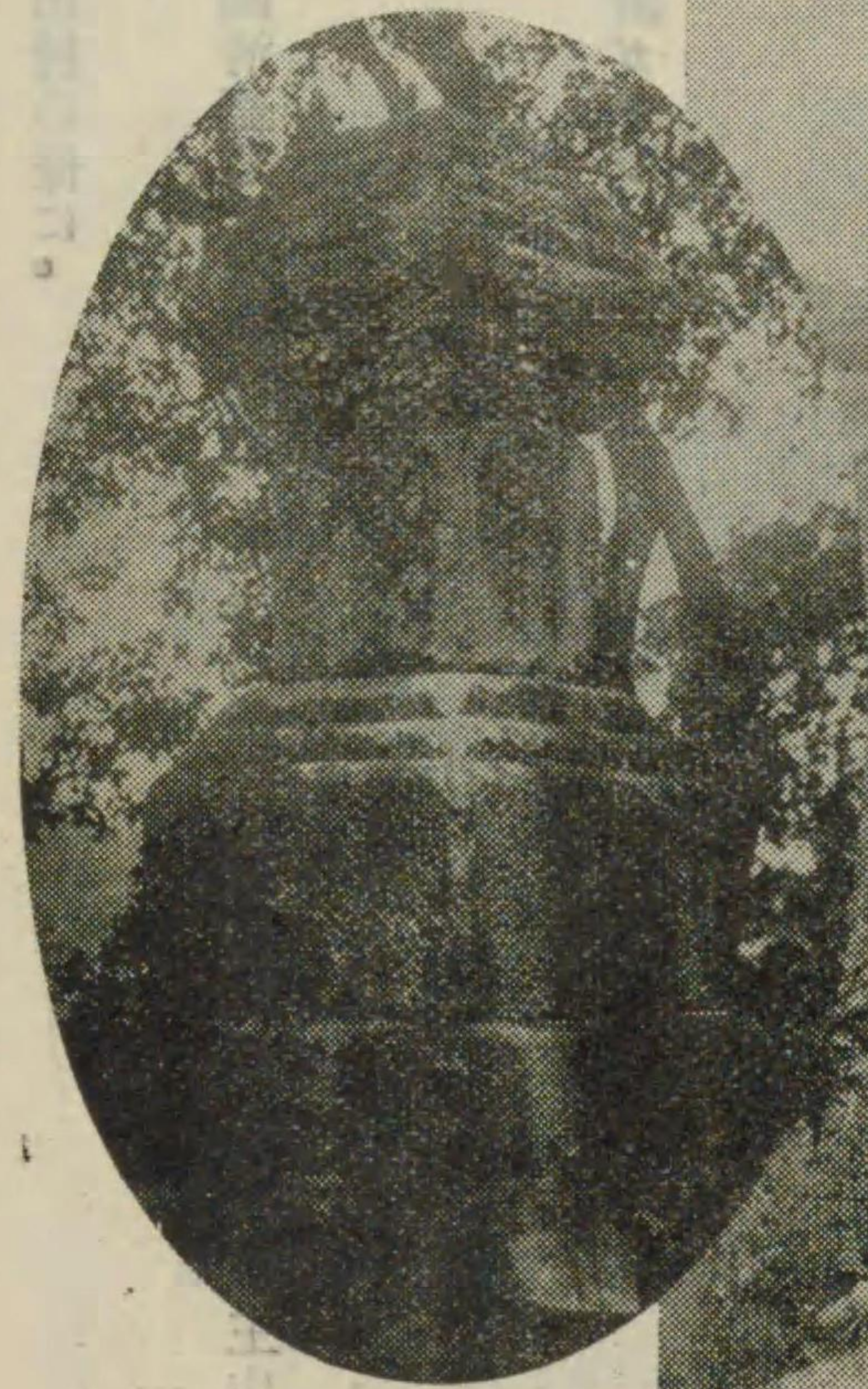
参考 類品

藤戸、經ヶ島寶篋印石塔、兒島郡藤戸町



一四六四

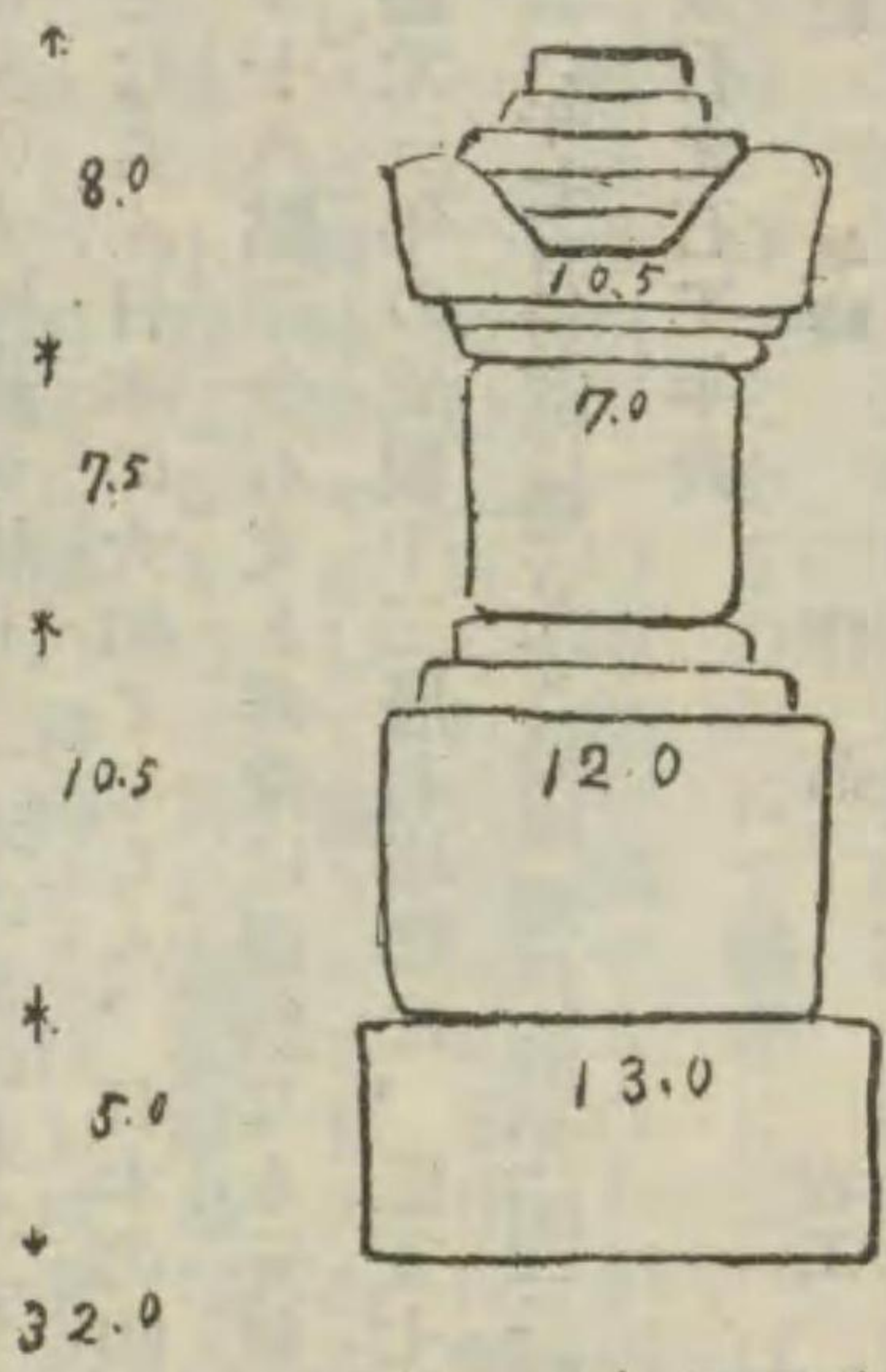
右[右]塔石院院寶貞爲
左[左]考參同



島ヶ經戸藤

藤戸橋の下方、潮川の中、經ヶ島に在り。形式石質（石灰岩）等全然一致せるもの也。疣佛様。池田村大字横谷中村、中田關藏氏所有地に在り。全高三尺二寸、石灰岩製。

疣佛様 石灰岩製 池田村大字横谷中村



地有所氏藏関田中

概括

以上十八點は岡山縣に於ける當期三十七點の一半を占む。就中建長四年備州金剛寺梵鐘を始め正和五年湯山清水寺梵鐘、吉備山安國禪寺鐘銘、清水寺敬主院梵鐘に至る四口の梵鐘を筆頭とし。層塔には嘉元三年の新大納言成親卿供養十三重塔、保月山の二重九輪石塔の如きは實に堂々たるものなり。

又嘉元三年保月山の方柱碑、同四年の保月山の六面

本拓塔石貞爲

幢、元亨四年龍泉寺の方柱碑皆傑作たるを失はず。寶篋印石塔には正和三年の導應寺及嘉曆三年の爲貞塔各數個の類品あり。徳治二年成羽川中流の巨巖に刻せし笠神の磨崖文字又逸品たり。承安元年吉備津ノ宮に奉納せるものと傳ふる源三位頼政の風月燈籠は後代の模造に係れども又當代の遺風を偲ぶに足らん。明遍上人の寶塔は唯之を文獻中に傳ふるのみ原品の見るべきなきは甚だ遺憾なり。寛元四年大日如來陰刻の石佛は、嘉元四年土井の石佛と共に當代の制を傳ふるもの、保月山高雲寺の斷碑、導應寺地藏堂の銘瓦また珍とするに足る。要之當期は我邦金石文の最盛期に屬し元寇を撃退して未曾有の大國難を排し。「末の世の末まで我が國はよろづの國にすぐれたる國」てふ國民的大信念の下に、日本の柱とならん日本の大船とならん、日本の眼目とならんを抱負。「スハ鎌倉」と云ふ緊張の氣分旺盛し居たりしだけに、僅々十八點の金石文も非常に強烈なる元氣と意氣を示し徐ろに剛健雄渾の風を發揮して遺憾なきもの也。

因みに嘉元三年の成親十三層石塔婆は、弘安七年二月廿七日の山城宇治川浮島の十三層石塔婆（興正菩薩教尊の建立）。永仁二年七月忍性造立安藝國瀬戸田光明三昧院十三重石塔婆と相比すべきもの也、唯この方や規模小なりとす。

金石文石工年表

皇紀	年時	作品	皇紀	年時	作品	石工
一一九六五	嘉元三	保月山層塔	三一九六六	嘉元四	保月山六面幢	井野行恒
二一九六五	嘉元三	保月山方柱碑	四一九六七	徳治二	笠神文字石	大工、行口（井野行國）

以上四點の内、前三點は皆「井野行恒」と作者名を彫れるものなるが、行恒は餘程の名工と見え。其の作品として明瞭なるは保月山の三基に止まらず。別に嘉元二年卯月日の斷碑も同人の作なるべく、其の字形筆勢特に嘉元の二字は嘉元三年五月廿五日の新大納言成親卿供養十三層石塔婆と全然一致すれば或は成親卿の塔も井野行恒の手に成りしものにあらざるか。又成羽川の磨崖文字すなはち笠神の文字石徳治二年のそれも大工□行□とあれば「大工井野行恒」なるべし。同時に元亨四年五月二十五日の成羽町龍泉寺供養塔方柱碑も同一人の手に成りしを知る、果して然らば井野行恒

の作品都合六點となる也。

金石文の移轉

金石文は其の移動頗る頻繁にして一回乃至數回轉々遷移せるものあり其徑路の穿鑿は相當興味あるものなるが、茲には唯梵鐘と石塔とに就きて記する所あらむ。

前記四口の梵鐘に就きて原位置のままなるものは、湯山清水寺の一口のみ。文保の吉備山安國禪寺の梵鐘は單に鐘銘（寫）のみを存して全然行方不明となれり。正中の清水寺敬主院梵鐘は醫王山上願寺に其の餘喘を保ち。建長四年金剛寺の梵鐘の如き之を岡田村大字山谷に遺趾を存する金剛寺の常什として之を本郡に歸屬せしめたるも其實、鐘銘に「備州金剛寺鐘一口」とあるのみにて嚴密に云へば既に其歸屬不明なるものなり。而も此の鐘は轉々して肩脊徳王寺に入り爰にて「應永卅四年」の追銘を刻せられしが再び出て、高松水攻役に於ける陣鐘となり、役後匆々の際泥濘中に投ぜられしが、やがて救ひ上げられ花房家の庫中に蟄居し最近出で、金川妙覺寺の寺什となれり。此鐘をして其の遍歴する所を語らしめば興味津々として盡きざるものあらん也。

石塔石佛の小形なるものは其の運搬容易なるを以て各所に移轉するもの多く。中にも後出の高松水攻に方り築堤の材料として多くの石塔石佛の移轉せられしは著名の事なり、但し是は特例に屬す。大形の至ては其の運搬の困難なるにも拘はらず、その作風の堂々豪宕雄渾の氣旺盛せるが爲めに近來往々移されて縉紳富豪の庭園別荘に入れるもの鮮なからず。是れ嘗に我が邦に於て行はるゝのみならず、古今東西の常情なり。歐米の一例を擧げんか。太古埃及にて神殿の門前に一對づゝ建立せし方形の石柱オベリスク(Obelisk)は其の高さ數間乃至十數間、皆一個の石より成れる彰功碑なるが、埃及には今尙ほ殘存するもの多し。而して羅馬帝政時代に於て既に多く之を羅馬に運び去りたれば羅馬の各所に現存す。其他歐米の都會には一個づゝ之を移し建てたる例少なからず。龍動のテームス河畔及紐育のセントラル・パークに建てたるは所謂クレオパトラの針(Cleopatra's needle)と稱するものにしてもとヘリオポリスに在りしものなり。佛國のバリーなるプラーヌ・ドラ・コンコルドに立てるものは所謂此のオベリスクと稱するもの也。殊に英人が佛人に後

れてこのオベリスクを英京に運ぶ爲に人命と資力とに於て多大の犠牲を拂ひしことは世界周知の事なれば今は之を略す。

斯かる例に洩れず。吉備郡に於ける石塔、石佛も其の位置を轉じたる例少なからず。今其の尤も著しきものを擧ぐれば、我が國金石文の黄金時代たる、鎌倉期に建設せられたる新大納言成親卿供養の十三層石塔婆は嘉元三年、吉備中山有木別所の上方に於ける卿の墳墓地に建てられたる堂々たる作品なるが、春花秋月六百餘年明治の初めに於て、新造の層塔と取替へられ、移されて岡山市杉山岩三郎氏別荘内に建てられ。大正五年頃更に移されて安田善次郎氏大磯の別荘内に建てられたる也。成親卿、生前數奇、志を齎らして不慮の死を遂ぐ。薨後その供養石塔の轉變亦此に至れる歟。成親墓韻

永源 寂室和尚

身亡王事只名存。悲看荒墳長蘚痕。千古中山春寂寞。岩花香可返幽魂。含忠殞命最堪憐、掩恨蒼苔二百年。無事休來平氏客、恐驚泉下永宵眠。

登有木山謁納言藤公

西山拙齋正

南竄遺蹤誰復求、閑雲黯淡夕陽愁、斷碑僧拂苔三尺、荒寺鳥歸松一邱、勿道見溪徒壓死、那知貌谷匪嘉謀、冤魂不盡當年恨、幽咽暗泉傍石流、(兒溪乃納言遭殺處在山中)

第五十七章 船上山に馳參したる勤王諸將

太平記卷七、船上合戦の事、條に。

備中には新見、成合、那須、三村、小坂、河村、庄、眞壁(中略)我前にと馳せ参りける云々。

参考太平記卷第七、船上合戦附佐々木清高敗北事、條に。

備中ニハ新見、成合、那須、三村、小坂、河村、庄、眞壁、金勝院本載三豐島、戸島、春日、市瀬、皆田、久我、妹尾、有木、勝間田、佐伯云々

と見ゆ。此の中、吉備郡に關係あるものは三村、庄、眞壁の三氏と金勝院本載する所の妹尾、有木、二氏なり。左に略説す。

一、三村氏。水内、成羽、二莊に關係あり。

三村氏は戰國時代備中成羽土着の豪族として後松山城に移居せしものなるが明德四年の天龍寺文書に據れば三村信濃入道餘黨の成羽莊押妨停止の事見え、貞治四年の石清水八幡宮文書に據れば三村左京亮に水内庄濫妨停止の沙汰ありしこと見ゆれば其吉備郡に縁故深きを察すべき也、姑らく關係文書を擧げて其参考に資す。

(一) 二〇二五、貞治四年九月八日美作周防入道宛左近將監花押、資政水内北庄濫妨を停止す。

左近將監某施行狀

石清水八幡宮領備中國水内北莊雜掌家繼申、當所事、重訴狀如此、子細見狀、弘石大和守資政濫妨之間被仰守護人之處不事行云々所詮三村左京亮相共莅彼所、止資政之妨、沙汰付下地於雜掌、可被執進請取狀、使節緩意候者可有其咎候狀依仰執達如件。

貞治四年九月八日

左近將監 (花押)

美作周防入道殿

先是去年十月十四日宮下野入道宛、左近將監施行狀あり。

左近將監某施行狀寫

第三編 近古

石清水八幡宮領備中國水内北庄雜掌家繼申、當所事訴狀副具如此、弘石大和守資政濫妨云云事實者太不可然、早退彼妨、沙汰付下地於雜事、可被執進請取狀、使節更不可有緩之狀、依仰執達如件。

貞治三年十月十四日

左近將監 (花押)

宮下野入道殿

(二) 明德四年十月七日幕府備中守護細川滿之をして山城國天龍寺領備中成羽庄を三村信濃入道餘黨の押妨するを停めしむるこ天龍寺文書に見ゆ、左の如し。

天龍寺雜掌申、備中國成羽莊、本主三村信濃入道餘類令居住當莊動成其煩云々太無謂、早可被止其妨、若不承引者、爲處罪科、可被注申狀依仰執達如件。

明德四年十月七日

(斯波義將) 左衛門佐 判

細川兵部太輔殿

(天龍寺重書目錄)

此の三村氏に、宗親一家親一元親出で成羽、松山を中心として備中一圓に勢を振へり。天文廿二年家親、松山城主庄爲資を攻めて之を降し川上小田二郡の地を取る。因に宮下野入道・細川兵部太輔は備中國守護職なり。

(三) 高橋光實書狀

尙々申入候藤四郎方へも被置候御札共畏入存候定而御返事可申候。當庄本主半濟就御公用儀中村彌八郎御下候以先日出度候殊ニ御卷數并五明知御札到來候忝頂戴仕候。

一、當年事者去四月より外内郡共及取合于今無一途候殊ニ當庄之事四八日三村取懸候へ大略發向仕候沙汰限にて候雖然及合戰敵數人打取候本意違候條以先可御心安候然間地下之儀沙汰限と申日指に申候。御公用一向無御座候へ共連々御扶持申候間以他借本主半濟引合拾參貫五百文被進上申候隨分奉公にて候能々可被思食候。

一、本所分杉方へ之御引渡去年迄に候と存候、其御借狀杉方へ見せ候てすみひかせ上可被申候へ共國之忿劇付而他所に置候間通路然々なく候間延引仕上不申候委細者中村殿へ申候。

一、雖乏少候引合拾帖上進被申候表祝儀計候。

一、去夏以來、我等心勞干今は候はず候國之時儀、如定可成行候哉去月九日に成羽表にて可然合戰共候て大略上野利運に成行候可御心安候我等も可成者共一兩人打取させ候て臍氣仕候乍去於合戰者利運仕候間本望候乍然御祈念印と忝存計候恐惶謹言。

拾二月二日

駿河少路殿

尊報人々御中

光

實 花押

(備中國水田庄相傳請狀證文)

本文中「三村取懸候へ」といひ「上野利運に成行候可御心安候」と云ひ本所分杉(文龜元年十二月十日附杉三郎兵衛宛廣幸書狀)方へ之御引渡云々」また「藤四郎(應仁三年卯月八日洞松寺宛りし太郎兵へに庄藤四郎殿云々と見ゆ)方へも被置候云々」とあれば文龜元年乃至應仁三年頃にも三村氏ありしことを知るべし。

二、莊氏。舊下道、小田、上房、三郡に關係あり。

莊氏は小田郡草壁庄、今の山田村、三谷村大字横谷一帯の地に據有せし豪族なることは洞松文書に詳かなり。莊氏は夙に吉備、小田兩郡の境上なる猿懸山に城きて之に據り舊下道、小田二郡を領して山陽道を扼して備中南部の重鎮となり、天文二年莊爲資、上野氏を滅ぼし移りて松山城に居り下道、小田、上房の三郡を併有せり。

古文書に見ゆる莊氏、

備中國莊氏の古文書中に散見するものを求めて、石清水八幡宮文書中四、舟木山洞松寺文書十を得たり、左の如し。

甲、石清水八幡宮所藏、備中國水内庄相傳證文四通

(一) 二〇三四、應安七年十二月廿四日松田左近將監宛沙彌花押、水内北莊押妨停止

室町將軍家奉行人施行狀

石清水八幡宮領、備中國水内莊雜掌申、弘石大和入道并守護家人森戸次郎左衛門入道以下輩致押妨由事重申狀具書如此、庄四郎相共不日沙汰付雜掌可被執進請取更不可有緩急儀之狀依仰執達如件。

應安七年十二月廿四日

沙 彌 (花押)

松田左近將監入道殿

(二) 二〇三四、應安七年十二月廿四日庄四郎宛沙彌花押、水内北莊押妨停止

室町將軍家奉行人施行狀

第三編 近古

石清水八幡宮領、備中國水内北庄、雜掌申、弘石大和入道并守護家人森戸次郎左衛門入道以下輩致押妨由事重申狀具書如此、松田左近將監入道相共不日沙汰付雜掌可被執進請取更不可有緩怠儀之狀依仰執達如件。

應安七年十二月廿四日

沙彌 (花押)

(三) 二〇三五、應安八年二月九日小河兵庫助宛沙彌花押、水内北莊雜掌に交付せしむ。

室町將軍家奉行人施行狀

石清水八幡宮領、備中國水内北庄事、去年十二月廿四日□□奉書如此案文遣之早任被仰下旨、庄四郎相共從彼所沙汰付雜掌不被執進請取若有子細者可注進之狀如件。

應安八年二月九日

沙彌 (花押)

小河兵庫助殿

(四) 二一九、長祿三年十二月廿日庄藤右衛門尉外一人宛上總介花押、水内庄年貢を善法寺方に沙汰せしむ。

細川氏久遵行狀寫

此遵行者善法寺へ雖被申請如元此方へ被返付之時被副渡之者也。

石清水八幡宮領備中國水内莊年貢等事早任施行旨可被沙汰付善法寺阿子々丸代之如件。

長祿三年十二月廿日

(細川氏久) 上總介 花押

庄藤右衛門尉殿

石川源三殿

以上四通に就きて之を觀るに、猿懸山城の庄四郎は應安七八年の頃金川城主松田左近將監入道また小河兵庫助と共に水内莊押妨停止に關係せしこと明かなり。同時に長祿中、庄、藤右衛門なるものありて石川源三(幸山城主カ)と共に石清水八幡宮領備中國水内庄に關係せしを知る也。

乙、舟木山洞松寺文書 十通

(一) 二一〇八、文安五年九月廿七日、庄掃部助資冬花押田永代賣渡狀

うり渡申永代之田事

合 壹段者 在所せんこの池下

右彼田ハまんざうく事をはつして永代よろゝあるによつて舟木の當住人江人物參貫三百文ニ沽渡申所實也又ハ沽寄進と存する間此文書をかたく仕候て進候上は天下一同の御とくせいありと申共いらん煩申ましく候其外何事ありとも沽主と申して子細を申ましく候若しそんにおいてもいらん煩申候はゞ盜賊之御沙汰にあつかるべし仍爲後代じやう文うりけんの狀如件。

文安五年九月廿七日

庄掃部助資冬 花押

舟木山洞松寺方丈

(二) 二一一六、康正二丙子八月廿八日元資花押寄附坪付

奉寄進 洞松寺殿桂室禪門位牌免之事

合漆石者 穂太升定

在坪付并 作人等別紙

右爲御追膳所寄進如件

康正貳年丙子八月廿八日

元資 花押

右米者 五石

在均村(陶村カ)

因云。洞松寺鬼籍簿に

貳石

在小林庄

洞松寺殿前駿州大守桂室常久大居士、康正二子八月廿二日藤原元資

實山昌秀大禪定尼

康正二子二月七日藤原元資室

あり又後出、文明六年(二一三四)甲午八月廿二日藤原元資花押寄進あれば藤原元資前後二人ありて前ノ元資は康正二年八月廿二日死し同年八月廿八日後ノ元資が其の追善所として穂太庄の内漆石を寄進したる也、尙七石の内譚五石は陶村(穂井田村大字)に在り、貳石は小林庄(矢掛町大字カ)に在りし也。

(三) 二二二〇、長祿四年臘月十一日庄長屋道珍永代沽券狀

沽渡申永地之事

合 半 直錢 壹錢壹貫五百文也

(本斗代長屋溪角田之上又上者、右依有要用草壁地頭方之内) 分、庄長屋道珍入道

第三編 近古

一四七三

於船木洞松（ ）爲賣寄進且菩提且當用限永代賣渡申上者更々公事不可有候但段錢之事者總可爲引懸去間於此下地子々孫々違亂煩不可有若左様之輩出來候ハ、堅爲（ ）可有御沙汰候仍爲後日仍如件。

昔 長祿二年臘月十一日

庄 長屋道 珍 花押

因に此沽券狀、裏に「庄長屋殿賣券」と記せり。三谷村大字横谷字長屋あり長屋殿趾にや長屋の北の山地の北側東より順次に一、慶地庵。二、高田。三、長溪、長屋溪にや。四、西サコの地名あり。

(四) 二二二二、寛正三年壬午二月十六日庄新(殿)若狭入道道春花押永代田沽渡狀

限永代沽渡申田之事

合壹段宛 直錢參貫文也 三町半

在坪者草壁之内 沽蘇邊四至 西者一分 東者領家

右件之田者直物依有要用地頭方六分一之内別分也庄新若狭入道於舟木山洞松寺爲賣寄進且菩提且當用、限永代賣渡申上者於子々孫々不可有違亂煩候若違亂之輩出來候ハ、自券堅可有御成敗候万一天下一同徳政并國中下地雖引懸候於此下地不可有相違候仍而後日爲沙汰賣券狀如件

昔 寛正三年壬午二月十六日

庄新若狭入道道春花押

洞松寺衣鉢禪師

因に沽蘇邊、山田村大字中に字コソベあり是歟。

(五) 二二二三、寛正四年癸未十一月十五日庄北殿則資花押寄進狀

合壹段者 在所 ()

右彼島ハ東松寺永代貴(寄カ)進奉申所實也更々煩子細不可在者也仍爲後日貴進狀如件

寛正二年癸未拾壹月十五日

庄北則資 花押

(六) 二二二八、應仁二年戊子十月二日庄藤四郎資長花押田永代賣渡狀

限永代沽渡申(田島)之事

合壹段者在坪者

東ハ限五郎左衛門田 南ハ限慶壽庵田 西ハ限大道 北ハ限西明坊田

右件田者依有直物要用代貳貫五百文沽渡申候へ者万難公事於子々孫々仁違亂煩申ましく候若天下一同之御徳政行候於此下地ハ洞松寺沽寄進申候上者不可有相違物也仍而爲後日文書如件

應仁二年戊子十月二日

庄藤四郎資長 花押

(七) 二二二九、應仁三年癸丑卯月八日乃し太郎兵衛花押寄進狀

寄進申田之事

合 壹段者 在坪廿二代 () 西ハ慶壽庵田 ()

年貢者三斗五升定也

右件田者庄藤四郎殿下地也直錢貳貫五百文ニなりわ(成羽カ)の乃し太郎兵衛買留候て入舟木之祠堂申上者永代子々孫々不可有違亂煩懸而藤四郎殿賣券添候て進候可有如法御弔候仍而爲後日寄進狀如件。

應仁三年丁丑卯月八日

乃し太郎兵 (花押)

洞松寺納所禪師

因みに洞松寺再住茂林和尚代分文書次第に「成羽星原兵衛寄進狀一通付藤四郎殿沽券一通爲逆修」とあるあるは是歟、なりわの乃し太郎兵衛云々は成羽星原兵衛にや。

(八) 二二三二、文明四年壬辰林鐘五日庄北則資花押寄進狀

東草壁庄地頭御方六分一之別分田壹段大殿 ()

合 參斗代 壹段者

右彼下地者庄右京亮の位牌田之堂めに洞松禪寺ニ寄進申候上ハ御總領 () 於御親類等耳違亂煩不可有申者候依而爲後日寄進狀如件

于時文明四年壬辰林鐘五日

庄北 則資 花押

洞勝禪寺ニ寄進狀

第三編 近古

(九) 二一三四、文明六年甲午八月廿二日藤原元資花押寄進狀

奉寄進祠堂錢之事

右爲秀崖道致禪定門、頓生菩提而拾貫文令寄附處實證也末代無懈怠之儀可有諷經狀如件

文明六年甲午八月廿二日

藤原元資 花押

(一〇) 二二一九、永祿二年己未五月十四日元資花押山林並寺領文書

舟木山洞松禪寺 山林、寺領等之事

除諸御公事如前無相違末代可有御寺納者也、仍爲後日一筆如件

昔 永祿貳年己未五月十四日

元資 花押

以上十通の内、九通は元弘三年船上山合戦を去る百十六年の後なる文安五年より文明六年に至る廿六年間のものにして

庄掃部助資冬 二通 文安五、文明六(永祿二)

庄 元資 一通 康正二、

庄長屋殿道珍 一通 長祿四、

庄新殿若狭入道道春 一通 寛正三、

庄北殿 則資 二通 寛正四、文明四

庄藤四郎 資長 二通 應仁二、應仁三

更に一通は八十五年の後なる永祿二年の元資に係り。

又洞松寺所藏文書の次第に據るに

靈嶽和尚之御代分。

庄上殿

庄北殿

庄新殿

茂林和尚之御代分。

庄越前守寄進狀一通

庄因州元榮禪門寄進狀一通 爲逆修

吉祥寺竹井玄保寄進狀一通付庄西殿賣券一通云、

再住靈岳和尚御代分。

檀方寄進狀。付上殿沽券一通、西殿沽券一通、北殿古券一通 下略

再住茂林和尚御代分。

長尾助左衛門方寄進狀一通 付庄北殿沽券二通 是ハ爲二親也

庄常陸介寄進狀一通 爲昌公禪門

庄越前守寄進狀一通 爲慶室祐公禪門尼

巨勢中書寄進狀一通 付庄若狭方賣券一通

從永監寺寄進狀一通 付庄長屋殿沽券一通 是爲二親也

巨勢中務寄進狀一通 付庄若狭方沽券一通云、

高一段長屋殿賣券有之(中略)庄北殿寄進狀有之

再住茂林和尚御代分。

吉祥寺竹井玄保寄進狀壹通 付庄殿賣券一通 下略

再住靈岳和尚御代分。

庄北殿寄進狀一通 法名洞心禪定門

庄新殿寄進狀一通 爲長叟禪門也

且方元資置文一枚 且方寄進狀一通爲秀岸道致禪定門也

() 一通 付庄四郎衛門方坪付一通

茂林和尚御寄進狀一通 付莊藤四郎殿賣券狀一通云、

檀那元資置文壹通有之

以上は以て吉野朝室町戰國時代に於ける猿懸山近郷に於ける庄氏一門の勢力を察すべき好箇の史料たり。

〔庄氏略系〕

庄氏、武藏(有道氏族、兒玉黨) 武藏七黨系圖に

家弘—弘高—家長(庄太郎)(七代)—資房—七郎

中國太平記云。庄太郎家長は武州七黨の内兒玉黨の旗頭たりしが一ノ谷合戦に平家の重衡を生捕恩賞として陸奥の室地の庄を賜はり、平家滅亡の後備中を宛行れ夫より累代備中に居住せり。七代の後胤、左衛門四郎資房既に身上衰へしかば鎌倉より守護人を補せられて資房は高山の城を守り其後元弘の亂出來たりしかば資房は六波羅殿に從ひ江州番場にて忠死せり、其子七郎は後醍醐天皇の召に依て舟上へ御迎に參り都へ還幸の供奉に從ひ奉りて夫より足利に仕へたり。

庄三郎忠家、源右大將麾下

東鑑、文治五年七月十九日奥州征伐發向條云。自鎌倉出候御供輩庄三郎忠家云々

承久三年六月十八日辛未中太彌三郎爲飛脚云々庄三郎被追。

庄四郎 鎌倉麾下
東鑑、承久三年六月十四日宇治橋合戦討敵條云、庄四郎一人
庄四郎兵衛家定

承久軍物語卷二、上皇胤義を召されて當時鎌倉中に（中略）上皇實にもと思召處に兒玉黨に庄の四郎兵衛と申者云々。

西國太平記、近江國番場合戦條に。此時左衛門四郎資房十方に駈廻り野伏等追拂ひ既に糧も盡て矢種もなく下部雜人原一人もなく成ければ力不及六波羅殿をはじめ參らせ一門の人々自害せられ資房も忠死を遂げられる。

近江國番場宿蓮華寺過去帳。元弘三年五月依京都合戦破當君兩院關東御下向之間同九日於近江國馬場宿末山麓一向堂前合戦打死自害交名之内、庄左衛門四郎俊光。

太平記卷九、五月七日合戦事條云。庄左衛門四郎云々此等ノ宗トノ者トシテ都合四百廿二人同時ニ腹ヲソ切たりける（神田本）
庄、七郎。資房の子、屬官軍。

西國太平記云。資房の子庄七郎は後醍醐天皇船上へ臨幸の時宣言を蒙り御迎に參り京都へ送り奉りける。

太平記卷七、船上合戦事條云。隱岐國より還幸成て船上へ御サ有ルト聞しかは國々の兵馳參スルヲ引もキラズ云々備中ニ新見、成合那須、三村、小坂、河村、庄、眞壁云々（神田本）

庄三郎 足利尊氏麾下
太平記卷八、主上自令修金輪法給條云。備中國住人庄三郎、眞庭四郎、三百餘騎にて取籠め一人をも不餘討てけり云々。
庄小太郎資昭

明德三年南北和睦し猿掛城主庄小太郎資昭、右御和陸の節南帝京都に還御の時、將軍義滿の命に依りて供奉の將たり。

應永二十二年資昭上杉氏憲亂を作すの時畠山尾張守滿氏に従うて軍功あり（備中誌、所引、庄氏譜）
松山城主歴代云、（庄氏三代廿八年）
庄備中守爲資

天文二年癸巳、始小田郡横谷村猿掛城主、茲歳上野父子ヲ亡シテ此城ヲ保ツ備中半國一萬貫ノ地ヲ領セリ天文ノ末死ス。

庄備中守高資（始名又六）

爲資ノ子ナリ母ハ作州高田城主三浦元兼ノ女ナリ。
庄兵部太輔、勝資。

高資ノ子三代ニシテ三村家親カ爲ニ亡ホサル天文三年ヨリ永祿三年迄廿八年天文ノ頃、備中ハ尼子ニ屬シテ大内ニモ毛利ニモ從ハズ三村家親成羽ニ居リ毛利ニ屬シ永祿三年加勢ヲ乞フテ松山ノ城ヲ攻ム。此時高資ハ子勝資ニ軍勢ヲ附シテ竹庄へ差向ケシ故、城中小勢ナレハ防ク術ナク城終ニ陥リ高資ハシメ悉ク討死ス。勝資竹ノ庄ニ在リテ之ヲ聞キ遂ニ雲州ニ逃奔ス。天正三年兒島ノ役毛利輝元ニ屬シ奮戦シテ死ス、輝元功ヲ賞シテ英賀郡九村及作州久米郡ヲ其子宮若丸ニ賜ヒ高釣瓶城ニ居ラシム。

（備中誌上房郡ノ部に據る）（後出、六十五章庄氏系圖參照）

三、眞壁氏

眞壁氏。窪屋郡眞壁郷、今の都窪郡常盤村大字眞壁の土着にして、備中誌、窪屋郡、福山城條に、府志云城主眞壁小六是久、得源右太將命一保之云々。建久中、太郎者、四郎者、六郎者、平六者。建長中、小次郎者并見東鑑。三郎者元弘中屬三北條仲時一殉ニ死于江州番場、其後四郎者屬足利尊氏、十郎者屬官軍、孫四郎與細川清氏一戰于讚岐、是建武中也并見太平記、然其世系不可得詳也。

眞壁六郎是久。東鑑十五卷、建久六年三月十日乙未將軍家爲令逢東大寺供養給、着御南都東南院、自石清水一直令下向給云々隨兵眞壁小六。

但し正平二年二階堂行秀、曩に賜はりし但馬高田莊は闕所にあらざるを以て備中眞壁郷を替與せられんこと」を幕府に請へること見ゆれば正平二年頃には眞壁の名字地は轉じて二階堂行秀の所望する所となりし也。

元慶五年十月紀云。備中國窪屋郡人眞壁部成道なるものあり（三代實錄） 和名鈔、窪屋郡に眞壁郷を載す。

備中誌、眞壁村條に。古城。天正中領主眞壁彦九郎、同弟三郎四郎勇猛の名有て播州上月にて武勇を顯はす云々。
四、妹尾氏。妹尾兼康の後なるべし、板倉郷に據居せしか。
五、有木氏。有木は備中吉備津神官にありて中山神社に移りしと云ふ。

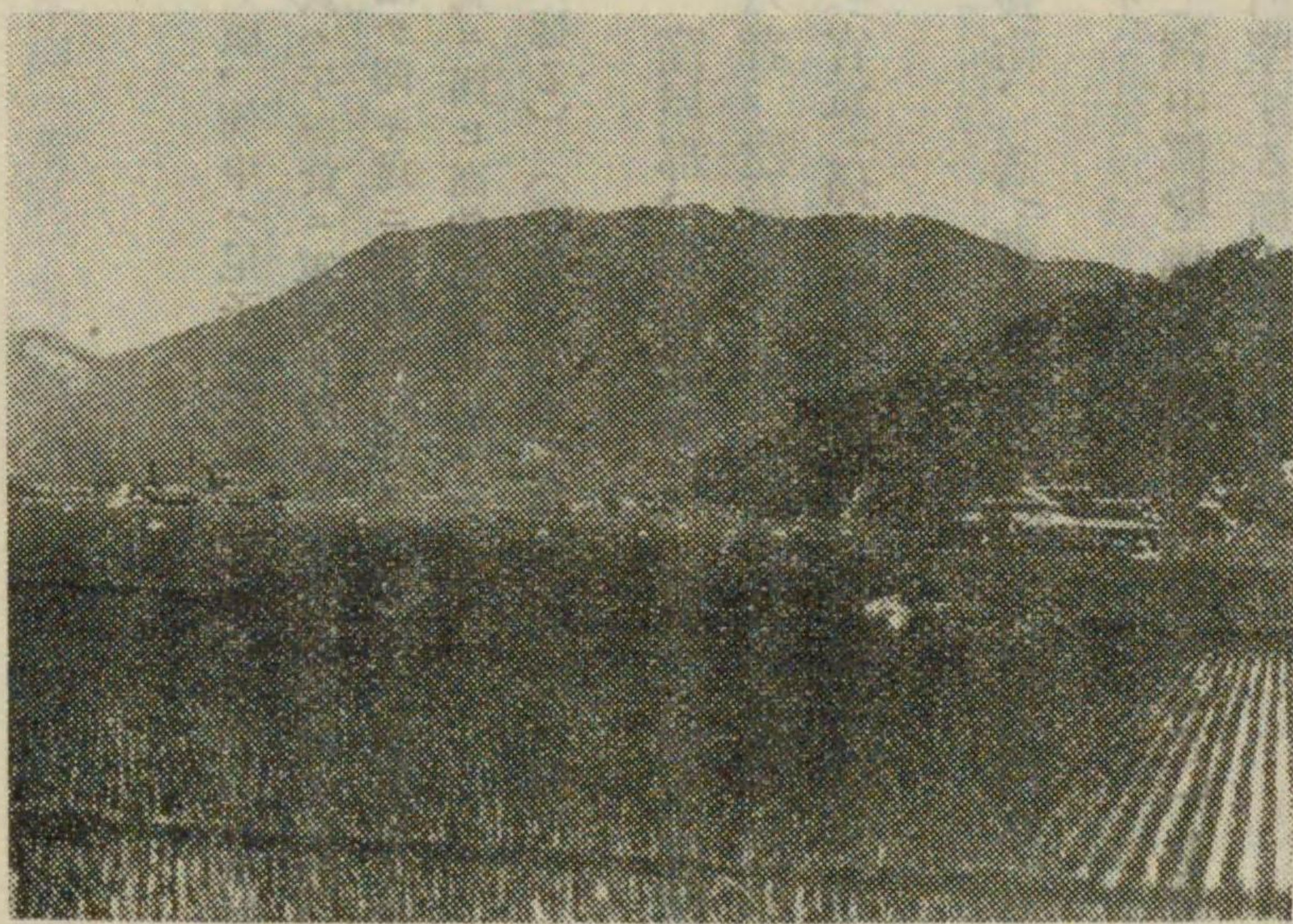
（岡山縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十、岡山縣に於ける建武中興關係史蹟、參照）

第五十八章 福山合戦

智勇辯力戦の最も壯烈にして悲壯を極むるもの國史中實に吉野朝の六十年に若くはなし。特に元弘建武の際を第一とす。就中建武二年十月足利尊氏の叛より翌年十月後醍醐天皇の京師御還幸に至る一ケ年を其の最とし、更に建武二年十二月十二日函根足柄の戦より翌延元元年五月晦日尊氏の入京に至る六ケ月間を主とす。此間の戦線は九州より關東に至る無慮三百餘里に亘り其の規模の雄大、作戦の巧妙、戦局の絶大、實に古今獨歩の觀あり。更に其の正味は三月二日の多々良濱の戦より五月二十五日の湊川の戦に至る三ヶ月なり。

而して其間四月十九日より五月十八日に至る一ヶ月は大江田式部大輔氏經の備中福山城據守の時にて五月十六、七、八日の三日に亘る福山合戦は此の大戦に於ける決勝戦にして、五月廿五日の湊川の戦は其最後の止めを刺したる敗亡戦なり。而も此の湊川の戦を知らざる者なきも、その前七日に於ける其の戦勢を定めたる福山合戦に就いて殆ど世人の無知なるには驚くの外なし。

〔福山合戦〕 距今、六百年前、皇紀一九九六、後醍醐天皇延元元年四月十九日、山陰山陽十六國の管領、尊氏追討の將軍新田義貞の武將たる大江田式部大輔氏經は機先を制して備中福山城を陥れ附近の義兵を掲げて之に據る其勢一千五百餘騎實に官軍に於ける大膽なる急先鋒なり。唯之に對する後繼軍なく懸軍萬里深く敵地に在るは吾人の大忠とするところ而かも此は據



(りよ方西)城 山 福 中 備

守一ヶ月の長きに亘る。

時に足利尊氏兄弟海陸大舉して東上せり。直義の陸軍五月十日備後鞆津に上陸し進んで小田郡草壁郷今の三谷村大字横谷に至ると聞くや氏經將士を會して之を勵まして申すは『夫れ戦の勝敗は時なり假令衆寡敵せず屍を山野に曝すとも寧ろ義を重しとす。いでや城を枕に潔く忠死を遂げて永く芳名を後昆に傳へん』と、一軍感奮皆死戦を誓へり。五月十五日宵直義兵三十萬騎を率ゐて小田、吉備、兩郡の境なる勢山を打越えて福山の麓に至る。四五里が間數百ヶ所に陣を取り盛に篝火を火く。翌朝直義の先鋒三千餘騎大手なる淺原時より攻撃を始め、やがて四面より總攻撃にかゝる、城兵應戰矢石を飛ばして大に敵兵を惱ます。五月十七日城將氏經は五百餘騎を城中に留めて之を守らしめ自ら一千騎を率ゐて出て戦ふ。先づ北方山下の敵軍に突撃を試みて無慮二萬騎を深く嶮しき谷底に懸落し。次に東方山下に直義を追撃して其の二萬餘騎を殲滅す。此間殆ど直義を獲んとするもの二回にして遂に其の踪を失ふ實に畢生の恨事なり。

而も衆寡敵せず、會々城中火起り焔煙天に漲り、守兵五百騎皆戦死し、氏經の率ゐる所も亦多く死し僅に四百騎を餘すのみ加ふるに連日の惡戦苦闘を重ねたることなれば困憊又戦ふこと能はず、是に於て十八日氏經は恨を呑み殘兵を收めて東歸せり。而も板倉橋より辛川宿まで猛烈なる敵の急追撃を受けしが、前後廿六度の反撃に依て巧妙なる退却を行ひ更に一瀉千里の勢を以て即日三石まで引上げて本軍と合せり。

其の夜直義は辛川に宿泊して首實檢を行へり。其の獲る所無慮一千三百五十三級なりしと云へば、一千五百餘騎の



福山地形圖

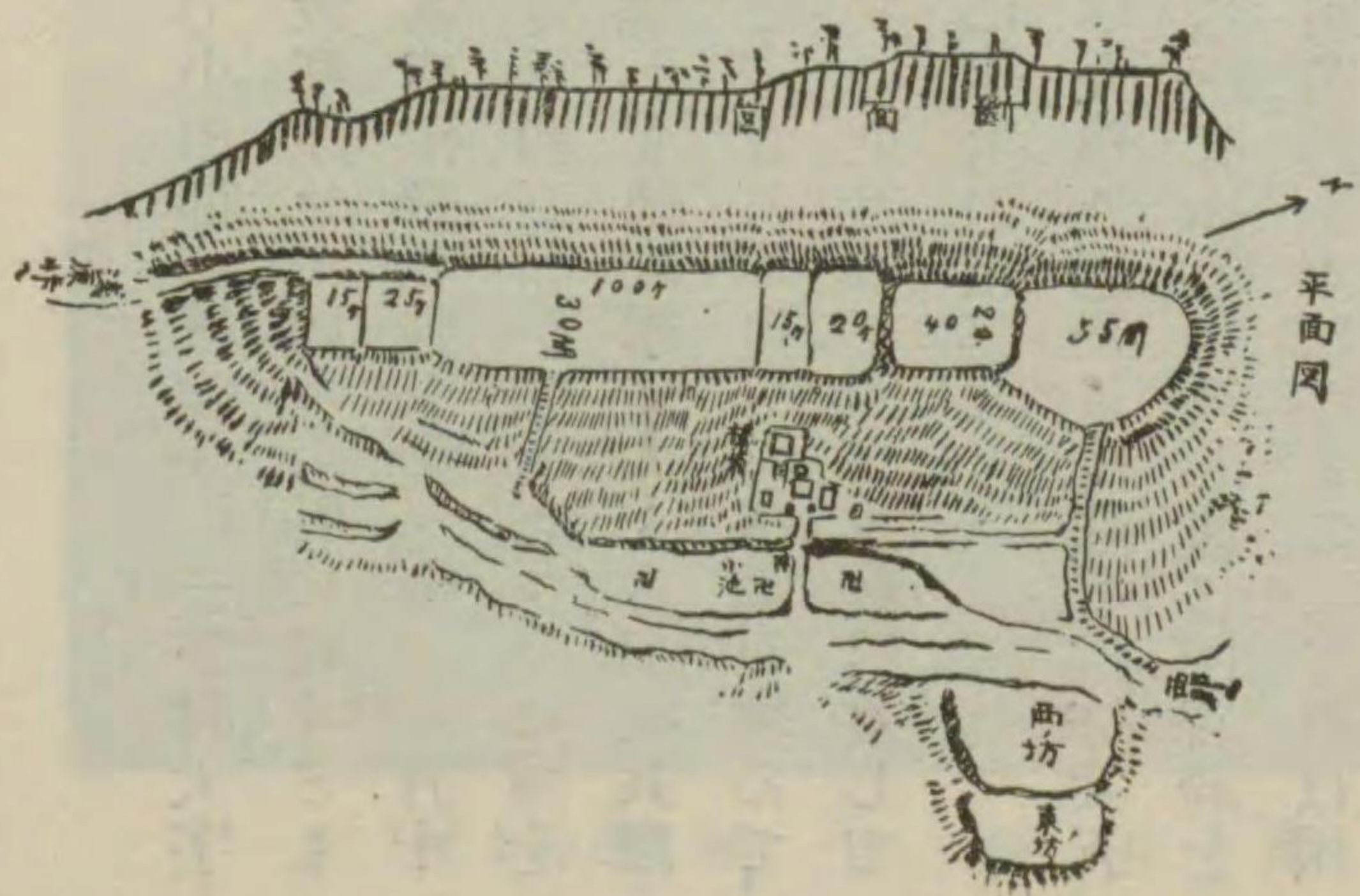
官軍は事實上に全滅し、殘存者は僅々百餘騎に過ぎざりしを知る。實に酸鼻の極なり。
 〔戦後の影響〕 福山既に陥り、一山十二坊の山上伽藍は赤土と化し、備中國分二寺の平地伽藍亦烏有に歸す。自餘又支
 ゆべくもあらず兒島高德の熊山。脇屋義助の三石城。さては江田行義の美作奈義仙菩提寺の城相踵いて潰え。白旗攻圍
 の新田義貞亦奔竄の已むなきに至れり。斯くては官軍の大勢挽回するに由なく。福山戦後二日にして三宅範長播磨阿彌
 陀に戦死し、更に五日にして湊川の激戦大楠公の最後を見るに至れり。是に由て之を觀れば前後六十年に亘る南北戦争
 は福山合戦に於て其の大勢を決し、湊川の戦に於て其の止めを刺されたものといふも差支なきなり。此意味に於て福
 山合戦参加の官軍戦死者は實に吉野朝に於ける志士、尊き犠牲の魁なり。
 左に参考太平記、卷第十六。

尊氏自筑紫上洛、附持明院殿院宣到來并瑞夢事
 福山合戦附兒島備後守討死事

を引用す、前者は尊氏直義の豪勢を觀るべく、後者は官軍の苦戦惡闘を見るべきもの
 也。

尊氏自筑紫上洛附持明院殿院宣到來并瑞夢事。

多多良濱ノ合戦ノ後、筑紫九國ノ勢、一人トシテ將軍ニ從ヒ靡カスト云者無リケリ、然レトモ中
 國ニ敵陣充滿シテ道ヲ塞キ、今川家、毛利家、北條家、南都、天正本云、義貞ノ氏族、播磨美
 王化ニ從テ、御方ニ通スル者少カリケレハ、左右ナク京都ヘ攻上ラン事ハ、如何有ヘカラント、此
 春ノ敗北ニ懲懼テ、諸卒敢テ進ム義勢モ無リケル處ニ、赤松入道カ三男則祐律師、并ニ得平因幡守
 秀光因幡守、天正、播磨ヨリ筑紫ヘ馳參テ申ケルハ、天正本云、則祐、秀光、三月三日播磨ヲ立、同
 文、京都ヨリ下サレタル敵軍、備中、備前、播磨、美作ニ充滿シテ候トイヘトモ、是皆城々ヲ攻
 兼テ、氣疲レ糧盡タル折衝ニテ候間、將軍コソ大勢ニテ御上洛候ヘトタニ、承及候ハ、一タマリ



モ堪ヘシト存候、若御進發延引候テ、白旗城攻落サレナハ、自餘ノ城一日モ堪候マシ、四箇國ノ要害、皆敵ノ城ニ成テ候ハンスル後ハ、
 何百萬騎ノ勢ニテモ、御上洛叶フマシク候、是則趙王カ秦ノ兵ニ圍レテ、楚項羽舟筏ヲ沈メ、釜餓ヲ燒テ、戰負ハ、士卒一人モ生テ返ラ
 シトセシ戦ニテ候ハスヤ、天下成功、只此一舉ニ有ヘキニテ候者ヲト、詞ヲ殘サテ申ケレハ、將軍天正本 是ヲ聞給テ、實モ此議サモア
 リト覺ルソ、サラハ夜ヲ日ニ繼テ上洛ヲ急クヘシ、但九州ヲヒタスラ打捨テハ叶マシトテ、仁木四郎次郎義長ヲ大將トシテ、大友、少貳
 兩人ヲ留置キ、木及大友少貳於九州ニ、四月二十六日ニ天正本、太宰府ヲ打立テ、同二十八日ニ順風ニ纜解テ、五月一日金勝院本安藝殿
 島へ船ヲ寄ラレテ、三日參籠シ給フ、其結願ノ日、三寶院僧正賢俊京ヨリ下テ、持明院殿ヨリ成サレケル、院宣ヲソ獻リケル、保曆間記
 院殿院宣、到來筑紫、梅松論云、尊氏自京赴筑紫時、泊於備後鞆、時院 將軍是ヲ拜覽シ給ヒテ、函蓋相應シテ、心中ノ所願既ニ叶
 宣到來、云々、今云、尊氏上洛時、院宣到來安藝殿島者、三説未レ知孰是、將軍是ヲ拜覽シ給ヒテ、函蓋相應シテ、心中ノ所願既ニ叶
 ヘリ、向後ノ合戦ニ於テハ、勝スト云事有ヘカラストソ悦給ヒケル、去四月六日ニ、法皇ハ持明院殿ニテ崩御ナリシカハ、後伏見院トソ
 申ケル、彼崩御已前ニ下セシ院宣ナリ、按、保曆間記、及諸本第十九卷、賜院宣於尊氏者、光嚴帝也、今作、後伏見帝、非也、且諸本
 尊氏故、託病留于東寺、云々、由、此見レ之、後伏見 將軍ハ嚴島ノ奉幣事終テ、同五日源院、南都本、作、四日、嚴島ヲ立給ヘハ
 院、四月既崩、然則所謂五月留東寺者、爲光嚴一明矣、將軍ハ嚴島ノ奉幣事終テ、同五日源院、南都本、作、四日、嚴島ヲ立給ヘハ
 伊豫、讚岐、安藝、周防、長門勢、五百餘艘ニテ馳參ル 都本、作、五千、源院、南都、天正本云、七日尊氏備後ノ輶ニ著給ヘハ、
 云々、按、備後、備中、出雲、石見、伯耆ノ勢、六千餘騎ヲテ馳參ル、其外國々ノ軍勢、招サルニ集リ、攻サルニ從ヒ著事、只吹風ノ草
 本文蓋脱文、木ヲ際カスニ異ナラス、新田左中將ノ勢、既ニ備中、備前、金勝院本、不レ載、備中、備前、播磨美作ニ充滿シテ、國々ノ城ヲ攻ル由開ヘケレハ
 輶浦ヨリ、左馬頭直義ヲ大將ニテ、二十萬騎ヲ西源院本、作、二十萬六千騎、作、二差分ケ、陸路ヲ上セラル。

○天正異本云、備後鞆ニテ、軍ノ評定アリケルニ、得平源太秀光進テ申ケルハ、義貞大勢ニテ、備前、備中、播磨、美作ニ勢ヲ差分テ
 道々ヲ塞キ、城ヲ取圍テ攻候、是等ヲ御對治ナクハ、御方利ヲ失候ヘシ、其上兩御所一ツニ海路ヲ御上洛ハ、然ルヘカラサルノ由、
 類ニ申ケレハ、將軍最其謂アリトテ、輶浦ヨリ、直義ニハ二十萬騎ヲ差副テ、陸路ヲ上セ奉リケル、云々、○保曆間記云、二月後伏見
 院御子、今ハ先帝新院ト申也、光嚴 忍テ尊氏ノ許ヘ給旨ヲ成サル、早々凶徒等ヲ退テ、君ヲ本位ニ即奉ルヘシトナリ、尊氏九州ニテ彼
 給旨ヲ拜シテ、悅テ西國ノ勢ヲ引具シテ攻上、一旦天命ヲ恐テコソ有ツレ、此勅命ヲ蒙ル上ハ、打勝事仔細ナシトテ則上、云々。
 將軍ハ一族北條家、西源院、南都本云、吉良、石堂、仁木、細川、荒川、四十餘人、天正 高家一黨五十餘人、上杉一類三十餘人、利家、毛
 北條家、西源院、外様ノ大名北條家、西源院、南都本云、土岐、佐々木、赤松、千葉、宇都宮、小田、結、百六十頭、兵船七千
 南都本、作、九、城一黨、三浦、河越、大友、厚東、大内、菊池等也、按、菊池屬ニ官軍、不レ當レ出地、

五百餘艘ヲ、毛利家、西源院本、作三漕雙テ、海上ヲ登ラレケル、同五日、按、前云、五日尊氏發嚴島、且連書七日之事、今又云、五月二十五日、梅松論作、備後輒ヲ立給ヒケル時、一ノ不思議アリ、將軍屋形ノ中ニ、少マトロミ給ヒタリケル夢ニ、南方ヨリ光明赫奕タル觀世音菩薩、一尊飛來マシマシテ、船ノ舳ニ立給ヘハ、眷屬ノ二十八部衆、各弓箭仗ヲ帶シテ、擁護シ奉ル體ニソ見給ヒケル、將軍夢覺テ見給ヘハ、山鳩一ツ船ノ屋形ノ上ニアリ、西源院本、無、彼此偏ニ圓通大士ノ擁護ノ威ヲ加ヘテ、勝軍ノ義ヲ得ヘキ、夢想ノ告ナリト思召ケレハ、杉原ヲ三帖、短冊ノ廣サニ切セテ、自ラ觀世音菩薩ト書セ給ヒテ、舟ノ櫓毎ニソ押セラレケル、角テ舟路ノ勢、既ニ備前吹上ニ著ハ、歩路ノ勢ハ、備中草壁庄ニソ著ニケル。

○梅松論云、尊氏ハ急キ上落スヘキカ、又秋ヲ疎ヘキカト、兩議不定ニシテ、宰府ニ三月三日ヨリ、四月三日迄御座アリシ時分、播磨ヨリ赤松馳申テ云、新田義貞大將トシテ、多勢ヲ以テ當城ニ向テ陣ヲ取、圓心カ一族、其外京都ヨリ九州へ參スル輩馳籠ル間、城中ノ勢満足ストイヘトモ、兵糧用意ナキノ間、若御歸洛延引アラハ、堪忍セシメカタシ、御進發ヲ急カルヘシ、又備前三石ノ大將、尾張親衛同申テ云、新田ノ脇屋ヲ大將トシテ、當城ニ向フ間、兵糧用意ナキ由、赤松ト同申、是ニ依テ九國ニハ、一色入道、仁木右馬助、松浦黨、井國人以下ヲ留ラレテ、四月三日太宰府ヲ立テ、御進發アリシ程ニ、大友少貳并九國輩、博多津ヨリ纜ヲ解テ、尊氏、直義ハ、長門ノ府中ニ暫ク御逗留ニテ、當所ヨリ御座船アリ、御船ノ事ハ元曆昔、義經壇浦ノ戰ニ乘タリシ、當國串崎ノ船、十二艘ノ船頭ノ子孫ノ船ナリ、義經平家追討ノ後、此船ニ於テハ、日本國中ノ津泊ニ於テ、公役アルヘカラスト、自筆ノ御下文ヲ今ニ是ヲ帶ス、今度此船ヲ以テ、御座船ニ定ラレケルハ、最佳例ニ相協ヘリ、是ハ長門守護厚東申沙汰スル處ナリ、漸五月五日夕、備後輒ニ御著アリ、當津ニ御逗留ケルニ、諸國ノ御方同心ニ申ケルハ、御歸洛急カルヘキ越トモナリ、仍テ御合戰評定區區ナリ、一議云、兩將ハ御船ニテ四國中國ノ大將國人等、陸地ヲ發向スヘキカ、一議ニハ、兩將皆陸地ヲ御向ヒアルヘキカ、一議ニハ、兩將皆御船ニテ御進發有ヘキカ、各大議ニ依テ、イマタ落居セサル處ニ、頼尙進テ申ケルハ、兩將御船ニテ御進發ノ議、更ニ愚意ノ及ハサル處ナリ、天下ノ是非ハ、今度ノ御手分ニ依ヘキカ、既ニ敵播磨備前兩城ヲ圍ム由其告アリ、是等ヲ對治シテ、泰平ハ落居有ヘキカ、然ニ船軍計ニテハ、凶徒ノ對治落居シ難シ、幸ニ兩將御座ノ上ハ、將軍ハ御船、頭殿ハ陸地ヲ御發向アルベシ、頼尙陸地ノ先陣ヲ承テ、亡父妙慧カ遺言ニ任テ、百個日ノ追善合戰シテ、佛事ニ仕ルヘシ、頼尙生前ノ訴訟、只此事ナリト頼ニ申ケル間、此諸然ヘシトテ、將軍ハ御船、直義ハ陸地ヲ御發向治定シテ、則御手分アリ、御船ニハ執事師直、關東京都ヨリ供奉ノ宿老、兩國ノ輩ヲ船ニ乘ラレテ、御發向アルヘシ、直義ノ御手分ニハ高師泰、關東京都ヨリ供奉ノ壯士等、并少貳、大友、長門、周防、安藝、備前、備中ノ御家人等屬シ奉ル、去春二月御下向ノ時ヨリ

國ノ大小ニ從テ、馬鞍物具弓矢楯糧兵米ノ用意ヲ致スヘキ由、守護人等ニ嚴密ニ仰合サレシカハ、皆其沙汰ヲ致ス、是遠方ノ境ヨリ供奉ノ輩ニ、配分シ給フヘキ御計ナリ、五月十日備後輒ヲ立テ、船路陸路同日ニ御進發アリ、船ハ纜ヲ解、陸ハ轡ヲ雙フ、先陣ハ頼尙二千餘騎トソ聞ヘシ、暫ハ海ト陸互ニ見通シタリシニ、頼尙ハ旗ノ横紙ニ、アヤイ笠ヲ附タリ、是ハ御眷屬御靈影向アリテ、蟬口ニ御座ノ故ニ、昔ヨリ當家ノ庭訓ナリ、御船五十餘町過テ見渡シタレハ、船共多キ中ニ、先船ニハ御紋ノ幕ヲ引テ、漕向タリシテ、楫力謀ニ味方ト號シテ向ナト聞ヘテ、少々騒タリシカトモ、サハナクシテ四國ノ細川人々、土岐伯耆六郎、伊豫河野一族、其外ノ國人等五百餘艘其勢五千餘騎トソ聞ヘシ、五月十五日備前兒島ニ著給フ、當所ハ佐佐木一族ノ所領ナル間、加地筑前守也、或作加治、非、瀆近ク假御所ヲ作、御風呂ナト立御休息アリシニ、其夜ノ滿月ニ、黑雲ニ筋引渡、數刻見ヘシカハ、軍勢皆合掌シテ拜シ奉ル、是ソ大ナル奇瑞ナリシ、凡今度九州御座ノ間、諸社ノ不思議トモ、御方ノ吉兆記ニ違アラス、殊ニ有難カリシハ、太宰府ニ御座ノ時、博多櫛田宮、住吉御社ノ下ニ下女ニ託シテ曰、吾今度兩將ヲ都マテ守護シ、安穩ニ送ヘキカ、但合戰ヲ致スヘシ、白旗一流、鏝、御劍、弓、征矢、上矢ノ鏢ヲ差副テ獻ヘシト、御託宣新ナリシ間、悉調進セラル、御使者ノ見ル前ニテ、神託ノ女、弓ヲ張上矢ノ鏢ヲハケテ云、我ヲ疑フ者多シ、其證ハ今度武將天下ヲ取ヘクハ、此欠一モハヅルヘカラストテ、櫻樹ノ細枝ヲ射ル事三度、一モハヅル、事ナシ、更ニ賤女ノ業ニ非ス、此外天神ノ仕者御靈、合戰ノ度コトニ、光ヲ耀シ給フ、又武將御下向ノ時、靈夢ノ仔細有テ、白墓毛ナル老馬ヲ舩ニ立テ御座船ニ牽添ラル、又上ヨリ諸軍勢ニ至マテ、兜ノ眞向ニ、南無三寶觀世音菩薩ト書附テ、毎月十八日、觀音懺法ヲ讀セラル、御下向ノ時ハ、三百餘艘ノ船ヨリ、僧達ヲ召レシニ、人數乏カラス、御歸洛ノ時ニハ云ニ及ハス勤行有シ、云々。

福山合戰附兒島備後守討死事。

福山ニ橋籠處ノ官軍共、此由ヲ聞テ、此城イマタ拵ルニ及ハス、彼ニ附此ニ附、大敵ヲ支ン事ハ、叶フヘシトモ覺スト申ケルヲ、大江田式部大輔、姑ク思案シテ宣ケルハ、合戰ノ習、勝負ハ時ノ運ニ依トイヘトモ、御方ノ小勢ヲ以テ、敵ノ大勢ニ闘ハニ、負スト云事ハ千ニ一モ有ヘカラス、去ナカラ國ヲ超テ、足利殿ノ上洛ヲ支ントテ向タル者カ、大勢ノ守レハトテ、開逃ニハ如何スヘキ、ヨシヤ只一業所感ノ者共カ、此所ニテ皆死ヘキ果報ニテソ有ラメ、死ヲ輕シ、名ヲ重スル者ヲコソ人トハ申セ、誰々モ愛ニテ討死シテ、名ヲ子孫ニ殘サント、思定ラレ候ヘト、諫メラレケレハ、紀伊常陸合田以下ハ、申ニヤ及候ト領掌シテ、討死ヲ一篇ニ思儲テケレハ、中々心中涼シクソ覺ケル、サル程ニ明レハ五月十五日ノ宵ヨリ、左馬頭直義、三十萬騎ノ勢ニテ、本文及諸異本、前作、勢山ヲ打越、福山ノ麓四五里カ間、數百個所ヲ陣ニ取テ、篝ヲ燒テソ居タリケル、此勢ヲ見テハ、如何ナル鬼神トモイヘ、今夜落ヌ事ハヨモ非シト覺ケルニ、城ノ篝モ

燒止ス、猶堪タリト見ヘケレハ、夜既ニ明テ後、先備前今川家、毛利家、北條家、備中ノ勢共、三千餘騎ニテ推奇、淺原峠ヨリ懸タリケル、是迄モ城中鳴ヲ靜メテ音モセス、サレハコソ落タリト覺ルソ、闕ヲ揚テ敵ノ有無ヲ知トテ、三千餘騎ノ兵共、楯ノ板ヲ敲キ、闕ヲ作ル事三聲、近附テ上ラントスル處ニ、城中ノ東西ノ城戸口ニ、太鼓ヲ打テ闕ヲ合タリケル、餘處ニ控タル、寄手ノ大勢是ヲ聞テ、源氏ノ大將ノ籠リタランスル城ノ、小勢ナレハトテ、開落ニハヨモセシト思ヒツルカ、果シテイマタ堪タリケルソ、侮テ手合ノ軍ヲ損スナ、四方ヲ取卷テ同時ニ攻ヨトテ、國々ノ勢一方一方ヲ請取テ、谷々峰々ヨリ攻上リケル、城中ノ者共ハ、豫テヨリ思儲タル事ナレハ、雲霞ノ勢ニ圍レヌレ共、少シモ騷カス、此彼ノ木隱ニ立隠テ、矢種ヲ惜マス散々ニ射ケル間、寄手稻麻ノ如クニ立雙ヒタレハ、アタ矢ハ一モ無リケリ、敵ニ矢種ヲ盡サセント、寄手ハ應射リケレハ、城ノ勢ハイマタ一人モ手負ハス、大江田式部大輔是ヲ見給ヒテ、サノミ精力ノ盡ヌ前ニ、イサヤ打出テ、左馬頭カ陣、一散シ、懸散サントテ、城中ニハ、徒立ナル兵五百餘人ヲ留テ、馬強ナル兵千餘騎引率シ、城戸ヲ開カセ、逆茂木ヲ引ノケテ、此ノ尾ノ殊ニ嶮シキ方ヨリ、喚テ懸出ラレケル、一方ノ寄手二萬餘騎、是ニ懸落サレ、谷底ニ馬ヲ馳コミ、イヤカ上ニ重リ伏ス、式部大輔是ヲハ打捨、東ノ離レ尾ニ二引兩旗ノ見ユルハ、左馬頭天正本作左兵衛督、非也、時ニテソ有ラントテ、二萬餘騎控タル勢ノ中へ破テ入、時移ルマテソ闕ハレケル、是モ左馬頭ニテハ無リケルトテ、大勢ノ中ヲ颯ト懸拔テ、御方ノ勢ヲ見給ヘハ、五百餘騎討レテ、纔ニ四百騎ニ成ニケリ、爰ニテ城ノ方ヲ遙ニ觀ハ、敵ハヤ入替リヌト見ヘテ、櫓楯ニ火ヲ懸タリ、式部大輔兵ヲ一所ニ集メテ、今日ノ合戦今ハ是迄ソ、イサヤ一方打破テ、備前へ歸リ、播磨三石ノ勢ト一ニナラントテ、板倉橋ヲ東へ向テ落給ヘハ、敵二千騎三千騎、此彼ニ道ヲ塞テ打留ントス、四百餘騎ノ者共モ適ヌ處ソト、思切タル事ナレハ、近附敵ノ中へ破テ入驅散シ、板倉川ノ邊ヨリ唐皮迄、十餘度毛利家、西源院、天正本、作二十六、マテコソ戦ヒケル、サレ共兵モサノミ討レス、大將モ恙ナカリケレハ、虎口ノ難ヲ遁テ、五月十八日早旦ニ、三石宿ニソ落着ケル、左馬頭直義ハ、福山ノ敵ヲ追落シテ、事始ヨシト悅給フ事斜ナラス、其日一日唐皮宿ニ逗留有テ、首ノ實檢有ケルニ、生虜討死ノ首、千三百五十三今川家本作三百五十餘ニ註セリ。當國吉備津宮ニ、參詣ノ志オハシケレトモ、合戦ノ最中ナレハ、觸穢ノ憚有トテ、只願書計ヲ籠ラレテ、翌日唐皮ヲ立給ヘハ、將軍モ舟ヲ出サレテ、順風ニ帆ヲ揚ラレケル、五月十八日ノ晩景ニ、脇屋右衛門佐、三石ヨリ使者ヲ以テ、新田左中將ノ方へ立テ、福山ノ合戦ノ次第、委細ニ註進セラレケレハ、其使者懸テ馳返テ、白旗、三石、菩提寺城、イマタ攻落サル處ニ、唯云、江田圍ニ奉義、能仙、菩提寺三城、而無ニ城陷之文者、與此符合、可ニ并、尊氏直義大勢ニテ、船路ノ陸路トヨリ上ルト云ニ、若陸ノ敵ヲ支シ爲ニ、當國ニテ相嫉ハ、船路ノ敵差違テ、帝都ヲ侵サン事疑ナシ考、只速ニ西國ノ合戦ヲ打捨テ、攝津國邊マテ引退キ、水陸ノ敵ヲ一處ニ疎受、帝都ヲ後ニ當テ合戦ヲ致スヘク候、急キヨリ山里ノ邊へ

出合レ候ヘ、美作ヘモ、此旨ヲ申遣シ候ツルナリトソ、仰ラレタリケル、是ニ依テ五月十八日ノ夜半許ニ、官軍皆三石ヲ打捨テ、船坂ヲ引レケル、城中ノ勢共是ニ機ヲ得テ、船坂山ニ出合、道ヲ塞テ散々ニ射ル、宵ノ間ノ月山ニ隱レテ、前後サタカニ見ヘヌ事ナレハ、親討レ子討ルレトモ、只一足モ前ヘコソ行延ントシケル處ニ、菊池カ若黨ニ、原源五、源六トテ名ヲ得タル大剛ノ者有ケルカ、應跡ニ引サカリテ、御方ノ勢ヲ落サント、禦矢ヲ射タリケル、矢種皆射盡シケレハ、打物ノ鞘ヲハツシテ、傍輩共アラハ返セトソ呼ハリケル、菊池カ若黨共是ヲ聞テ、遙ニ落延タリケル者共、某此ニ在ト名乗懸テ、返合ケル間、城ヨリナリ合ケル敵共、サスカニ近附得スシテ、只餘所ノ峰々ニ立渡リテ、闕ヲソ作りケル、其間ニ數萬ノ官軍共、一人モ討ル、事ナクシテ、大江田式部大輔、其夜ノ曙ニハ、山里へ著ニケリ此下、今川家、北條家、西源院、和備後守範長、子息三郎高德、佐々木ノ一黨カ、船ヨリアカル由ヲ聞テ、是ヲ禦シ爲ニ、西川尻ニ陣ヲ取テ居タリケルカ、福山既ニ落サレヌト聞ヘケレハ、三石勢ト、三石、毛利家本作成合シ爲ニ、九日夜ニ入テ、九日、金勝院本作二十八日、爲得、按、前云、義助、十八日夜半、退自、三石ヘソ馳著ケル、爰ニテ人ニ尋レハ、脇屋殿ハ、早宵ニ播磨へ引セ給ヒテ候ナリト船坂、云々、由、此見之本九日上、脱、十字、山里、下、九日、共非也、毛利家本作二十九日、爲得、按、前云、義助、十八日夜半、退自、三石ヘソ馳著ケル、爰ニテ人ニ尋レハ、脇屋殿ハ、早宵ニ播磨へ引セ給ヒテ候ナリト申ケル間、サテハ船坂ヲハ通り得シトテ、先日搦手ノ廻リタリシ三石ノ南ノ山路ヲ、タトルタル終夜越テ、サコシノ浦ヘソ出タリケル夜イマタ深カリケレハ、此儘少ノ逗留モナクテ打テ通ラハ、新田殿ニハ、安ク追著奉ルヘカリケルヲ、子息高德カ、先ノ軍ニオフタリケルル創、イマタ愈サリケルカ、馬ニ振レケルニ依テ、目昏騰消テ、馬ニモタマラサリケル間、サコシノ邊ニ相知タル僧ノ有ケルヲ尋出シテ預置ケル程ニ、時刻推移リケレハ、五月ノ短夜明ニケリ、去程ニ道ヨリ、落人ノ通ケルト聞テ、赤松入道、三百餘騎ヲ差遣シテ、那波邊ニテソ疎セケル、備後守僅八十三騎ニテ、大道ヘト心サシテ打ケル處ニ、赤松カ勢、トアル山陰ニ寄合テ、落人ト見ルハ誰人ソ、命惜クハ弓ヲ弛シ、物且脱テ降人ニ參レト、詞ヲソカケタリケル、備後守是ヲ聞テカラカラト打笑ヒ、聞モ習ハヌ言カナ、降人ニ成ヘクハ、筑紫ヨリ將軍ノ様々ノ御教書ヲ成テ、スカサレシ時コソ成ンスレ、其ヲタニ引裂テ、火ニクヘタリシ範長カ、御邊達ニ向テ、降人ニナラントエヨソ申マシケレ、物具ホシクハ、イテ取ラセント云儘ニ、八十三騎ノ者共、三百餘騎ノ中へ喚テ懸入、敵十二三騎斬テ落シ、二十三騎ニ手負セ、大勢ノ圍ヲ破テ濱路ヲ東ヘソ落行ケル、赤松カ勢案内者ナリケレハ、懸散サレナカラ、前々へ馳過テ、落人ノ通ルソ、計留メ物具ハケト、近隣傍庄ニソ觸タリケル、是ニ依テ其邊ニ三里カ間ノ野伏共、二三千人出合テ、此ノ山ノ陰、彼ノ田ノ時ニ立渡リテ、散々ニ射ケル間、備後守カ若黨共主ヲ落サンカ爲ニ、進テハ懸破リ、引下テハ討死シ、那波ヨリ阿彌陀宿ノ邊迄、十八度マテ戦テ落ケル間打殘サレタル者、今ハ僅主従六騎ニ成ニケリ、備後守或辻堂ノ前ニテ馬ヲ控テ、若黨共ニ向テ申ケルハ、アハレ一族共タニ打連タリセハ播磨ノ國中ヲハ、安ク蹴散シテ通ルヘカリツル物ヲ、方々ノ手分ニ向ラレテ、一族一所ニ居サリツレハ力ナシ、範長討ルヘキ時刻ノ到來

シケルナリ、今ハ遁ルヘキトモ覺ネハ、最後ノ念佛心靜ニ唱ヘテ、腹ヲ切ラント思フツ、其程敵ノ近ツカヌ様ニ禦ケトテ、馬ヨリ飛テテリ辻堂ノ中ヘ走入、本尊ニ向ヒ手ヲ合、念佛高聲ニ二三百遍カ程唱ヘテ、腹一文字ニカキ切テ、其刀ヲ口ニクヘテ、ウツアシニ成テソ伏タリケル、其後若黨四人、續テ自害ヲシケルニ、備後守カ從弟ニ、和田四郎範家ト云ケル者、暫ク思案シケルハ、敵ヲハ一人モ滅シタルコソ、後マテノ忠ナレ、追手ノ敵、若赤松カ一族子共ニテヤ有ラン、サモアラハ引組テ、刺違ヘンスル物ヲト思ヒテ、刀ヲ抜テ逆手ニ握リ、兜ヲ枕ニシテ自害シタル體ニ見ヘテソ伏タリケル、此ヘ追手ニ懸リケル、赤松カ勢ノ大將ニハ、宇野彌左衛門次郎重氏トテ、次郎、金勝院、和田カ親類ナリケリ、直ニ辻堂ノ庭ヘ馳來テ、自害シタル敵ノ首ヲ取ントテ、是ヲ見ルニ、袖ニ著タル笠、皆下黒ノ紋ナリ、重氏拔タル太刀ヲ抛テ、荒淺マシヤ、誰ヤラント思ヒタレハ、兒島、和田、今木ノ人々ニテ有ケルソヤ、此人達ト疾知ナラハ、命ニ代テモ助クヘカリツル物ヲト悲テ、涙ヲ流シテ立タリケリ、和田四郎此聲ヲ聞テ、範家はニ在トテ、カハト起タレハ、重氏膽ヲツツシナカラ立寄テ、コハ如何ニトソ悦ケル、馳テ和田四郎ヲハ、同道シテ扶ケ置、備後守ヲハ、葬禮ニ取沙汰シテ、遺骨ヲ故郷ヘソ送りケルサテモ八十三騎ハ討レテ、範家一人助カリケル、運命ノ程コソ不思議ナレ。

○梅松論云、五月十七日ニ、直義ノ御陣、備中河原ト、備前兒島ノ間三里、直義ヨリ御使アリ、當手ニハ、備中、備後、安藝、周防、長門ノ大將、守護人國人等、并三浦介、美作國ヨリ昨日馳參ス、少貳、大友供奉ノ間、御勢數ヲ知ラス候、御船ニハ、四國ノ勇士等、參著ノ由承間、目出度候、但播磨ノ赤松、備前ノ三石城、合戦最中ノ由聞ヘ候處ニ、結局新田ノ江田某、大將トシテ馳下テ、近日備中ノ福山ニ橋籠ル間、今夕手分セシメ、明日拂曉ニ追落シ、火ヲ舉ヘク候、彼城ト御陣ノ兒島、近所タル間、御用心ノ爲ニ馳申處ナリ、去程ニ翌日十八日、觀音懺法行ハレ滿散過テ、當所ノ景物、揚梅取ニ上ノ山ニ登リケル下部、馳下テ云、既ニ味方ノ大勢、福山ヲ攻落シテ、亂入テ火ヲ放間、敵皆落行由申上ケル、時分ガラ實ニ佛神ノ御加護ト、憑敷ソ思召ケル、則陸地ノ御勢、備前國ヘ攻入給ヒシカハ、三石城ノ寄手、脇屋没落スト聞ヘシカハ、直義ヨリ飛脚ヲ以テ賀シ申サル、馳テ兒島ノ御船ヲ出サル、海下陸トノ御陣、日夜約束ノ火ヲ舉ラレシカハ、山ヲ隔ナカラ、互ニ御陣ノ在所ヲ知召ケル、サル程ニ備前三石ノ寄手ノ勢落上リシカハ、新田義貞、赤松ノ城ノ圍ヲ解テ没落ス、然ル間、陸地ノ大勢ハ、播磨ノ懸河ニ陣ヲ取、御船ハ同室ノ泊ニ著給フ、翌日赤松入道、御船ヘ參申テ云、今度圓心カ城ニ馳籠ル軍勢ノ著到、并ニ敵没落ノ時、攻口ニ捨置旗、百餘流持參ス、一々御披見アリシカハ、家々ノ紋紛レス、武將仰ラレケルハ是ヲ見ルニ、根本敵ナレハ是非ニ及ハス、味方ヘ戰功アル輩ノ少々見ユルカ、一旦ノ害ヲ遁レンカ爲ニ、義貞ニ屬シケル心中不便ナリ、是等モ果シテ味方ニ參ヘシトテ、中々快悦ノ御顔色ナリ、此旗共ヲハ、數ヲ記シテ、後日ニ沙汰アルヘシトテ、赤松ニソ預ラレケル、サテ當所室ト兵庫ノ間ノ海ハ、チシテニハ必播磨灘トテ、御下向ノ時ノ如ク、ヨキ順風ヲ得サル外ハ、渡ラサル難所タル間、日

ヨリヲ待レシ程ニ、既ニ陸地ノ御勢ハ進ミ給フニ、御逗留ヲ諸軍勢歎シ時分、五月二十三日戌刻ニ雨交リタル西風些シ吹テ、將軍御悅有テ仰ラレケルハ、此風ハ天ノ與フル物カ、早纜ヲ解ヘシト有ケレハ、或議云、海上ノ事、其道ヲ得ス意見ヲ申カダシ、大船トモノ船頭ヲ召レテ、御尋アルヘシトアリ、仍御座船串崎ノ船頭、千葉大隅守カ舟ヲキハシノ船頭、大友、少貳、長門、周防ノ船頭十餘人、御前ニ列シテ各申ケルハ、此風今ハ順風ナリトモ、月ノ出潮ニ吹替テ向フヘキカ、出サレテハ、若途中ニテ難儀アルヘキカトアリケレハ、爰ニ上杉伊豆守ノ乗船、名ヲハ今度船ト號ス、長門阿武郡椿浦ノ船頭孫七長申ケルハ、是ハ御大慶ノ順風ト存候、其故ハ雨ハ風ノ吹出テ降候、月出ハ雨ハ止候ヘシ、少ハコハク候トモ、追風ナルヘキ由、一人申上タリシカハ、御不意タルニ依テ、御感再三ニ及フ、忝御意ヲ懸ラレ、左衛門尉ニ成ル、將軍仰ラレケルハ、元曆ノ昔、義經渡邊ヨリハ大風ナリシカトモ、順風ナレハコソ渡リツラメトテ、雨ノ上チモ御峽ナクシテ、御座船出サル、危カルヘキ由、數多ノ船頭申上ラハ聞召レスシテ、一人カ申テ御許容如何ト、内々申輩アリケレトモ、進ム御道ナレハ、意見ニ及ハス、既ニ御船ヲ出サレケレハ、總シテ船數、大小五千餘艘トソ聞ヘシ、去ナカラ其夜御供ニ出シ船、三千艘ニハ過サリケリ、月ノ出潮ヲ俟テ、室ヨリ五十町東ナル杓子浦ニ御船カ、案ノ如ク雨ヤミシカハ、月ト共ニ御座船出ケリ、コハカリシカトモ、順風ナリケレハ、皆帆ヲ上テ馳ケルニ、夜ノ明方ニ成シカトモ、近クハ山見ヘヌ海ナルニ、浪ハ屏風ヲ立タルコトクナレハ、心細カリシカトモ、二十四日ノ暮程ニ、御船ヲ始トシテ、播磨ノ大藏谷ノ澳ニソ、碇ヲ下シテ懸リ給ヒシ、云々。

〔大日本史料〕

延元元年五月十八日、尊氏直義、海陸並び進む、是日、直義、備中福山を攻めて之を陥る、義貞播磨を引き去る。

〔梅松論〕 ○上文ハ三月二十日尊氏 五月十日備後の鞆を立て、船路陸地同日御進發なり、船は纜を解き、陸は轡をならふ、先陣ハ太宰少貳頼尙二千餘騎とぞ聞えし、こはしハ海と陸と互に見かよこたりしに、少貳頼尙ハ旗の横紙にあやいかさを付たり、是ハ御眷屬御靈影向有テ、蟬口に御座ゆへに、昔より當家の庭訓なり、御船五十餘町過て見わたしけれハ、舟共多き中に、先舟にハ御紋の幕を引テ漕むかひたりしを、桶か謀に御方と號して、向ふなと聞えて、少々騒きたりしかとも、さはなくして、四國の細川の人々、土岐伯耆六郎清、伊與の河野の一族、其外の國人等、數五百餘艘、其勢五千餘騎とぞ聞えし、五月十五日、備前國兒島に著給ふ、當所ハ佐々木の一族の所領なる間、加地筑前守○顯 渚近く假御所を造り、御風呂杯たて、御休息ありしに、其夜の満月に、黒雲二筋引渡し、數刻見えしかハ、軍勢皆合掌して拜し奉る、是ハ大なる奇瑞なりし、凡今度九州御座の間、諸社の不思議共、御方の吉兆、記すに違あらず、殊

に難有かりしハ、太宰府に御座の時、博多の櫛田の宮、住吉の御社の下女に託して云、我今度兩將を都まで守護し、安穩に送るべきか但合戦を致へし、白旗一流、鎧、御劔、弓、征矢、上矢の鏑をさし添て奉るへしと、御託宣新なりし間、悉調進せられける、御使者の見る前にて、神託の女、弓を張、上矢の鏑をはけて云、我なうたかふ者多し、其證ハ今度武將天下をさるへくハ、此矢一もはつるへからすとて、櫻樹の細枝を射る事三度、一もはつる事なし、更に賤女のわざにあらず、此外天神の使者の御靈、合戦の度毎に光を耀し給ふにそ安堵しける、亦武將御下向の時、靈夢の子細有て、白草毛なる老馬を舩に立て、御座船に引すへらる、又上より諸軍勢に至迄青の眞向に南無三寶觀世音并と書付て、毎月十八日觀音懺法をよませらる、御下向の時は、三百餘艘の船より僧達を召されしに、人數乏しからず、御歸洛の時ハ云ふに不及勤行有し、五月十七日、下御所の御陣備中の河原^{陽郡}賀^郡、備前の兒島の間三里、下御所より御使あり、當手にハ備中備後安藝周防長門の大將守護人國人等、并三浦介^{高美作國より昨日馳參す}、太宰少貳大友供奉の間、御勢數を知らす候、御舟にハ四國の勇士等參著のよし承間めてたく候、但播磨の赤松、備前の三石の城、合戦の最中のよし聞え候處に、結局新田江田某^{大井}大將として馳下て、近日備中の福山^{山片山村ニアリ}に楯籠るの間、今夕手合せしめ、明日拂曉に追落し、火をあくへく候、彼城と御陣の兒島近所たる間、御用心のために馳申所なり、去程に、翌日十八日、觀音懺法行ハれ、滿散過て、當所の景物楊梅取に、上の山に登ける下部走下て云く、既御方の大勢福山を責落して、飛入て火を放つ間敵皆落行よし申あけたり、時分柄實に佛神の御加護、と頼母敷を思召ける、則陸地の御勢、備前の國へ責入給ひしかハ、三石の城の奇手、脇屋没落すと聞えしかハ、下御所より飛脚を以賀し申さる、頓て兒島の御舟を出さる、海と陸との御陣、日夜約束の火を揚られしかハ、山をへたてなから、互に御陣の在所をぞしるしめされける、去程に、備前三石の奇手の勢、落上りしかハ、新田義貞、赤松の城の圍を解て没落す、しかる間陸地の大勢ハ、播磨の掛川に陣を取る、御舟も同室の泊に著給ふ、翌日赤松入道御舟へ參り申て云く、今度圍心か城に馳籠る軍勢の著到、並敵没落の時、責口に捨置旗百餘流持參す、一々御披見有しかハ家々の紋紛れす、武將仰られけるハ、是を見るに、根本敵なるハ是非に不及、御方へ戦功有輩の旗少々見ゆるか、一旦の害を逃れんか爲に、義貞に屬しける心中不便なり、是等もはたして御方に參るべしとて、中々快悦の御顔色なりしかバ、實に忝なき御意とそ覺えし、此旗共をハ數をしるして、後日沙汰有べしとて、赤松にぞ預られける、^{○下文ハ、二戰ノ條ニ收ム}十五日湊川合

〔深堀系圖證文記録〕二 ○佐賀文書纂所收

備中國福山、備前三石、播磨國赤松凶徒等、去十八日没落、^{○中略、全文ハ二十五日湊川合戦ノ條ニ收ム}

建武三年五月廿五日

仁木次郎四郎殿

○本書ニ、少貳頼尙ノ施行狀ヲ載セタレドモ、之ト同文ナルヲ以テ略ス。

〔萩藩閩閱録〕百二十一ノ一

周布吉兵衛

目 安

石見國周布郷總領地頭彦次郎入道蓮心^兼軍忠事、備中國於福山合戦^{建武三、五月十八}致散々合戦之時、蓮心被射貫右膝被疵華、是一、次家子大貳法橋頼丹、若黨荒木刑部太郎宗澄等令討死華、是二、次中間平三男、右二腕、五郎太郎男、右足甲、被射之被疵、致軍忠之條御見知之上者、任實正可有御注進候、仍恐々言上如件

延元々年七月 日

臨屋右衛門助義助 見了判

尊氏將軍

御判

七月廿九日

進上 御奉行所

民部丞頼重 取判

此條早々申御沙汰候者可宜候畢

齋藤五郎兵衛尉のへ

義助 判

石見國周布郷總領地頭彦次郎入道蓮心申、備中國福山合戦之時、被自身疵、右膝被射貫、家子大貳法橋頼丹、若黨荒木刑部太郎宗澄打死、中間兩人被疵華、此段小早川民部承就注進狀、御一見狀給之間、爲齋藤五郎兵衛尉奉行上者、重給御舉狀申進存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

九月廿七日

進上 御奉行所

沙彌蓮心 狀 裏在判

第三編 近古

〔吉川家什書〕

十三 經時御代

尾張守殿師泰御一見狀、〔正〕文ハ武田甲斐守所ニ在之

吉川小次郎經時申

右今年建武五月十八日、於備中國福山城大手、懸先致合戰追落了、軍忠次第爲大將御前之間、不及證人、然早爲後證、下給御判、可備後日龜鏡候、恐惶謹言

建武三年六月十六日

進上 御奉行 所

藤原經時

尾張守卜有之名字不知〔高師泰〕

承了 在御判

〔天野文書前田侯爵本〕

天野安藝三郎遠政申、去五月十八日奉屬當御手、押寄備中國福山城、致合戰之條、須山二郎、小藏大貳房、同所合戰之間、所令見及也、然者賜御判、可備後證候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武三年七月日

〔斯波高經〕 花押

〔山内首藤文書〕

十一 長門

備後國津田郷總領地頭山内首藤三郎通繼今者討死子息上用鶴丸○通代時吉謹言上

欲早被關守護人朝山次郎左衛門尉楚忽注進、被止關所御沙汰、爲亡父通繼討死跡、申恩賞處、以當郷稱鹽飽左近入道跡、入非據注進條、無謂子細事。

○中略、全文ハ、去年十二月用鶴丸依爲幼少、差進代官時吉於御方、備中國福山御合戰以下、去年六月山門責、其後度々御合戰之時月十一日ノ條ニ收メタリ

屬尾張守殿御手、抽軍忠之條、御感御教書以下明鏡之間、爲討死之跡當時申恩賞之處、結句懸命之本領入關所之條、難堪之上者、所證早爲被止關所之注進、恐々言上如件

建武四年三月 日

〔深堀系圖證文記録〕 ○佐賀文書纂所收

建武三年五月廿五日、太宰少貳尙施行狀一通、副尊氏將軍御教書寫

備中國福山、備前三石、播磨國赤松凶徒等、去十八日没落之後、今日廿五日、於兵庫島、楠判官正成及合戰之間、誅伐了、此上者入洛之條、不可有子細候歟、且當島警固京方軍勢等悉没落之間、差遣討手畢、可存其旨之狀如件

建武三年五月廿五日

仁木次郎四郎殿

尊氏將軍

御判

備中國福山、備前國三石、播磨國赤松凶徒等、十八日没落之上、昨日廿五日、於兵庫島、楠判官正成被討取了、今者御入洛之條、不可有子細候歟、仍御教書執達候、又新田殿以下、昨日被討漏候人々、芥河河原村輩寄合、三十餘人生取之由、自細川殿〔定〕只今被進早馬候、御教書者早馬爲以前之間不載之、子細期拜面候、恐々謹言

五月廿六日

太宰少貳

尙

○本文宛名ヲ逸シタレドモ、蓋シ亦仁木義長ニ與ヘシモノナラン〔大日本史料〕

【参考】 第二十七章、報恩大師と山上伽藍、福山寺、淺原寺の條を参照すべし。

別に岡山縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十冊、下編、足利尊氏追討に關する史蹟

第七、福山合戰。第八、福山城と福山寺跡。第九、淺原寺及、同址坊跡。第十、淺原寺の遺蹟及遺物。第十一、國分二寺及矢部、津寺の二寺跡。

【附】 福山湊川合戰と日本精神

福山湊川合戰と日本精神との關係。日本精神は福山湊川合戰に依りて遺憾なく發揮せられ。福山湊川合戰に依りて日本精神は淬礪を加へられ一層強烈となれり。

而して福山合戰と湊川合戰とは連続したる福山湊川合戰と云ふ一の戰なることを。戰鬪、戰略、精神の三方面より説明せんと欲す。

(一) 戰鬪の連續。其れは延元元年五月十六、十七、十八日の三日の間、大江田氏經は福山に據りて一千五百對三十萬と

云ふ衆寡殆ど問題ならざる惡戰苦闘をなし僅々十分一にも足らざる百四十七騎を残して事實上の全滅によりて其名を子孫に残したる也。是に對して延元元年五月廿五日己より申迄の三時(六時間)の間、楠木正成は湊川に於て七百對五十萬と云ふ更に問題ならぬ衆寡の懸隔に於て一層の惡戰を續け僅々十分一なる七十三騎の殘兵と天晴名譽の切腹をなして七生報國を誓へり。斯くて福山戰を決勝戰、湊川戰を敗亡戰とする、否、福山湊川戰てふ十日間に亘る連續戰として福山合戰の重大性を明示せり。此の意味に於て福山戰參加の一千五百騎、就中一千三百五十三名の戰死者は實に吉野朝に於ける志士仁人、國體發揮の尊き犠牲日本魂の花、忠義の魁たり。斯くて備中の福山は碧血燦たる忠義の山として永く後世に甚深偉大なる感化を與ふるなるべし。否、日本精神の指導目標として巍々雲表に聳え赫々萬古を照すや必せり。實に流も清き湊川に對して譽も高き福山なり。過去六百年の永き間全然忘却せられたる此の福山は地方有志に依りて保勝會を設立し中央の名士と提挈して既に建碑を了へ將に神社の建立を見んとす洵に天下の快舉にして躍進日本の一顯現として注目に値す。

(二) 戰略の連續。高氏より仁木義長に與へたる教書に據れば「福山、三石、白旗が去十八日没落、今日廿五日兵庫島合戰に正成を誅伐したるぬ此上は入洛譯なし」と注進せらる其は。

深堀系圖證文記録、佐賀文書纂所收に。

備中國福山、備前三石、播磨國赤松(白旗)凶徒等去十八日没落之上。今日廿五日於兵庫島、楠判官正成、及三合戰之間誅伐了。此上者入洛之條、不可有子細候歟。且當島、警固京方軍勢等悉没落之間、差遣討手一畢。可存其旨狀如件。

建武三年五月廿五日

仁木次郎四郎殿

(尊氏將軍御判)

高氏の九州出發以來最も氣に病みたる苦手は福山合戰たりし也。而して三日にして之を陥れ後は將棊倒し一瀉千里の

勢を以て備前三石、播州赤松の白旗を陥れ僅々三時、今の六時間を以て智勇兼備の大楠公を兵庫湊川に打取り。得意満面、一擧京師を占領し世は全く高氏の天下となりぬ。是の教書、作戰上より見るも福山、湊川は全然連續の一戰争たり。(三) 精神、覺悟の一貫。氏經は福山の戰前に名譽の戰死を遂げて忠義の名を子孫に残せし。正成は湊川の最期に七生報國を叫ぶ。名を子孫に残して忠義を勸奨したると。七生滅敵を叫びたると如何に同一精神、覺悟の符合、終始一貫些の齟齬なき事よ。福山合戰に際り、氏經千五百餘騎を以て直義の陸軍三十萬騎に對し。將士を會して之を激勵して曰ふ様は(太平記の原文に據る)

「御方ノ小勢ヲ以テ、敵ノ大勢ニ闘ハンニ負ズト云コトハ千ニ一モアルベカラズ(中略)死ヲ輕シ名ヲ重ンズルモノヲコソ人トハ申セ。誰々モ爰ニテ討死シテ名ヲ子孫ニ殘サント思定ラレ候ヘ。」トアリケレバ皆々領掌シテ討死ヲ覺悟シケレバ中々心中涼シクゾ覺エケル云云。

而して三日の後なる五月十八日の夜、直義は辛川宿に泊りて首實檢を行ひしが、其の獲る所一千三百五十三級(殘百四十七)と注せらる。一千五百の官軍、福山に據り官軍は事實上の全滅にして殘存者百四十七名のみ。否、首なき者ども生存者とは決し難き者なり。加之、賊軍四萬騎斬殺せられしことは明記あり。仍て思ふに、福山は事實上、血の山、碧血の山、絲滴る否鬱蒼の山、是ぞ、旅順二〇三高地以上の激戰地。鮮血の山、忠義の山。山川草木忿惋不平の氣に満たされ鬼哭愁々の山たり。氏經曰く

合戰ノ習、勝負ハ時ノ運ニ依ルト雖モ、御方ノ小勢ヲ以テ敵ノ大勢ト闘ハンニ負スト云事ハ千ニ一モ有ルヘカラズ、死ヲ輕ンジ名ヲ重ンズル者ヲコソ人トハ申セ誰々モ爰ニテ討死シテ名ヲ子孫ニ殘サント思定メラレ候ヘ(再記)

と實に千五百の官兵は氏經の訓言通りに天晴の忠死を遂げたる也。戰の當初に於て、勝敗を全然度外に置き、死生を超越したる大精神、徹底したる覺悟信念を以て己むに己まれぬ日本魂を遺憾なく發揮したり。是實に正成の七生滅敵の誓言と全然一致す。

五月廿五日、巳より申に至る三時の間、直義の五十萬騎に對したる楠公兄弟の七百騎は十六度の戦に残存者七十三騎、湊川の北の民家に入り身に十一創を被りて自殺す。正成、正季を顧みて最期の一念を問ふ、正季云「七生マデ只人間ニ生レテ朝敵ヲ滅サハヤトコソ存候ヘ」と申しければ正成世に嬉しけなる氣色にて「罪業深キ惡念ナレトモ我モ個様ニ思フナリ、イササラハ同ク生ヲ替テ、此本懷ヲ達セン」と契て兄弟共に刺違て同し枕に伏にけり。

洵に七生滅敵―七生報國の己むに己まれぬ日本魂の顯現なり。氏經之を戦前に唱へ正成之を戦後に和す。首尾一貫、日本魂は永久に残されたり。此の意味に於ても福山、湊川合戦は連續せる意義深き戦なりし也。

以上戦鬪の連續、作戦の連續、覺悟の一貫に依りて福山戦と湊川戦とが連續の一戦なりしことは實に興味深きことなるが以下日本精神と福山合戦に就いて略説せん。

本論に入るに先ち高氏の教書の文句に就いて一言せん其は「凶徒」といひ「誅伐了」と云ふ實に盗人猛々しきの至り也。諺に「克テハ官軍、負クレハ賊軍」と是は革命國の支那乃至西洋の國々にては許さるゝ事なるも我邦に於ては絶對に許されざること也。義時は勝ても賊軍、高氏も同様勝ても賊軍也。支那にても楚の申包胥の如き大義に通ずるものは此の辨を明にせり曰く「人多ケレハ天ニ克ツ、天定テ人ニ克ツ」官軍ハ官軍、賊軍ハ賊軍。勝敗に依らずして一に義に依りて決す。

福山戦と日本精神。氏經曰く「合戦ノ習、勝負ハ時ノ運ニ依ルト雖モ御方ノ小勢ヲ以テ敵ノ大勢ト戦ハンニ負スト云事ハ千一モ有ベカラズ」負けぬと云ことは千に一もあるべからず、屹度負けける。「負ケルカラ戦ハヌ、勝ツカラ戦フ」などと打算でなく一に義に依て決する戦フベクンバ戦ヒ、戦フベカラズンバ戦ハズ 王邊死、皇運扶翼の大道に依て戦ふ。負けても遂に勝つまで戦ふ、是を七生滅敵、七生報國と云ふ。七は無數を表はす、無數無限に生れ來て滅敵、報國する也。而して福山合戦は初より必敗の理由ありたる也、是は福山、湊川に共通の理由たりし也。其は次の如し。

(一) 官軍戦機を失ひしこと。先すれば人を制すべきに、追撃せざるのみならず却て急追撃を受く。二月六日豊島合戦の

後急追撃乃至九州の菊池氏と夾撃を行ひしならんには。一舉高氏輩を討滅し得たりしならんを計是に出でずして逡巡し進退維れ谷まり却て追撃を蒙りたり。

(二) 遠く根據地を離れしこと。懸軍萬里深く敵地に入りて孤軍奮闘せしこと。氏經は三石の本軍を離るゝ十五里。本軍の支持なくして惡鬪僅々三日を支へしのみ壯烈は則ち壯烈なりしも大勢如何ともする能はず。正成亦河内乃至大阪平野の根據地を離れて地形勝なく要害なき兵庫島に孤軍奮闘して僅々三時の間を支へしのみ。

(三) 攻勢に出でざりしこと。攻守勢を異にす。進撃は最上の防禦なり會々懸軍萬里深く敵地に入ると雖も、要するに守勢に過ぎず所云強弩の末魯縞を貫く能はざるものにして全く窮地に陥れり。

(四) 衆寡敵せざりしこと。福山戦、千五百對卅萬、一以て二百に當る。湊川戦、七百對五十萬、一以て七百に當る。是は初より問題ならず、全然勝敗の打算を超越せるものはれ日本魂の顯現として最も偉大なる所。支那の昔にも自反不疚者千萬人と雖も吾れ行かんとて大勇、三軍の帥奪ふべし匹夫志奪ふべからざる精神氣魄を見る。

(五) 海軍水師を缺きしこと。戦争に於て海軍力の重大性を示す所以、古今一貫の事實なり恐らくは今後永久に然り。神出鬼没の自由活動は海軍(海軍機を含む)に據るの外なし、高氏は巧に之を利用し官軍氏經、正成は之を缺如せり。

(六) 百鍊千磨の九州男子を敵とせしこと。評判仆れの關東兵ならば高時の百萬も又恐るゝに足らず。然も蒙古來以來百鍊千磨、實力の充實せる西國兵は最も其の脅威たりし也。

以上は官軍必敗の理由。是が楠公「七生滅敵」を誓て仆れ氏經の所云「死ヲ輕ンジ名ヲ重ンズル人ヲコソ人トハ申セ。誰々モ爰ニテ討死シテ名ヲ子孫ニ殘ント思定メ候ヘ」と諭せし所以のものにして全く勝敗を度外に置き、徹底的の覺悟信念を以て己むに己まれぬ日本魂を遺憾なく發揮したるものなり。己に己れぬ大和魂、七生滅敵、留置まし大和魂、身はたとひ湊の川に沈むとも留め置まし大和魂。如斯にして福山湊川合戦は日本精神を發揮し更に此精神に萬丈の光燄、不滅の大光明を放たしめたり。

第五十九章 龍山勢山合戦

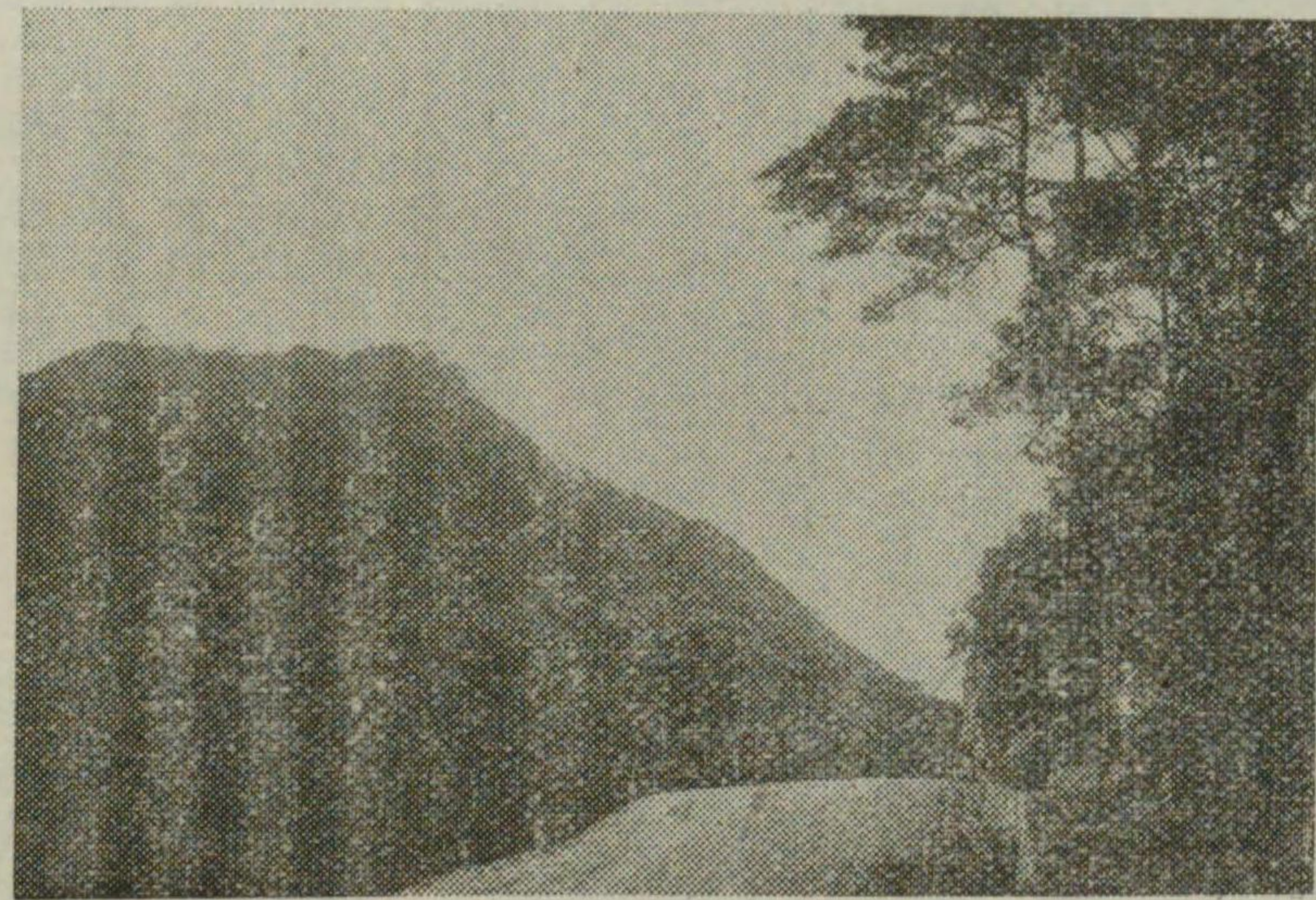
皇紀二〇一一、正平六年正月十三日高師泰石見國を引上げて急遽備中勢山(吳妹村大字妹と小田郡三谷村大字三成との間の山)を越ゆ、同日早且上杉彈正三千騎を以て急追撃を行ふ。殿軍陶山又次郎同又五郎兄弟亂軍の間に奮闘して壯烈なる戦死を遂げたり事載せて太平記に具す。
太平記二十九、越後守自石見引返事ノ條に。

越前守師泰ハ此時マテ三角城ヲ退治セントテ猶石見國ニ居タリケルヲ師直カ許ヨリ飛脚ヲ立テ、攝津播磨ノ間ニ合戦事已ニ急也早ク其國ノ合戦ヲ聞キテ馳セ上ラルベシ若シ中國ノ者共カ、ル時ノ弊ニ乗テ道ヲ塞ガンズル事ドモ有ランズラント存候間武藏五郎ヲ兼テ備後へ差遣ス中國ノ蜂起ヲ鎮メテ待チ申スベシト告タリケル。越後守此使ニ驚キテ石見ヲ立テ上レハ武藏五郎其相圖ヲ違ヘシト播磨ヲ立テ備後ノ石崎ニ着キニケル將軍ハ八幡、比叡山ノ敵ニ襲ハレテ播磨ノ書寫、坂本ニ落下リ越後守ハ三角ノ城ヲ攻兼ネテ引退クト聞エシカバ上杉彈正少弼(朝定、朝房カ)八幡ヨリ船路ヲ經テ備後ノ鞆へ上ル。是ヲ聞テ備後備中安藝周防ノ兵共我劣ラジト馳附キケル程ニ其勢雲霞ノ如クニテ靡カヌ草木モナカリケリ。去ル程ニ武藏五郎、越後守ヲ待附キテ中國ハ暫シモ逗留セズヤガテ上落スト聞エケレハ上杉取物モ取アヘズ跡ヲ追テ打留メヨトテ其勢二千餘騎正月十三日(天正本作廿三日)ノ早且ニ草井地ヨリ打立テ跡ヲ追テ寄セニケル、越後守ハ夢ニモ之ヲ知ラズ、片時モ行末ヲ急ク道ナレハ四馬ニ鞭ヲ進メテ勢山(吳妹村妹山)ヲ打越エヌ。

小旗一揆、河津、高橋、陶山兄弟ハ遙ニ後陣ニ引殿レテ未タ龍山(小田郡小田村大字淺海)ノ此方ニ支ヘタリ先陣後陣相隔テ勢ノ多少モ見分カネハ上杉ガ先懸ノ五百餘騎一ノ後陣ニ打テケル、陶山カ百餘騎ノ勢ヲ目ニ懸ケテ楯ノ端ヲ敲テ開テ作ル陶山元來軍ノ陣ニ臨ム時假ニモ人ニ後ヲ見セヌ者共ナレハ関ノ聲ヲ合セテ矢一筋射違ヘル程コソアレ大勢ノ中へ懸入テ攻ケレトモ魚鱗鶴翼ノ陣旌旗電戟ノ光須臾ニ變化シテ萬方ニ相當レハ野草紅ニ染ミテ汗馬ノ蹄血ヲ蹴立テ河水派セカレテ士卒ノ屍忽チ流ヲ絶ツカ、リケレハ前陣ハ隔テ知ラス後陣ニハ續ク味方モナシ唯今ヲ限リト戦ヒケル程ニ陶山又次郎高直脇ノ下内胃吹返ノ迦レ三所突カレテ討タレニケリ。弟ノ又五郎之ヲ觀テ哀レヨカラズル敵ニ組ンテ刺違ヘバヤト思フ處ニ火絨ノ鎧ニ紅ノ母衣懸ケタル武者一騎相近ニ寄合ヒタリ誰ゾト問ヘバ土屋平三ト名乗ル

陶山莞爾ト笑ヒテ敵ヲハ嫌フマツ寄レ組マント云フト儘ニ引組ンテ二疋ガ中ヘトドウト落ツル落付ク處ニテ陶山上ニナリケレハ土屋ヲ取テ押ヘテ頸ヲカ、ントスルヲ見テ道口二郎落チ合テ陶山カ上ニ乗カ、ル陶山下ナル土屋ヲハ左ノ手ニテ押ヘ上ナル道口ヲカイ摑テネザ頸ニセント振返テ見ケル處ヲ道口ノ郎等落重テ陶山カヒツシキノ板ヲ疊上ケアゲサマニ三刀刺シタリケレハ道口、土屋ハ助ツテ陶山ハ命ヲ止メタリ。

陶山カ一族郎等之ヲ見テ何ノ爲ニ命ヲ惜ムベキトテ長谷與一、原八郎左衛門、小池新兵衛以下ノ一族若黨共大勢ノ中へ破ツテ入り破ツテハ入り一足モ引カズ皆切死ニコソ死ニケレ。上杉若干ノ手ノ者ヲ打タセナガラ後陣ノ軍ニハ勝チニケリ、宮下野守兼信ハ始メ七十騎ニテ中ノ手ニ在リケルガ後陣ノ軍ニ御方打負ケヌト聞テ何ノ間ニカ落失セケン唯六騎ニナリニケリ。兼信四方ヲ屹ト見テヨシノ、有ニ甲斐ナキ大臆病ノ奴原ハ足纏ニナルニ落失タルコソ逸物ナレ、敵未ダ人馬ノ息ヲ休メヌ先ニイザヤ懸ラント云フ儘ニ六騎馬ノ鼻ヲ雙ヘテ懸入ル是ヲ見テ小旗一揆ハ河津、高橋、五百餘騎喚イテ懸リケル程ニ上杉カ大勢後ヨリ引立テ一度モ遂ニ返サス混引ニ引キケル間上杉深手ヲ負フノミニアラズ打タル、兵三百餘騎、劊ヲ蒙ル者數ヲ知ラズ其道三里カ間ニハ鎧腹巻小手體當弓矢太刀刀ヲ捨テタル事足ノ踏所モナカリケリ。備中ノ合戦ニハ越後守師泰念ナク打勝チヌ、是ヨリ播磨マテハ道ノ程異ナル事アラジト思フ處ニ美作國ノ住人并和、角田ノ者共相集テ七百餘騎杉坂ノ道ヲ切塞イテ越後守ヲ打留メントス唯今備中軍ニ打勝テ勢天地ヲ凌ク河津、高橋カ兩一揆一矢ヲモ射サセズ抜キツレテ懸ケル程ニ敵一タマリモタマラズ谷底ニマクリ落サレテ大略皆討タレニケリ兩國ノ軍ニ事ナク打勝テ越後守師泰武藏五郎師夏喜悅ノ眉ヲ開キ觀應二年二月一日ニ將軍ノ陣ヲ取テオハシケル書寫坂本へ馳參ル。



勢山(妹ケノ鼻) (吳妹村)

第六十章 吉野朝時代の金石文

建武元年より明德三年に至る所謂吉野朝時代、日本金石史の第三期五十九年間に亘る吉備郡關係の金石文六點を得たり。内、安國寺石燈籠は舊賀夜郡、輕部の法華題目石は隣接地の故を以て地方周地のものとして特に此に收載したり。

皇紀	年月日	名稱	品目	所在
一	一九九八	曆應元年十一月廿二日	王子權現寶殿石柱	石寶殿 足守町修福寺境内
二	一九九九	曆應二年十二月	安國禪寺石燈籠	石燈籠 上房郡高梁町安國禪寺賴久寺境内
三	二〇〇二	曆應五年五月	備中輕部法華題目石	法華題目石塔 都窪郡清音村大字輕部
四	二〇〇六	貞和二年十月二日	正圓阿闍梨石塔婆	多寶石塔 岩田村大字上高田鼓神社境内
五	二〇二一	康安元年十月二日	足守八幡宮石鳥居	石鳥居 足守八幡神社馬場先
六	二〇二二	貞治、年	眞如寺地藏石佛	石佛 大井村大字大井眞如寺舊藏

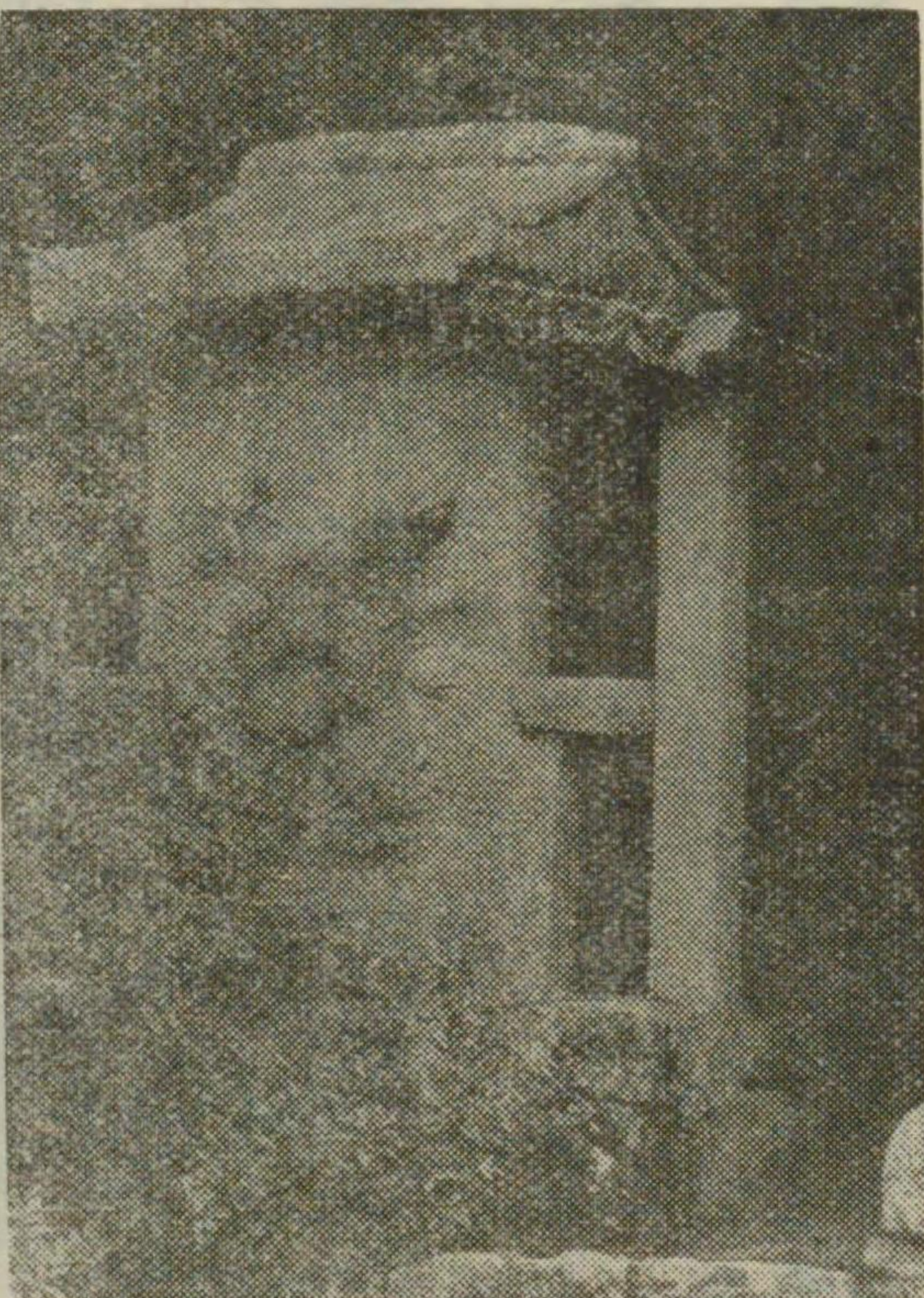
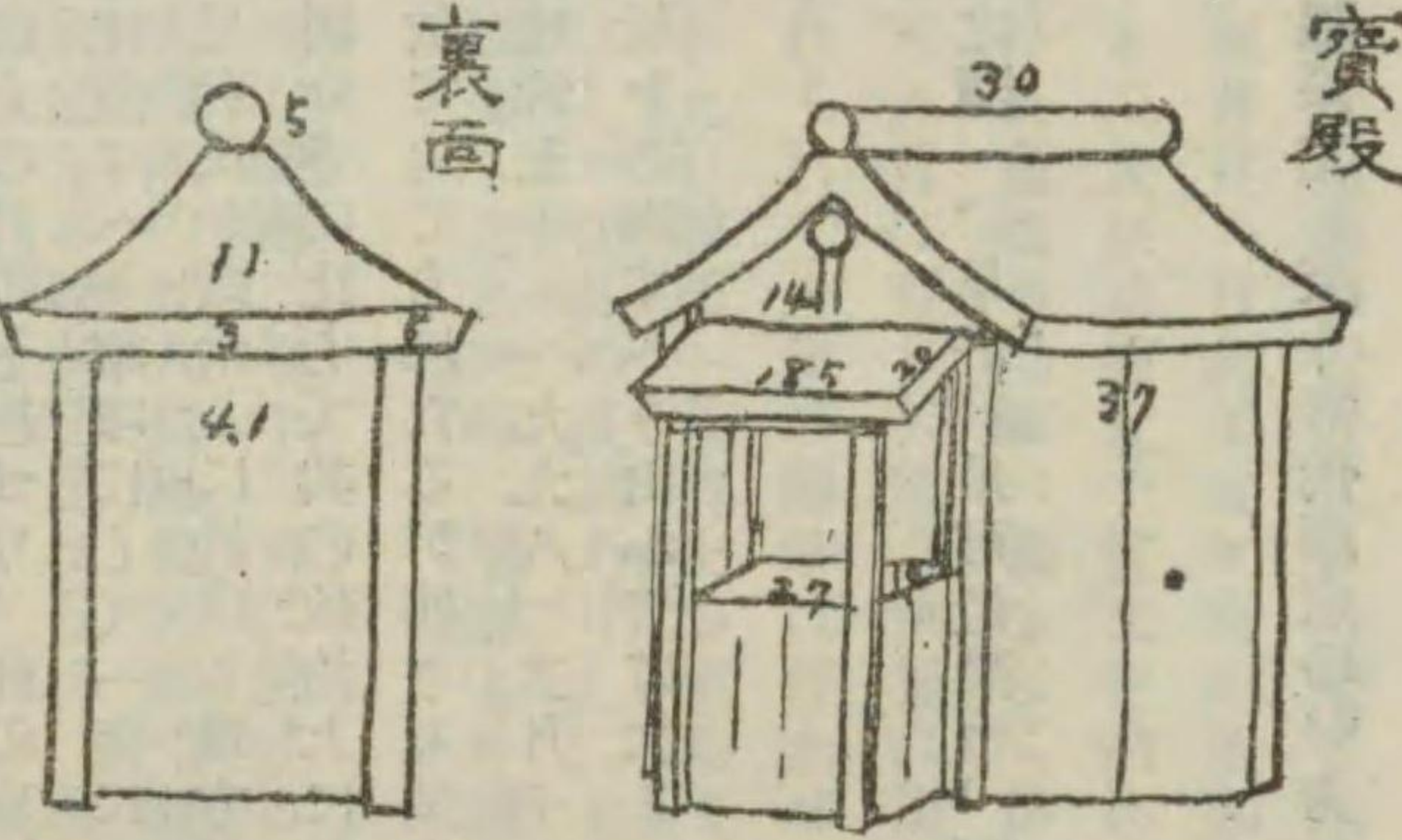
一、一九九八、曆應元年十一月廿二日王子權現石寶殿石柱
 所在 足守町字寺阪、修福寺王子權現石寶殿石柱 質 花崗岩石
 型式 石柱 二本 寸法 高五尺二寸 五寸四角

銘云 向テ右 曆應元年戊寅十一月二十二日 向テ左 王子……戸第八、(氏子七十八?)

備考 寶殿ハモト修福寺ノ上方ニ在リテ王子權現ヲ祀リシモノナルガ、明治三十七八年頃之ヲ村社八幡宮ニ合祀セシ爲ニ石寶殿ハ一商人ノ手ニ賣拂ハレシヲ修福寺ノ住職某金貳拾七圓ヲ出シテ之ヲ買戻シ現位置ニ移セシモノナリト云フ。
 因ニ本寶殿ハモト木造外殿ノ内ニ在リシヲ以テ石色清淨一見昨今造ラレタルカノ如キ觀アリ、但シ此ニ移轉セシ後ハ外殿ハ之ヲ幣殿トシテ寶殿ハ全然露天トナリシヲ以テ其屋上ハ現ニ苔蒸シ居レ他ハ依然純白色ヲ呈セリ。
 曆應元年戊寅十一月二十二日ノ刻字ハ中世或ハ風雨ニ晒サレタル爲ナランカ勿論粗製ナルニモ由ルベケレモ今磨滅甚シク辛ウシテ讀ミ得ル程度ノモノナリトス。

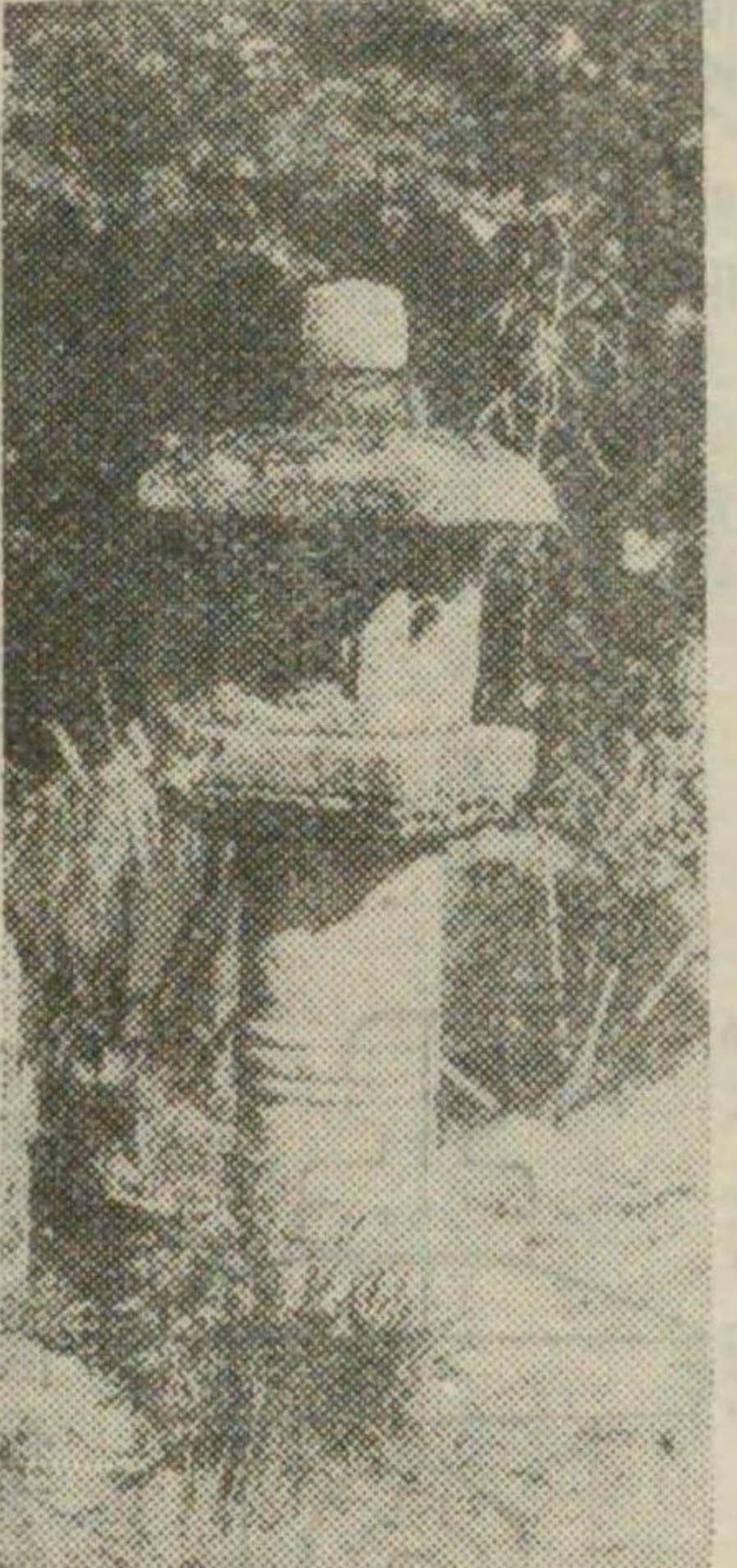
石寶殿

別出、京都市神護寺所藏、嘉應元年製作備中國足守莊繪圖中に「王子堂」見ゆれば此石寶殿を距る百七十年の前に既に王子祠のありしを知るに足るなり。
 大正十三年十一月廿九日實地調査拓本を取て漸く之を判讀したるもの也。
 因に、是は惣社神官堀安道翁も既にその手記に曆應の外は之を讀み得すと記せるもの也。

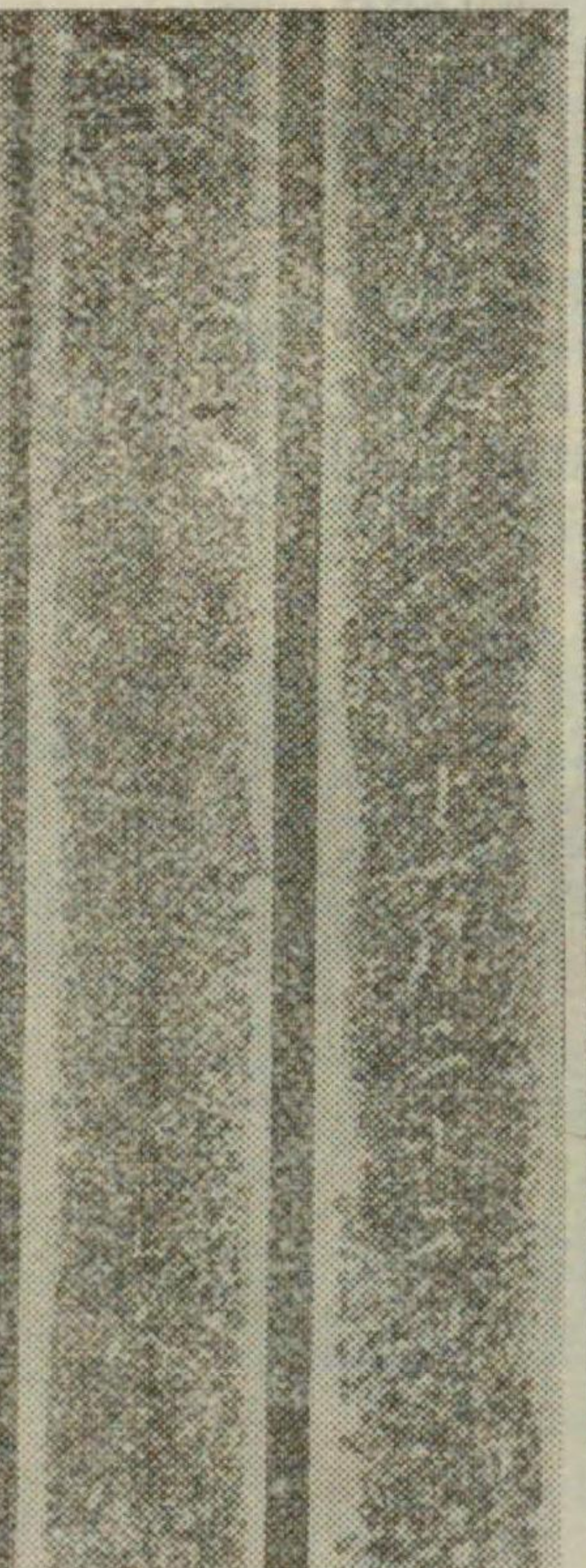


(寺福修) 殿寶石現權子王

二、一九九九、曆應二年十二月安國禪寺石燈籠



籠燈石寺禪國安久賴



(本拓)

所在 上房郡高梁町安國禪寺賴久寺石燈籠
 石質 花崗岩 形式 圖の如し 柱圓形
 寸法 全高四尺八寸、直徑九寸五分
 銘云 石柱

曆應第二

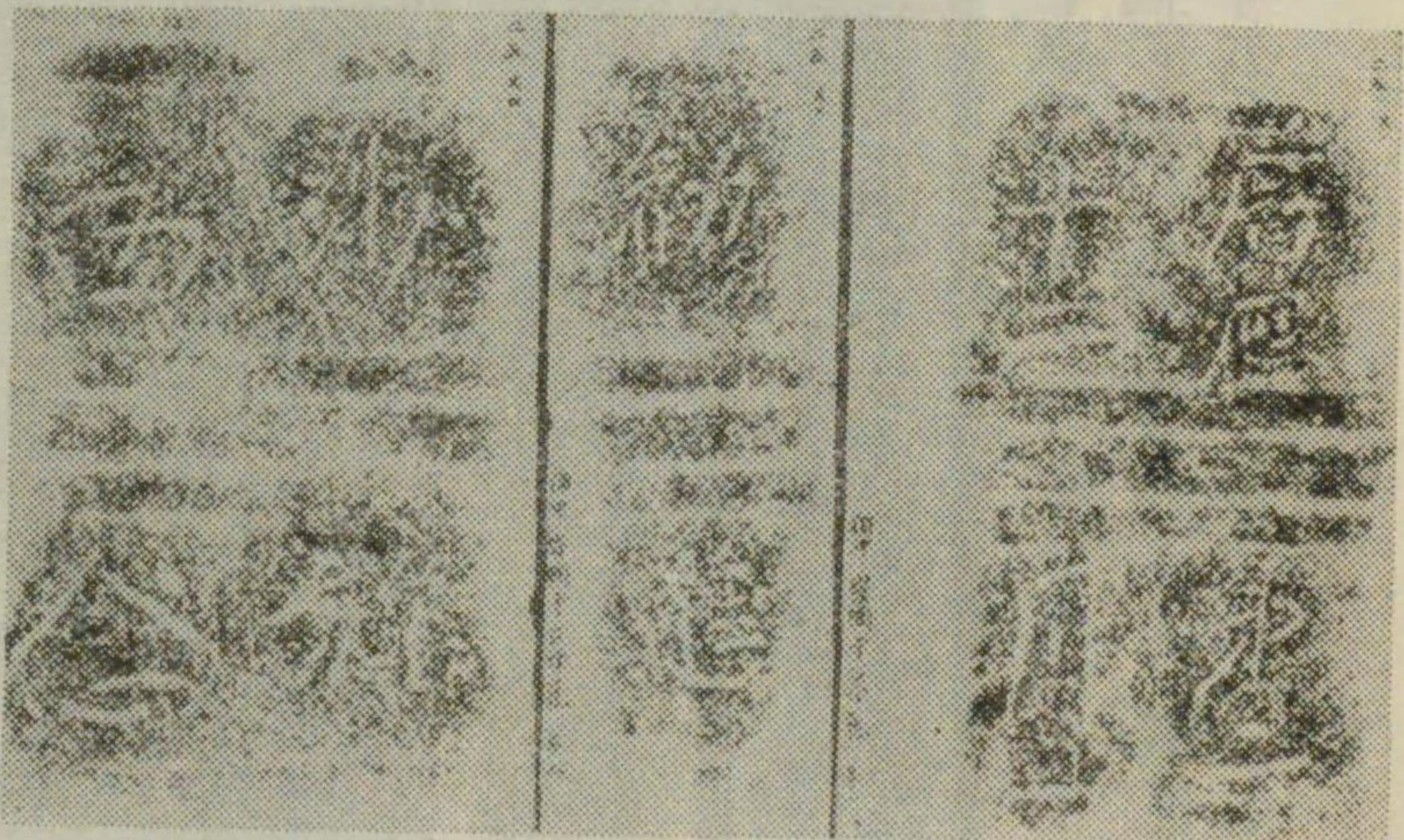
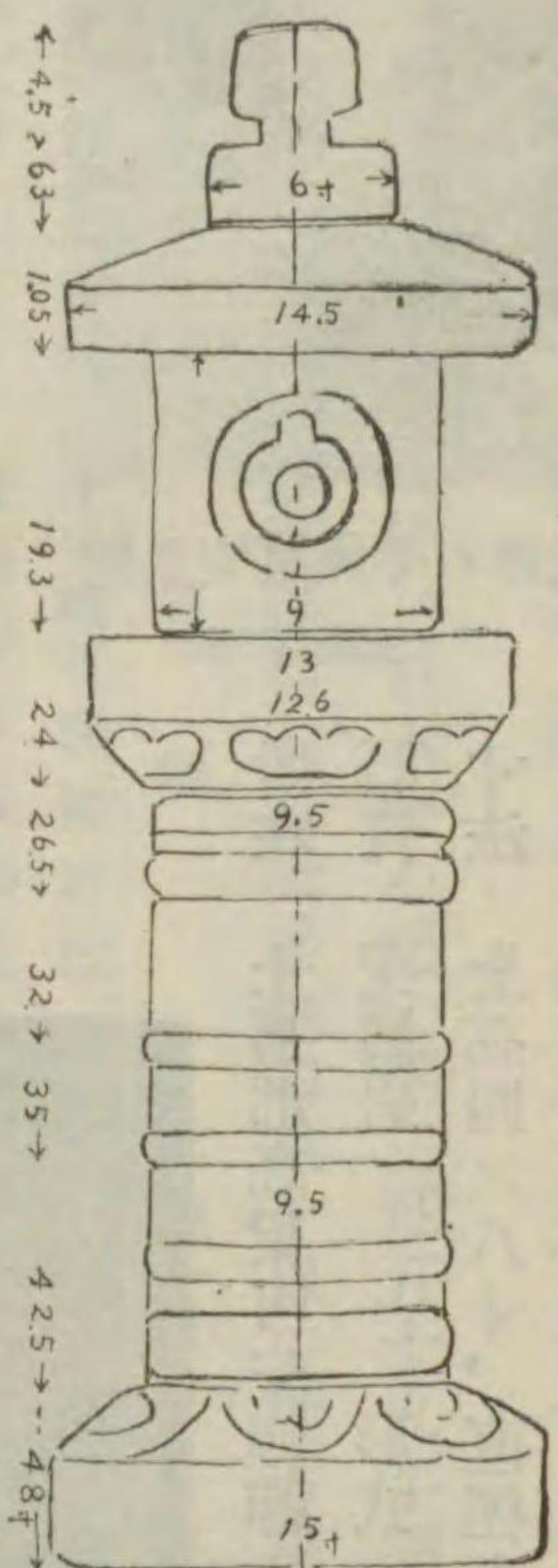
十二月

勸進
沙彌
西念

備中興安國禪寺石燈籠 全高四尺一寸 直径九寸五分

備考

安國寺に就いては梅松論に「三條殿（直義の事）は六十六ヶ國に寺を一字つゝ建立し各々安國寺と號し同塔婆一基を造立して所願を寄せられ云々」と見ゆるを起原とす。足利氏は天龍寺造營と共に一國一寺一基塔婆造立の計畫を起せり、此の事は天平の昔聖武天皇の創立せられたる國分寺と共に佛教史上注意すべき事項にして一面に於ては禪宗弘通の爲に好機會を作りたると共に又一面に於て足利氏が政治上に於ける地方勢力の擴張に便したるもの也、此點に於て足利氏の安國寺は國分寺に比して其の政治上に於ける意義更に重大なるものあり。此計畫は主として直義に依て立てられたるが如きも又其の黒幕として夢窓國師疎石の參畫せし所多きに居る。そは建武五年（一九九八）五月十七日直義が六十六基の隨一として和泉の久米田寺に造塔の料所を寄附すべき由を告げたる文書の同寺に藏せらるゝに徴すべし。



（本拓籠燈石寺禪國安久頼）

久米田寺文書

和泉國久米田寺塔婆事、爲六十六基之隨一、早寄料足可造畢也、可被存知其旨之狀如件
建武五年五月十七日

長老

左馬頭（直義）（花押）

天龍寺の造營は足利尊氏直義兄弟と關係尤も深く當代禪宗の勢力を代表すべき名僧七朝國夢窓疎石が特に彼等二人に勸めて後醍醐天皇

皇の冥福を修めんとしたるを動機とし尊氏兄弟の宏大なる計畫と熱心なる信仰に出づるものにしてその建立前後六年に亘れり、即ち曆應二年十月五日その企圖を起し同三年四月廿二日起工五ヶ所の地頭職を寄附して其の造營費に充て更に其の補缺として所謂天龍寺船即每歳二艘の船を元に遣はし其の歸朝するに及び毎艘五千貫文を納めて之を造營料に充てしむる等朝廷幕府共に力を盡して之れが成就を圖り六年を経て康永三年其造營略ほ成り上皇臨幸勅願の儀を以て供養の式ヲ舉げんとするや叡山の衆徒之を聞て大に怒り其十二月廿七日之れが抗議を議決し爾來翌年六月より八月に亘り天龍寺供養に對して激烈なる抗議を試み夢窓を流し寺を毀たんとすを要請し終に神輿の入洛を見るに至りその要求半は納れられて上皇の臨幸は停止せられたり。越えて康永四年八月十六日後醍醐天皇第七回忌の當日を以て尊氏直義寺に詣て佛事を修め同廿九日尊氏一族將士を率ゐて供養を修めその夜造營に與かりたる將士の小除目を行ひ翌三十日光嚴上皇臨幸法會を行はれたり。斯の如にして山徒の反抗ありしにも拘はらず天龍寺は儼然たる勅願寺として造營せられ又特別の保護優待を享受したるなり。諸國に於ける安國寺も之と同時に曆應より康永貞和の間に造營又設定せられ稀に應永中に建造されたる一二の例外もありき。

而して備中の安國寺か此間逸早く落成し曆應二年十二月に於ける寄進の石燈籠を觀るに至れるものは抑も理由の存する事にして、先是百五十年、千光國師明菴榮西、備中吉備津の社人賀陽氏に出て渡宋二回禪を傳へて以來禪風漸く盛にして宋元名僧智識の來朝、我が學僧の彼に渡航するもの益多く東西に宏壯なる禪刹建造せられ、大覺禪師蘭溪道隆、佛光國師子元祖元等東鎌倉に聖一國師圓爾辨圓、大應國師南浦紹明等は西京都に在り、特に鈍菴慧聰は備中井山に寶福寺を創して其の宗風を發揚し禪宗の傳播は夙に地方に覃被せしに因る也。

辻善之助博士の「安國寺利生塔考」に安國寺創建の趣旨を記して曰く、

一、信仰上の意義。

1、元弘以來戦死傷亡者の菩提を弔ふこと。

2、特に尊氏直義二人の信仰に基きしこと。

二、政治上の意義。

1、國分寺の模倣（過去）天下統一の精神の表現、足利氏勢力紀念の標章。

2、勢力範圍の擴張（現在）ノ爲の便宜に出でしこと。

武力に依て擴張せられたる足利氏の領域は實に此の寺塔に依りて其の維持と更に其の擴張の便宜を得たり。

イ、安國寺利生塔は足利氏の領域内の人心撫安の爲に便宜なりしこと。
 ロ、寺院の建立は其の土地領有の標章にして其の地方統治権力存在の證徴なること。
 ハ、安國寺利生塔は又一の軍隊屯營又は前進根據地又軍略上の要地たること。
 ニ、伊賀樂音寺僧徒の言上書に見ゆる如く、寺内に城郭を構へしこと。
 ホ、備後淨土寺文書、其他に見ゆる如く、すべて警固人を置きしこと。
 ヘ、軍略上の要地として敵地に接近したる地に安國寺を建てしこと。
 ニ、經濟。足利氏が諸國に安國寺利生塔を撰するや同時に必ず料所を寄進して、之れが建造並に興隆を命したり而して其料所の高は國に依りて差異ありしも大抵は二百貫乃至三百貫を以て其の標準とせしものゝ如し。
 四、衰替。足利氏の勢力盛なりし間は安國寺に對する保護又完きを得たりしも又地方に在ては武士の侵略を受け殊に寺領に屬する押妨并に課税亦頻繁なるものありて之れが禁令も其の効なく安國寺の維持頗る困難となり遂に兵火を蒙るに至れり。

備中安國寺記

上房郡高梁町の頼久寺町に在り、一名を頼久寺といふ、即ち町の名ある所以なり、初名を天忠寺といひ後安國寺と改む、備中集成志等に依ればこの寺の開基は寂室和尚なり、其の事寂室の傳には見えず、されど寂室は久しく備作の間にあり、また備前安國寺にも住したるこゝは備中安國寺の開山たりしことは必ずあり得べきことなり、永正年中上野頼久の再興によりて其名を冠せり。その後永祿年中三村元親の毛利輝元に伐たれし時兵燹に罹り慶長五年小堀政一之を中興したり、以後徳川時代領主の保護によりて維持せられたり。
 現に山門に掲げられたる額字の「天桂山」は黄檗山僧高泉の書なり。築山は小堀遠江守政一の好みに成り江戸初期の特色たる園外の景色を取り入れたるこゝに注意に値す。
 境内藥師堂の東方墓地の後方に南面せる四基の古石塔あり各時代的特色を有せるものなり。東より順次に、
 第一、寶篋印石塔 花崗岩製 全高三尺七寸五分 頼久寺殿圓叟道滿大居士 大永七年辛巳八月十六日 上野備前守頼久、
 第二、一石五輪石塔 花崗岩製 全高三尺五寸五分 天忠玄清居士 永祿九年丙寅二月八日 三村備前守家親、
 第三、自然石塔 石質不明 一瞬源樹居士 天正三年乙亥 三村修理進元親
 第四、豊島石製五輪石塔 全高六尺六寸 承國院殿藤涼宗樹大居士 寛永八年辛未四月七日 池田備前守長幸、

曹溪院殿久安全昌大居士 寛永十八年辛巳九月六日 池田出雲守長常(?)

因云、由來記ニ父子俱ニ葬ルトアリ然ルニ一基ヲ缺ク何レナルカ不明。

安國寺石燈籠ノ刻銘 「曆應第二、十二月 勸進 沙彌 西念」

「沙彌西念」何人なるか明かならず。口碑に西念、を尊氏の法名、或は直義の法名と傳ふれども確かならず。

尊氏法名 等持寺殿仁山大居士 延文三年四月卅日薨、五十四歳

直氏法名 大休寺殿古山惠源大居士 貞和五年十二月廿六日出家

要するに地方の武將か又は豪族の法名ならん詳かならず。

〔沙彌西念勸進石燈籠の傍例〕 予は沙彌西念なるものゝ造立又は勸進に係る石燈籠の傍例を求めて、左の二を得たり。

(一) 一九一七、「正嘉元年丁巳四月沙彌西念造立之」とあるものにて大阪府豊野郡秦野村大字才田石田治三郎氏の所藏に係る。(天沼俊一博士著、石燈籠第一〇四、一〇五圖参照)

銘文は圓壺形の竿の中節の上下に彫刻し、大字にて勢よく書せるものにして能く時代を表はせる文字なり。

正嘉元年 沙彌西念
 造立之

(二) 一九五五、「永仁三年乙未九月一日勸進西念結縁人數當四百五十人也」とありて大阪市西區江戸堀南通五丁目坂上新次郎氏別邸にあるもの(天沼工學博士著、石燈籠、第九八、九九、一〇〇、一〇一圖参照)

竿は圓壺形にして三節ある事型の如く、銘文は五行に下節と中節と間に刻せらる。銘に曰く

永久三年 未
 九月一日

勸進 西念

□□人數□……「結縁人數」？其下の字「當」？

四百五十人也……最終字「也」？

因みに、頼久安國寺の石燈籠の竿も亦圓壺形にして三節ある事型の如く銘文は五行より成り中節の上下に刻せらる。

曆應二年十二月
西沙勸進
念彌進

以上三基の石燈籠の年代を比較すれば。

- 一九一七 後深草天皇 正嘉元年四月 沙彌西念造立之。
- 一九五五 伏見天皇 永仁三年九月一日 勸進西念云々。
- 一九九九 光明院 曆應二年十二月 勸進沙彌西念。

其圓形を成せる竿の形式文字、筆勢恰も符を合せたるか如きものなるが是を同一人の作品とせんか、正嘉元年のものを十七歳にて造りたりとするも曆應二年のものは九十九歳の作となる、是れ果して可能の事なるか。是の事は天沼博士も既に其の著、石燈籠に於て前二者さへも之を同一人の作とするを疑問として。

第百〇五圖に掲げた正嘉元年の石燈には、沙彌西念とある。正嘉と永仁とは可なり距れてゐるので、其元年から數へると永仁三年迄三十九年ある。若し同人として正嘉の時を三十歳であつたとすると、永仁の時六十九歳、四十歳でも七十九歳だから、生きられぬ事もない同人とすると随分面白いのであるが、それを確めるだけの資料がないので何ともいへない。併しながら、此等二基の石燈は、其形からいつても銘文からいつても當代一流のものといへるのである（昭和七年一月三十一日）（石燈籠、第百〇一圖坂上別邸石燈竿銘文拓本説明参照）

と記して正嘉元年を距る三十九年の永仁三年すら疑問視せられたり。況や正嘉元年を距る八十二年の曆應二年に於ては正嘉の十七歳とするも曆應二年のは九十九歳。三十歳とすれば百十二歳となる、到底同一人と見るは疑問なき能はず。或は石燈籠の彫刻師として「沙彌西念」を襲名せしにや。是また一の想像にして何等據あるにあらず。姑らく記して後考に資す。

天柱山安國頼久寺（文意より察するに元祿十一年頃の作に成るものゝ如し）

備中州松山城下天柱山頼久寺者、寂室派下山陽隨一之法窟也。遺古曾號天忠寺、又號大林寺、考其開基外護、年代超遠、未詳、既歷數百歲圓應禪師寂室和尚歸朝之後來止慈地、專將緝晦而居焉爾以來請圓應禪師而爲開山之始祖、神足園智空禪師靈仲和尚亦相繼補

所禪風時盛也、參侶憧々矣、嗚呼禪師戰化之後殆一百歲内無明師、外無英檀、金碧之刹漸成、椽莽之墟、一時上野備前守頼久從三州來爲刺史、外護我山、厚因師起、重恩之志、方丈門廡等凡禪刹所宜者成、經營備足矣、遂以天忠一名山號、忠字義未、以頼久一號、寺蓋取大喜捨腹田若干艘、充齋粥之資、嗣子伊豆守相繼賑濟天文年中與庄爲資、戰爲植木下總討區既而永祿年中之刺史三村備前守家親亦外護皈崇矣、永祿九丙寅於作州佛教寺、戰死、嗣子修理進初國三軍互相蜂起、元親爲毛利輝元討死、由是殿守及重寶悉罹兵燹、香積之供、亦成公稅、所踏有圓應禪師自讚之順相共井圓應附與於悟空禪師、耳到于今傳附護持來而天野中務元明同五郎右衛門元信等依頼元之命、護松山城、于時愾先、是一炬梵宇、爲焦土、鳩材命工再營丈室、主席缺人有僧榮門竹菴周言等、相繼看守、既十有六年之後、慶長五庚子小堀新助一政、嫡子作助政一、後改遠、奉東照神君尊命、政務備中之國、時嘆嗟吾山寂室九世之孫禮安和尚、而爲中興之祖、一尊寵皈崇、禮遇尤腆、遂達東照神君尊聽、分割租二十石之地、永供香積資助、從之先山全和尚運空堯和尚、運敘理和尚、世々補席來九山之號、令等又代々繼承矣、元和四戊午池田備前守長幸刺史於此地、于時資補齋粥料、最敬、嗣子出雲守亦置父母塔碑、塔碑及〇〇〇像、尊崇益篤、至于寬文十九年壬午水谷伊勢守仲隆領此地資助以租五十石、而安亡室塔碑、加之別投、月忌之齋料、乃每歲孟蘭盆施餓鬼料、既而運寂和尚痛齋厨狹隘、造營焉、然後一旦有事、退席、慶安四年辛卯越宗師祖從江左瑞名山、來補虛、前城主池田出雲守喜捨鴻鐘、而未、有樓師祖初構、高樓懸之以警、晨昏、又改建門、延寶元癸丑以老退休雪巖和尚董其席、於是葺建小室、或定十境天和三癸亥秋解院事、退居竹蔭軒、使余補其處、刺史水谷勝宗卿、懇懇日、稔座滋久元祿二己巳勝宗卿於江都卒、由是爲追薦、新彫刻拈華金軀、安置方丈、蓋自〇〇〇〇思大士立像兼以故也、于茲有度、廩一字、茅檐矮柱從皆抱、火盜之恐、因辭構、帑廩二字、矣元祿六癸酉冬外水谷羽州刺史罹疾病、卒、更不幸哉、無嗣子、舉此所以家臣皆悉走散、越明年甲戌秋依公檢郡縣田園之畝數、先是東照神君攸喜二十石之地爲公稅、想吾山之輿廢在、于時不得租不功事、遂是以記寫寄附之因由、或寺頓江都寄進田小堀政一證文、御寄進田二十石云々、及境内之地咸復、故規、吾門之榮幸不可勝計、既而京師報謝之禮、僧稅大樹盛茂、永祈國家寧康、豈大功哉、矣原夫元明再建之丈室、星霜久積、負棟之柱、架梁之椽、等幾平傾倒、又且茅蓋恐延、火之易及、先是住山之人雖抱重營之意、未成矣、亦住職已來、晨昏者、餘年號今繼光志、而不敢假、布金之勞、茲載、元祿十丁丑五月朔日始運、斤同年七月廿八日上梁、明年戊寅三月既望成、其功、于時鳩來山之緇侶、祝棟梁不、動傾、方々歲、矣。

天柱洪礎 不動萬春 宗林影茂 佛日光新 火盜永盡 福禎競臻 善神擁護 參侶輻輳 維座增盛 匏籌彌詵 法食豐饒 常轉兩輪 專祈

皇基泰砥 聖壽莊椿 武運詔昌 世政寬仁 五風十雨 順調育民 九州四海 清平絕塵 檀門吉利 道華純眞 依皈寶乘 共越迷津

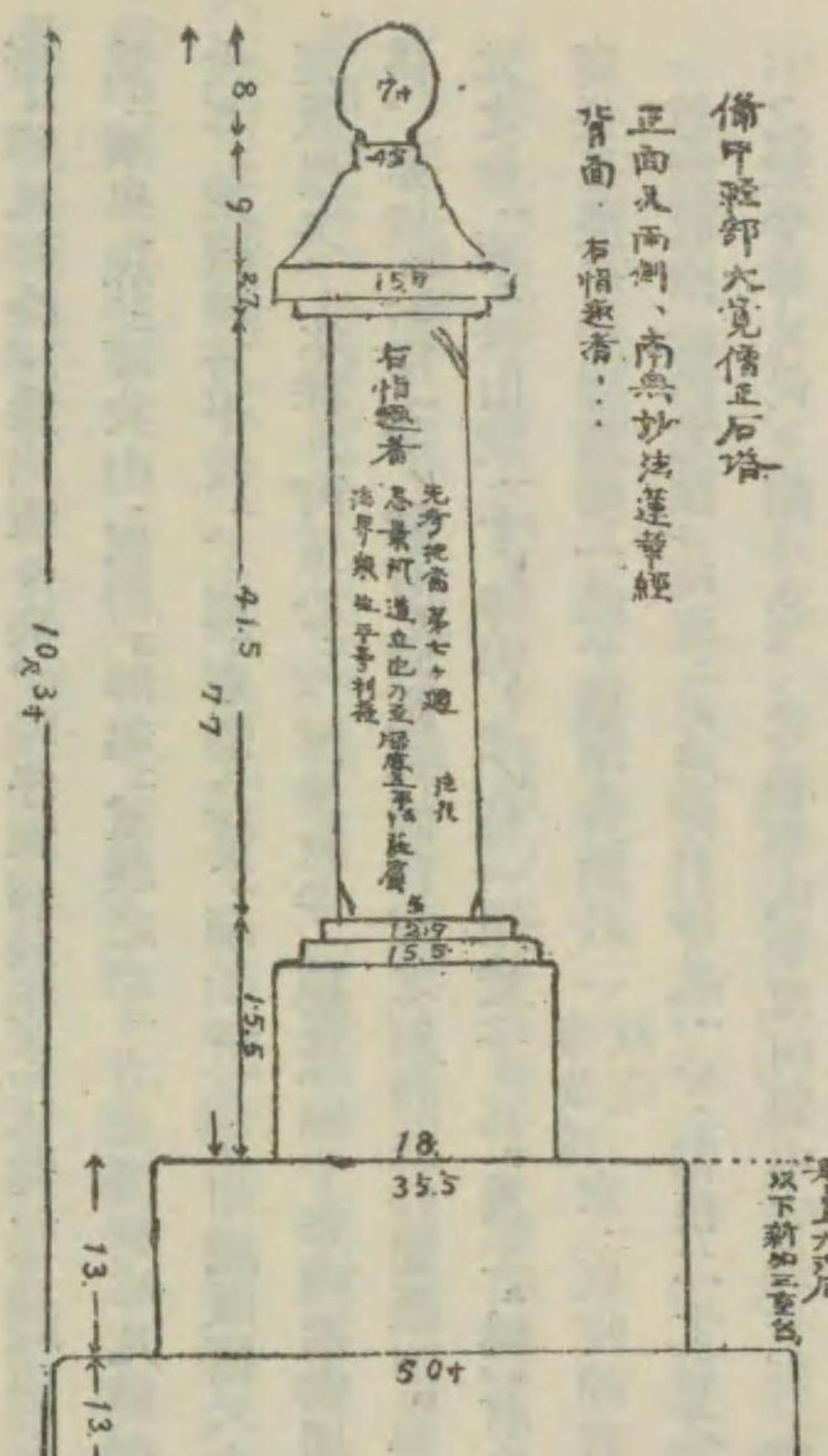
三、二〇〇二、曆應五年五月輕部法華題目石

所在 都窪郡清音村大字輕部（大覺僧正法華題目石塔）
石質 石灰岩、下方臺石三重高四尺許花崗岩製新加のもの
形式 圖版参照

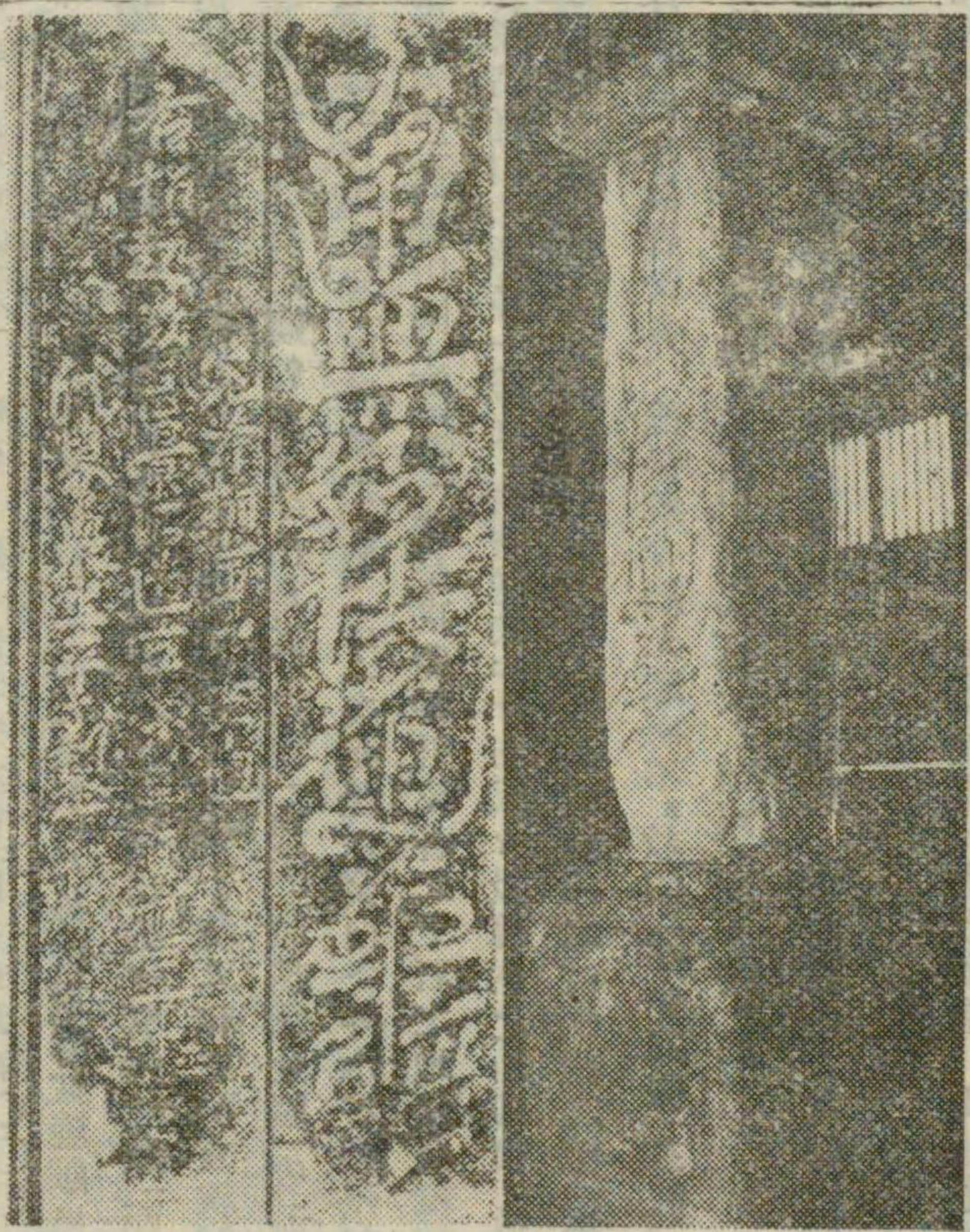
寸法 全高七尺七寸 内 柱、四尺一寸五分 蓋、二尺
臺、一尺五寸五分

銘云 正面及左右兩側面に 南無妙法蓮華經の七字を刻し
背面に

右情趣者 先考相當第七ヶ廻 法花（堂？）
忌景所造立也乃至、曆應五年壬
法界衆生平等利益



輕部 大覺大僧正法華題目石塔



（本 拓）

案に、曆應五年（康永元壬午）は吉野朝興國三年に當る、その第七ヶ廻忌に相當する原の年は延元元（建武三丙子）なり
〔參考〕 大覺大僧正、妙實上人 一九五七—二〇二四
近衛攝政藤原經忠の子又後醍醐天皇の皇子と稱す。實は皇子にして經忠の猶子となり給ひ、法華宗を岡山縣に弘布したる第一祖とも申すべき大智識なりと云ふ。
法華傳統、日蓮—日朗—日像—妙實（大覺僧正）—朗源僧都

「佛祖統記」師諱ハ妙實號ニ大覺小字、月光曆、攝政近衛藤公經忠之子也、初入三嵯峨大覺寺稟金剛乘一日入洛之次、避遁龍華之法蓮、忻然生三難之想、與聽、七日、其徒、智覺、正覺、祐存等日々相從、皆如夢而寤、隨喜心服、忽蒙密乘、于時師年十七、親炙龍華、遠究三教一精微、殊徹三宗教骨髓、爲性和順、供給無量、龍華常嗟、以弘宗、與二期尊、離索、乃使、師奉、晨昏万里、自正和之頃、至三子元應、每歲春秋、省、觀期尊、凡十二回矣、一年天下大旱、普勸諸宗、修請雨法、而無驗、詔、師、師乃與、緇伍三百餘員、至桂川之上、同音讀、誦法華一軸、未、充雲起雷鳴、大澗、膏雨、數日不止、率士皆洽、上大悅、時童謠曰、地藏出世菩薩也、祈喚登喚（末曰位爾波也）師聞之謂門人曰、是則可、言地涌、出菩薩也、不知吾、奉勅或出於佛意、耶重勅曰、無所羨乎、師因請高祖及期尊像尊之菩薩號、上廻贈高祖大菩薩、二期菩薩、尋擢師爲大僧正、特書大覺、大字、賜之、從、斯呼大覺大僧正、延文戊戌七月、詔曰、宜爲四海、唱道、甲被、致、一乘之弘通、云々、初文和乙未之秋將軍尊氏、割三莊、附之又義詮寄僧伽梨並水精念珠等、師嘗告衆曰、吾徒之中、或其身放逸、心無慚愧、動、輒託事、觀、道欲、遂、已非、是等之類、法滅之因緣也、汝等各自慎之。貞治三年甲辰四月三日吉祥而逝世、壽六十八、法臘不詳。（一四—二頁・法華宗・妙實・參照）

「備中志著者云」、案ニ請雨ノ功ニ依テ菩薩號ヲ贈ラル、コト見ル所ナシ其ノ年月ヲ記サ、ルコト又不審ナリ後醍醐天皇元亨二三年ノ兩年天下大旱スルコトアリテ米粟ヲ民ニ給フ若クハ此時ニヤ然レモ其頃ハ大覺年廿六七歳日像俱ニ在世ノ最中ナリ存生中菩薩ノ號ハ難カルヘシ其後光嚴院康安二年大旱アリト雖モ細川清氏補正儀等京師ヲ攻メ義詮敗走シテ主上江州ニ赴キ給フ時ニシテ請雨ノ沙汰ナシ凡菩薩號、桓武天皇延暦元年五月宇佐八幡ノ神託ニ依テ勅シテ菩薩ト稱ス其後伏見院正安二年七月三日觀尊ニ勅シテ興正菩薩ヲ贈ラル、ノ外未タ此ノ號ヲ聞カズ行基モ勅許ノ菩薩ニアラズ日蓮日期日像タトヒ私ノ號ト云ヒ徒弟ノ推舉スノ如クニ至ルハ德化ノ歸スル所ト云フメシ。

祈雨有應コト法驗ニハアラズ僧正ノ德行ノ爲所也龍華傳鈔ニ載スル内師奉命期師ヲ訪フコトアリ乃使師奉晨昏於万里自正和之頃至元應每歲春秋省觀期師凡十二回ト其篤實ヲ知ヘキノミ。

「吉備前鑑」（著者明かならず正徳寶曆の間に成りしものゝ如し）御野郡濱野村松壽院の條に、「此寺ニ多田入道并郎從ノ墓アリ建武ノ頃多田入道ト云テ宮方ノ勇士アリ、備前御野郡ヲ領知シテ同村ニ居城アリ兒鳥三郎高德ト同志ノ由、補正成ニ隨テ天王寺合戰ノ砌モ數度ノ軍功アリ、其後新田足利不和ニ成リ大亂起リ後醍醐天皇吉野ヘ御幸ノ砌、都ノ官軍散々ニ退散ス。第六ノ皇子三嵯峨大覺寺殿ト申テ則チ大覺寺ニマシマシ隨身ノ衆徒拯催シ嵐山ニテ防戰アリケレトモ敗北シテ山崎ヘ落サセ給フ、同所ニ日蓮上人ノ弟子日像上人住セラレシヲ頼テ暫ク隠レ居給フ所ニ大覺寺殿ハ眞言ナレトモ日像上人ノ御勸ニ依テ日蓮宗ニ歸依セサセ給フ、七年ノ間法華學問

勤行成就ノ後則大覺上人ト改メ給フ今ノ世ニ唱フ大覺上人はナリ、其後西國一見ノ爲、備前ニ下リ多田入道ニ逢ヒ給フ、元來多田入道宮方ニ志深キモノニテ右ノ有様ヲ見、大ニ悦テイツキカシツキ申セシト也、時ニ上人入道ヲ勸メテ日蓮宗ニ爲シ濱野村ニ寺ヲ建立シテ住ミ給フ今ノ松壽寺是ナリ、又二日市町妙勝寺モ大覺上人ノ建立シ給フト也、此二ヶ寺備前日蓮ノ始リト云フ、右多田入道ハ足利尊氏ヨリ味方ニ參レ然ラズバ早速弓箭ニ及フベキニ度々下知シ給フ故ニ入道子供ニ向ヒ我年老テ今更武家ニ隨ハント口惜シ始叶フベカラズ所詮我カ身ハ一矢射テ腹切ヘシ汝等尊氏ニ隨ヒテ家ヲ立ベシ、然レモ我死テ後ハ多田ヲ名乗ルコト勿レト云テ東軍ヲ引終請ケ濱野村ニテ一戰ニ及ヒ入道並郎從共康永二年八月十二日自害シケリ則チ松壽寺ニ葬ル其後入道ノ子供ハ足利ニ從ヒ丹波國能勢ノ莊ヲ給ハリケル依テ能勢ト改メ今御旗本ノ能勢一統此ノ末ナリ。

天和三年本覺院日通より寺社奉行能勢勝右衛門へ宛てたる書上寫左の如し。

- 一、本山、本能寺
- 一、山號、立石山、松壽寺
- 一、崇拜、釋迦多寶並上行等四菩薩
- 一、當寺開山、大覺和尚、是後醍醐天皇第三宮大覺寺殿御事也
- 一、大覺和尚遷化、貞治三年甲辰卯月三日、但シ及今日三百二年乎
- 一、當寺草創之本願者、清和天皇十四代の嫡孫、能勢太郎判官頼仲公
- 一、建立月日、曆應四年之建立也
- 一、名島中納言御代燒
- 一、
- 一、
- 一、

天和三癸亥天九月廿五日

寺社奉行 能勢勝右衛門殿

本覺院 日 通

「元祿拾六癸未八月二十五日附折本緣起」。開卷第一「備前牛窓本門法華宗本蓮寺來歴之事」。

一、當寺草創開基者、大覺和尚、是則後醍醐天皇第三宮大覺寺殿御事也、然而日蓮門葉日像ト申上人在京セリ宿縁之所感歎、大覺寺殿與日像師數在御參會每度及法論其後日像ヲ屈尊而被仰師範由申傳御事。

一、其以後大覺和尚御在洛之砌大皇勅主上勅大覺和尚祈雨和尚應勅望于賀茂川邊祈誦於妙法華忽至其雨普等四方俱下之句遍密雲彌布而充足雨世界、天子歡感之餘勅宣褒美宜任希望于茲和尚願言予宗祖日蓮上人第二祖日朗上人、第三祖日像上人伏乞勅於此等三聖、許於菩薩謚號矣、即時補任拜之等云々。

同牛窓本蓮寺所藏、經玉山略誌云、

東備本蓮寺者往昔傳教大師之草創而、桓武帝勅願之道場也、可爲證聖神之靈牌、今猶存在焉然後中古近衛左府藤公（經忠）之猶子僧正大覺弘通我本化正宗普於都鄙之諸州、則開當國二十一箇之靈院矣、當院者即是其一而初度之行化也、于貴、領主石原但馬守道高、法華堂日曉、師檀共受訓導於此、歸依蓮祖之法流矣（下略）

皇胤紹運錄に依れば、後醍醐天皇各皇子宮の内、

僧恒性、母龜山天皇皇女、

とあり後醍醐天皇の准三后に皇子親王と申し奉るは龜山天皇の第二の皇女にましまして別に眼慶門院と申し奉る同后の御腹に皇子の御誕生あり、是ぞ後醍醐天皇第三皇子に當らせ給ふ「恒性親王と申し奉る」更に宗門跡譜、南方紀傳南朝皇胤譜南朝紹運圖等に據れば「大覺和尚と申すは後醍醐天皇第三宮恒性法親王に御座します」但し異本に第六皇子僧恒性とも申上ぐ。

由是觀之、大覺大僧正は吉野朝の爲に勤王の師を催さんとして西國一見の名の下に備前に下り給ひ御野郡濱野村今福濱村にて勤王の士多田入道頼貞に會し給ふ、實にや、國ありて法貴し、今や法力の維持は兵力に依るの外なし、附近勤王家の主なるものを擧げんに備前國に兒島三宅和田射越今木松崎大富中西藤井の一門盛にして就中、高德は功を以て鳥取莊を給ふ、備中國には兒島高德、大井田式部の福山に占據せるあり、美作國に菅家有元、福光植月、應取原田、外に南三郷又坪和等あり。「有元左衛門尉佐吉元弘元年妙滿寺を建立し京都嵯峨大覺寺宮を迎へ奉る」と系記に見ゆ、赤磐郡西山村大字上仁保葛木城主葛木四郎次郎左衛門茂綱一族政光大塔宮に從ひ吉野に苦戰すと云ふ。大覺大僧正の備前下向決して偶然にあらず。さは云へ日蓮宗の備前備中に關係あるは大覺の巡錫以前その師日像の開基に係る日宗本山、京都妙顯寺の寺領備中下道郡穗井田村に存することとなり。其は備中國穗太莊今の穗後醍醐天皇京都御還幸に方り妙顯寺領として寄附せられしに徴すべし。

寄進御祈禱料所 妙顯寺領之事

尾張國松葉莊、同國小家郷、備中國穗太莊、今度御還幸御願圓滿御祈禱殊以被忠功之間所充行也、永代知行領掌不可有相違者、依將軍宮令旨下知如件

元弘三年五月十二日

日像上人 卷

左 少 將

大覺大僧正がやがて備中國へ巡錫あり穂太庄に近き箭田村宇別府に大覺山法華寺を開基せり、輕部の大覺僧正題目石は此より二里許のみ。(一四一三頁・法華寺舊藏・大覺僧正筆・法華題目一幅・参照)

沼田頼輔翁著「備前法華の由来」の一節に、
僧正は近衛家の出なり曾て日像上人の法蓮を聽き深く感ずる所ありて遂に之に師事し日蓮宗義の蘊奥を極む、曆應康永の頃西國一見の爲に備前に來り當時宮方の勇士として名高き多田入道に會ふ僧正入道に勸めて日蓮宗を信せしめ御野郡濱野村に松壽寺を建て之に居り以て弘法に従ふ是れ備前に於ける日蓮宗の始なり。多田の子孫能勢氏を稱し皆深く日蓮宗を信して此の宗の爲に力を致すもの多し岡山市二日市町の妙勝寺三番町の本行寺今改稱瑞雲寺皆能勢氏の創造する所なり。斯く僧正は初め濱野村にて多田氏の歸依を得後錫を津島村に移す富山城主松田元喬之を疑ひ僧正を城中に召し眞言の碩學數輩を集めて宗論せしむ。僧正説く所理非明晰、衆僧一言も之に執するなかりしかば皆僧正に歸伏して法華を持し悉く其の弟子と爲る、元喬も亦之に歸依し父元國と共に僧正の檀那となり岡山に蓮昌寺を建立す、子元泰も亦之に歸依し其の曾孫元方に至て遂に金川に道林寺を建つるに至る、(元方、法號を恭愍院道林公とす)是より以後備前に於て勢力並なき松田氏の歸依を得て世々其の保護を受けしより漸次隆昌に赴き今を距る四百年の昔は一州を擧て殆ど此宗に屬し實に關西日蓮宗の中心たるに至れり是即ち大覺大僧正布教の結果なれば則僧正を尊信して恰も此宗の祖師の如く各所に石碑を建て之を祀りしものなりとす。

大覺大僧正自筆の題目石三基、何れも七字の題目を刻す左の如し。

一、御津郡一宮村大字西辛川妙善寺

寛文七年此寺廢絶に及び池田家之を沒收して上道郡富山村圓山、曹源寺内法花寺大光院に安置せしが其の後一時その影を失ひしが近時還々同寺内に復し安置せらる是亦二基あり。

甲、大覺堂内安置のもの、石灰岩製。三面共に題目を刻し背面に、

比丘尼 妙善 應永十八年九月十日

乙、大覺堂の東側に在り、花崗岩製。三面共に題目を彫り背面に

大沙門日妙聖靈百ヶ日 康永四年 各々 三月十日 敬白

二、和氣郡和氣町大字益原、大樹山法泉寺境内に在り是も亦數十年前、何にか其の影を失ひしか再び還て今は金網を張りたる石金盤中に安置せらる、背面に

右志者爲養父妙念第三年追善并一切衆生平等利益 康永元年九月七日養子敬白

三、都窪郡清音村大字輕部、法華寺陸大覺塔、石灰岩製三方共に題目を刻し背面に

右指趣者先考相當第七ヶ廻忌景所造立也乃至法界衆生平等利益、曆應五年壬午蕤賓 法花(、)

因に「蕤賓」スキヒン 十二律の一、陰曆五月に配す、仍て又五月の異名とす、禮、月令に「仲夏之月、律中蕤賓」と見ゆれば「曆應五年壬午五月」に當る、然るに曆應五年は其四月廿七日、康永と改元せらるゝが故に曆應五年には五月なし、惟ふに都鄙交通不便、加之南北兩朝對峙の折柄にて其の改元の事此地に達せざりし爲なるべし。

以上、三ヶ所の石碑何れも大僧正の名なきを以て口碑に過ぎざるも元龜元年二月の奥書ある梁曼陀羅由緒記に「(上略)往古大僧正兩國御弘通之節益原村辛川村亦備中輕部邑三ヶ所に題目石碑御建立被爲遊漸々御宗旨繁昌ニ付先祖其節致歸依云々」以て其の證明と爲すに足る、而して其の建設年代を比較し廻忌より派りて死に年月を列記すれば、

- 二〇〇二、曆應五年五月……………七ヶ廻忌……………延元元年 五月 日 死亡(輕部) (又十七廻忌とすれば嘉曆元年に當る)
- 二〇〇二、康永元年九月七日……………三年追善……………興國元年 九月 七日 死亡(益原)
- 二〇〇五、康永四年三月十日……………百ヶ日……………興國五年 十一月 廿九日 死亡(辛川)

或は云ふ、此の三題目石は延元元年五月足利尊氏直義兄弟の大舉東上に方り輕部の山上なる福山城に於て十五日より十八日に至る激戦ありしこと。同十八日夜直唐川宿にて一千五百五十三級の首實檢をなしたること。是より先四月十八日兒島高德父子備前熊山の擧兵激戦あり五月十九日福山の敗兵熊山の落人皆東走し共に益原附近のことなりしが故に、此三ヶ所は宮方の戦死多かりし所なるに因みて大覺大僧正は此等の忠魂義膽を弔して一層勤王の意氣を鼓舞されたものならんと着眼頗る面白けれども前記の年代比較の上からは遺憾ながら首肯し難きことなる獨り備中輕部の題目石に就てはさもありしならんと思はるゝなり。

四、二〇〇六、貞和二年十月二日正圓阿闍梨石塔

兎に角此の三題目石にして大覺大僧正自筆のものなりせば備前備中二國の法華宗は茲より一段の興隆を見たること疑なかるべし。

所在 岩田村上高田、二宮、鼓神社境内、西北方に在り。

形式 多寶石塔 土壇方十尺の上に建てらる。

寸法 全高一丈三尺八寸

銘云 水輪 圓形徑二尺九寸 正面大目如來像を刻し背面に銘あり左の如し。

大勸進沙門正圓

貞和二年十月二日

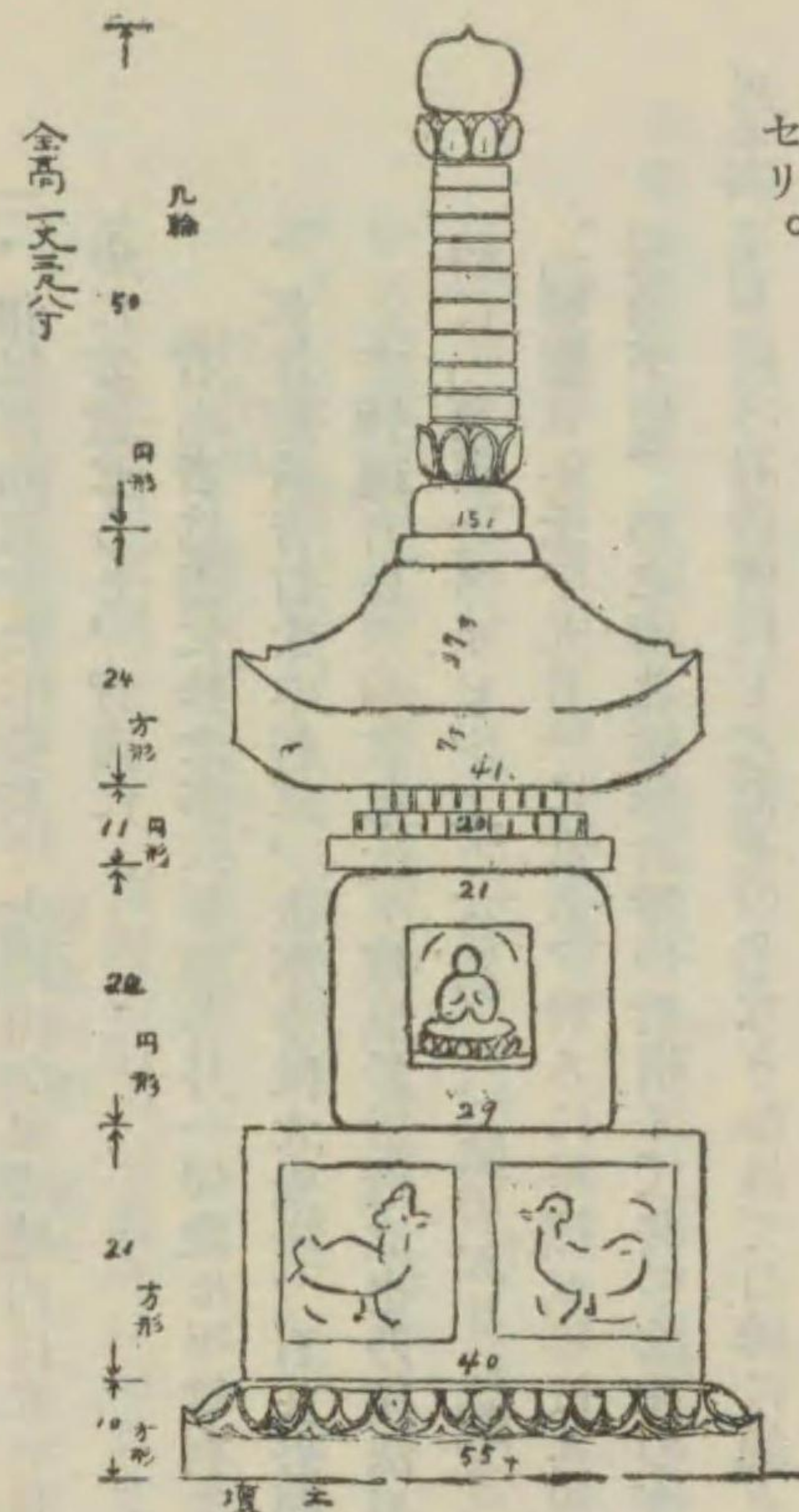
造立之、大工妙阿

備中誌賀陽郡、日近村條に

正圓阿闍梨墓、鼓明神の境内に在り墓の長さ一丈餘二十二段に造り爲したり惣真石也、中の石銘あり裏に「勸進沙門正圓貞和二年十月二日造立之大工妙阿」此墓ノ岡略之此墓石ノ裏ニ銘三行ニ彫セリ。

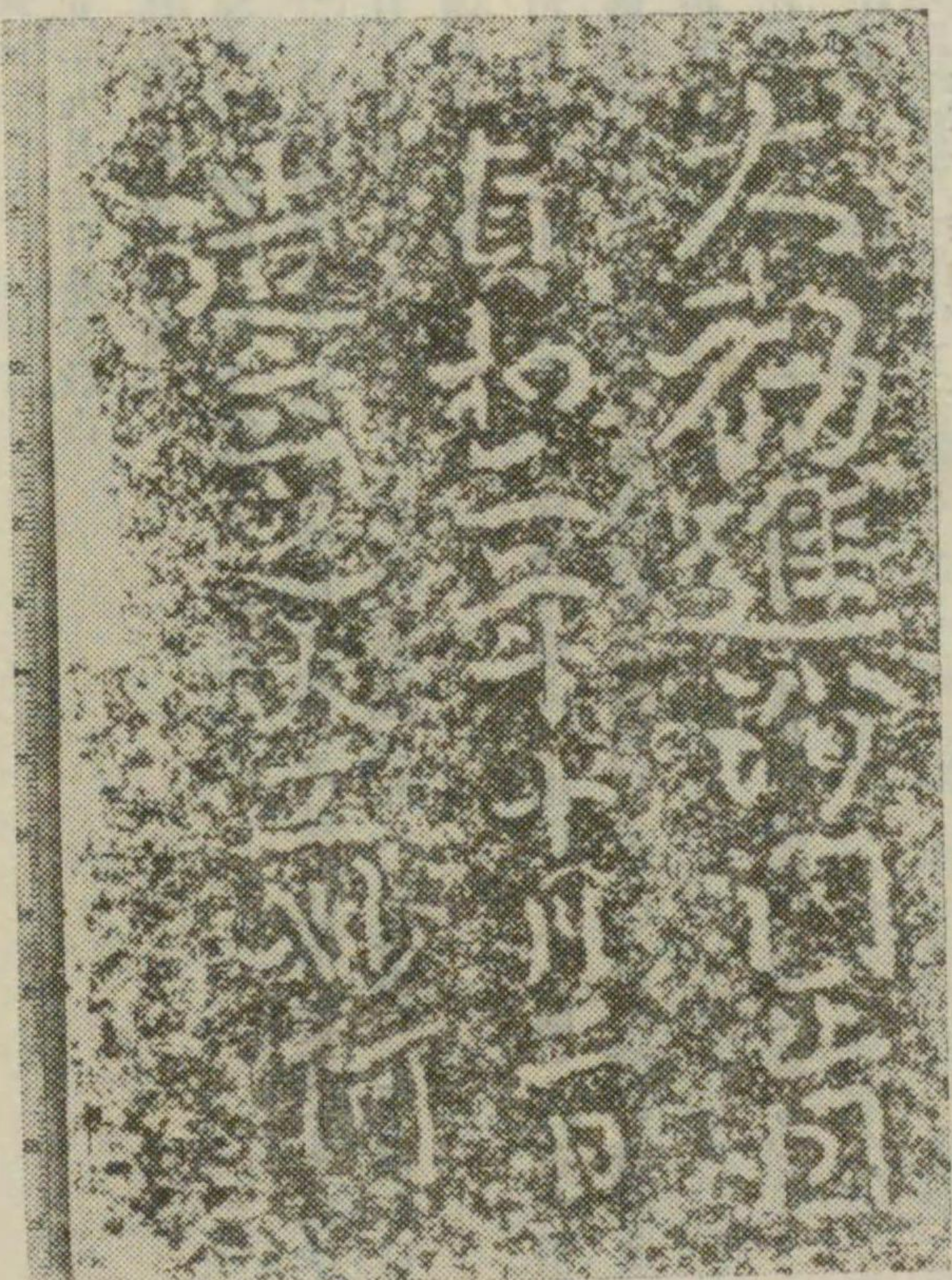


石質 花崗岩



正圓阿闍梨多寶石塔

(鼓神社境内)



(本 拓)

鼓明神五社なりしに永祿の頃(嘉祿又は永仁)燒亡せしかば元徳年中正圓再興して五社を一社に祀る 此貞和二年は嘉永五年 備中誌編 まで五百七年となる元徳は貞和より十二年前也 案するに十 八年前也 上高田村鼓明神社内、正圓阿闍梨墓銘略之。

同、鼓明神社の條に

延喜式神名帳云、鼓神社。備中十八社ノ一也。

神社古記云、抑當社明神ハ吉備彦命の其後ノ神なり。崇神天皇の御宇、彦命西道將軍と成て西國御發向の時隨從して下向し給ふ一名を遣靈彦臣と申し行軍を司り給ふ良將なり。彦命吉備國に至り萬民ノ安否を問給ふに其國に住む老翁云「此國に吉備冠者と云者有。もと夷狄の王子なれとも性惡にして其所業無狀是故に一葉の輕舟に乗せて風のまにまに放ちやられて此の國に止り喰しき岩屋山に籠りて生るを殺し或は民屋に入て資糧を奪ひ國民大に苦惱す殊更王威を恐れず、王制に従はず近國西國の貢賦の船を掠め取り其の殘忍あけて云ひ難し願はくは將軍之を退治し給へと彦命聞し召莞爾給ひ 此所を笑坂と云今 我レ老翁の言に隨はんま直に吉備ノ中山を遠津本陣とし、遣靈ノ臣を右陣となし 今の鼓山 其に戰を専らとし給ふ。彦命弓矢を以て攻給ふ國のさま中山より岩屋山の麓まで大海にて双方の矢途中にて喰合て落ちぬ百たひ放つもまたかくの如し海ノ中服部島の海中に落ちて今、田中村竹ノ下に矢喰ノ宮と申せる有、此所也、時に空中聲有て一矢に兩矢を放ち給はゞ一の矢は喰合て海中に落ち一矢は遠く飛て冠者に中る 秀雄云、海上浮舟にて給ふ、冠者驚き怖れ雉と化し深山に隠れんとす 秀雄云、宮内緣起都宇郡 (此所偶言にや文意可察) 命鶴と化して終に鷹み上げ給ふ。

鬼城を落されて日指山の峰に陣し又敗軍 即ち其所を祭りて鯉喰社と云此時冠者語り申に我通力自在と雖も何を王命に敵せんや、今彦の爲、既に落ちんとす、一命を輕んじ名を惜しむは勇士のならひ君請、今より我名を奉らん空敗し給ひそさいふて終に死に冠者、如此なれば眷屬皆服従し事故なく國治りければ尊命此國に止り給ひやかに西の國々悉くに打平け給ひ御壽二百餘歳にて薨し給ふ、神廟を中山ノ峯に築き後神と崇めて吉備津宮と尊ミ奉る。遣靈彦臣はかゝる勳功有し其賞として大井庄の内五ヶ所下し給ふ其後神と崇め宮社を建て二ノ宮鼓明神と稱し奉りぬ、本地觀自在菩薩也、實に國安全の肩を開く事偏に一宮、二宮の深恩也。爰に老翁有社頭の緣起唯人口にのみ有て歳ふりて末代には語り傳ふる者無らんことを歎きて記し置かんことを望まるゝに依て其老翁の傳を國史にならひて認之云々。

案に故老の口碑或は荒唐無稽に渉るが如きも。其の岩屋山の凶徒征伐に當り軍を分ちて二とし一軍は海上に戦ひ一軍は長驅して牙城を陥れしかば彼は走りて日指山に據る乃ち別軍マサカに空軍を以て之を陥れ北くるを追て之を虜にす。その神算妙略實に驚嘆に堪えざるものあり。

古へ御社五ヶ所有故、鼓五社明神と云、今舊地は田畑と成り、古宮屋敷、鳥居島、馬場先田、神主屋敷など云地名残り。此の神主屋敷は往古の神主片岡氏の屋敷なるべし。又古は別當寺有、鼓室山神林寺と云ふ、貞和の頃正圓法師も此寺の先住持にや。又後年社記を認めし天台阿闍梨法印と有も、此、神林寺の住職なるべし、昔より天台宗持の宮なることは本社御神林に本地觀音像の古作も有御社の側ニ墓有、銘に貞和二年十月二日大勸進沙門正圓と刻付たり、往古今の社地は神林寺境内にやと覺ゆ故に側に墓有けり。享保中社記云、昔此宮大社にて二宮五社明神と申て永祿(永仁カ)の頃本社悉く焼亡して元徳年中正圓阿闍梨五社を一所として再興すその後承應二年十一月又再興す神主千原九右衛門、同右衛門と有、今の社は享保三年九月再建棟札千原九衛門、同左近右衛門と有寛永二十一年領主寄附し給ふ其文ニ曰。

奉寄進田地之事

合高貳百石者鼓宮江奉寄進所也神主其旨存誠精應祈可抽丹誠者也。

寛永二十一年

上高田村 神主

木淡路 利當判

下略

〔二宮神社梵鐘及再鑄〕

備中州二宮鼓大明神鐘銘并序

夫梵鐘爲器也鑿用匠測明集衆濟事幽則利生極苦近暨四隣遠震三千所以西天東土仰懿德而廣彼令青精藍之制無不先爲伏考舊記備中國賀屋郡上高田村二宮鼓大明神者十一面觀音大士垂應之靈地也當國古備津明神號一宮第二當社從示和光之化儀於此鄉以來不知幾星霜每歲設兩般之神祭縹雲集靈瑞益崇民生權服然嘗慕有緣之檀捨而造鳴鐘一口報晨昏年久其型小而清韻不可矣於此別當神林寺增琰命冶工再鑄洪鐘以爲神社之寶器因請予爲銘不得堅辭適爲之銘其詞云、隼椎靈器妙用無邊形標般若德歸純圓聲響不竭透徹大千普逮群類等醒長眠

寛延二己巳年四月吉日

別當社僧清水山神林寺三寶院現住 增琰記之

日照山國分寺現住 玉盤謹識

神主 千原万左衛門 勝國

備中國賀屋郡西阿曾村大工林彌五郎藤原應重

奉願口上

一上高田村鼓宮鈞鐘相損居申候ニ付産子中申談之上此度先規之通鑄替仕度奉存候間奉願候通被仰付被爲下候ハ、難有奉存候以上

文久三年亥三月

同 喜左衛門

年寄 伊丹和十郎

庄屋 千原瀬平

日近村氏子總代 鐵五郎

同 彌平治

年寄 忠次郎

庄屋 石原紋次郎

上高田村氏子總代 直八

同 爲八

年寄 留五郎

神主庄屋 千原万左衛門

社僧 神林寺

(文久三年亥四月鼓神社鈞鐘就鑄替諸記録)

寺社

御奉行所

(但、勅使河原權七郎殿御役中)

要之、二宮鼓神社は式内備中十八神社の古社、祭神遣靈彦、吉備國草創に大功あり。多寶石塔の主人公沙門正圓は別當坊、鼓室山神林寺の住僧にして鼓神社再興に大貢獻ありし者なり。

「大工妙阿」は此大作を成功せし後十五年すなはち康安元年十月二日を以て足守八幡宮の石鳥居を建立したること同鳥居の彫文に明か也。

〔参考〕類品

- 一、補陀洛山祇園寺多寶石塔 上房郡巨瀨村
花崗岩製、全高一尺八寸
擬寶珠高一尺三寸、蓮輪高五寸、九輪高二尺、蓮臺高一尺、
笠部高二尺、幅三尺七寸、柱頭高一尺、圓柱部高二尺、臺部
高二尺、幅三尺三寸。

銘 六行

□向□□□ 寄進立石爲□□ 金剛佛子宗^(ウツカ)立
大□□□□ 十□□□ □□□□

備中誌云。補陀洛山祇園寺、眞言宗、仁和寺末、本尊千手觀音、脇侍不動、毘沙門、弘法大師作、開山、弘法大師。境内伽藍、牛頭天王（藥師如來ヲ神体トスト云）舞殿、觀音堂、龍王社、弁天社、仁王門、鐘樓堂、云々。
右御地頭代々御建立所、門一ヶ所。右御除山八町步寺山同斷一町步天王山。
右新檢御水帳ニ出。
而して實地調査の結果左の如し。

一、千手觀音、立像、長六尺二寸五分、制作古拙、藤原時代のものにして地方色豊かなり。右足に墨書の銘「奉修理本尊天文廿四乙卯霜月十七日増壽敬白」あり。

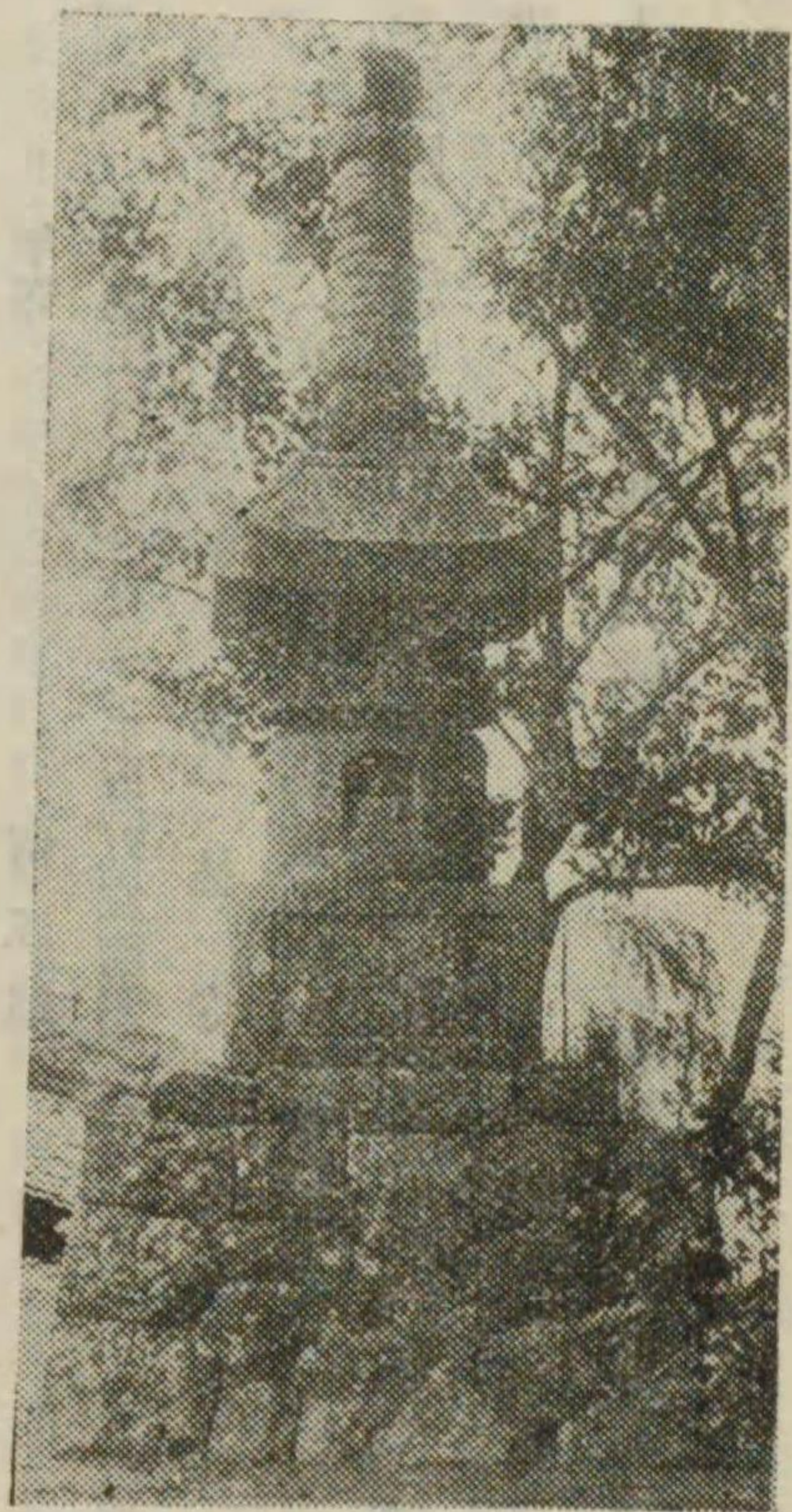
一、不動明王、立像、長三尺三寸

一、毘沙門天、立像、長三尺五寸 右足趾 横三寸三分 縦二寸二分 に銘を墨書す。

備中國巨勢庄祇園寺、二天第三度修理、延文武禪五月四日、大願主金剛佛子榮覺、大壇那僧隆全、□阿彌代□、現世安穩後生善處 子孫安穩息災延命故也 執事導師延遊金剛是昨。

因に、是の本尊脇侍奉安當時の上房郡は賀夜郡に屬せしを以て之を特記せり。

二、熊野權現多寶石塔、兒島郡郷内村大字林熊野神社境内に在り。石質石灰岩にして正圓石塔の花崗岩製なると異なれどもその形式酷似す。



祇園寺多寶塔

三、新熊野山宗願寺陀多寶石塔、兒島郡琴浦町大字下村田圃中に在り。花崗岩製、全高九尺、九輪部高三尺一寸五分、徑六寸乃至九寸二分、笠石方三尺二寸、高一尺二寸。柱石方一尺六寸、高三尺七寸五分、臺石方三尺二寸高九寸（露出部ノミ）柱石の四面佛像を陽刻す、南面は多寶、釋迦の二佛を並べ西面は藥師、北面は不動明王、東面は彌陀如來なり蓋し原形の轉位にして、東藥師、西彌陀、南不動、北釋迦に復すべきなり。

五、二〇二一、康安元年十月二日足守八幡宮石鳥居

所在 吉備郡足守町八幡宮舊馬場道 石質 花崗岩 形式 石鳥居

寸法 全高一丈〇四寸三分、各部分に就ては見取圖示す所の如し。

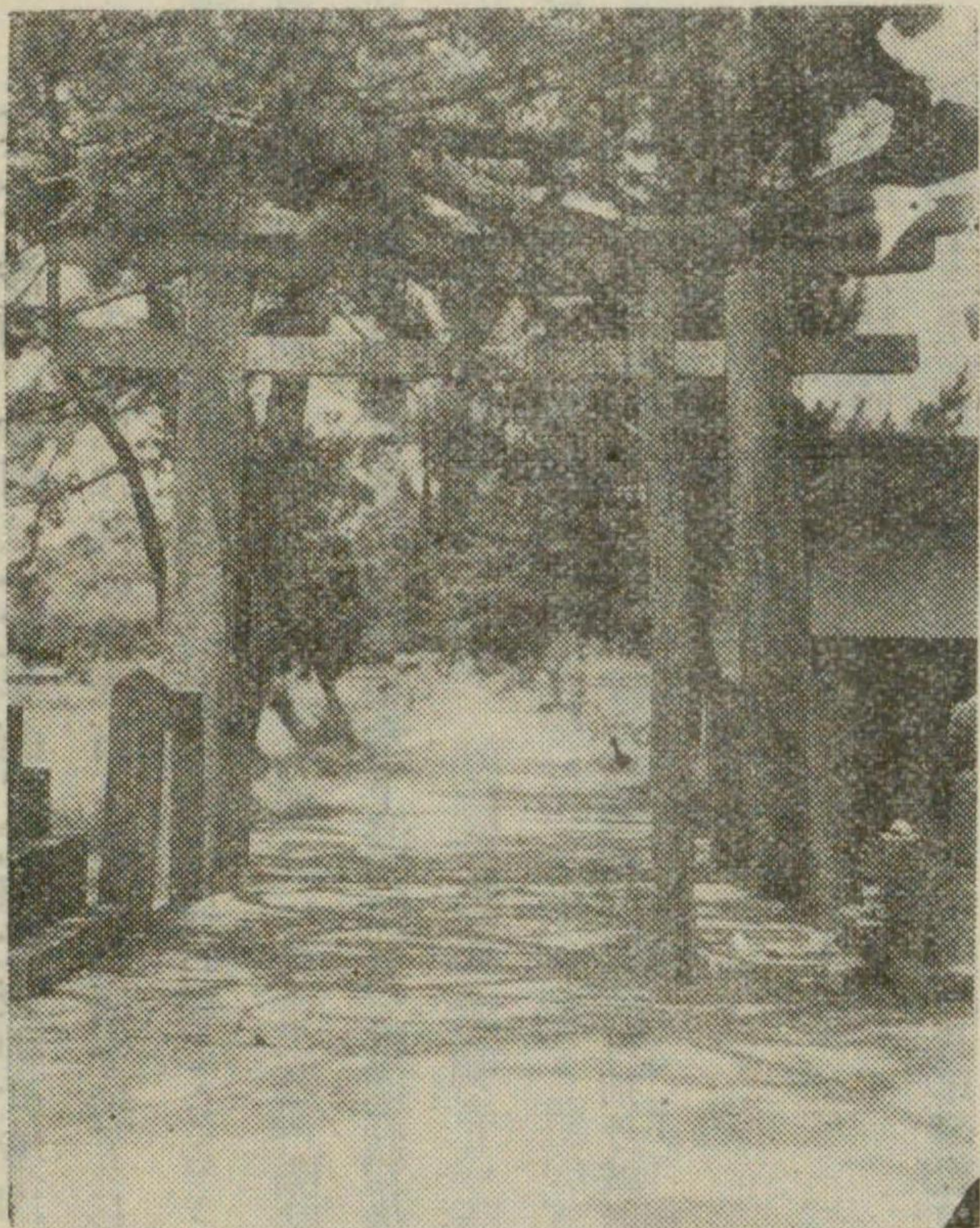
石柱周四尺一寸 柱間十尺 杭間（貫長） 向而 右十尺五寸 長サ四尺五寸
左九尺六寸

銘云 扁額文字 八幡宮

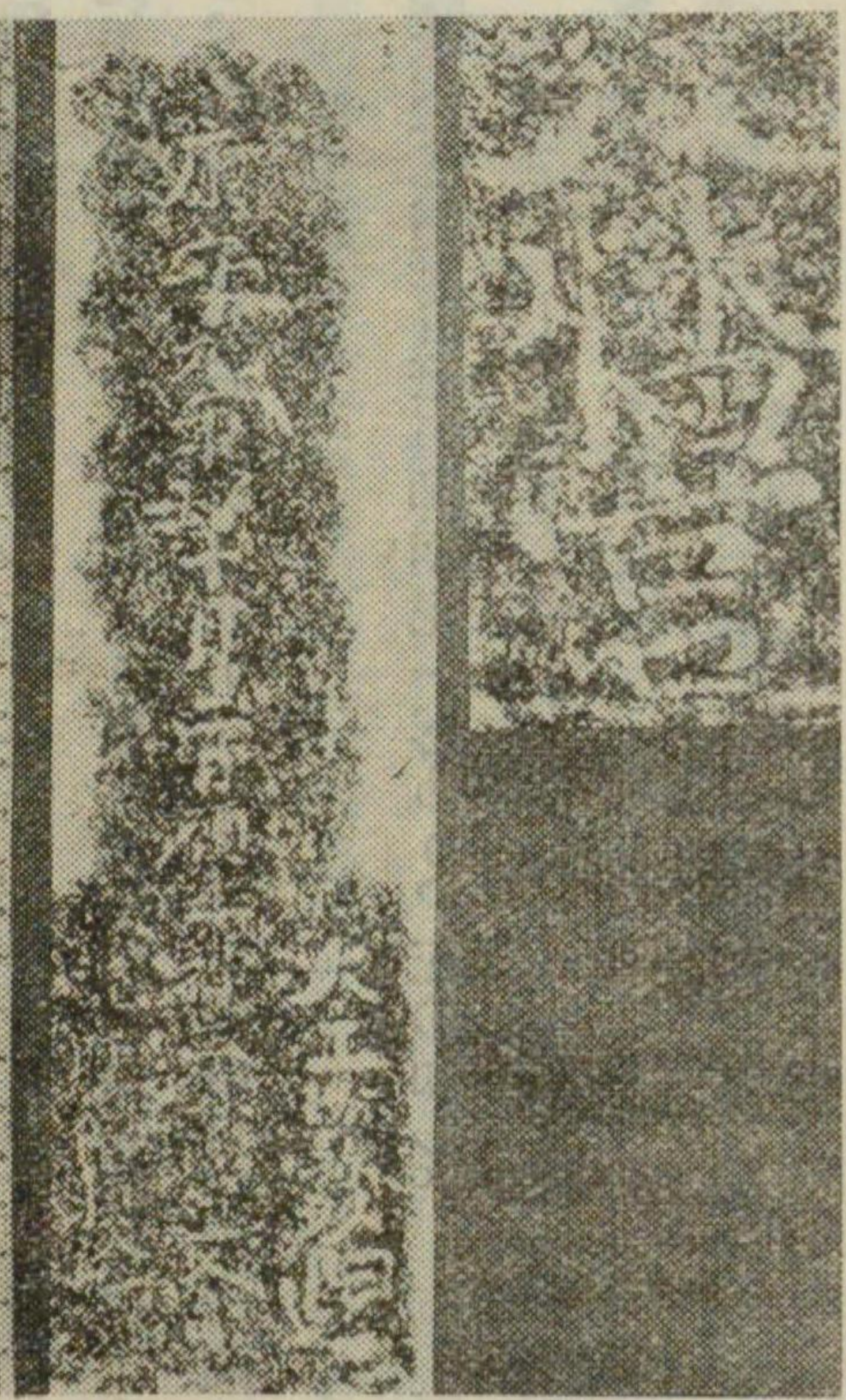
石柱文字

康安元年辛丑十月二日

大工 沙彌 妙阿
願主 神主 賀陽 重人
祝師 僧 頼 澄



足守八幡宮石鳥居



(本 拓)

大工、沙彌、妙阿は十五年前、式内社鼓神社境内に正圓阿闍梨の石塔を建立したる人なり。
足守八幡宮の鳥居は其の由來古く是石鳥居を造りし康安元年を距る百九十二年なる嘉應元年製の足守莊繪圖に八幡山八幡宮見え千木高知の社殿の前に鳥居建てらるゝを見る、但し木造か石造かは明かならず。(備中足守庄繪圖の章参照)

足守八幡神社 寛永二十一年木下淡路守の寄進狀及寶永四年木下公定自筆の神廟記一卷あり、左の如し。

奉寄進田地の事

合高壹石也 右上足守村

八幡宮奉寄附所也。神主其旨存知誠精、懇祈可抽丹誠者也。

寛永廿壹年三月八日

上足守村神主

木下淡路守利當 花押

葦守縣 八幡神廟記。

夫誇我土之樂稱我民之良者雖非天下之通論而於其厚薄親疎之分則不可以無辨焉蓋昔 邦自太古以降神靈所會而萬民以依怙焉故 聖主賢臣儘亦郡國有遺廟而私祀之就中 應神帝者仁武兼備之 賢主也 廟號曰 八幡蓋自王公國都至鄉黨閭里皆莫不有其廟喜備中州葦守縣亦嘗有焉即定襲封之地也定謹按日本書紀 帝即位二十三年秋九月辛巳朔丙戌 天皇狩淡路便自淡路轉以 幸吉備遊于小豆嶋庚寅亦移居於葉田葦守宮時御友別參赴之則以其兄弟子孫爲膳夫而奉饗焉然則過化存神之迹非他郡邑可相比焉昔東坡蘇子作韓文公廟碑文曰公之神在天下者如水之在地中無所往而不在也而潮人獨信之深思之甚至悽愴若或見之蓋韓公人臣而蘇子稱之如彼況人君之神而何不稱之乎由此觀之 帝之於本邑猶韓公之於潮州最尊崇拜戴在茲焉耳目夫 廟畔爲形勝也東北皆山也治城赤霞今都都露霧井谷涼颯分細細飄飄龍嶺古松高戴夜月寶山霜葉遙映夕陽西南則浩浩平田衝縱其畝士農各營其業商賈亦相貿易故行人征馬絡繹其前每歲九月十五日有祭祀巫覡乃作鼓舞四民恭供黍稷早潦以祈災疫以讓嗚呼太守與士民承其福澤者皆神靈所賜也於是所謂誇土稱民者大而言之則本邦之超支竺世小而言之則吾鄉之勝他邑也定仰冀子子孫孫襲封本縣永受 神靈之擁護乃爲記以奉獻于 大神閭宮庶幾傳于悠久重祀之以詞。

其詞云

於顯吉備 葦守行宮 胎帝所芟 誰不鞠躬 神后補天 軌文僉同 三韓不服 赫怒興戎 應揚武內 非罷非熊 况有神助 表筒底筒

敵兵崩角 凱旋勳功 四海又安 匣劍裏弓 鶴嶺在南 鶴崗居東 神遊無力 降斯孤峯 棟梁改觀 林木鬱葱 祭典靡虧 時和歲豐

鼙鼓送響 犧尊不空 冠山瑞靄 扇池仁風 犧乎神德 永傳無窮

朝散大夫葦守縣令兼肥州牧豊臣公欽識 同 同

寶永丁亥冬十有二月穀旦

六、二〇二二、貞治元年眞如寺地藏石佛

所在 吉備郡大井村大字大井

備中誌賀陽郡大井村の條に。

「眞如寺。天台宗、開山不知。昔ハ中村に有し也門前に貞治年號の地藏尊あれば古刹成べし。」

とあり。今地藏尊なし。

概 括

以上第三期、建武元年より明德三年に至る五十九年間。僅かに六點のみ而も六種六點なり。唯貞治年間の眞如寺地藏石佛は現存せざるを以て批評の限にあらずと雖も他の五點は優に當代を代表すべき逸品たり。

曆應元年の王子權現石の寶殿、曆應二年安國禪寺の石燈籠、曆應五年の法華題目石、貞和二年の多寶石塔、康安元年の石鳥居、いづれ劣らぬ特色を有するものなるが。就中安國禪寺の石燈籠は沙彌西念傑作の一、法華題目石は大覺僧正に關係ある岡山縣特有のものなり。貞和二年正圓阿闍梨の多寶石塔と康安元年足守八幡宮の石鳥居は共に大工妙阿の巨腕に成れる名品たり。

第六十一章 足利時代の山陽道

(一) 要論

足利時代に於ける山陽道を旅行せし人の紀行として現存するもの餘り多からず、就中今川貞世の『道行ふり』は、群書類従にもありて、能く人の知る所なれば、これを基礎として足利時代の山陽道紀行を代表するものとし、傍ら玉代の山陽道及現時の山陽道と比較して本論を作るとなしぬ。

さて『道行ふり』を基として山陽道の地勢を研究せんとするには、先づ『道行ふり』の出来し時を考へんとす。著者貞世は上總介範國の次子なり。左京亮伊豫守となり正四位下に叙せらる。足利義詮之に遠江の守護を授く。建徳二年足利義満貞世を以て鎮西探題となし貞世鎮西に下りしと雖も兵寡きを以て鎮西均定の功を擧ぐる能はず。義満大内大友等をして之を助けしむ、貞世肥前の松浦背振山等に陣し菊地の軍と戦ひ之を破る。天授元年小貳冬資と肥後に戦ひ之を敗る。之に於て鎮西の諸侯皆其下風に立ち威令行はれ太平の治を稱し居る事十三年。大内義弘反するや召されて京に歸り讒に遇ひ藤澤に退き後命に由り遠江に移り住す。貞世晩年髪を剃て了俊と號す。詞藻文筆の才あり。學和漢に通じ歌を善くす。其著書難太平記。落書鈔。落露題。今川双紙。九州合戦記。言塵抄。嚴島詣の記。道行ふり等あり。遂に應永廿七年九十六歳を以て卒す。道行ふりは何時の作なりしかと考ふるに今川家譜など見るに其記事なし。無論道行ふりには發程の年なし。併し鹿苑院嚴島詣の記尾の道の條に「伊にし比津くしへ下り侍り時通侍りしなり」とあれば嚴島詣の時よりは前なるや明なり。然るに嚴島詣は康徳元年三月發程せしなれば道行ふりは康徳元年三月より前なるは論なかるべし。然らば建徳二年九州探題となりて彼地に下り永和元年三月彼地に下着せし時の道の記なるべし。殊に道行ふりの終にも「東風吹出て松浦船早や出でぬ」云々の記事並に「又の日此舟共付侍るとかや專に松浦の軍の定めを又あらたさせしと神々のはからはせ給けるなるべし。」などの記事にても鎮西平定の旅とこそ思はるゝなり、此等より考ふるに道行

ふりは必ず此の九州下向の道の記たる疑なし。建徳二年は南北朝兩立の時にして南朝後龜山天皇の御宇なり。紀元より云へば二千〇三年にして今日より去る事五百二十年餘なり。此五百廿年間に貞世が通りける山陽道は果して如何に變せしや之を考ふるは尤も興ある事なり。

山陽道の地は北は一面に山陰道に接し。南は瀬戸内海にひんして淡路の鳴戸海峡豊後の佐賀の關の海峡長門早鞆の瀬戸を以て外洋に通じ只長門のみは日本海に面せり、潮流は常に外洋より三海峡を通じて入り、激浪高く海波荒く滔々として南境を洗ひ去れり、加ふるに山陽道は海岸線に屈曲多く且つ島嶼基布羅列すれば潮水侵入し來れば再び之を流散するに時を要す。故に大洋に面する諸邦に比すれば海潮高低の差大にして五尺乃至七尺なり。潮汐の高低の平均は東京靈岸島を基本とせる者より打算すれば大阪は基本時より後るゝ事二、〇一にして馬關は三、〇六なり、以て如何に潮汐高低遲速の差を考ふるに足らん。陸地をして變革なさしむ者は火山地震等なりと雖も山陽道は由來火山少く又地震も古來より比較的少し。故に山陽道の地勢を變革せしめし者は河川と波濤及び埋立等なり。河川は雨水が化學的變化を起し誘流する岩石細粉を皆流入し下流に運搬し。又河堤兩岸并に河底を流し下流に沈澱せしめ。又は海中に輸送し大デルタを作る。ニル、ミソシビーのデルタは云ふも更なり。伊勢の長島東京の南部は皆河川の成出物たり。又此に由て河川の流域を變ぜしむる事あり。攝津に於ける武庫川、湊川、播磨の加古川、市川、備前の西大川、東大川、備中の河邊川、備後の沼田川、安藝の大川、周防の佐波川、岩國川、推野川、長門の厚東、吉田川等は年々歳々河堤を洗ひ河底を崩し下流に沈澱を生ぜしむ。爲めに甚しき者はデルタを作り全く流域を變ぜし者あり。此に於てか下流に一種の地層を作るに至る。即ち石礫は團結して疊岩を作り。砂粒は砂岸を作るなど大變革をなす。若し日本海の激浪に洗はるゝの地。或は太平洋の狂瀾を受けるの國ならんには下流に沈澱せし者も皆波濤の爲めに撃破され下流に一種の地層を作るに至らずして水蝕作用(Erosion)に由て土を解き砂を去らんと山陽道は既に前に述べし如く瀬戸内海に面すれば潮流は大洋に比しては急激ならず。殊に海岸線屈曲多く島嶼多ければ潮汐も五尺乃至七尺に達する如く緩漫なり。潮流にして緩漫ならん

か其潮流中に含有する固形物を沈澱する事あり。故に山陽道に在ては其大部分に於ては潮汐が陸地を洗ふよりも寧ろ他の固形物を輸送し來るの傾あり。此の如く山陽道は河川の水蝕作用も潮流の比較的緩漫なる爲めに其海岸線は常に變ぜられつゝあるなり。北海の名所安宅は今日洋中に在るは何人も知る所なり。北海に於て陸地の潮汐の爲めに洗ひ去らるゝと同時に山陽に於ては陸地年々歳々南移するを見る。佐々木盛綱が藤戸を渡せし事は善く人口に膾炙する事なれども藤戸の渡果して今日何れの邊にかある。桑田變じて海となるに引換へ山陽道は海變じて桑田となれり。陸地の變革は常に止まずして年々歳々に行はれつゝあるなり。然るを况んや五百有餘年の星霜を経しをや變革なくして止まんや。今川貞世が水壅の跡もて記したる中國街道は果して何れの邊なるや。吾人は現今の地勢も比較對照して考へんとす。

(二) 貞世の行程考證

今川貞世は建徳二年二月廿日京都を出立したり。探題として九州に下るなれば同行の士も多數なりしなるべし。

(中略)

備中國。

かうべ川。

河邊川なるべし一に高梁川と云ひ。上古は川島河と稱せし由。流二十九里にして源を備中の北境に發し備中の諸川を合し國內を貫流して海に入る。其河床傾斜は一里に付き十六尺に當るとかや。

せいやま。

今日何れの所か判然せず知るに由なし。

屋蔭。

矢懸或は矢掛と云ふ地なり。小田郡の中央にありて古よりありし驛なり。今日尙ほ中國街道に當る一驛なり。

道筋。

延喜式に由れば津峴、河邊、小田、後月を所定の驛とす。而て河邊は現今河邊川に沿ふたる下道郡の河邊驛なり。小田は小田郡の小田驛なるべし。後月は現今後月郡の井原なるべし。然れば延喜時代には備前の辛川より加茂村、矢部村、三輪村、柿木村等を経川邊河に至り河を渡り箭田、尾崎等の諸村を通じて矢掛に出て矢掛より小田を通じ井原即ち後月驛に出でしならん。然れば其道路今日の中國街道と異なるなし。貞世も吉備社より河邊に出て河邊より矢掛に出てたりと云へば又此道を通ぜしならん。豊公も武家事記によれば、

備前 岡山 七里 備中 矢懸 七里 備後 相原 七里

とあり矢懸を通ずとあれば此道を通られしなるべし。明治となりては大日本驛程實鑑によれば、

板倉(眞金) 三里八丁十三。川邊 三里十九丁十八。矢掛 三里〇一丁〇七。七日市 二里廿九丁五十八。神邊とあり。即ち中國街道と延喜式の通路及貞世の道豊公の道と對照するも大差なし。

地形。貞世が通ぜしは皆内地にして海岸を去る遠ければ從て地形上に及ぼせる變化少なし。然れども備中全體に付き地形の變化を云へば大に考ふべき者あり。庭瀬、倉敷に付き云はんか此等の地は今日海濱を去る二三里の所にあるも。三百年前天正の頃あたりは海岸たりしなり。用水筆記によれば天正十四年岡越前守其臣千原某に命じて城を庭瀬の海岸に築きし事あり。又正保四年の頃庭瀬の入海は廣四十五間滿潮には二百石の船舶を入るゝを得しとあり。然れば當時船舶此地に出入せしを知るべし。倉敷は天正の薩摩征伐、文祿の役、寛永の島原役などには此地より水夫を出せし由なれば海岸線の此邊にありしを考ふるを得べし。海岸が如何に變ぜしかは右圖小田郡三谷村鷺峯山中の院所藏の備中正保古圖を参照せば判然せん。正保に於て既に況んや建徳の昔に於てをや。都宇、窪屋、淺口郡等に於ける南部の村落は大率三百年以後開墾に係るものなる由岡山縣地理に書けり。即ち其村名の箕島、早島、帶江、黒崎(都宇郡)濱、安江、羽島、水口、中島(以上窪屋郡)片島、西之浦、連島、龜島、爪崎、八島、玉島、乙島、阿賀崎、柏崎(淺口郡)等海岸にありしなるべと思はる地今日は遠く海岸を去れり。以て海岸が如何に南移せしかを考ふるに

足らん。(渡邊世祐)

補遺 せいやま

渡邊文學士は今川貞世の「道行ふり」を基礎として山陽道の地勢を研究せられ備中國に至りてかうべ(河邊)川と屋蔭(矢掛)との間に於ける「せいやま」に就ては「今日何れの所か判然せず知るに由なし」と記されたるが余が居は「せいやま」を距る遠からず曾て一再の踏査もなしたることあれば古老に徴して之を畧説し聊か學士の此編を補ふ所あらんとの微意にて斯くは投しぬ。 永山卯三郎

第一、せいやま 即勢山は今の妹山

位置、備中國吉備郡吳妹村大字妹(舊、下道郡妹村―尾崎と合せて吳妹村と稱す)の西境に在りて西の方小田郡三谷村大字三成(舊、三成村又實成と書せるもあり、横谷と併せて三谷と稱す)に跨る更に往時に浜りて云へば勢山は草壁(三谷村の邊)八田(吳妹、箭田の邊)二郷の境上に屏立する高嶺なり。

名義、次に其妹山と云ひ妹村と云ふに妹字共に「せ」と訓ずの理由如何、その例證擧げて備中志に委し曰はく、

妹、名義不詳、和名抄に吳妹、弟鬚勢と有て萬葉集にも弟の字をせの假字に多く用ひられたれど弟の一字にても濟なるを、延喜民部式に凡諸國部の郡里等の名并二用二字必取三嘉名と有て木の國を紀伊、津の郡を都宇と云ひしが如く、セの音韻エなれば弟に鬚の字を付けて用ひられしなるべし其後何れの頃よりか今の如く又妹の一字とせられしにや名勝考に此村名今は妹と書けり都宇郡妹尾村氏の妹尾みな妹をせと訓めり又和名抄にも庭妹を爾比勢とあり是等義も違ひ例もなき訓なるを年項疑ひて若しくは妹は妹を謬れるにて其妹は和字にはあらずやと思へりしか此頃藻蘆草を見るに川を妹妹川と書きたり延喜式にも妹を「せ」とよめり彼の妹には夫の義、字書にも見えず果して具原氏の和俗制字甚多と云へる類なりき然れば和名抄にももとは庭妹なりしを後に誤り氏も村名も誤りしこと知るべし此故に今是を改めつざるを契沖の古今集の註に和名抄を引て妹を「せ」と誦べき例とせるは考の趣らざるにやあらん云々。 以てセイヤマの勢山にして即ち妹山なるを知れり。

第二、名所としての妹山

名勝考に、下道郡妹村に山市場と云所あり云々。大嘗會和歌集に云、後冷泉院永承元年十一月十五日主基方備中國妹山

下有水居其邊望紅葉。

秋深みうかぶ陰さへなりや川妹山の紅葉色添て見ゆ 藤原家經

第三、故跡としての妹山

(甲)、太平記に見えたる勢山

全書卷十六「西國蜂起官軍進發の事」條下に

延元元年(建武元年)備中には庄眞壁 陶山 成合 新見 多地部の者など勢山を切塞きて鳥も翔けらぬ様に構えたりき云々。

又「將軍自筑紫御上洛の事」條下に

新田左中將の勢既に備中備前播磨美作に充滿して國々の城を責むる由聞えければ頼ノ浦より左馬頭直義を大將にて二十萬騎を差分ちて徒路を上せられ將軍(中略)海上をぞ上られける(中略)かくて船路の勢已に備前の吹上に着けば歩路の勢は備中國の草壁にぞ着きける。

又「備中福山合戦」の條下に

去る程に明くれば五月十五日(延元元年)の宵より左馬頭直義三十萬騎の勢にて勢山を打越へ福山麓四五里が間數百ヶ所に陣を取りて篝を焼きて居たりける云々。

又全卷廿九「越後守石見より引返す事」條下に

上杉彈正少弼八幡より船路を経て備後の鞆へあがる是を聞きて備後備中安藝周防の兵共吾劣らじと馳せつけける程に其勢雲霞の如くにて驟かぬ草木も無かりけり去る程に武藏五郎(高師直が許より師泰の上洛待迎として備前まで差遣せられたる者なり)越後守(師泰)を待ちつけて中國には暫しも逗留せずやがて上洛すと聞えければ上杉取物も取りあへず路を追ひて打止めよとて其勢二千餘騎正月十三日(正平六年)觀應二年の早目に草井地より打立ちて跡を追ひてぞ寄せにける越後守は夢にも之を知らず片時も行く末を急ぐ道なれば西馬に鞭を進めて勢山を打越えぬ小旗一揆川津 高橋 陶山兄弟は遙の後陣に引き殿して未だ龍山の此方に支へたり先陣後陣相阻りて勢の多少も見え分かれれば上杉が先懸の五百餘騎一の後陣に打ちける陶山が百餘騎の勢を目がけて楯の端を敲きて関を作る云々。

是れもと虚實相半ばし而かも「太平記は史學に益なし」とさへ有力なる考證せられたるもの今之を取て此に金科玉條視するは如何にも時代後れの感なきにもあらざるが而かも余輩の見る所を以てせば或事實の上に於ては太平記は頗る樸大誇張に過ぐるの嫌あるにもせよ又或事實の上に於ては又參考とすべき價值尠からざるを信ず殊に此回の引用に於ては數理上又形容上の文字を除くの外は強ち不都合もなければかくなしぬ。實に前數條の記載は如何に勢山が常に軍事上の目標となりて要害に値するかの判断の上に數多の材料を供せしことは讀者の首肯する所ならん。尙ほ備中志には「勢山を切り塞ぎて鳥も翔げらぬ様に構へたり云々」の條下に註して此妹山と東三成（實成）との境に關ヶ鼻と云ふ處あり是より北は伯耆の國まで數十里が間嶮しき山續き南に取ても淺口郡占見道口など皆一圓の海にて今の如く通路なければ此所許りぞ昔の官道にて殊更此處は山と山との間僅かに一町計中に小田川の流れ有り爰を塞げば實に鳥の翔り得ずとぞ思はれける。

と記せり此事實は如何に要寒の地たるかを察するに於て蓋し思半ばに過ぐるものあらん。

此等の事變を距る僅か二十年（正平六年建德二年）の後に過ぎずして今川了後はせいやまを過ぎたるなり。（延元元年に彼れは十二歳 正平六年には二十七歳 建德二年即山陽旅行の時に方りて彼れは四十七歳に相當せり尋常人としては十二歳時代の國家事變の地理的記憶の強固は期し難かるべきも二十七歳時代の事變に至ては無論容易と云ふべきに況して彼れは文武の嗜み深き聞あるに於てをや）今昔の感は確かに彼れの胸間に往來せしなるべく其實地を踏査し地勢の要害を睹るに及では蓋し又俯仰低回去る能はざるものありしなるべく彼の紀行に「せいやま」の顯はるゝもの決して偶然とせざるなり。

因に「福山志料」に勢山を備後にありとすれども紀行と合はず備中志にも亦之を辨妄せり。

(乙)、毛利氏の領地としての勢山

吉備古城記に、天正九年毛利伊豫守元清妹山に繩張地取し給ひ宰相秀元へは猿掛の城を渡し隱居城にせんと元清築き

給ふ折節太閤筑紫陣を催し給ふ往還のさはりなれば山城を皆毀捨平地に御館を作るべき法度を天正四年（十四年の誤字ならんか）に仰出さる是に依て當所も地曳許にて屋倉は建ざる由云々。

と以て妹山がいつまでも東西交通の要衝として如何なる位置にあるかをを知るを足らん。

因に毛利伊豫守元清（初治部少輔、後備中守）は元就の六男にして武勇超然高名度々父の下知によつて備中國に入り三村 植木 石川 伊達 細川等其外國人共を打靡け一國平定の後猿掛城を賜はりて居る叙爵して從四位下侍從と成る其子秀元後輝元の養子となりて毛利の宗家を繼ぐ。

第四、現時の妹山

要之に妹山其山勢峻峻恰も屏風を立てたるが如くに吉備、小田、兩郡の境上に聳ち而かも長く南北殆ど里許の間に延亘し北に進むに従ひて漸次其高さを増し最高點約千五百尺に及ぶ鷲峰山院棒澤寺は其西北方僅に山顛を下り眺望曠豁東北西の三面に繞らせる上腹にありて眞言宗の中本山たり（詳説は略之）妹山は北方に於て其派分れて數派となれるが中に就きて西北に向ふものは最も高峻とす皆起伏綿亘して國の北部山地を成し遠く中國山系に及ぶ、山の南方は山勢急峻直下小田川（流水山下に激して深潭を成す積水空明其深さを知らず俗に云、關ヶ鼻の蒼淵是なり）を隔て、高く猿掛の古城址を仰き人をして一躍殆ど到るべきの思あらしむ、猿掛山は西々南方に遙照山東々南に彌高山を控へて淺口郡との境界を劃せり、此二山共に峯巒蜿蜒遠く東西に亘り高度亦妹山に伯仲すれば彼の往時の山陽道が妹山の南方半腹を上下するの坂路に依りし時代に際しては行客軍旅の往て過ぐるもの仰げば絶壁霄を衝き俯せば斷崖碧潭深幾千仞なるを知らず加ふるに狹隘なる坂路を以す覺えず悚然戰慄せざるもの果して幾人かある。テルモビレーの嶮も到底之には及ばざるべし關ヶ鼻の名實に虚しからざるなり。近來道路改修の舉ありて山下潭上坦途を通じたれば車馬の往來又便を缺かず而かも猶ほ人の其行を危むの所亦以て轉た昔日の勢山が如何に要害の地にありて中國の關門を扼せしかを想起せしむるに足るなり。（歴史地理第四卷、八、九、十二號）

第六十二章 吉備津宮總解文集

左に收載する所のものは、應永元年甲戌の筆録に係り。備中國十一郡より吉備津宮に献進せしもの也。當代に於ける土宜名産と地方名族の分布を觀るに足るものなり。旁々吉備津宮文書の一として其全文を收載す。

備中國十一郡七十二郷 島二

都宇郡 四郷

河面郷 能米 百石

撫川郷 苔 五拾枚

深井土郷 水手米 三石 新庄下村邊ヲ云 嘉應 應永ノ頃開キ高ナラン

深井庄郷 茗荷 露筋少し

賀陽郡 十一郷

庭瀬郷 紅花 百朱

板倉郷 油 四百石

生石郷 索餅 百廿合(合?)

足守郷 農料代手作布百端

大井郷 交易絹 百疋

服部郷 早米 六百石

八田部郷 雜米 八十石

賀陽郡 賀陽友延
日置有光
津守是店(吉)
白江常久

橘重正
紀親恒
源友安
勝是守
王利守
神朝義
海宗長

型部郷 官米 五十斛
日羽郷 薪 二百荷
野山郷 鍛冶 三人
阿宗郷 麻布 九百端

窪屋郡 六郷

大市郷 紺布端

眞壁郷 常樂會衆僧

東阿智郷 杣作夫 十人

三須郷 船車輦少し

美和郷 車牛 十頭

輕部郷 栗毛駒 十疋

下道郡 十一郷

茵庄郷 八丈絹 十疋

河邊郷 檢田供給米 百石

二萬郷 關伽楠 十口

八田郷 安居師御菜少し

穗田郷 唐竈 十口

妹郷 臨時夫五十人

第三編 近古

秦山直末
山直末
伴家元
平守重

失子師吉

膳覺繁大德

久米正恒

茨田種持

忍海鹽取

板本影延

藤本包本

葛木忝貞

板上道角

大中臣行貞

大井里次

櫻井末満

物部末満

秦郷 小豆 八十束
 神原郷 滋立木 千束
 釧代郷 和岩八百籠 (和炭)
 田上郷 唐炭五百袋 (唐炭)
 水内郷 敷板 千枚
 西阿智郷 茜 三十兩
 船穂郷 千魚 五百唯
 間人郷 鯉 卅唯
 占見郷 鹽 百十石
 河村郷 精米 十石
 小坂郷 曳出物 馬十疋
 口林郷 御節料魚 百唯
 大島郷 鯉 五十唯
 小田郡 七郷
 三成郷 搗栗 百石
 草壁郷 生栗 十石
 小林郷 熟柿 六百

内蔵部 綾部 大宅部 健部 安部
 遠正 神武 正 正 正
 則忠 房 持 持 持
 恒 枝 持 持 持
 五百部 有 米 稻 賴 秋 賴 浦 方
 賀茂 財田 佐伯 岡田 百濟 春日 磯上
 五部 茂 有 米 稻 賴 秋 賴 浦 方
 賀茂 財田 佐伯 岡田 百濟 春日 磯上
 賀茂 財田 佐伯 岡田 百濟 春日 磯上

驛里郷 京上夫駒 十疋
 小田郷 花紙 三百帖
 魚漁郷 比魚 百廿丁
 甲努郷 串杭 百廿連

額田部 額田部 額田部
 吉田部 吉田部 吉田部
 土師部 土師部 土師部
 長谷部 長谷部 長谷部
 財清郷 財清郷 財清郷
 的基郷 的基郷 的基郷
 語時郷 語時郷 語時郷
 平家郷 平家郷 平家郷

後月郡 四郷
 荏原郷 相造夫 五十人
 出部郷 苜草 百駄
 足次郷 京料紙 百帖
 縣主郷 堂供養請僧 八人
 哲多郡 六郷
 大飯郷 酒肴菓子 少し
 石蟹郷 文書櫃 八十合
 新見郷 串柿 三百連
 神代郷 神子裝束 少し
 野邊郷 机帳 屏風 少し
 矢田郷 綾綿糸 少し
 英賀郡 六郷
 水田郷 柏板 二十枚

酒井部 酒井部 酒井部
 荏原部 荏原部 荏原部
 水鳥部 水鳥部 水鳥部
 安部 安部 安部
 高安 高安 高安
 氣 氣 氣
 和 和 和